明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十年二月二十九日

○第百六十九回国会 衆議院会議録 第八号（一）

平成二十年二月二十九日（金曜日）

平成二十年二月二十九日
午後五時開議　本会議

○本日の会議に付した案件

平成二十年度一般会計予算
平成二十年度特別会計予算
平成二十年度政府関係機関予算
地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
地方法人特別税等に関する暫定措置法案（内閣提出）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）
所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後九時四十七分開議

○議長（河野洋平君）　これより会議を開きます。

○御法川信英君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

平成二十年度一般会計予算、平成二十年度特別会計予算、平成二十年度政府関係機関予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君）　御法川信英君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。

平成二十年度一般会計予算
平成二十年度特別会計予算
平成二十年度政府関係機関予算

○議長（河野洋平君）　平成二十年度一般会計予算、平成二十年度特別会計予算、平成二十年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長逢沢一郎君。

平成二十年度一般会計予算及び同報告書
平成二十年度特別会計予算及び同報告書
平成二十年度政府関係機関予算及び同報告書
〔本号（二）に掲載〕

〔逢沢一郎君登壇〕

○逢沢一郎君　ただいま議題となりました平成二十年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この予算三案は、去る一月十八日本委員会に付託され、二十五日額賀財務大臣から提案理由の説明を聴取し、二月七日から質疑に入り、基本的質疑、一般的質疑、集中審議、公聴会、分科会、さらには予算委員会としては初めてとなる地方公聴会を行うなど、慎重に審査を重ね、本日、締めくくり質疑の後、採決をいたしたものであります。

まず、予算三案の概要について申し上げます。

平成二十年度一般会計予算の規模は八十三兆六百十三億円であり、前年度当初予算に対して〇・二％の増加となっております。

歳出のうち、政策的な経費である一般歳出の規模は四十七兆二千八百四十五億円であり、前年度当初予算に対して〇・七％の増加となっております。

歳入のうち、公債の発行額は、前年度当初予算を八百四十億円下回る二十五兆三千四百八十億円で、公債依存度は三〇・五％となっております。

特別会計については、統廃合により、その数は二十一となっており、会計間の取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は百七十八兆三千三百九十四億円となっております。

政府関係機関については、政策金融改革により、本年十月に、国民生活金融公庫等の解散と株式会社日本政策金融公庫の設立などが行われることとなっております。

なお、財政投融資計画でありますが、その規模は十三兆八千六百八十九億円で、前年度当初計画に対して二・一％の減少となっております。

審査においては、財政・経済問題、道路特定財源問題、年金・医療等社会保障問題、イージス艦・沖縄問題、地球環境問題、地域活性化対策など、国政の各般にわたって熱心な質疑が行われました。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくして、本日質疑を終局し、採決を行いました結果、平成二十年度予算三案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　三案につき討論の通告があります。順次これを許します。笠井亮君。

〔笠井亮君登壇〕

○笠井亮君　私は、日本共産党を代表して、二〇〇八年度政府予算三案に反対の討論を行います。（拍手）

本日、自民、公明両党が、予算案を初め国税、地方税の歳入関連法案について、与野党の合意もなく、十分な審議を尽くすこともなく各委員会での採決を強行したことに、断固抗議するものであります。

一連の強行採決は、両院議長あっせんを踏みにじる暴挙であり、断じて許すわけにはいきません。

そもそも、今通常国会の冒頭、与党側は、道路特定財源をどんなことがあっても継続するため、前代未聞のつなぎ法案を強行しようとしました。衆議院での三分の二の多数議席ですべてを押し通そうとする与党の暴挙に国民的批判が沸き起こるもとで、一月三十日、両院議長あっせんを与野党が受け入れ、合意したのであります。

総予算及び歳入法案の審査に当たっては、公聴会や参考人質疑を含む徹底した審議を行う、審議を通し、各党間で合意が得られたものについては、立法府において修正する、この与野党合意に基づき、徹底かつ十分な審議を行うことこそ、国会の国民に対する責任であります。

焦点となった道路問題では、五十九兆円の道路中期計画の内訳の資料が二月二十五日にようやく提出されました。それに基づく集中審議が昨日四時間行われたばかりで、いよいよこれから本格審議に入ろうという段階であります。にもかかわらず、審議時間は十分だなどといって、一方的に採決に突き進むのは、両院議長あっせんの精神を真っ向から踏みにじるものにほかなりません。

道路特定財源問題では、道路中期計画を初めとする政府の際限のない道路づくりの矛盾と破綻は明白です。もともと、五十三年前に臨時、暫定の措置として始めた、ガソリン税を道路づくりだけに使うという特定財源が、際限なく高速道路を自動的につくり続ける仕組みをつくり出したのであります。

審議を通じて、道路中期計画の中心は高速道路の建設であり、バブル期に策定された一万四千キロの高規格幹線道路建設を推進するものであり、その上、約七千キロもの地域高規格道路、さらに東京湾口道路など六本もの巨大橋道路を含む、百十もの候補路線まであることが明らかになりました。

私の質問に、冬柴大臣は、庶民の目線で再検討すると答弁しましたが、その検討結果も明らかにしないまま、道路特定財源を続けることは断じて容認できません。ガソリン税は一般財源化し、道路にも、福祉や医療にも使えるようにすることこそ、厳しい財政のもと、国民の要求にこたえる道であります。

福田内閣の初めての予算は、生活者や消費者が主役となる社会へ向けたスタートの年といいながら、貧困と格差を一層拡大するものであります。

小泉・安倍内閣で進められた構造改革路線によって、国民は痛めつけられ、非正規雇用が三人に一人、年収二百万円以下の労働者が一千万人を超えるなど、貧困と格差の広がりは深刻です。政府に求められるのは、こうした実態を生み出した構造改革路線を転換し、国民に軸足を移した予算を編成することにあります。

ところが、本予算案は、社会保障費の自然増二千二百億円を抑制する路線を継続し、年金、医療、介護、障害者施策、生活保護などを切り捨てるものとなっています。

七十五歳以上の高齢者に対し医療の負担増を押しつけ、受けられる医療を制限する後期高齢者医療制度に対して、厳しい国民的批判が起きています。医師不足と地域医療の崩壊にまともな対策をとっていないのであります。

雇用では、我が党が追及した派遣労働の実態が示すように、相次ぐ労働法制の規制緩和によって、低賃金、無権利の非正規労働者がふえ続け、極めて深刻です。日雇い派遣などという非人間的な働かせ方は好ましくないと総理は答弁せざるを得なかったのであります。労働者派遣法の抜本的改正こそ必要であります。

政府は、企業の体質は格段に強化されても、賃金上昇に結びつかず、家計への波及がおくれていると認めました。また、福田総理も、社会保障抑制にも限界があると答弁するなど、政府自身が予算の根幹にかかわる問題を表明しているのであります。にもかかわらず、本予算案を押し通そうとすることには何の道理もありません。

また、庶民には定率減税廃止などの増税が押しつけられる一方で、過去十年間に、大企業には、法人税率の引き下げや租税特別措置の拡大などによって五兆円を超える減税が行われ、大資産家には、所得税の最高税率引き下げや証券優遇税制など二兆円規模の減税が行われてきました。

政府は、こうした逆立ち税制を全く改めず、二〇〇八年度も研究開発減税など大企業減税を拡充し、証券優遇税制も形を変えて残し、大資産家優遇税制を継続しようとしています。史上空前の利益を上げている大企業や大資産家に、その負担能力に見合った税の負担を求めるべきであります。優遇税制に抜本的にメスを入れ、暮らしや福祉のための財源を確保する税制改革こそ必要であり、社会保障の財源確保を口実とした消費税の増税は断じて許されません。

最後に、本予算審議中に二つの重大な事件が起きました。

沖縄での米海兵隊による少女暴行事件に対して、米側に抗議すらできない福田総理の対米従属の姿勢は極めて重大です。また、海上自衛隊イージス艦「あたご」の漁船衝突事件では、防衛省・自衛隊の軍事優先、隠ぺい体質が浮かび上がりました。

ところが、政府は、こうした真相解明に背を向けたまま、五百二十二億円もの米軍再編関係経費や一千七百十四億円ものミサイル防衛関係経費を含む約五兆円の軍事費を押し通そうとしております。アメリカ言いなりで進められている米軍再編と自衛隊の海外派兵型体制づくりの予算は大幅に削減し、社会保障、雇用、農業などに振り向けるべきです。

以上、大企業から国民、家計に軸足を移し、日本経済を立て直す予算への抜本的組み替えこそ今求められていることを強く主張し、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（河野洋平君）　遠藤利明君。

〔遠藤利明君登壇〕

○遠藤利明君　自由民主党の遠藤利明です。

私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となっております平成二十年度一般会計予算、平成二十年度特別会計予算、平成二十年度政府関係機関予算、以上三案に対しまして賛成の討論を行うものであります。（拍手）

最初に申し上げますが、国民生活に直結する大事な予算案の採決を議題とするこの本会議を、共産党を除く野党諸君が欠席するという言語道断の振る舞いに大きな憤りを感ずるものであります。

さて、我が国をめぐる社会経済情勢が大きく変化する中で、政治に求められているのは、将来のあるべき日本の姿を見据え、国民の目線に立って改革を続行していくことであります。

福田総理大臣は、就任後の所信表明演説におい

て、改革を続行していくことで、若者があしたに希望を持ち、お年寄りが安心できる、希望と安心の国づくりを目指すことを表明されました。平成二十年度予算案は、この改革の続行と希望と安心の国づくりという福田内閣の基本姿勢を体現し、財政健全化路線を堅持しながら、国民生活の安心、安全、地域の活性化といった国民のニーズにしっかりとこたえた予算案となっております。

以下、賛成する主な理由を申し上げます。

その第一の理由は、本予算案が地域の活性化、成長力の強化、国民生活の安全、安心といった重要な政策課題にしっかりとこたえている点であります。

具体的には、科学技術振興費の増額など、成長力の源になる施策への重点的な配分、公共事業におけるまちづくり交付金の充実など、地域活力の再生を通じた我が国全体の成長を図るための取り組み、原油価格高騰対策、防災対策、医師確保対策など、真に必要な国民のニーズにしっかりこたえております。

賛成する第二の理由は、全体として、歳出改革路線を堅持し、財政健全化に向けた政府の強い姿勢が示されている点であります。

政府・与党は、累次にわたり国民に対して、二〇一一年度における国、地方の基礎的財政収支の黒字化という財政健全化目標を示して改革に取り組んでおります。

今回の予算編成では、税収の伸びが小幅にとどまるなど、決して容易でない環境ではありましたが、基本方針二〇〇六等に示された歳出見直しの内容を、その二年目においても着実に実現させました。そして、新規国債発行額は四年連続の減額、公債依存度は平成十年来の低水準にまで回復させています。さらに、財政投融資特別会計の金利変動準備金のうち約十兆円を国債の償還に充てることにより、国債残高を圧縮させ、財政再建に向けた政府の力強い意思を示しております。

賛成の第三の理由は、政府の無駄の排除に徹底して取り組んでいることであります。

行政の無駄や非効率を放置したままでは、国民の信頼を得ることはできません。福田内閣では、これまでの見直しが十分でないとの指摘を受けた随意契約について、総理の指導のもと、適正化、透明化に向け徹底した見直しを行っているところであり、平成二十年度予算案においても、こうした取り組みを反映し、四百億円近い削減を実現しております。

また、今回の予算編成と並行して取り組んだ独立行政法人改革を踏まえ、独立行政法人向け財政支出については約千六百億円の削減を実現するとともに、特別会計の歳出を徹底して見直しております。

以上、本予算案に賛成する理由を申し述べました。

委員会での本予算審議の経緯を振り返りますと、本年一月三十日の衆参両院議長のあっせんを尊重し、「徹底した審議を」という言葉どおり、幅広いテーマについて、例年以上に充実した審議を行ってきました。

質疑時間は、昨年を二十時間近く上回る八十五時間、野党委員の一人当たりの質疑時間は、近年では最長になります四時間を超えております。また、予算委員会では初めての地方公聴会の開催、四回の集中審議など、質疑時間だけではなく、国民の関心の高いテーマについて質疑を重ね、地方の声に丁寧に耳を傾け、議論を深めてきました。

このような中、共産党を除く民主党、社民党、国民新党の野党三党は、審議を深められるはずの分科会並びに締めくくり総括質疑を欠席するという暴挙に出ました。これは、ふだん十分な審議時間の確保を主張している野党が、審議を深める機会と責任をみずから放棄したことを意味するのであって、これ以上審議不十分だと主張したところで何をか言わんやであります。

また、民主党を初め野党は、理事会の場で、与党が議長あっせんを破棄したとたびたび主張しましたが、本予算案審議の経緯を見れば、一体どのような根拠でそのようなことが言えるのか全く理解できないのであります。

このように、いたずらに審議引き延ばしを図ろうとした無責任きわまりない野党の姿勢に対しては、毅然と対応しなければなりません。少数意見は尊重いたしますが、少数者の横暴を許すわけにはいかないのであります。

福田総理大臣は、福田内閣の使命が、国民の活力を引き出し、活力ある国民が活躍できる舞台を用意することであると表明されております。今回の予算案は、国民の皆様のために、まさにその舞台を整え、生活の安心、安全を確保し、安定した経済成長を実現するために不可欠なものであります。一日も早い成立を期して、私の賛成討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（河野洋平君）　平成二十年度一般会計予算外二案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（河野洋平君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（河野洋平君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　三百四十七

可とする者（白票）　三百三十六

否とする者（青票）　十一

〔拍手〕

○議長（河野洋平君）　右の結果、平成二十年度一般会計予算外二案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

平成二十年度一般会計予算外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

あかま二郎君　安次富　修君
安倍　晋三君　阿部　俊子君
逢沢　一郎君　愛知　和男君
赤池　誠章君　赤城　徳彦君

赤澤　亮正君　秋葉　賢也君　鍵田忠兵衛君　梶山　弘志君　杉浦　正健君　杉田　元司君　西本　勝子君　額賀福志郎君
麻生　太郎君　甘利　明君　片山さつき君　金子　一義君　杉村　太蔵君　鈴木　馨祐君　根本　匠君　野田　聖子君
新井　悦二君　井澤　京子君　金子善次郎君　金子　恭之君　鈴木　俊一君　鈴木　淳司君　野田　毅君　葉梨　康弘君
井上　喜一君　井上　信治君　上川　陽子君　亀井善太郎君　関　芳弘君　萩生田光一君　萩山　教嚴君
井脇ノブ子君　伊藤　公介君　亀岡　偉民君　鴨下　一郎君　蘭浦健太郎君　萩原　誠司君　橋本　岳君
伊藤信太郎君　伊藤　忠彦君　川崎　二郎君　川条　志嘉君　園田　博之君　鳩山　邦夫君
伊藤　達也君　伊吹　文明君　河井　克行君　河村　建夫君　田中　和徳君　馳　浩君　早川　忠孝君
飯島　夕雁君　石崎　岳君　瓦　力君　木原　誠二君　田中　良生君　浜田　靖一君　林　幹雄君
石田　真敏君　石破　茂君　木原　稔君　木村　太郎君　田村　憲久君　林　潤君　原田　憲治君
石原　伸晃君　石原　宏高君　木村　隆秀君　木村　勉君　田野瀬良太郎君　平　将明君　林田　彪君　原田　令嗣君
稲田　朋美君　稲葉　大和君　木村　義雄君　岸田　文雄君　高市　早苗君　原田　義昭君
猪口　邦子君　今井　宏君　北川　知克君　北村　茂男君　高木　毅君　高鳥　修一君　平井たくや君　平口　洋君
今津　寛君　今村　雅弘君　北村　誠吾君　久間　章生君　竹下　亘君　竹本　直一君　平沢　勝栄君　平田　耕一君
岩永　峯一君　岩屋　毅君　倉田　雅年君　小池百合子君　武田　良太君　武部　勤君　広津　素子君　深谷　隆司君
宇野　治君　上野賢一郎君　小泉純一郎君　小坂　憲次君　棚橋　泰文君　谷　公一君　平田　耕一君　原田　義昭君
浮島　敏男君　臼井日出男君　小島　敏男君　小杉　隆君　谷垣　禎一君　谷川　弥一君　深谷　隆司君　増原　義剛君
江崎　鐵磨君　江崎洋一郎君　木挽　司君　古賀　誠君　谷畑　孝君　谷本　龍哉君　福井　照君　松浪　健太君
江渡　聡徳君　江藤　拓君　後藤　茂之君　後藤田正純君　津島　雄二君　土屋　品子君　福岡　資麿君　松野　博一君
衛藤征士郎君　遠藤　武彦君　河野　太郎君　河本　三郎君　土屋　正忠君　とかしきなおみ君　福田　峰之君　松本　純君
遠藤　利明君　遠藤　宣彦君　高村　正彦君　近藤三津枝君　戸井田とおる君　土井　真樹君　福田　康夫君　松本　洋平君
小川　友一君　小此木八郎君　近藤　基彦君　佐田玄一郎君　渡海紀三朗君　中川　昭一君　藤井　勇治君　三ッ矢憲生君
小里　泰弘君　小野　次郎君　佐藤　剛男君　佐藤　勉君　土井　亨君　中川　泰宏君　藤野真紀子君　三原　朝彦君
小野　晋也君　小野寺五典君　佐藤ゆかり君　佐藤　錬君　徳田　毅君　中根　一幸君　船田　元君　水野　賢一君
小渕　優子君　尾身　幸次君　斉藤斗志二君　坂井　学君　中馬　弘毅君　中森ふくよ君　古川　禎久君　宮腰　光寛君
越智　隆雄君　近江屋信広君　坂本　剛二君　坂本　哲志君　中山　太郎君　中山　成彬君　古屋　圭司君　宮澤　洋一君
大島　理森君　大塚　高司君　桜井　郁三君　櫻田　義孝君　中山　泰秀君　仲村　正治君　保坂　武君　宮路　和明君
大塚　拓君　大野　松茂君　笹川　堯君　清水鴻一郎君　永岡　桂子君　長崎幸太郎君　堀内　光雄君　宮下　一郎君
大野　功統君　大前　繁雄君　清水清一朗君　塩崎　恭久君　長島　忠美君　長勢　甚遠君　牧原　秀樹君　武藤　容治君
大村　秀章君　太田　誠一君　塩谷　立君　七条　明君　並木　正芳君　二階　俊博君　増原　義剛君　村上誠一郎君
岡下　信子君　岡部　英明君　実川　幸夫君　篠田　陽介君　丹羽　秀樹君　丹羽　雄哉君　松浪　健太君　村田　吉隆君
岡本　芳郎君　奥野　信亮君　柴山　昌彦君　島村　宜伸君　西川　京子君　西川　公也君　松野　博一君
加藤　勝信君　加藤　紘一君　下村　博文君　新藤　義孝君　西野あきら君　西村　明宏君　松本　純君
嘉数　知賢君　海部　俊樹君　菅　義偉君　菅原　一秀君　西村　康稔君　西銘恒三郎君　松本　文明君

望月　義夫君　　茂木　敏充君
盛山　正仁君　　森　英介君
森　喜朗君　　森山　裕君
森山　眞弓君　　やまぎわ大志郎君
矢野　隆司君　　谷津　義男君
安井潤一郎君　　保岡　興治君
柳澤　伯夫君　　柳本　卓治君
山内　康一君　　山口　俊一君
山口　泰明君　　山崎　拓君
山中　燁子君　　山本　明彦君
山本　公一君　　山本　幸三君
山本　拓君　　山本ともひろ君
山本　有二君　　与謝野　馨君
吉川　貴盛君　　吉田六左エ門君
吉野　正芳君　　若宮　健嗣君
渡辺　具能君　　渡辺　博道君
渡辺　喜美君　　赤羽　一嘉君
赤松　正雄君　　井上　義久君
伊藤　渉君　　池坊　保子君
石井　啓一君　　石田　祝稔君
上田　勇君　　漆原　良夫君
江田　康幸君　　遠藤　乙彦君
大口　善徳君　　太田　昭宏君
神崎　武法君　　北側　一雄君
佐藤　茂樹君　　斉藤　鉄夫君
坂口　力君　　田端　正広君
高木美智代君　　高木　陽介君
谷口　和史君　　谷口　隆義君
富田　茂之君　　西　博義君
東　順治君　　福島　豊君
冬柴　鐵三君　　古屋　範子君
桝屋　敬悟君　　丸谷　佳織君
鈴木　宗男君　　玉沢徳一郎君
中村喜四郎君　　西村　真悟君

否とする議員の氏名

赤嶺　政賢君　　石井　郁子君
笠井　亮君　　穀田　恵二君
佐々木憲昭君　　志位　和夫君
塩川　鉄也君　　高橋千鶴子君
吉井　英勝君　　江田　憲司君
横路　孝弘君

○御法川信英君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君）　御法川信英君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

地方法人特別税等に関する暫定措置法案（内閣提出）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君）　地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長渡辺博道君。

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び同報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔渡辺博道君登壇〕

○渡辺博道君　ただいま議題となりました三案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、三案の要旨について申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律案は、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の創設、上場株式等の配当・譲渡所得等に対する軽減税率の見直し、公益法人制度改革に対応した規定の整備、自動車取得税及び軽油引取税に係る税率の特例措置の適用期限の延長等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、地方法人特別税等に関する暫定措置法案は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の税率の引き下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に譲与する措置を講じようとするものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、平成二十年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方再生に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として地方再生対策費を設けるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するほか、住宅借入金等特別税額控除を行うことによる地方公共団体の減収額を埋めるため、地方特例交付金として減収補てん特例交付金の創設を図る等の措置を講じようとするものであります。

三案は、いずれも、去る二月十九日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月二十一日増田総務大臣から提案理由の説明を聴取し、翌二十二日から質疑に入り、同日福田内閣総理大臣に質疑を行ったほか、二十六日には参考人からの意見聴取を行うなど、慎重かつ熱心な審査を行いました。本日質疑を終局し、討論を行い、採決いたしましたところ、三案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○御法川信英君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告

を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君）　御法川信英君の動議に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。

平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（河野洋平君）　平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長原田義昭君。

平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び同報告書

所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔原田義昭君登壇〕

○原田義昭君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案は、平成二十年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものでございます。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案は、持続的な経済社会の活性化を実現する観点から、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに寄附税制の見直しを行うほか、法人関係税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、土地・住宅税制、国際課税、道路特定財源諸税等につき所要の措置を講ずるものでございます。

両案は、去る二月十九日当委員会に付託され、翌二十日額賀財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、同日福田内閣総理大臣に対する質疑を行いました。また、二十六日には参考人から意見を聴取し質疑するなど、両院議長あっせんで要請された徹底した審議を行い、本日質疑を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（河野洋平君）　本日は、これにて散会いたします。

午後十時三十八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	福田　康夫君	
総務大臣	増田　寛也君	
法務大臣	鳩山　邦夫君	
外務大臣	高村　正彦君	
財務大臣	額賀福志郎君	
文部科学大臣	渡海紀三朗君	
厚生労働大臣	舛添　要一君	
農林水産大臣	若林　正俊君	
経済産業大臣	甘利　明君	
国土交通大臣	冬柴　鐵三君	
環境大臣	鴨下　一郎君	
防衛大臣	石破　茂君	
国務大臣	泉　信也君	
国務大臣	大田　弘子君	
国務大臣	上川　陽子君	
国務大臣	岸田　文雄君	
国務大臣	町村　信孝君	
国務大臣	渡辺　喜美君	

○議長の報告

（通知書受領）

一、去る二十二日、福田内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第七一号

平成二十年二月二十二日

内閣総理大臣　福田　康夫

衆議院議長　河野　洋平殿

私は、平成二十年二月二十四日（日）午後三時羽田空港発、二月二十五日（月）午後九時同空港着の予定で、大韓民国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

（報告書受領）

一、去る二十六日、内閣から次の報告書を受領した。

国有林野事業の改革のための特別措置法第十七条の規定に基づく平成十八年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一条の規定に基づく平成十八年度における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障委員

辞任		補欠	
	山崎　拓君	上野賢一郎君	
	馬淵　澄夫君	楠田　大蔵君	
	上野賢一郎君	山崎　拓君	
	楠田　大蔵君	馬淵　澄夫君	

予算委員

辞任		補欠	
	岩永　峯一君	藤井　勇治君	
	臼井日出男君	平口　洋君	
	大島　理森君	山本　有二君	
	大野　功統君	西本　勝子君	
	河村　建夫君	長島　忠美君	
	小坂　憲次君	丹羽　秀樹君	
	杉浦　正健君	山内　康一君	
	園田　博之君	中根　一幸君	
	三原　朝彦君	橋本　岳君	
	笹木　竜三君	鈴木　克昌君	

武正　公一君
馬淵　澄夫君
山井　和則君
笠　浩史君
赤松　正雄君
井上　義久君
赤嶺　政賢君
日森　文尋君

議院運営委員
辞任
あかま二郎君
浮島　敏男君

補欠
浮島　敏男君
あかま二郎君

高井　美穂君
西村智奈美君
田名部匡代君
菅　直人君
井上　義久君
赤嶺　政賢君
日森　文尋君
とかしきなおみ君
牧原　秀樹君
松本　大輔君
津村　啓介君
三原　朝彦君
園田　博之君
河村　建夫君
小坂　憲次君
大野　功統君
臼井日出男君
岩永　峯一君
大島　理森君
杉浦　正健君
笠　浩史君
山井　和則君
武正　公一君
馬淵　澄夫君
笹木　竜三君
赤松　正雄君
笠井　亮君
阿部　知子君

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任
秋葉　賢也君
石崎　岳君
岡本　芳郎君
鍵田忠兵衛君
木挽　司君
古屋　圭司君
谷口　和史君
近江屋信広君
岡部　英明君
加藤　勝信君
長崎幸太郎君
馬渡　龍治君
御法川信英君
高木美智代君

補欠
御法川信英君
長崎幸太郎君
加藤　勝信君
近江屋信広君
岡部　英明君
馬渡　龍治君
高木美智代君
鍵田忠兵衛君
木挽　司君
岡本　芳郎君
石崎　岳君
古屋　圭司君
秋葉　賢也君
谷口　和史君

法務委員
辞任
近江屋信広君
河村たかし君
永岡　桂子君
市村浩一郎君

補欠
永岡　桂子君
市村浩一郎君
近江屋信広君
河村たかし君

外務委員
辞任
猪口　邦子君
篠原　孝君
笠井　亮君
杉田　元司君
楠田　大蔵君
石井　郁子君

補欠
杉田　元司君
楠田　大蔵君
石井　郁子君
猪口　邦子君
篠原　孝君
笠井　亮君

財務金融委員
辞任
越智　隆雄君
谷本　龍哉君
小沢　鋭仁君
近藤　基彦君
安井潤一郎君
北神　圭朗君

補欠
安井潤一郎君
近藤　基彦君
北神　圭朗君
谷本　龍哉君
越智　隆雄君
小沢　鋭仁君

文部科学委員
辞任
飯島　夕雁君
岡下　信子君
松野　博一君
木原　誠二君
倉田　雅年君
髙木　毅君

補欠
木原　誠二君
倉田　雅年君
髙木　毅君
飯島　夕雁君
岡下　信子君
松野　博一君

厚生労働委員
辞任
新井　悦二君
井澤　京子君
柚木　道義君
阿部　知子君
石原　宏高君
中根　一幸君
村井　宗明君
保坂　展人君

補欠
中根　一幸君
石原　宏高君
村井　宗明君
保坂　展人君
井澤　京子君
新井　悦二君
柚木　道義君
阿部　知子君

農林水産委員
辞任
飯島　夕雁君
小里　泰弘君
亀井善太郎君
谷川　弥一君

補欠
長島　忠美君
藤井　勇治君
浮島　敏男君
木村　太郎君

中川　泰宏君
丹羽　秀樹君
小平　忠正君
上野賢一郎君
長島　忠美君
藤井　勇治君
山内　康一君
吉田　泉君

経済産業委員
辞任
片山さつき君
近藤三津枝君
丹羽　秀樹君
橋本　岳君
牧原　秀樹君
吉野　正芳君
近藤　洋介君
小野　次郎君
近江屋信広君
髙木　毅君
とかしきなおみ君
永岡　桂子君
西本　勝子君
園田　康博君

補欠
小野　次郎君
近江屋信広君
西本　勝子君
永岡　桂子君
とかしきなおみ君
髙木　毅君
園田　康博君
片山さつき君
近藤三津枝君
吉野　正芳君
牧原　秀樹君
橋本　岳君
丹羽　秀樹君
近藤　洋介君

上野賢一郎君
西本　勝子君
吉田　泉君
杉村　太蔵君
安井潤一郎君
山内　康一君
阿部　俊子君
飯島　夕雁君
亀井善太郎君
谷川　弥一君
中川　泰宏君
丹羽　秀樹君
小里　泰弘君
小平　忠正君

国土交通委員
辞任
小里　泰弘君

補欠
木原　誠二君

大塚　高司君　　上野賢一郎君
亀岡　偉民君　　関　芳弘君
若宮　健嗣君　　清水清一朗君
鷲尾英一郎君　　北神　圭朗君
上野賢一郎君　　安次富　修君
関　芳弘君　　永岡　桂子君
安次富　修君　　大塚　高司君
木原　誠二君　　小里　泰弘君
清水清一朗君　　若宮　健嗣君
永岡　桂子君　　亀岡　偉民君
北神　圭朗君　　鷲尾英一郎君

環境委員

辞任　　補欠
近藤三津枝君　　杉田　元司君
中川　泰宏君　　安井潤一郎君
渡部　篤君　　松本　洋平君
杉田　元司君　　近藤三津枝君
松本　洋平君　　渡部　篤君
安井潤一郎君　　中川　泰宏君

安全保障委員

辞任　　補欠
馬淵　澄夫君　　北神　圭朗君
北神　圭朗君　　鳩山由紀夫君
鳩山由紀夫君　　岡本　充功君
岡本　充功君　　園田　康博君
園田　康博君　　馬淵　澄夫君

予算委員

辞任　　補欠
岩永　峯一君　　藤井　勇治君
臼井日出男君　　井脇ノブ子君
尾身　幸次君　　亀岡　偉民君
小池百合子君　　阿部　俊子君
西銘恒三郎君　　馬渡　龍治君
中川　正春君　　吉良　州司君
安次富　修君　　末松　義規君
髙鳥　修一君　　泉　健太君
岡本　充功君　　西村智奈美君
北神　圭朗君　　田村　謙治君
園田　康博君　　近江屋信広君
井脇ノブ子君　　亀岡　偉民君
臼井日出男君　　髙鳥　修一君
小池百合子君　　安次富　修君
尾身　幸次君　　太田　和美君
岩永　峯一君　　岡本　充功君
西銘恒三郎君　　盛山　正仁君
細野　豪志君　　杉田　元司君
中川　正春君　　北神　圭朗君
原口　一博君　　園田　康博君
山井　和則君　　井脇ノブ子君
笠　浩史君　　臼井日出男君
吉井　英勝君　　小池百合子君
笠井　亮君　　尾身　幸次君
岩永　峯一君
藤井　勇治君
盛山　正仁君
太田　和美君
吉良　州司君
末松　義規君
園田　康博君
田村　謙治君
吉井　英勝君

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任　　補欠
臼井日出男君　　浮島　敏男君
大島　理森君　　葉梨　康弘君
金子　一義君　　土屋　正忠君
河村　建夫君　　北川　知克君
小池百合子君　　小川　友一君
小坂　憲次君　　稲田　朋美君
坂本　剛二君　　御法川信英君
菅原　一秀君　　木原　誠二君
長勢　甚遠君　　小里　泰弘君
野田　毅君　　石原　宏高君
深谷　隆司君　　木原　稔君
三ッ矢憲生君　　牧原　秀樹君
馬淵　澄夫君　　小宮山泰子君
山井　和則君　　吉良　州司君
赤松　正雄君　　西　博義君
笠井　亮君　　吉井　英勝君
阿部　知子君　　重野　安正君
稲田　朋美君　　田中　良生君
浮島　敏男君　　西本　勝子君
小川　友一君　　土井　亨君
小里　泰弘君　　馬渡　龍治君
木原　誠二君　　大塚　拓君
北川　知克君　　猪口　邦子君
葉梨　康弘君　　坂井　学君
吉良　州司君　　松木　謙公君
小宮山泰子君　　末松　義規君
西本　勝子君　　平口　洋君
松木　謙公君　　柚木　道義君
柚木　道義君　　郡　和子君
石原　宏高君　　野田　毅君
猪口　邦子君　　河村　建夫君
大塚　拓君　　菅原　一秀君
木原　稔君　　深谷　隆司君
坂井　学君　　大島　理森君

一、去る二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　　補欠
田中　良生君　　飯島　夕雁君
萩原　誠司君　　山内　康一君
飯島　夕雁君　　田中　良生君
山内　康一君　　萩原　誠司君

法務委員

辞任　　補欠
七条　明君　　丹羽　秀樹君
棚橋　泰文君　　木原　誠二君
古本伸一郎君　　田名部匡代君
丹羽　秀樹君　　西本　勝子君
田名部匡代君　　園田　康博君
園田　康博君　　近藤　洋介君
近藤　洋介君　　楠田　大蔵君
楠田　大蔵君　　西村智奈美君
木原　誠二君　　棚橋　泰文君
西本　勝子君　　七条　明君
西村智奈美君　　古本伸一郎君

財務金融委員

辞任		補欠	
とかしきなおみ君		篠田　陽介君	
平岡　秀夫君		西村智奈美君	
篠田　陽介君		とかしきなおみ君	
西村智奈美君		平岡　秀夫君	

国土交通委員

辞任		補欠	
岡部　英明君		永岡　桂子君	
鈴木　淳司君		佐藤　錬君	
鷲尾英一郎君		北神　圭朗君	
佐藤　錬君		鈴木　淳司君	
永岡　桂子君		岡部　英明君	
北神　圭朗君		鷲尾英一郎君	

安全保障委員

辞任		補欠	
木村　太郎君		谷畑　孝君	
長島　昭久君		田村　謙治君	
馬淵　澄夫君		内山　晃君	
内山　晃君		市村浩一郎君	
田村　謙治君		園田　康博君	
市村浩一郎君		高井　美穂君	
園田　康博君		松木　謙公君	
谷畑　孝君		木村　太郎君	
高井　美穂君		馬淵　澄夫君	
松木　謙公君		長島　昭久君	

予算委員

辞任		補欠	
臼井日出男君		亀井善太郎君	
大島　理森君		丹羽　雄哉君	
大野　功統君		浮島　敏男君	
金子　一義君		髙鳥　修一君	

河村　建夫君
小坂　憲次君
坂本　剛二君
菅原　一秀君
園田　博之君
中馬　弘毅君
長勢　甚遠君
西銘恒三郎君
深谷　隆司君
三ッ矢憲生君
三原　朝彦君
笹木　竜三君
中川　正春君
馬淵　澄夫君
山井　和則君
笠　浩史君
赤松　正雄君
笠井　亮君
赤澤　亮正君
新井　悦二君
片山さつき君
亀井善太郎君
丹羽　雄哉君
御法川信英君
松木　謙公君
吉田　泉君
小川　友一君
太田　和美君
井脇ノブ子君
上野賢一郎君
浮島　敏男君
小此木八郎君

赤澤　亮正君
中森ふくよ君
片山さつき君
安井潤一郎君
御法川信英君
小此木八郎君
薗浦健太郎君
新井　悦二君
中根　一幸君
北川　知克君
吉田　泉君
松木　謙公君
長妻　昭君
田名部匡代君
中川　正春君
田村　謙治君
平岡　秀夫君
福島　豊君
高橋千鶴子君
西本　勝子君
小川　友一君
とかしきなおみ君
井脇ノブ子君
木原　誠二君
上野賢一郎君
太田　和美君
郡　和子君
丹羽　秀樹君
田村　謙治君
臼井日出男君
園田　博之君
大野　功統君
中馬　弘毅君

木原　誠二君
北川　知克君
薗浦健太郎君
平　将明君
髙鳥　修一君
とかしきなおみ君
中根　一幸君
中森ふくよ君
丹羽　秀樹君
西本　勝子君
安井潤一郎君
郡　和子君
田名部匡代君
田村　謙治君
長妻　昭君
平岡　秀夫君
笠　浩史君
福島　豊君
高橋千鶴子君
笠井　亮君
一、去る二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任		補欠	
小川　友一君		鍵田忠兵衛君	
越智　隆雄君		山内　康一君	
佐藤ゆかり君		篠田　陽介君	
谷本　龍哉君		金子　恭之君	
広津　素子君		安次富　修君	
松本　洋平君		松本　文明君	
山本　有二君		西本　勝子君	
安次富　修君		広津　素子君	
鍵田忠兵衛君		小川　友一君	
金子　恭之君		谷本　龍哉君	

大島　理森君
三原　朝彦君
長勢　甚遠君
深谷　隆司君
金子　一義君
坂本　剛二君
三ッ矢憲生君
小坂　憲次君
笹木　竜三君
山井　和則君
中川　正春君
笠井　亮君
赤松　正雄君
馬淵　澄夫君
菅原　一秀君
笹木　竜三君
河村　建夫君
西銘恒三郎君
柴山　昌彦君
萩生田光一君
稲田　朋美君
鈴木　淳司君
亀井　静香君

篠田　陽介君
西本　勝子君
松本　文明君
山内　康一君

国土交通委員

辞任		補欠	
鈴木　淳司君		佐藤ゆかり君	
亀井　静香君		佐藤　錬君	
佐藤　錬君		糸川　正晃君	
柴山　昌彦君		山本　有二君	
萩生田光一君		松本　洋平君	
稲田　朋美君		越智　隆雄君	
糸川　正晃君		亀井　静香君	

予算委員

辞任		補欠	
伊藤　公介君		藤田　幹雄君	
臼井日出男君		山内　康一君	
大島　理森君		西本　勝子君	
河村　建夫君		伊藤　忠彦君	
斉藤斗志二君		安井潤一郎君	
井上　喜一君		髙鳥　修一君	
尾身　幸次君		中根　一幸君	
大野　功統君		越智　隆雄君	
小坂　憲次君		飯島　夕雁君	
長勢　甚遠君		平　将明君	
野田　毅君		平口　洋君	
赤松　正雄君		田端　正広君	
江田　康幸君		谷口　和史君	
金子　一義君		林　潤君	
園田　博之君		清水鴻一郎君	
藤田　幹雄君		井澤　京子君	
田端　正広君		赤松　正雄君	

中馬　弘毅君　藤井　勇治君
赤松　正雄君　大口　善徳君
谷口　和史君　井上　義久君
笠井　　亮君　石井　郁子君
平　　将明君　坂井　　学君
髙鳥　修一君　安次富　修君
中根　一幸君　松本　洋平君
西本　勝子君　杉田　元司君
井上　義久君　桝屋　敬悟君
井澤　京子君　赤澤　亮正君
伊藤　忠彦君　丹羽　秀樹君
清水鴻一郎君　冨岡　　勉君
林　　潤君　篠田　陽介君
平口　　洋君　上野賢一郎君
藤井　勇治君　赤池　誠章君
松本　洋平君　木原　誠二君
大口　善徳君　古屋　範子君
石井　郁子君　笠井　　亮君
赤澤　亮正君　近藤三津枝君
杉田　元司君　盛山　正仁君
丹羽　秀樹君　井脇ノブ子君
深谷　隆司君　遠藤　宣彦君
山内　康一君　亀岡　偉民君
古屋　範子君　石井　啓一君
桝屋　敬悟君　赤羽　一嘉君
笠井　　亮君　塩川　鉄也君
飯島　夕雁君　福田　峰之君
赤羽　一嘉君　上田　　勇君
塩川　鉄也君　佐々木憲昭君
安次富　修君　井上　喜一君
赤池　誠章君　中馬　弘毅君
井脇ノブ子君　河村　建夫君

上野賢一郎君　野田　　毅君
遠藤　宣彦君　深谷　隆司君
越智　隆雄君　大野　功統君
亀岡　偉民君　臼井日出男君
木原　誠二君　尾身　幸次君
近藤三津枝君　伊藤　公介君
坂井　　学君　長勢　甚遠君
篠田　陽介君　金子　一義君
冨岡　　勉君　園田　博之君
福田　峰之君　小坂　憲次君
盛山　正仁君　大島　理森君
安井潤一郎君　斉藤斗志二君
石井　啓一君　赤松　正雄君
上田　　勇君　江田　康幸君
佐々木憲昭君　笠井　　亮君

一、昨二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

石崎　　岳君
萩原　誠司君
逢坂　誠二君
西村智奈美君
鷲尾英一郎君
佐々木隆博君
柚木　道義君
新井　悦二君
飯島　夕雁君

補欠

飯島　夕雁君
新井　悦二君
西村智奈美君
鷲尾英一郎君
佐々木隆博君
柚木　道義君
萩原　誠司君
石崎　　岳君
逢坂　誠二君

財務金融委員

辞任

とかしきなおみ君
原田　憲治君

補欠

福岡　資麿君
大塚　高司君

広津　素子君　冨岡　　勉君
山本　有二君　西本　勝子君
大塚　高司君　原田　憲治君
冨岡　　勉君　広津　素子君
西本　勝子君　山本　有二君
福岡　資麿君　とかしきなおみ君

予算委員

辞任

井上　喜一君　藤野真紀子君
伊藤　公介君　武藤　容治君
河村　建夫君　田中　良生君
小坂　憲次君　中川　泰宏君
斉藤斗志二君　土井　真樹君
園田　博之君　牧原　秀樹君
笠井　　亮君　高橋千鶴子君
尾身　幸次君　土屋　正忠君
大島　理森君　馬渡　龍治君
金子　一義君　萩原　誠司君
田中　良生君　中森ふくよ君
土井　真樹君　原田　憲治君
長勢　甚遠君　橋本　　岳君
野田　　毅君　阿部　俊子君
原田　憲治君　薗浦健太郎君
牧原　秀樹君　木村　太郎君
武藤　容治君　木原　　稔君
赤松　正雄君　上田　　勇君
江田　康幸君　高木美智代君
高橋千鶴子君　赤嶺　政賢君
臼井日出男君　鈴木　馨祐君
薗浦健太郎君　片山さつき君
中馬　弘毅君　松本　文明君

土屋　正忠君　石原　宏高君
橋本　　岳君　清水清一朗君
馬渡　龍治君　広津　素子君
赤嶺　政賢君　佐々木憲昭君
木村　太郎君　とかしきなおみ君
清水清一朗君　矢野　隆司君
藤野真紀子君　山本ともひろ君
佐々木憲昭君　穀田　恵二君
阿部　俊子君　野田　　毅君
石原　宏高君　尾身　幸次君
木原　　稔君　臼井日出男君
片山さつき君　斉藤斗志二君
伊藤　公介君　福岡　資麿君
鈴木　馨祐君
臼井日出男君
斉藤斗志二君
上田　　勇君
赤松　正雄君
江田　康幸君
小坂　憲次君
河村　建夫君
金子　一義君
大島　理森君
中馬　弘毅君
長勢　甚遠君
井上　喜一君
矢野　隆司君
穀田　恵二君
笠井　　亮君
藤井　勇治君
あかま二郎君
佐田玄一郎君
藤野真紀子君
新井　悦二君
冨岡　　勉君
福岡　資麿君

坂本　剛二君　　馬渡　龍治君
菅原　一秀君　　清水清一朗君
杉浦　正健君　　浮島　敏男君
園田　博之君　　永岡　桂子君
中馬　弘毅君　　井脇ノブ子君
長勢　甚遠君　　猪口　邦子君
野田　毅君　　岡部　英明君
深谷　隆司君　　大塚　高司君
武正　公一君　　菊田真紀子君
細野　豪志君　　田村　謙治君
馬淵　澄夫君　　寺田　学君
山井　和則君　　横山　北斗君
笠　浩史君　　川内　博史君
浮島　敏男君　　石原　宏高君
清水清一朗君　　近江屋信広君
冨岡　勉君　　原田　憲治君
藤井　勇治君　　平口　洋君
藤野真紀子君　　土屋　正忠君
菊田真紀子君　　佐々木隆博君
田村　謙治君　　小宮山泰子君
横山　北斗君　　石川　知裕君
石川　知裕君　　鷲尾英一郎君
佐々木隆博君　　太田　和美君
鷲尾英一郎君　　柚木　道義君
あかま二郎君　　臼井日出男君
新井　悦二君　　金子　一義君
井脇ノブ子君　　中馬　弘毅君
石原　宏高君　　杉浦　正健君
猪口　邦子君　　長勢　甚遠君
近江屋信広君　　菅原　一秀君
大塚　高司君　　深谷　隆司君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任　　補欠

とかしきなおみ君　　西本　勝子君

西本　勝子君　　とかしきなおみ君

（議案提出）

一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千八年一月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案

一、去る二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件

千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）の締結について承認を求めるの件

長期優良住宅の普及の促進に関する法律案

独立行政法人気象研究所法案

一、昨二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

後期高齢者医療制度を廃止する等医療に係る高齢者の負担の増加を回避するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（山田正彦君外五名提出）

（議案受領）

一、去る二十六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

領海等における外国船舶の航行に関する法律案

（議案付託）

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四号）

国土交通委員会　付託

（調査要求承認）

一、安全保障委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十一日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国の安全保障に関する事項

二、調査の目的

国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十年二月二十一日

安全保障委員長　嘉数　知賢

衆議院議長　河野　洋平殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十二日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、内閣の重要政策に関する事項
二、栄典及び公式制度に関する事項
三、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項
四、国民生活の安定及び向上に関する事項
五、警察に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、その適正を期するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十年二月二十二日

内閣委員長　中野　清

衆議院議長　河野　洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、裁判所の司法行政に関する事項
二、法務行政及び検察行政に関する事項
三、国内治安に関する事項
四、人権擁護に関する事項
二、調査の目的
裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十年二月二十二日

法務委員長　下村　博文

衆議院議長　河野　洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
国際情勢に関する事項
二、調査の目的
国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため
三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十年二月二十二日

外務委員長　平沢　勝栄

衆議院議長　河野　洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、文部科学行政の基本施策に関する事項
二、生涯学習に関する事項
三、学校教育に関する事項
四、科学技術及び学術の振興に関する事項
五、科学技術の研究開発に関する事項
六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する事項
二、調査の目的
右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十年二月二十二日

文部科学委員長　佐藤　茂樹

衆議院議長　河野　洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、厚生労働関係の基本施策に関する事項
二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項
三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十年二月二十二日

厚生労働委員長　茂木　敏充

衆議院議長　河野　洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項
一、経済産業の基本施策に関する事項
二、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する事項
三、特許に関する事項
四、中小企業に関する事項
五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
六、鉱業と一般公益との調整等に関する事項
二、調査の目的
経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十年二月二十二日

経済産業委員長　東　順治

衆議院議長　河野　洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、環境保全の基本施策に関する事項
二、循環型社会の形成に関する事項
三、公害の防止に関する事項
四、自然環境の保護及び整備に関する事項
五、快適環境の創造に関する事項
六、公害健康被害救済に関する事項
七、公害紛争の処理に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十年二月二十二日

環境委員長　小島　敏男

衆議院議長　河野　洋平殿

（予備的調査報告書写し受領）

一、去る二十二日、予算委員長から議長あて、次の予備的調査報告書の写しを受領した。

決算及び平成二十年度予算の概算要求等に関する予備的調査（中川正春君外百十二名提出、平成十九年衆予調第五号）についての報告書

一、去る二十五日、決算行政監視委員長から議長あて、次の予備的調査報告書の写しを受領した。

中央省庁の補助金等交付状況、事業発注状況に関する予備的調査（松野頼久君外百十一名提出、平成十九年衆予調第六号）についての報告書（第一次）

（質問書提出）

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本銀行総裁の任命基準に関する質問主意書（江田憲司君提出）

九三四二キロの高速道路の整備計画に係る「抜本的見直し区間」に関する質問主意書（江田憲司君提出）

国連の先住民族権利宣言を受けての我が国政府の取り組みに関する第三回質問主意書（鈴木宗男君提出）

近年の冤罪事件を受けて警察庁が公表した「警察捜査における取調べ適正化指針」に関する第三回質問主意書（鈴木宗男君提出）

年金記録照合作業等に関する質問主意書（山井和則君提出）

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中国遺棄化学兵器処理事業に関する質問主意書（阿部知子君提出）

一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国国会における証言に関する第三回質問主意書（鈴木宗男君提出）

沖縄県での米軍人による少女暴行事件に対する外務省の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

学習指導要領改訂案における領土問題についての教育方針に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

年金から天引きされた介護保険料、国民健康保険料等に係る所得課税上の社会保険料控除の取扱いに関する質問主意書（滝実君提出）

国後島北方海域で日本船が拿捕された事件に対する外務省の対応及び邦人保護に対する外務省の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

「竹島の日」を巡る韓国による遺憾表明に対する政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

中国・上海の日本人学校が取り寄せた教材が中国税関から通関拒否を受けている件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省が適正であるとする同省におけるワインの管理方法に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

ミャンマーにおける邦人殺害に係る調査チームの派遣に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

在沖米軍の基地内住宅に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）

社会保険庁におけるねんきん特別便についての電話相談への対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

草の根無償資金援助を巡る債務についての外務省の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

一、昨二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

道路の中期計画に関する質問主意書（江田憲司君提出）

高速道路、高規格幹線道路による「ストロー現象」に関する質問主意書（江田憲司君提出）

全国戦災犠牲者の平和慰霊碑建立に関する質問主意書（滝実君提出）

在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件についての外務省の説明及び管理責任に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

志布志事件を冤罪ではないとした法務大臣の発言及び冤罪に対する政府の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

フィブリノゲン製剤等投与記録三八五九リスト等に関する質問主意書（山井和則君提出）

年金記録統合作業の進捗状況等に関する質問主意書（山井和則君提出）

（答弁書受領）

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員佐々木憲昭君提出財団法人日本美術刀剣保存協会における刀剣審査の規程違反・手続き等の不正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国国会における証言に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還要求行進に対する外務省の関与並びに認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出アフガニスタンにおけるＯＤＡによるＰＲＴへの資金協力に関する質問に対する答弁書
衆議院議員照屋寛徳君提出米海兵隊員による女子中学生暴行事件に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人殺害に対する政府の対応に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出中国・上海の日本人学校が取り寄せた教材が中国税関から通関拒否を受けている件に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における日朝交渉記録文書の欠落に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄県での米軍人による少女暴行事件に対する外務省の対応に関する質問に対する答弁書
衆議院議員照屋寛徳君提出米海兵隊員による女子中学生暴行事件と日米地位協定に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を冤罪ではないとした法務大臣の発言及び冤罪に対する政府の見解に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの管理方法に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員滝実君提出内閣府の計量経済モデルが政治的に歪められている可能性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員滝実君提出日本経済はデフレ状況にはないとの政府見解に関する質問に対する答弁書

平成二十年二月十二日提出
質問第七九号

財団法人日本美術刀剣保存協会における刀剣審査の規程違反・手続き等の不正に関する質問主意書

提出者　佐々木憲昭

財団法人日本美術刀剣保存協会における刀剣審査の規程違反・手続き等の不正に関する質問主意書

公益財団法人である日本美術刀剣保存協会における刀剣審査のあり方、不透明性等について、一昨年来、国会でたびたび取り上げられてきた。私も予算委員会（分科会）や文部科学委員会、質問主意書等において繰り返し問題点を指摘し、公益法人として国民の信頼を得るべく改善の措置等について質してきた。

その後、昨年五月、主務官庁である文化庁は、同協会に実地検査に入り、数項目に渡る指導を行ってきたと聞く。しかしながら、その後、協会執行部は、国会で指摘された数々の問題点に対し、改善の措置を講ずるべく真摯な対応を行っているとは言い難い。私どもの把握しているところによると、審査申請をめぐる協会執行部の関与した疑惑、実態のない「幽霊会員」による申請疑惑の未解明等、様々な問題をかかえているといえる。これらの諸問題を解決することなくして良識ある協会会員や全国の刀剣愛好家からの信頼を回復することはありえないと考える。

以下、質問する。

一　〇七年五月の同協会への実地検査はどのような目的、内容で実施されたものか。改めて質したい。日時、検査項目、聴取対象等具体的に示されたい。

二　実地検査の結果について

①　実地検査の結果を文化庁としてどのような認識で受け止めているか。また、協会に対して検査の結果内容、文化庁の認識等について、いつ、どのような形で通知したか。

②　一昨年来の国会での質疑を踏まえ、協会による「改善」はどのように行われているか。また、文化庁として引き続き「改善」を求める点は何か。明確にされたい。

三　「疑惑はなかった」とする協会執行部の対応について

①　協会執行部は、〇七年（平成十九年）十一月七日付文化庁長官宛の報告書において、「刀剣審査に対する疑惑について、会長以下新執行部が一年間鋭意調査した結果、疑惑に該当する事実はなかった」との回答を行ったと承知しているが、相違ないか。

②　私は、昨年三月二十七日、衆議院文部科学委員会で、複数の協会理事・役員が内部規程に違反して審査の申請を行っていること、非会員であるものが「申請者は会員に限る」との定めに反して、重要・特別重要刀剣の審査に多数申請している問題などを指摘した。その後新たに判明した事実だけでも、平成十四年（二〇〇二年）四月から平成十八年（〇六年）四月の四年間で、非会員からの申請数は「特別重要」七十七件、「重要」二百三十六件、合計三百十三件にも上っている。これらのことを文化庁は把握しているか。

③　昨年五月の実地検査直後からも受付期間外の申請が引き続き行われている。具体的には次の「申請」である。

（A）　平成十九年（〇七年）六月度の受付期間は、六月四日から六日までである（『刀剣美術』同年五月号「掲示板」参照）。しかし、例えば「No.630」の申請物件は、申請日付が六月十二日であり、受付期間外である。ここには「小林常務理事より依頼され六月十三日に打刻」と明記されている。また「No.632」の申請物件は、申請者高橋正法氏、扱者「真玄堂」である。「No.595」以降の申請物件は、申請期限を過ぎてからの受付分であることから、この「真玄堂扱い」の申請物件も明らかに規程違反である。

「真玄堂」とは、「架空の名前を使って申請した」とする疑惑を、私が国会質疑で指摘した刀剣商である。

（B）　同年七月度の受付期間は、七月二日から四日までである（『刀剣美術』同年六月号「掲示板」参照）。しかし、前月同様、受付期間外の申請が行われている。「No.1182」の場合、「二〇〇七年七月十三日ＰＭ三：四五受付　1182から1189の八本は、岩田課長の指示のもと…本日受付」とのメモ書きも添付されている。

主務官庁である文化庁は、これらの不正事例を把握しているか。この申請期限外の受付は一例に過ぎないが、同年六～七月は、国会で審査の透明性、不正な手続き等の問題が指摘され、文化庁としても実地検査に入った直

後である。しかも、具体的な規程違反に関わったものとして現職の「常務理事」や「課長」の名前が挙げられている。これ自体、由々しき問題である。さらに、国会で疑惑を指摘された業者が、繰り返し受付期限外の申請に関わっている。

伊吹文明文部科学大臣（当時）は、〇六年（平成十八年）十月二十日の文部科学委員会で、「一つしかない機関がインサイダーとか行為違反というのと同じ疑いを差し挟まれないように厳正に行動していただくという原点が確立されれば一番いいわけですから、その方向で文化庁が努力すると思います」と答弁している。

文化庁は、この答弁に即していかなる努力を行ってきたか。また、右に指摘した事態について、協会の報告どおり、「疑惑はなかった」とするのか。明確な答弁を求める。

四

「非会員全員が入会した」とする協会の報告について

①　協会執行部は、平成十九年十一月七日付で文化庁に対し、要旨以下のような報告を行ったと承知している。

「『非会員からの申請については、入会後に申請を受け付けている』と説明したが、平成十六年四月の特別重要刀剣等審査の際に非会員申請者がいるとの指摘については、現在、合格した者に対し会員となるべく交渉中である。……なお、平成十七年の重要、平成十八年の特別重要等の各審査の際の非会員申請については、現在調査中であり、調査が済み次第、対応策についても報告する予定である。」

この非会員からの申請問題について、昨年十一月の当該報告以降、協会執行部はいかなる「改善の措置」を講じてきたか。明らかにされたい。

②　協会は今年二月、（A）第十八回（平成十六年四月）特別重要刀剣審査の際、合格者のうち受付時非会員からの申請分については全員が入会した、（B）平成十六年度及び平成十七年度の重要刀剣等審査の際、合格者のうち受付時非会員からの申請分については全員が入会した、との報告を行ったと聞く。この報告が行われたことは事実か。

この報告が事実なら、「非会員全員が入会した」とする内容を、文化庁は容認するか。

③　昨年の予算委員会分科会において私は、同じ会員番号の人が次々と名前を使い分けて申請している実態、いわゆる「幽霊会員」の例を具体的に挙げて、徹底した調査と改善のための指導を求めた（〇七年三月一日予算委員会第四分科会）。先述のように平成十四年四月から平成十八年四月までの四年間で、非会員からの申請は三百十三名にも上る。このなかには、特定の業者が故意に偽名や仮名を使って申請しているものが少なくない。協会の報告通り「非会員全員が入会した」のなら、この架空の名前を使って申請した実態はどのように解明されているか。明らかにされたい。

④　具体的に伺う。『刀剣美術』（〇五年十一月号）において、「重要刀剣」指定物件の一つに「脇指　銘　和泉守国貞　小泉忠雄」と発表されているものがある。当時（平成十七年九月）の受付の際、当該物件申請者の会員番号は「一九九四五」となっている。私どもの調べでは、この会員番号は、存在していない。また、申請者住所に申請者が存在しないことも明らかになっている。改めて確認を求めるが、右「会員番号」「申請者氏名」「申請者住所」は合致しているか。厳密な調査のうえ、明らかにされたい。

⑤　〇五年九月の第五十一回「重要刀剣」審査申請において、他にも同様の疑惑がある。（A）別の人の会員番号で申請（十九件）、そのうち刀剣商「真玄堂」の家族・親族の会員番号を使用したもの（九件）、（B）「真玄堂」の住所で申請したもの（五件）――などが際だった規程違反である。さらに、（C）刀剣商「霜剣堂」が仮の名前（偽名）で申請した物件も二件判明している。

業者との癒着が大きな問題となっているが、これらの実態からも、「根は深い」と指摘されて当然である。「第五十一回重要刀剣等審査の受付について」と題した協会の公告には、「申請人は本協会会員に限ります。」と明記されている。このこと一つを見ても、自らが決めた規程に、協会執行部自らが違反していることは明らかである。

審査規程が遵守されていないことについて、「なぜ、守られていないのか」「問題の所在はどこにあるのか」――と少なくない会員や一般の人々から疑問の声が上がっている。これらの疑問に対して文化庁はいかなる見解をもっているか。明確に示されたい。

⑥　先述のように協会の現職理事や役員など本来「範を垂れる」べく要職にある人物が、率先して規程違反を行っているところに深刻な問題がある。私は、国会質疑で四人の現職理事の具体的違反数を挙げて改善の方向を質した（〇七年三月二十七日、文部科学委員会）。その後の調査では、合計六名の現職理事が違反している。重大なことはこれらの理事がいまだに理事会に在籍していることである。

このような現状で協会が健全な公益性を守ることができると考えるか。考えるならその理由を明らかにされたい。

五

民法の規定にのっとった対応について

伊吹文部科学大臣（当時）は、国会の答弁で「公益法人改革ということが今言われている中で、やはりきちっと国民の信頼を得ていかないと当該団体自体も困るわけです」（前出・予算委員会分科会）と強調している。さらに、「余りに非常識なことが起こっている場合は、…民法の規定にのっとって適切に対処していただくようにお願いをしなければならない」とも述べている（前出・〇七年文部科学委員会）。

この答弁は、きわめて重いものである。民法第六十七条第二項は、「主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命令をすることができる」と定めている。主務官庁の「指導」や「実地検査」を受けた直後にも審査に関わる不正行為を繰り返したり、いわゆる「幽霊会員」の解明も行わずに、「非会員全員が入会した」との態度をとり続ける公益法人に対して、「必要な命令をする」時期であると考える。見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第七九号
平成二十年二月二十二日
内閣総理大臣　福田　康夫
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員佐々木憲昭君提出財団法人日本美術刀剣保存協会における刀剣審査の規程違反・手続き等の不正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員佐々木憲昭君提出財団法人日本美術刀剣保存協会における刀剣審査の規程違反・手続き等の不正に関する質問に対する答弁書

一及び二について

財団法人日本美術刀剣保存協会（以下「協会」という。）に関しては、刀剣及び刀装具の審査等の業務運営について、投書、苦情等が寄せられていたことを踏まえ、文化庁において、業務運営全般について協会の実態を的確に把握することを目的として、平成十九年五月九日から十一日にかけて、①法人の業務の運営状況、②事業の内容及び実施状況、③会計処理、収支及び資産の状況、④予算及び決算の状況に関する定期的な実地検査に加えて、⑤刀剣及び刀装具の審査の手続、⑥平成十六年四月に行われた特別重要刀剣等審査の申請状況、⑦特定の刀剣の審査の実施状況等に関する臨時的な実地検査を行った。

文化庁としては、本実地検査において、協会が平成十六年度の特別重要刀剣等審査において、非会員からの申請、受付期間外の申請、理事等からの申請を受け付けるなど自ら決定した規程等が遵守されていないこと等の問題が確認されたため、平成十九年六月十八日付け文書により、協会に本実地検査の結果を通知し、これらの問題について改善を図るよう指導した。

協会からは、これらの指導事項に関し、同年十一月七日付けで、今後、刀剣及び刀装具の審査について、申請者を協会の会員に限るか否か、受付期間をどのようにするか、理事、職員、審査員及びその親族の申請をどのようにするかについて今後協会内で検討することとし、当面は申請者を会員に限ること、受付期間を厳守すること、理事、職員、審査員及びその一親等以内の親族は申請を自粛することについて改めて理事会で確認したとの報告書を受領し、その後、平成二十年一月三十一日付けで、平成十六年度の特別重要刀剣等審査並びに平成十六年度及び平成十七年度の重要刀剣等審査における合格者であって、申請の際に非会員であったものについては、全員が協会に入会したとの報告書を受領したことから、文化庁としては、近日中に協会に対して再度臨時的な実地検査を行い、改善状況の確認を行うこととしている。

三の①について

文化庁としては、協会から、平成十九年十一月七日付けで御指摘の内容を含む報告書を受領した。

三の②について

協会から文化庁に提出された平成十八年十一月二十七日付けの報告書において、協会の理事が刀剣及び刀装具の審査の申請を行っていたこと、非会員からの御指摘の期間における特別重要刀剣等審査及び重要刀剣等審査の申請件数は合計三百十四件であったこと等が報告されている。

三の③について

文化庁としては、協会が公益法人として適切な法人運営を行い、社会的信頼を確保することが最も重要であると考えており、協会に対し、実地検査等を通じ逐次指導してきているところであり、御指摘の件については、近日中に実施する予定の臨時的な実地検査において確認することとしている。

四の①及び②について

文化庁としては、協会から、平成十九年十一月七日付けで、平成十六年度の特別重要刀剣等審査における非会員の合格者について、会員となるべく交渉中であるとの報告書を受領し、その後、平成二十年一月三十一日付けで、平成十六年度の特別重要刀剣等審査並びに平成十六年度及び平成十七年度の重要刀剣等審査における合格者であって、申請の際に非会員であったものについては、全員が入会したとの報告書を受領した。これらの事実関係については、近日中に実施する予定の臨時的な実地検査において確認することとしている。

四の③及び④について

文化庁としては、御指摘の件について、近日中に実施する予定の臨時的な実地検査において確認することとしている。

四の⑤及び⑥について

文化庁としては、協会による刀剣及び刀装具の審査において、公正性・透明性が確保されることが重要であると認識しており、引き続きこの観点から協会を適切に指導監督してまいりたいと考えている。

また、文化庁としては、協会の理事の選任は、協会の自主的な判断により適正に行われることが望ましいと考えている。

五について

文化庁としては、協会に対して、平成十九年五月に実施した実地検査で指摘した事項について改善を図るよう指導したところであり、これらの指導事項に関して協会から提出された報告書等を踏まえ、近日中に実施する予定の臨時的な実地検査において、改善状況の確認を行うこととしており、その結果を踏まえ必要な措置を講じてまいりたいと考えている。

平成二十年二月十二日提出
質問第八〇号

一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国国会における証言に関する再質問主意書

提出者　鈴木　宗男

一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国国会における証言に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第四八号）を踏まえ、再質問する。

一　身代金の定義如何。

二　一九九九年八月にキルギスで日本人鉱山技師ら四人が誘拐された事件（以下、「日本人誘拐事件」という。）が起きたが、その後「日本人誘拐事件」について、日本政府からキルギス政府に対してなにがしかの金員を支払ったという事実はあるか。

三　一九九一年から一九九八年までの我が国のキルギスに対するＯＤＡ供与額を年ごとに明らかにされたい。

四　「日本人誘拐事件」が発生した一九九九年以降の我が国のキルギスに対するＯＤＡ供与額を明らかにされたい。

五　松田邦紀前外務省欧州局ロシア課長が、「日本人誘拐事件」が起きた後に米ドルの現金を外交行嚢に入れ、キルギスまで運搬したという事実があるか。二〇〇六年三月二十四日の政府答弁書（内閣衆質一六四第一四八号）では「一般に、誘拐事件への対応の詳細については、今後の類似事件への対応に影響を及ぼすおそれがあるので、外務省として明らかにしないこととしており、お答えは差し控えたい。」との答弁がなされているが、右の問いは「日本人誘拐事件」の詳細を問うものではなく、単に松田氏が右の様な行動を取ったか否か、事実関係を問うているものであるところ、再度答弁を求める。

六　前回質問主意書で、当時外務省大臣官房領事移住部長の任に就いていた今井正氏が、「日本人誘拐事件」が発生した際、当時の鈴木宗男内閣官房副長官に対して「日本人誘拐事件」の経緯等について説明をしたという事実はあるか。

七　「日本人誘拐事件」が発生した際、今井正氏が誘拐された邦人を救うための身代金（以下、「身代金」という。）について当時の鈴木宗男内閣官房副長官に説明をし、その決裁を求めたという事実はあるか。右の問いについて、「前回答弁書」では「日本政府として、御指摘の身代金を支払ったという事実はない。」と、何ら明確な答弁がなされていない。今井氏が鈴木宗男衆議院議員に対して「身代金」の説明をし、その決裁を求めたという事実があるのか、今井氏本人に確認を取った上で再度明確に答弁されたい。また、今井氏に確認を取る際は、二〇〇八年二月五日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六九第三一号）に「記録を作成しておらずお答えすることはできない」とあるような、曖昧で不明確な答弁を避け、正確を期すために、①確認を行った人物、②確認を行った場所、③確認の方法、④確認に対する今井氏の回答の内容の四点について記録した文書を作成することを求める。

八　政府は「日本人誘拐事件」の真相を国民に対して明らかにする考えはあるか。キルギスの国会では、「日本人誘拐事件」の際に我が国が支払った身代金がキルギス治安当局者らによって山分けされていた旨の証言が事件当時に解放交渉を担当していた人物によってなされており、「日本人誘拐事件」に際して我が国国民の税金が無駄に遣われたのか否か、国民は極めて高い関心を持っていると思料する。政府はこのまま「日本人誘拐事件」の真相を闇に葬るつもりでいるのか、それとも国民に説明責任を果たす用意はあるのか、政府の考えを述べられたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第八〇号
平成二十年二月二十二日

内閣総理大臣　福田　康夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国国会における証言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国国会における証言に関する再質問に対する答弁書

一について

一般に、身代金とは、人身と引きかえに渡す金であると承知している。

二及び五について

日本政府からキルギス政府へ身代金のために金銭が支払われたという事実はないが、お尋ねの事項も含め、一般に、誘拐事件への対応の詳細については、今後の類似事件への対応に影響を及ぼすおそれがあるので、外務省として明らかにしないこととしており、お答えは差し控えたい。

三について

キルギスに対する我が国の政府開発援助供与額（支出純額）の統計をとり始めた平成四年以降の政府開発援助額（支出純額）は次のとおりである。

平成四年八十二万ドル、平成五年七十八万ドル、平成六年四千四百四十九万ドル、平成七年四千五百八十万ドル、平成八年四千四百二十七万ドル、平成九年千八百五万ドル及び平成十年二千五百十七万ドル。

四について

平成十一年以降のキルギスに対する我が国の政府開発援助供与額（支出純額）は、次のとおりである。

平成十一年六千二百五十一万ドル、平成十二年四千七百七十九万ドル、平成十三年二千三百十五万ドル、平成十四年八百十二万ドル、平成十五年三千百二十三万ドル、平成十六年二千六百六十九万ドル、平成十七年二千九十五万ドル及び平成十八年千七百二十二万ドル。

六及び七について

外務省において保管している文書からは、御指摘の事実は確認できなかった。外務省として改めて御指摘の者に確認する必要はないと考える。

八について

御指摘の「証言」がなされたとの報道は承知しているが、仮に御指摘の「証言」が実際になされたとしても、日本政府として身代金を支払ったとの事実はなく、外務省としては、そのような「証言」は全く根拠がないものと考えている。

平成二十年二月十二日提出
質問第八一号

北方領土返還要求行進に対する外務省の関与並びに認識に関する第三回質問主意書

提出者　鈴木　宗男

北方領土返還要求行進に対する外務省の関与並びに認識に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第四六号）を踏まえ、再度質問する。

一　二〇〇七年十二月二十一日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六八第三二九号）によると、北方領土問題の解決を図る上で、内閣府は主に国民世論の啓発、外務省はロシアとの交渉をそれぞれ主に担当しているとの答弁がなされているが、北方領土問題についての国民世論の啓発、喚起について外務省はどの様な関与をしているのか明らかにされたい。

二　北海道根室市、根室管内の別海町、中標津町、標津町、羅臼町で構成される北方領土隣接地域振興対策根室管内市・町連絡協議会（以下、「協議会」という。）の主催で二〇〇七年十二月一日に行われた北方領土返還要求をアピールする北方領土返還要求行進（以下、「行進」という。）に外務省が職員を職務として参加させなかったことにつき、前回質問主意書で、「行進」当日に欧州局長やロシア課長等、外務省内の担当部局の幹部もしくは職員が当日に参加する、もしくはせめて高村外務大臣のメッセージを代読することにより、「協議会」はじめ北方領土問題関係団体に対する鼓舞、激励になり、国民世論の更なる喚起につながったとは考えないのかと問うたところ、「前回答弁書」で「先の答弁書（平成二十年一月二十九日内閣衆質一六九第三号）一についてで述べたとおり、北方領土問題については、我が国とロシア連邦との間で交渉を行っているところであり、お尋ねの点を含め、同問題に関連した行事への外務省の対応に関する検討の具体的内容について公にすることは、交渉上不利益を被るおそれがあることから、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされているが、外務省はこれまでの答弁書、例えば内閣衆質一六八第三七九号の答弁書でも「職務として職員を派遣するか否かなどについては、行進の主催者からの要請の有無等を踏まえ、適切に対応した」と答弁している。右の問いに答えることが何をもって「交渉上不利益を被るおそれ」になると外務省は考えるのか。こちらが問うているのは、「協議会」はじめ主催者から直接「行進」当日の参加を依頼されなくとも、ロシアと直接北方領土問題の交渉を行う外務省の職員が「行進」に自主的に職務として参加することにより、「協議会」はじめ北方領土問題関係団体、元島民の方々への鼓舞激励となり、国民世論のより大きな喚起になったのではないか、また、なぜそのことに外務省が思いを馳せないのかと、外務省における検討内容の詳細ではなく、外務省の姿勢を問うているのである。右に述べた、「行進」に外務省職員が職務として参加することによる意義について、外務省としてどの様な見解を有しているのか明らかにされたい。

三　閣議を経て正式に答弁内容が決定される質問主意書に対する答弁書において、なぜ二の答弁の様な、質問の趣旨から外れた答弁が認められるのか明らかにされたい。

四　二の政府答弁は、外務省による誠実な答弁であると考えるか。福田康夫内閣総理大臣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六九第八一号
平成二十年二月二十二日

内閣総理大臣　福田　康夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還要求行進に対する外務省の関与並びに認識に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還要求行進に対する外務省の関与並びに認識に関する第三回質問に対する答弁書

一について

外務省では、北方領土問題に関する我が国国民一人一人の正しい認識を深めることを目的として、北方領土問題に関する説明資料を作成し配布するとともに、インターネットを通じた広報、元島民による講演等の事業を実施している。

二について

外務省としては、先の答弁書（平成二十年一月二十九日内閣衆質一六九第三号）の二及び三についてでお答えしたとおり、御指摘の行事への関与及び協力の在り方は適切であったと考えているものであり、外務省職員が御指摘の行事に自主的に参加することに反対しているものでも、参加する意義を否定しているものでもない。

三及び四について

政府としては、二についてでお答えしたとおり、御指摘の「質問の趣旨から外れた答弁」がなされたとは考えておらず、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対して誠実に答弁していると認識している。

平成二十年二月十二日提出
質問第八二号

アフガニスタンにおけるＯＤＡによるＰＲＴへの資金協力に関する質問主意書

提出者　辻元　清美

アフガニスタンにおけるＯＤＡによるＰＲＴへの資金協力に関する質問主意書

二〇〇八年二月一〇日の報道によると政府は、アフガニスタンにおいて米軍やＮＡＴＯ軍が行う軍民一体型の復興支援活動ＰＲＴの資金の一部を政府開発援助（ＯＤＡ）で肩代わりしていることが明らかになった。ＰＲＴは軍民一体の復興支援活動であり、これまでのＯＤＡの基本原則との整合性において問題があるばかりではなく、現地における日本のＮＧＯ活動にも影響を与えかねない。よって以下、質問する。

1　政府は、アフガニスタンにおいて外国軍が行うＰＲＴ活動に日本が資金協力できるとする法的根拠を示されたい。

2　アフガニスタンにおいてＯＤＡ資金の援助をうけて実施された、あるいは実施されているＰＲＴのプロジェクトの実施主体と実施内容をすべて示されたい。

3　ＯＤＡ資金の対象となるプロジェクトは、通常受益国の要請に基づくと理解しているが、前記の援助対象プロジェクトは現地政府の要請によるものか、外国軍の要請に基づくものなのか示されたい。

4　前記以外で二〇〇二年度以降に政府がアフガニスタンに拠出したＯＤＡをすべて示されたい。

5　アフガニスタンで活動する日本のＮＧＯなどが、アフガニスタンでのＰＲＴ活動について援助活動が軍と一体化しているとして攻撃を受けるなどの懸念を表明しているが、それについて政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第八二号
平成二十年二月二十二日
内閣総理大臣　福田　康夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出アフガニスタンにおけるＯＤＡによるＰＲＴへの資金協力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出アフガニスタンにおけるＯＤＡによるＰＲＴへの資金協力に関する質問に対する答弁書

1及び2について

我が国はアフガニスタンにおける地方復興チーム（以下「ＰＲＴ」という。）に資金協力を行っていない。なお、我が国は、北大西洋条約機構との間で、アフガニスタン復興支援に関し、ＰＲＴと連携しつつ、初等教育、職業訓練、医療及び衛生の分野での活動を実施する非政府組織（以下「ＮＧＯ」という。）等が実施するアフガニスタン国民が直接裨益する支援事業に対して、我が国政府が草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じ支援する枠組みを構築した。これまでに十三件の事業が実施されており、これらの事業の実施主体は、我が国無償資金協力の支援を受けるＮＧＯであって、ＰＲＴではない。

3について

1及び2についてで述べた事業の要請は、すべて当該事業の実施主体となっているアフガニスタンで活動するＮＧＯによるものである。

4について

我が国は、平成十三年九月以降これまでにアフガニスタンに対して総額約十二億五千万ドルの政府開発援助（ＯＤＡ）による支援を実施してきており、その内訳は、以下のとおりである。

①　人道支援（難民・避難民支援、食糧支援等）として総額約一億八千二百万ドル。

②　政治プロセス・ガバナンス支援（暫定・移行政権への行政経費支援、選挙人登録・選挙実施支援等）として総額約一億六千五百万ドル。

③　治安の改善支援（元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰及び非合法武装集団の解体支援、地雷対策支援等）として総額約一億九千三百万ドル。

④　復興支援一般（インフラ整備、農業・農村開発支援、教育支援等）として総額約七億千七百万ドル。

5について

政府としては、アフガニスタン復興支援を推進するに当たり、これまで同様、援助関係者との情報共有等を通じてその安全確保に努めていく考えである。

平成二十年二月十三日提出
質問第八三号

米海兵隊員による女子中学生暴行事件に関する質問主意書

提出者　照屋　寛徳

米海兵隊員による女子中学生暴行事件に関する質問主意書

またしても米海兵隊員による女子中学生に対する極悪非道な暴行事件が発生した。事件は、二〇〇八年二月十日午後十時半頃、沖縄県北谷町において、在沖海兵隊キャンプ・コートニー所属タイロン・ルーサー・ハドナット二等軍曹が、女子中学生に対して強姦を働いた容疑で逮捕されたものである。ハドナット容疑者による今回の事件は、計画的かつ執拗な犯行であり、少女の尊厳と人権を無視する悪質で許し難い蛮行と言わざるを得ない。

沖縄には、膨大な米軍基地が存在しており、沖縄県民は、基地あるが故の、軍隊が駐留するが故の事件・事故によって苦しめ続けられている。日米両政府は、事件・事故が発生するたびに「綱紀粛正」「再発防止」などと唱えるが、何ら具体策は提示されず、実効性を持たない事が、この種の事件が続発する実態に照らせば明らかである。今回のような少女の尊厳・人権を踏みにじる卑劣な事件の再発を防止する唯一、実効ある方策は、沖縄から全ての米軍基地を撤去する事である。今回の事件の特徴的な事実は、基地外の容疑者宅に関連して事件が発生した事である。日米両政府は、再発防止のための米兵に対する「教育プログラム」の充実などに言及するが、これらの方策は、もはや実効性を有しないものであると断言せざるを得ない。

被害者少女とその家族の心痛を思うとき、胸が張り裂けんばかりであり、強い怒りを禁じ得ない。事件に関して、被害に遭った少女には何らの落ち度もない。責められるべきは、言葉巧みに少女を誘い出し、強制力を行使して犯行に及んだハドナット容疑者である。

以下、質問する。

一　政府は、今回の極悪非道なハドナット容疑者による女子中学生への暴行事件発生をどのように認識し、米国政府並びに在沖米軍に対して、如何なる抗議と申し入れを行ったのか。また、今度の事件発生を契機に、如何なる実効性ある方策を取ろうとするのか、具体的に示した上で、政府の見解を示されたい。

二　今回の事件は、米軍基地外に居住するハドナット容疑者宅に関連して発生している。沖縄には、沖縄市をはじめ、北中城村、嘉手納町、北谷町、読谷村、うるま市など多くの市町村の住宅街に米兵が居住している。報道によると、米軍には、一定の階級や配偶者を有する者に対して、或いは年齢や性別によって、基地外居住を認める内規があるようだ。政府が承知する係る内規を明らかにした上で、これに対する見解を示されたい。

三　本来、軍人の居住空間は、軍隊の施設内に限られるべきである。在日米軍人の基地外居住要件は、ＮＡＴＯ軍や在韓米軍等、他国の駐留米軍受け入れ国における要件や基準と比較した場合、その実態はどうなっているのか、具体的に明らかにされたい。

四　今回の事件の実態に照らし、基地外に居住する米軍人・軍属の行動規制や管理が必要と思われる。政府には、米軍に対して係る要求を行う意思があるのか、見解を示されたい。

五　二〇〇七年十二月末現在における在沖米軍の軍人・軍属とその家族の数を、陸・海・空軍、海兵隊の四軍別に類別し、これらのうち、基地内と基地外に居住する者の区別を明らかにした上で、基地外居住者に対する政府の見解を示されたい。

六　基地外に居住する米軍人・軍属は、住民登録を行う義務もなく、当該自治体にとっては、その実数を正確に掌握する事が不可能である。そのために、防犯対策や行政運営上、多大な支障を来たしている実態がある。政府は、この現状をどのように受け止め、改善策を講じていこうとするものか、見解を示されたい。

七　今回の事件を受けて最も重要なのは、被害少女に対する十分な精神的ケアである。現時点において、今回のような被害女性がカウンセリングを受ける事は、法制度上、担保されていない。政府は、今回の事件に鑑み、性的犯罪被害者に対する精神的ケア、カウンセリング等の方法について、法制度上どのように考え、如何なる対策を講じていくつもりか、見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第八三号
平成二十年二月二十二日
内閣総理大臣　福田　康夫
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出米海兵隊員による女子中学生暴行事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員照屋寛徳君提出米海兵隊員による女子中学生暴行事件に関する質問に対する答弁書

一及び四について

政府としては、これまで累次にわたり米側に対し、在日米軍の綱紀粛正や事件・事故の再発防止を求めてきたにもかかわらず、今般、沖縄県に駐留する在日米海兵隊に所属する二等軍曹による日本人女子中学生に対する暴行被疑事案（以下「本件事案」という。）が発生したことは極めて遺憾であると考えている。

外務省においては、本件事案発生から平成二十年二月十三日までに、次のとおり、米側に対してかかる遺憾の意を伝えるとともに、在日米軍の綱紀粛正や事件・事故の再発防止の徹底を申し入れたところである。

同月十一日、西宮北米局長からドノバン駐日米国臨時代理大使に対して申入れを行うとともに、今井沖縄担当特命大使からジルマー在日米海兵隊基地司令官に対し申入れを行った。

同月十二日、薮中外務事務次官からドノバン駐日米国臨時代理大使に対し申入れを行った。

同月十三日、小野寺外務副大臣が沖縄県を訪れ、ジルマー在日米海兵隊基地司令官に対し申入れを行った。さらに、高村外務大臣からシーファー駐日米国大使及びライト在日米軍司令官に対し申入れを行った。

同月十三日に行われた高村外務大臣によるシーファー駐日米国大使に対する申入れにおいては、これまでとられた在日米軍の事件・事故の再発防止策を再点検するよう併せて申し入れたところである。

また、防衛省においても同月十一日、真部沖縄防衛局長からジルマー在日米海兵隊基地司令官に対して申入れを行うとともに、地引地方協力局長からライト在日米軍司令官に対し申入れを行った。その翌日、寺田防衛大臣政務官からシーファー駐日米国大使に対し書面にて申入れを行った。

政府としては、既に米側に対し、我が国に所在する施設及び区域外に居住する在日米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対する教育プログラムを含めて在日米軍の事件・事故の再発防止策の再点検を求めており、また、地元の実情等も踏まえつつ、我が国に所在する施設及び区域外に居住する在日米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族の状況把握の在り方に関し、いかなる対応が適切なのかを含め、在日米軍の事件・事故の再発防止に向けてより実効的な対策について日米間で検討を行っているところである。

二について

米側から、在日米軍は、米軍の構成員が施設及び区域外に居住するに当たって、原則として次に掲げる者を対象に各施設及び区域の状況等を勘案して個別に許可を行っているとの説明を受けている。

イ　在日米空軍については、兵長から三等兵までの単身者であって配属が三年に満たない者及び特定重要配置に配属される者を除くすべての軍の構成員。

ロ　在日米海兵隊については、特定重要配置に配属される者及び三等軍曹以下の単身者を除くすべての軍の構成員。ただし、二等兵から三等軍曹までの者については、次のいずれかの条件を満たす場合は、施設及び区域外に居住することができる。

①司令部による支援を受けない扶養者を得たとき

②軍の構成員の配偶者と所帯を設けるとき

③妊娠二十週に達したとき

④別居又は離婚により、大量の家具を得たとき

ハ　在日米海軍については、給与水準が上等水兵以下に該当する単身者であって、海上の部隊に配属されている者を除くすべての軍の構成員。ただし、陸上勤務を命ぜられた単身者であって、施設及び区域内の住宅が無い旨の証明を得て、かつ、司令官の承認を得た場合は、二等水兵から大将までの給与水準に該当する在外住宅手当を受け、施設及び区域外に居住することができる。また、海上勤務を命ぜられた単身者であって、給与水準が四等兵曹（四年以上服務を要する。）以上に該当する者については、司令官の承認を得た場合は、在外住宅手当を受け、施設及び区域外に居住することができる。

ニ　在日米陸軍については、二等軍曹以下の者及び特定重要配置に配属される者を除くすべての軍の構成員。ただし、九十五パーセントの施設及び区域内の住宅居住率が達せられない限り、すべての軍の構成員は施設及び区域外に居住することが許可されない。

三について

政府としては、諸外国における駐留米軍の施設及び区域外の居住基準について承知していない。いずれにせよ、駐留米軍をめぐる様々な条件は国により異なることから、在日米軍の施設及び区域外の居住基準と諸外国における駐留米軍の施設区域外の居住基準を比較することは困難である。

五及び六について

平成二十年二月二十日現在、米側から、同年一月三十一日時点において、沖縄県には、米軍の構成員二万二千七百七十二名、軍属二千三百八名及び家族一万九千八百八十三名の合計四万四千九百六十三名が居住し、そのうち三万四千二百十五名が施設及び区域内に居住し、一万七百四十八名が施設及び区域外に居住している旨の説明を受けているが、その他の点については引き続き米側に照会しているところである。政府としては、米側から、米軍の構成員等が施設及び区域外に居住するに当たっては、基準を設けて対応してきている旨の説明を受けているが、本件事案を受けて、施設及び区域外に居住する米軍の構成員等についての現状を把握するために、いかなる対応が適切なのか検討しているところである。

七について

犯罪被害者等への支援については、犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）に基づき、「犯罪被害者等基本計画」（平成十七年十二月二十七日閣議決定）を策定して、府省庁横断的な対策を講じることとしている。

お尋ねの「性的犯罪被害者に対する精神的ケア、カウンセリング等の方法」としては、警察において、犯罪被害者等に対し、必要に応じて外部の精神科医等にカウンセリングの委嘱を行うなど精神的被害の回復を支援している。また、精神保健福祉センター及び保健所において実施している精神保健に関する相談や児童相談所において実施している子どもに関する相談の中で、性犯罪被害者を含む精神的ケアを必要とする方への対応を行っている。さらに、厚生労働省の補助金事業として実施している病院、精神保健福祉センター、児童相談所等に勤務する医師、保健師等を対象としたＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修会の中で、性暴力被害をテーマとした研修を行い、資質の向上を図っているところである。

今後とも、これらの施策を通じて、性犯罪被害者を含む精神的ケアを必要とする方への対応を図ってまいりたい。

平成二十年二月十三日提出
質問第八四号

ミャンマーにおける邦人殺害に対する政府の対応に関する再質問主意書

提出者　鈴木　宗男

ミャンマーにおける邦人殺害に対する政府の対応に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第三五号）を踏まえ、再質問する。

一　二〇〇八年二月十三日付の新聞に、ミャンマー軍事政権の迫害により昨年十月タイに逃れたミャンマー人僧侶ケーサーインザ氏のインタビュー記事が掲載されている。右記事によると、ケーサーインザ氏は二〇〇七年九月に日本人ジャーナリストの長井健司さんがミャンマー軍兵士に射殺された事件（以下、「射殺事件」という。）につき、「約一メートルの至近距離から狙い撃ちされた」と、「射殺事件」を偶発的事故だと主張するミャンマー政府の発言を真っ向から否定する証言（以下、「証言」という。）をしているが、政府は「証言」の内容を把握しているか。

二　ケーサーインザ氏は「射殺事件」を直に目撃した人物であり、またタイに身を寄せることを余儀なくされ、常に危険にさらされている立場にあると考える。その様な環境にある人物が「射殺事件」について証言を行うのは初めてであり、ケーサーインザ氏が危険を承知の上で行った「証言」は極めて信憑性が高く、我が国が「射殺事件」についてミャンマー政府に抗議し、申し入れを行う上で非常に有効なものになると考えるが、政府は「証言」をどの様に活かす考えでいるのか説明されたい。

三　これまで我が国が他国に対して課した全ての経済制裁につき、その対象国、発動年月日、発動理由及び制裁内容等を明らかにされたい。

四　「射殺事件」は「証言」にある様に明らかにミャンマー軍兵士による故意の射殺であり、ミャンマー政府が「偶発的事故」と主張するのは全く誠意がなく、我が国として受け入れられないものであると考える。政府が「射殺事件」についてミャンマー政府に対して累次にわたり抗議、申し入れを行ってきているのは承知しているが、事件発生から既に約五カ月が経過した今も、ミャンマー政府からは何ら事件の真相究明についての誠意ある回答はなく、また、長井さんが所持していたビデオカメラの返却も実現していない。「前回答弁書」でも政府は「現在ミャンマー政府への申入れを継続していることから、長井健司氏死亡事件を受けての我が国のミャンマー政府への対応の具体的内容については、我が国政府による申入れを踏まえたミャンマー政府の対応を見極めた上で、慎重に検討すべきものと考えている。」と、これまでの答弁書同様、あくまでミャンマー政府の出方を見た上で対応を考える旨の悠長な見解を示しているが、事件発生から今日まで実質的回答をしていないということが、まさに政府が右の政府答弁で「対応を見極めた上で、慎重に検討すべきものと考えている」とするミャンマー政府の対応であり、右の対応ぶりを見る時、我が国が経済制裁を発動するに足る十分な理由になると考えるが、政府の見解如何。

五　四の政府答弁にある対応では、今後「射殺事件」の真相究明は実現せず、結局「射殺事件」が風化していくのみであると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六九第八四号
平成二十年二月二十二日
内閣総理大臣　福田　康夫
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人殺害に対する政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人殺害に対する政府の対応に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道については、承知している。

二について

長井健司氏死亡事件については、政府として、様々な情報を踏まえつつ、ミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という。）政府に対し、日本の警察当局の分析によれば、長井健司氏は極めて至近距離から撃たれたと推定されることなどを指摘し、本件の真相究明等について申入れを継続している。

三について

お尋ねについては、「これまで我が国が他国に対して課した全ての経済制裁」の具体的な範囲が必ずしも明らかでなく、また、詳細について改めて調査を要するため、お答えすることは困難である。

四及び五について

二についてで述べたとおり、現在ミャンマー政府への申入れを継続していることから、長井健司氏死亡事件を受けての我が国のミャンマー政府への対応の具体的な内容については、我が国政府による申入れを踏まえたミャンマー政府の対応を見極めた上で、慎重に検討すべきものと考えている。

平成二十年二月十三日提出
質問第八五号

中国・上海の日本人学校が取り寄せた教材が中国税関から通関拒否を受けている件に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

中国・上海の日本人学校が取り寄せた教材が中国税関から通関拒否を受けている件に関する質問主意書

一　二〇〇八年二月十一日付の新聞は、中国・上海の上海日本人学校浦東校が日本から取り寄せた地理に関する教材約八百冊（以下、「教材」という。）が、中国税関当局による通関を拒否されている状態にあると報じているが、なぜ「教材」の通関が認められていないのか、政府が把握している理由について説明されたい。

二　一の新聞報道によると、「教材」の通関を中国の税関が認めないのは、「教材」の中で中国が領有権を主張している尖閣諸島が日本領と表示されている部分があるからとのことであるが、右は事実か。

三　二〇〇七年十二月十四日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六八第二九五号）では、二〇〇五年四月に中国・大連にある日本人学校が輸入しようとした副教材が、通関上の検査を理由として六十五日間にわたり留置された事例が明らかにされ、また、「一般に、日本人学校は現地の法令に準拠して設立・運営されているものであり、大連日本人学校の関係者も、中国の法令を遵守して学校運営に当たるとの方針の下、本件につき争う考えを有していなかったこともあり、中国政府に対して抗議はしていない。」と、政府として右の件について抗議をしていないことを明らかにしている。中国に限らず外国において日本人学校を開設し、運営する際に、現地の法令を遵守することは当然であると考えるが、学校で使用する教材の内容が中国政府の方針とそぐわないことを理由に教材が留置されても抗議をしないということは、学校における教育内容についても現地政府の意向を忖度する必要があると政府が考えているということか。

四　我が国にある外国人学校で使われている教材を、その内容が我が国の見解と異なるという理由で我が国の税関で通関を拒否したという事例が過去にあるか。あるならば、その事例を全て挙げられたい。

五　今回「教材」の通関が認められていない件につき、政府は中国政府に対して抗議を行っているのか。

六　五で、抗議を行っていないのならば、それは中国における日本人学校での教育内容は、中国政府の方針に沿ったものでなければならないと政府が認識しているということか。

七　六で、そう認識しているのなら、また、「教材」の通関拒否の理由が尖閣諸島に関するものならば、それは「尖閣諸島をめぐる領土問題は存在していない。」と政府が答弁している二〇〇五年十一月四日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六三第三九号）と齟齬をきたすものであり、何より教育という我が国の主権に対する中国の侵害に屈するものになると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六九第八五号
平成二十年二月二十二日
内閣総理大臣　福田　康夫
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出中国・上海の日本人学校が取り寄せた教材が中国税関から通関拒否を受けている件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出中国・上海の日本人学校が取り寄せた教材が中国税関から通関拒否を受けている件に関する質問に対する答弁書

一、二及び五について

現在、お尋ねの「教材」が留め置かれている理由について、中国側に照会するとともに、早期通関に向け、中国側に働きかけを行っているところである。

三、六及び七について

日本人学校における教育については、我が国の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）、小学校学習指導要領（平成十年文部省告示第百七十五号）及び中学校学習指導要領（平成十年文部省告示第百七十六号）等に基づき行われるものであり、これは「教材」の輸入に係る現地政府の意向に沿って変更されることはない。

四について
　現行の輸出又は輸入に関する法令においては、その内容が我が国の見解と異なる教材の輸出又は輸入は規制されておらず、我が国にある外国人学校で使われる教材について、お尋ねのような理由により、我が国税関が通関を拒否した事例はないと承知している。

平成二十年二月十三日提出
質問第八六号

外務省における日朝交渉記録文書の欠落に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

外務省における日朝交渉記録文書の欠落に関する質問主意書

一　二〇〇二年九月に小泉純一郎元首相が北朝鮮を訪問（以下、「小泉訪朝」という。）したが、「小泉訪朝」以前に日朝交渉は何度行われたか。それぞれの日にちと交渉に臨んだ日朝両方の政府関係者の官職氏名を全て明らかにされたい。

二　一般に外務省で作成される外交交渉、会談に関する記録はどのくらいの期間保存されるか。

三　二〇〇八年二月九日付の新聞は、「小泉訪朝」を政府が発表した二〇〇二年八月三十日から、「小泉訪朝」が実現する同年九月十七日の間に行われた二回分の交渉の記録が外務省内に一切残っていないことが複数の政府高官の証言により明らかになったと報じているが、右報道の内容は事実か。

四　三の報道に関して、当時日朝交渉を行う上で中心的役割を果たした田中均元外務省アジア大洋州局長に話を聞いたか。

五　四で、田中氏に話を聞いたのならば、田中氏がどの様な回答をしたのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第八六号
平成二十年二月二十二日
内閣総理大臣　福田　康夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における日朝交渉記録文書の欠落に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における日朝交渉記録文書の欠落に関する質問に対する答弁書

一について
　お尋ねについては、いわゆる日朝国交正常化本会談が十一回行われ、第一回が平成三年一月、第二回が同年三月、第三回が同年五月、第四回が同年八月、第五回が同年十一月、第六回が平成四年一月から二月まで、第七回が同年五月、第八回が同年十一月、第九回が平成十二年四月、第十回が同年八月、第十一回が同年十月であり、日朝双方の首席代表は第一回から第六回までが中平立政府代表と田仁徹外交部副部長、第七回と第八回が同政府代表と李三魯外交部大使、第九回から第十一回までが高野幸二郎日朝国交正常化担当大使と鄭泰和巡回大使である。なお、相手方との関係もあることから、すべての出席者を明らかにすることはできない。

二について
　外務省で作成される外交交渉、会談に関する記録の保存期間は、その性質、内容等に応じ設定され、一概にお答えすることは困難である。

三について
　衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇二年九月十七日の日朝首脳会談の準備過程で行われた外交交渉の記録に関する質問主意書（平成十九年二月二十日提出質問第七八号）三で「秘密保全の理由から記録が作成されなかったという事実はあるのか」との質問に対して、「今後の日朝間の協議に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい」と述べたとおり、お尋ねについても、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

四及び五について
　御指摘の報道に関し、外務省として、御指摘の者から話を聞いていない。

平成二十年二月十三日提出
質問第八七号

沖縄県での米軍人による少女暴行事件に対する外務省の対応に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

沖縄県での米軍人による少女暴行事件に対する外務省の対応に関する質問主意書

二〇〇八年二月十日に沖縄県北谷町で女子中学生を暴行したとして、同月十一日、米海兵隊二等軍曹が逮捕された事件（以下、「暴行事件」という。）につき、以下質問する。

一　外務省が「暴行事件」を最初に知ったのはいつか。

二　一の時点から、外務省においてどの様な初動対応がとられたか。

三　外務省の西宮伸一北米局長は十一日にドノバン駐日臨時代理大使と電話で会談し、遺憾の意を表明したとのことであるが、なぜ西宮局長はドノバン駐日臨時代理大使を呼びつけて直接抗議を行わなかったのか。「暴行事件」の重大性を鑑みる時、電話で遺憾の意を表明するという対応はあまりにも軽く、不適切であったと考えるが、外務省の見解如何。

四　三の西宮局長がいう遺憾とはどの様な意味を指すのか。中学生の少女が暴行を受けるという大変いたましく、卑劣な事件に対して使う言葉として適当か。外務省の見解如何。

五　十二日外務省において、十三日に小野寺五典外務副大臣を沖縄に派遣することが決定されたが、「暴行事件」発生後、せめて翌日の十一日に右の決定をし、同日中にでも小野寺副大臣または然るべき人物を派遣すべきではなかったのか。「暴行事件」発生後、二日が経過してから右の決定がなされたことは外務省の不手際であったと考えるが、外務省の見解如何。

六　福田康夫内閣総理大臣は十二日夜、記者団に対し、「今までと同じ取り組みでいいのか。いろんな知恵を出していかなければならない。しっかり今度は取り組んでいきたい」旨述べたと承知するが、一九九五年、同じく米海兵隊員による少女暴行事件が起きてからの政府の再発防止に向けた取り組みは不十分で、今回の「暴行事件」の発生は、一九九五年の少女暴行事件の教訓が生かされていなかったということではないかと考えるが、政府・外務省の見解如何。

七　政府・外務省は、「暴行事件」の再発防止に向

け、今後米国並びに米軍に対していかなる要請をし、意見を伝え、そしてどの様な対応を求めていくのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第八七号

平成二十年二月二十二日

内閣総理大臣　福田　康夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄県での米軍人による少女暴行事件に対する外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出沖縄県での米軍人による少女暴行事件に対する外務省の対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十年二月十日午後十時半過ぎ、沖縄県に駐留する在日米海兵隊に所属する二等軍曹が沖縄県北谷町の路上で日本人女子中学生に暴行したとして、翌十一日午前二時過ぎに沖縄県警察が同軍曹を逮捕した事案（以下「本件事案」という。）について、外務省がその発生を知ったのは同日早朝であり、直ちに関係方面との連絡をとるとともに、同省における初動体制を確立し、事実関係の確認等を行った。

三について

外務省は、本件事案の重大性にかんがみ、本件事案発生後、米側に対し可能な限り早期に遺憾の意を伝え、米側において、在日米軍の綱紀粛正や事件・事故の再発防止等所要の対応をとらせることが適切であるとの判断から、西宮北米局長からドノバン駐日米国臨時代理大使に対し、平成二十年二月十一日、電話にて申入れを行った。外務省としては、かかる対応は適切であったと認識している。さらに翌十二日、薮中外務事務次官が同臨時代理大使を同省に招致し、申入れを行った。

四について

お尋ねの「遺憾」との表現については、これまで米側に対し、累次にわたり在日米軍の綱紀粛正や事件・事故の再発防止を求めてきたにもかかわらず、本件事案のような重大な犯罪が発生したことにつき、極めて残念であり、これを看過することはできないとの考えを表現したものであり、外務省として不適当であるとは認識していない。

五について

外務省としては、可能な限り早期に外務省幹部を沖縄県に派遣することが適切であるとの観点から、必要な調整を行った上で、平成二十年二月十二日、小野寺外務副大臣を翌十三日に沖縄県に派遣することを決定したものであり、かかる対応は適切であったと考えている。

六及び七について

御指摘の平成七年の事件後、米側は、我が国政府からの累次の申入れも踏まえ、事件再発防止のために教育プログラムや基地外への夜間外出制限（リバティ・カード制度）等を導入し、深夜の外出規制等の取組を行ってきたものと承知している。

このような取組にもかかわらず、本件事案が発生したことは遺憾であり、平成二十年二月十三日、高村外務大臣からシーファー駐日米国大使に対して、在日米軍の事件・事故の再発防止に向け真剣かつ継続的に努力してもらいたい旨述べ、これまでとられた事件・事故の再発防止策の再点検等を申し入れたところである。

平成二十年二月十四日提出

質問第八八号

米海兵隊員による女子中学生暴行事件と日米地位協定に関する質問主意書

提出者　照屋　寛徳

米海兵隊員による女子中学生暴行事件と日米地位協定に関する質問主意書

二〇〇八年二月十日午後十時半頃、沖縄県北谷町で発生した米海兵隊キャンプ・コートニー所属タイロン・ルーサー・ハドナット二等軍曹が女子中学生に対する強姦容疑で逮捕された事件は、悪質かつ極悪非道であり、少女の尊厳と人権を無視する許し難い犯行であると言わざるを得ない。

事件は、未だ捜査中であり、ハドナット容疑者は容疑を否認している段階であるが、逮捕事実が固まれば、如何なる弁解も許されない卑劣な事件である事は間違いない。特に、今回の事件が、米軍基地外の容疑者宅に関連して発生した事実は重要である。さらに、一部本土紙や週刊誌の中には、事件の本質を歪め、あたかも被害少女に落ち度があったかのように報じているものもある。マスメディアのあり方として甚だ疑問であり、強く批判せざるを得ない。

私は、先に本事件と関連して「米海兵隊員による女子中学生暴行事件に関する質問主意書」を提出したが、事件を通じ、日米地位協定の解釈や運用について質さなければならない問題が浮上した。

以下、質問する。

一　政府は、本事件の容疑者のように、基地外に居住する米軍人・軍属とその家族が、国内関係法令に基づき、当該市町村に住民登録する義務の存否について、どのように考えるか。住民登録義務がある場合、ない場合の各々について、法的根拠を明示した上で見解を示されたい。

二　日米地位協定第九条二項は、米軍人・軍属等が我が国へ出入国する際、一般の外国人の場合に必要な手続きや外国人登録などが免除される事を規定したものである。従って、前項一と関連して、私は、直接には、日米地位協定が住民登録義務を免除する根拠にはなり得ないと考えるが、政府の見解を示されたい。

三　米軍人・軍属とその家族が居住する基地外の米軍住宅にも、日米地位協定上、米軍の管理権は存在するのか、政府の見解を明らかにされたい。存在すると考える場合、根拠条文を併せて示されたい。

四　本事件で、沖縄県警沖縄警察署は、容疑者宅を家宅捜索している。前記、家宅捜索は、米軍の許可を得た上で実施されたものか。それとも、米軍の許可を得ることなく実施されたものか。仮に許可を要した場合、何故、我が国裁判所の捜索令状以外に米側の許可を要したのか。前記について、いつの段階、どのような手続きを経た上で米側の許可を得たのか、詳細を明らかにした上で政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第八八号
平成二十年二月二十二日
内閣総理大臣　福田　康夫
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出米海兵隊員による女子中学生暴行事件と日米地位協定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員照屋寛徳君提出米海兵隊員による女子中学生暴行事件と日米地位協定に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの住民登録が何を指すか明らかではないが、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づく住民票の作成に関しては、同法は、第三十九条の規定により、日本の国籍を有しない者については、適用しないとされているところである。

また、在留外国人の居住関係及び身分関係を明確にするための法律としては、外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）があるが、アメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族（以下「合衆国軍隊の構成員等」という。）については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。）第九条2の規定に基づき、同法の適用から除外されるものと解している。

三について

お尋ねの合衆国軍隊の構成員等が居住する施設及び区域外の住宅については、日米地位協定第二条1(a)にいう施設及び区域ではないことから、合衆国は、日米地位協定第三条1に基づく施設及び区域の管理権を有していない。

四について

沖縄県警察においては、平成二十年二月十日に発生した、沖縄県に駐留する合衆国海兵隊に所属する二等軍曹による日本人女子中学生に対する強姦被疑事件に関し、被疑者宅における捜索及び差押えを行うに当たり、合衆国軍隊の許可を得た事実はない。

平成二十年二月十四日提出
質問第八九号

志布志事件を冤罪ではないとした法務大臣の発言及び冤罪に対する政府の見解に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

志布志事件を冤罪ではないとした法務大臣の発言及び冤罪に対する政府の見解に関する質問主意書

鳩山邦夫法務大臣は二〇〇八年二月十三日、法務省で開かれた全国の高検、地検のトップが集まる会合で、冤罪という言葉について、富山県氷見市の柳原浩氏が強姦などの容疑で富山県警に誤認逮捕され、二年あまり服役した後に無罪が確定した事件（以下、「富山事件」という。）と二〇〇三年の鹿児島県議選において中山信一氏と志布志市の運動員ら十五人を公職選挙法違反容疑で逮捕し、強圧的な捜査等により自白を強要し、後に全員の無罪が確定した事件（以下、「志布志事件」という。）に触れ、自身の個人的見解としながらも、「富山の氷見事件の方はこれは人違いですから、冤罪ということでありましょう。志布志事件は冤罪と呼ぶべきではないと、私は考えております。」と発言（以下、「鳩山発言」という。）している。右を踏まえ、以下質問する。

一　「富山事件」に対する政府の認識如何。

二　「志布志事件」に対する政府の認識如何。

三　政府は冤罪という言葉の定義について、二〇〇七年十月十九日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六八第一一一号）では「お尋ねの『冤罪』については、法令上の用語ではなく、様々な意味で用いられることがあるものと承知しており、お尋ねについて一概に答弁することは困難である。」と答弁し、確たる定義はないとの見解を示しているが、「鳩山発言」でいう所の冤罪とはどの様な意味か。政府の認識如何。

四　「鳩山発言」に対する政府の評価如何。「富山事件」の様に全く別の人を逮捕して、その後に真犯人が見つかったケースは冤罪であり、それ以外のケース、例えば「志布志事件」の様に、真犯人が別に見つかった訳ではないにしても、嫌疑をかけられ、いったん逮捕された後に無罪となるケースは冤罪ではないとの認識を示したものと考えるが、政府の評価如何。

五　冤罪という言葉の意味について、「広辞苑（第五版　岩波書店）では「無実の罪。ぬれぎぬ」と書かれており、また国民の間でも、新たに真犯人、有罪となる人間が見つかるか否かは関係なく、無実の人が罪を着せられることであるとの認識が一般的に浸透しているものと考えるが、政府も同様の認識を有しているか。

六　「志布志事件」は、鹿児島地裁で裁判官が二〇〇七年二月に無罪判決を言い渡す際に「強圧的、誘導的な取り調べで自白が引き出された可能性がぬぐえない」と述べた様に、被疑者に親族の氏名を踏ませるなどの「踏み字」を強要し、強引に自白させたことが明白である。「鳩山発言」は、あたかも「志布志事件」の関係者が無罪かどうかは明白ではないとの印象を世間に与え、多大な精神的苦痛を受けた関係者の気持ちを踏みにじるものであると考えるが、政府の見解如何。

七　「鳩山発言」は、「志布志事件」について無罪の判決を下した司法判断に対して、行政の側の人間、しかも検察組織を統轄する立場にある法務大臣が異議を唱えたものであり、三権分立の原則に外れるものであると考えるが、福田康夫内閣総理大臣の見解如何。

八　「志布志事件」と「富山事件」のどちらにおいても、デタラメな捜査を十分にチェックしないまま起訴した検察の責任は重いと考えるが、結果として間違った判断をした検察に対して何の処分もなされないのはなぜか。鳩山法務大臣の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一六九第八九号
平成二十年二月二十二日
内閣総理大臣　福田　康夫
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を冤罪ではないとした法務大臣の発言及び冤罪に対する政府の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出志布志事件を冤罪ではないとした法務大臣の発言及び冤罪に対する政府の見解に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「富山事件」については、平成十四年に強姦罪等により起訴され、富山地方裁判所において懲役三年の実刑判決を受け、服役した方につき、後に別人が真犯人と認められ、有罪判決を受けて服役した方が犯人ではなかったことが判明し、同地方裁判所における再審で無罪判決が言い渡され、同判決は確定したものと承知している。

二について

御指摘の「志布志事件」については、平成十五年四月施行の鹿児島県議会議員選挙に関する合計四回にわたる会合における現金の供与等を内容とする公職選挙法違反の罪により起訴された十二名の方々につき、鹿児島地方裁判所において、公訴事実に掲げられた四回の会合のうち、二回については候補者であった被告人にいわゆるアリバイが成立すること、四回の会合を自白した他の被告人らの自白調書が信用できないこと等を理由に、全員に無罪判決が言い渡され、同判決は確定したものと承知している。

三、四及び六について

鳩山法務大臣は、平成二十年二月十四日の衆議院予算委員会において、御指摘の発言における「冤罪」という言葉の意味について、「有罪判決を受けて服役までしてから真犯人が見つかったという場合、あるいは裁判中に全く別の真犯人が現れたような場合であるととらえていた」旨の答弁をした上で、御指摘の発言について、「「志布志事件」の被告人であられた方々が不愉快な思いをされたとすれば、お詫びをしなければならないと思う」旨の答弁をしたところである。

五について

株式会社岩波書店発行の「広辞苑第五版」において御指摘のような記載があることは承知している。

七について

御指摘の発言は、「志布志事件」について無罪の判決を言い渡した司法判断に対して異議を唱えたものではないと認識している。

八について

国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第一項に規定する懲戒処分に該当する事由がなかったと認められるからである。

平成二十年二月十四日提出
質問第九〇号

外務省におけるワインの管理方法に関する第三回質問主意書

提出者　鈴木　宗男

外務省におけるワインの管理方法に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第四五号）を踏まえ、再度質問する。

一　前回質問主意書で、外務省が保有する全てのワイン（以下、「全てのワイン」という。）のうち、あるワインを使用する際にどの様な記録が残されるのかと問うたところ、「ワインの使用に当たっての手続については、先の答弁書（平成十八年十二月五日内閣衆質一六五第一八二号）八について及び九についてで述べたとおりであり、ワインの使用の度毎に物品管理簿等に記載される。物品管理簿等の具体的な記載事項は、先の答弁書（平成十八年十二月五日内閣衆質一六五第一八二号）三についてで述べたとおりである。これら文書により、ワインの使用状況を把握している。」との答弁がなされている。右答弁にある政府答弁書（内閣衆質一六五第一八二号、以下、「政府答弁書一」という。）によると、「全てのワイン」を使用する際、物品供用簿に分類、年月日、品名、摘要及び受払状況を記載することになっており、その手続によって「全てのワイン」の使用状況を把握しているとのことである。では「政府答弁書二」（内閣衆質一六八第三九五号）において、二〇〇一年度から二〇〇五年度までの五年間に外務省が購入したワイン二千三百六十六本について、二〇〇八年一月十日現在、どの銘柄のものが何本使われ、何本が残っているかとの問いに対して「ワインは御指摘のような形で管理されておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。」との答弁がなされているのはなぜか。「政府答弁書一」でいう物品供用簿を見れば、右の問いに答えられるのではないのか。

二　「前回答弁書」で「適正に書面で作成された物品管理簿を改めて電子化する必要があるとは考えていないことは先の答弁書（平成二十年一月二十九日内閣衆質一六九第七号）四についてで述べたとおりである。」と答弁している様に、外務省は「全てのワイン」の物品管理簿並びに物品供用簿の電子化の必要はないとの見解を崩していないが、例えば物品供用簿に記載されている分類、年月日、品名、摘要及び受払状況をエクセルなどのソフトに入力しておけば、検索をかけることによって容易にそれぞれの情報を整理でき、一の問いに対しても容易に回答できると考えるが、それでも外務省が物品管理簿並びに物品供用簿の電子化の必要はないと考えるのはなぜか。

三　「前回答弁書」で「外務省としては、その保管するワインについて、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等の関連法令上必要とされる事項を記載又は記録したワインの物品管理簿等を適正に作成することにより、適切に管理・使用している。」として、「全てのワイン」について公務の目的以外での使用はないとしている根拠を述べているが、一の問いに答えられずしてどうして「適切に管理・使用している」と言えるのか。

右質問する。

内閣衆質一六九第九〇号
平成二十年二月二十二日

内閣総理大臣　福田　康夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの管理方法に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの管理方法に関する第三回質問に対する答弁書

一について

当初のお尋ねが平成十三年度から平成十七年度までに購入したワインに関して平成二十年一月十日現在での銘柄別に使用された本数及び残数についてであったことから、ワインはそのような形で管理されていないため、お答えすることが困難である旨先の答弁書（平成二十年一月十八日内閣衆質一六八第三九五号）一について述べたものである。

二について

適正に書面で作成された物品管理簿を改めて電子化する必要があるとは考えていないことは先の答弁書（平成二十年二月八日内閣衆質一六九第四五号）二について述べたとおりである。

三について

外務省としては、その保管するワインについて、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等の関連法令上必要とされる事項を記載又は記録したワインの物品管理簿等を適正に作成することにより、適切に管理・使用していることは先の答弁書（平成二十年二月八日内閣衆質一六九第四五号）三について述べたとおりである。

平成二十年二月十四日提出

質問第九一号

内閣府の計量経済モデルが政治的に歪められている可能性に関する質問主意書

提出者　滝　　実

内閣府の計量経済モデルが政治的に歪められている可能性に関する質問主意書

平成十九年十二月十七日に提出の内閣府の計量経済モデルが政治的に歪められている可能性に関する質問主意書（内閣衆質一六八第三三二号。以下「答弁書」という。）は、全く納得できない。

質問は、政府の計量経済モデルが意図的に実際の五～八倍もの速さでデフレ脱却が進むように偽装されていると言われても仕方ないものではないかというものであり、それを明確に証明するグラフを示した。しかもその「偽装」が六年も連続して繰り返されているのではないかという驚くべき事実を示した。

それに対する答弁書には、デフレ脱却が達成できなかった理由として、「国際環境の変化には予見し難い要素が多い」ことが挙げられている。つまり世界の経済状態が予想以上に悪かったとの弁解だ。世界はこの三十年間で最もよい経済環境にあると言われていたのを知らないとでも言うのだろうか。図1を見て頂きたい。外需が急拡大しているのがよく分かる。この事実がありながら世界の経済状態が悪すぎたため予測が大きく外れたと言えば世界の笑いものになるだけだ。そこで質問する。

一　世界の経済状態が予想より悪すぎたために下方修正を六年も連続して繰り返したという弁解をするのであれば、政府は事前にどのような外需拡大を予想していて、その予想が外れたことが、何％デフレーターの下方修正につながったのかを六年間それぞれの場合に対し別々に説明していただきたい。

右質問する。

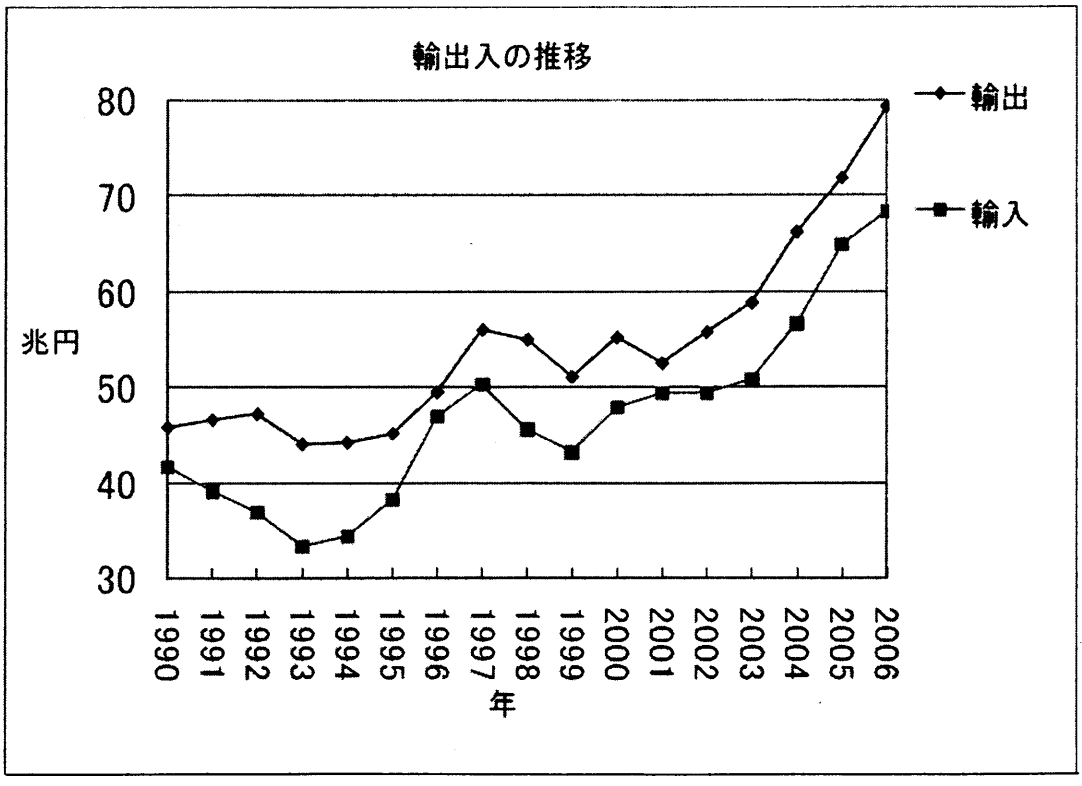

図1　出所　総務省統計局

内閣衆質一六九第九一号
平成二十年二月二十二日
内閣総理大臣　福田　康夫
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員滝実君提出内閣府の計量経済モデルが政治的に歪められている可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出内閣府の計量経済モデルが政治的に歪められている可能性に関する質問に対する答弁書

一について

衆議院議員滝実君提出内閣府の計量経済モデルが政治的に歪められている可能性に関する質問に対する答弁書（平成十九年十二月二十五日内閣衆質一六八第三三二号）においては、我が国の経済は民間活動がその主体をなすものであること、国際環境の変化には予見し難い要素が多いこと等にかんがみ、各年度の構造改革と経済財政の中期展望や日本経済の進路と戦略（以下「中期方針」という。）の参考試算において示される経済の展望は、相当の幅を持って解釈すべきものである旨を答弁したところであり、御指摘のように「世界の経済状態が予想より悪すぎたために下方修正を六年も連続して繰り返した」との旨を答弁したものではない。なお、各年度の参考試算の作成に当たっては、従来より、中期方針における政策運営等の考え方を前提に、それぞれの時点で入手可能な情報を基に、慎重に分析、検討を行い、的確な経済の展望を示すよう努めているところである。

平成二十年二月十四日提出
質問第九二号

日本経済はデフレ状況にはないとの政府見解に関する質問主意書

提出者　滝　実

日本経済はデフレ状況にはないとの政府見解に関する質問主意書

平成十九年十二月四日に提出の「日本の景気悪化と増税に関する質問主意書」に対する平成十九年十二月十四日付けの答弁書（内閣衆質一六八第二九四号）において、政府は「日本経済は、物価が持続的に下落するという意味でのデフレ状況にはない。」と述べている。GDPデフレーターは一九九八年度から二〇〇七年度現在までずっとマイナスである。GDPデフレーターは総合的な物価指数を示しており、デフレかどうかを知るには最適な指数であることを考えると、「物価が持続的に下落するという意味でのデフレ状況にはない。」という表現は理解できない。そこで質問する。

一　「日本経済は、物価が持続的に下落するという意味でのデフレ状況にはない。」というのはどういう意味なのか。

右質問する。

内閣衆質一六九第九二号
平成二十年二月二十二日
内閣総理大臣　福田　康夫
衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員滝実君提出日本経済はデフレ状況にはないとの政府見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出日本経済はデフレ状況にはないとの政府見解に関する質問に対する答弁書

一について

物価動向については、国内企業物価指数の対前年変化率は、平成十八年につき二・二パーセント増、平成十九年につき一・八パーセント増であり、また、消費者物価指数の対前年変化率は、平成十八年につき〇・三パーセント増、平成十九年につき前年と同水準の〇・〇パーセントであるため、日本経済は、物価が持続的に下落するという意味でのデフレ状況にはない。なお、輸入物価上昇による物価の変動を控除したGDPデフレーターが低下傾向で推移しているなど、再びデフレ状況に戻る可能性を排除できないことから、デフレから脱却したとまでは判断していない。政府として、海外経済の動向などにみられるリスク要因を考慮しつつ、このデフレ状況に戻る可能性がないかどうか、注視していく必要があると認識している。

一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の特権意識並びに行財政改革に対する認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出草の根無償資金援助を巡る債務についての外務省の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人殺害に係る調査チームの派遣に関する質問に対する答弁書

平成二十年二月十五日提出
質問第九三号

外務省の特権意識並びに行財政改革に対する認識に関する再質問主意書

提出者　鈴木　宗男

外務省の特権意識並びに行財政改革に対する認識に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第三一号）を踏まえ、再質問する。

一　二〇〇七年十月十一日号の「週刊新潮」七十四頁のコラムの中で、自身が貯めたマイレージを利用して航空機の座席をアップグレードした旨述べている外務省局長は誰かを明らかにするため、二〇〇七年十月十一日から同年同月十六日までの間に外務省大臣官房で行われた確認作業（以下、「確認」という。）について、「前回答弁書」でも「御指摘の週刊誌の記述にある「局長」の発言の事実関係についてお尋ねがあったことから、外務省として大臣官房において確認した旨については先の答弁書（平成二十年一月十一日内閣衆質一六八第三五一号）三及び五から七までについて等で繰り返し明確に答弁したとおりである。」との答弁がなされている。外務省大臣官房において「確認」が行われたことを外務省が「前回答弁書」を含むこれまでの答弁書で明確に

答弁していることは承知しているが、①「確認」を行った人物の官職氏名、②「確認」の具体的方法、③十名の局長の「確認」に対するそれぞれの具体的な回答内容の三点を含む「確認」の具体的内容、経過等が明確ではないから、当方も繰り返し質問しているのである。「前回答弁書」では、「御指摘のような内規は存在しない」と、記録文書が作成されていない件について記憶に基づいて答弁することを外務省として禁じてはいない旨の答弁がなされている。「確認」について記録した文書がないことは当方も既に承知しているところ、「確認」についての記憶が現在の外務省において既に失われているのか、それとも記憶している職員がいるのか、右の一点のみについて答弁を求める。

二　「確認」が行われた二〇〇七年十月十一日から同年同月十六日までの間に、外務省大臣官房長、監察査察官、官房審議官、官房査察官、大臣官房長補佐、大臣秘書官、考査・政策評価官、総務課長、人事課長、調査官、情報通信課長、会計課長、在外公館課長の大臣官房幹部の職に就いていた者の氏名を全て挙げられたい。

三　「確認」を行った者は二の者の中にいるか。

四　内閣府、財務省、経済産業省、防衛省、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、警察庁において、公費による出張で職員が航空機を利用する際に私的にマイレージを取得し、それを私的な便宜を図るために使用すること（以下、「マイレージの取得及び私的利用」という。）に対して、何らかの内規上の制約は課しているか。「前回答弁書」では、「各府省において適切に対応しているものと承知している。」との答弁がなされているところ、右の府省庁においてどの様に適切な対応がとられているのか、それぞれ具体的に明らかにされたい。

五　「前回答弁書」では「外務省としては、財政再建と行政改革は政府の重要な課題であると認識しており、所掌事務の実施を通じて適切に対応してまいりたい。」と、外務省として財政再建と行政改革の重要性を認識している旨の答弁がなされているが、その一方で「出張で航空機を利用する際に職員が取得するマイレージを外務省として管理又は利用していることはなく、現時点においてそのような必要があるとは考えていない」と、「マイレージの取得及び私的利用」について外務省として管理し、または規制する考えもないとの認識が示されている。外務省が右の様に財政再建と行政改革の重要性を認識しているのなら、職員の私費による取得は何ら問題がないにしても、公費によりマイレージを取得し、それを私的に利用することについては、何らかの形で規制、管理をするのが当然ではないのか。

六　特権の定義如何。

七　「マイレージの取得及び私的利用」は外務省職員の特権に該当するか。外務省の見解如何。

八　外務省は「マイレージの取得及び私的利用」について、今後も将来的に検討することを一切考えていないということか。

九　八で、考えていないのなら、それは外務省が財政再建及び行政改革に消極的であり、外務省職員の特権を守り続ける考えでいると理解して良いか。

右質問する。

内閣衆質一六九第九三号
平成二十年二月二十六日

内閣総理大臣　福田　康夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の特権意識並びに行財政改革に対する認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の特権意識並びに行財政改革に対する認識に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

「確認」にかかる事項については、大臣官房において確認したが、記録を作成しておらずお答えすることはできない旨、先の答弁書（平成二十年一月十一日内閣衆質一六八第三五一号）三及び五から七までについて等で繰り返し答弁してきている。

四について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十年二月五日内閣衆質一六九第三一号）五についてで答弁したとおりであって、各府省庁とも職員のマイレージの取得等の実態についてまで把握していないものと承知している。

五、八及び九について

出張で航空機を利用する際に職員が取得するマイレージを外務省として管理又は利用していることはなく、現時点においてそのような必要があるとは考えていないことについては、先の答弁書（平成二十年二月五日内閣衆質一六九第三一号）六及び七について等で繰り返し答弁してきているとおりである。

六及び七について

特権とは、一般に、特定の人に特別に与えられる優越的な権利を意味するものと承知しているが、御指摘の「マイレージの取得及び私的利用」は外務省職員の特権に該当するか」については、お尋ねの趣旨が明らかでないところ、お答えすることが困難である。

平成二十年二月十五日提出
質問第九四号

消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する第三回質問主意書

提出者　鈴木　宗男

消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第三六号）と「前々回答弁書」（内閣衆質一六九第八号）を踏まえ、再度質問する。なお、今次の質問主意書を提出するに当たり、質問の趣旨を正確に踏まえて答弁を作成されることを申し入れる。

一　外務省が一九九二年に購入した日本画「潮の舞」が、在ウズベキスタン大使館に配置された後に所在がわからなくなり、外務省が二〇〇六年にウズベキスタン当局に調査を依頼し、外務省としても調査（以下、「調査」という。）を行っていることについて、「調査」の対象となった「歴代公館長」、「会計担当者」、「現地職員等」それぞれの氏名を問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、大使館の歴代公館長の氏名は、外務省幹部名簿等で入手可能であり、

また、会計担当者及び現地職員の氏名は、一般に、個人情報保護の観点から公表していないこともあり、お答えを差し控えた」との答弁がなされているが、右答弁でいう「外務省幹部名簿」は一般公開され、外務省職員以外の者でも入手可能なものであるか。

二　「前回答弁書」では「お尋ねについては、聞き取り調査の結果、『潮の舞』の所在に関する有力な情報が得られていないため、お尋ねについてお答えすることで無用な誤解を与えるおそれがあることからお答えを差し控えたことが理由である。」との答弁がなされ、「調査」により得られた情報が明らかにされていないが、有力でないにせよ、「調査」によりどの様な情報が得られたのか説明されたい。

三　前回質問主意書で、外務省が二〇〇七年五月二十四日付で「美術品に関する『週刊金曜日』の記事について」との題で、在外公館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えたとする週刊金曜日の記事（以下、「記事」という。）の内容は事実ではない旨反論する文章（以下、「文章」という。）を外務省ＨＰ上に掲載しているが、「文章」の中に「潮の舞」が含まれていないのはなぜか、「文章」に「潮の舞」を含めないと決めた者は誰か、「潮の舞」を含めないと決めた理由は何か、「潮の舞」については「記事」のとおりであると外務省は認識しているのかとの問いに対し、「前回答弁書」では「御指摘の外務省ホームページの見解については、御指摘の記事に事実に反する記述が含まれており、報道機関から御指摘の四点の美術品を中心に事実関係に関する照会が多くなされたことから、大臣官房において、事実に反する記述の例示として掲載することを決定したものであることは、「文章」の中に「潮の舞」についての説明を含めるべきではなかったのか。「記事」に対して外務省が事実でないと「文章」によって反論するのなら、「記事」の内容とまさに合致する「潮の舞」についても同時に説明を行うのが公平な対応であると言えるのではないか。

五　「前回答弁書」によると、鈴木宗男衆議院議員が提出した「潮の舞」についての質問主意書（以下、「質問主意書」という。）に対する政府答弁書以外の手段で「潮の舞」の所在がわからなくなったことを明らかにしたことはないとのことであるが、仮に「質問主意書」が提出されなかったとしたら、外務省はいつ「潮の舞」の所在がわからなくなったことについて国民に説明するつもりでいたのか。

六　「前回答弁書」で外務省は「外務省としては、いまだ事実関係の調査を行っていた段階であったことから、平成十九年六月五日より以前に対外的に説明をしなかったものである。」と答弁しているが、少なくとも国民の税金で購入した美術品がなくなったことが発覚した時点で国民に説明すべきではなかったのか。「調査」の結果については、それが判明してから改めて国民に説明すれば良いのであって、まず先にその所在がわからなくなったことを国民に公表し、謝罪すべきではなかったのか。

右質問する。

内閣衆質一六九第九四号
平成二十年二月二十六日
内閣総理大臣　福田　康夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねの外務省幹部名簿は、例えば、外務省ホームページに掲載されている。

二について

先の答弁書（平成二十年二月八日内閣衆質一六九第三六号）三及び四について等で述べたとおり、聞き取り調査の結果、「潮の舞」の所在に関する有力な情報が得られていないため、お尋ねについてお答えすることで無用な誤解を与えるおそれがあることからお答えを差し控えたい。

三から六までについて

御指摘の外務省ホームページの見解については、御指摘の記事に事実に反する記述が含まれており、報道機関から御指摘の四点の美術品を中心に事実関係に関する照会が多くなされたことから、大臣官房において、事実に反する記述の例示として掲載することを決定したものであることは、先の答弁書（平成二十年二月八日内閣衆質一六九第三六号）五及び六について等で繰り返し述べたとおりである。

また、先の答弁書（平成二十年二月八日内閣衆質一六九第三六号）七及び八について等で繰り返し述べたとおり、外務省としては、いまだ事実関係の調査を行っていた段階であったことから、平成十九年六月五日より以前に「潮の舞」の所在が確認できなくなったことを対外的に説明をしなかったものである。いずれにしても、外務省としては、「潮の舞」の所在が確認できなくなったことを隠そうとした意図はなく、在外公館における美術品管理に責任を有する立場から引き続き調査を行っている。

平成二十年二月十八日提出
質問第九五号

草の根無償資金援助を巡る債務についての外務省の対応に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

草の根無償資金援助を巡る債務についての外務省の対応に関する質問主意書

一　草の根無償資金援助の趣旨について説明されたい。

二　草の根無償資金援助の資金は海外においての

み使用できるものか。それとも、国内において、例えば宿泊費や飲食費に充てることも可能か。確認を求める。

三　週刊金曜日二〇〇八年二月八日号に、「消えた『草の根資金』　一二〇〇万円をあっさり〝放棄〟した外務省」との見出しで、東京に本部を構える幼少児国際教育交流協会（以下、「協会」という。）に、一九九六年にネパールにおける草の根無償資金援助の事業を行うべく外務省から約千六百万円の援助がなされたが、一部未実施が発覚し、外務省から「協会」に対して、援助した資金のうち未実施分の千二百万円の返還請求がなされた。しかし、「協会」の解散に伴う混乱の中、千二百万円の返還はなされず、そのまま消えてしまった旨の記事（以下、「記事」という。）があるが、「記事」の内容を外務省は承知しているか。

四　「記事」によると、外務省が草の根無償資金援助で行う予定であったネパールでの事業は、ラリトプール山岳地帯小規模灌漑施設計画とカトマンズ職業訓練支援計画の二つがあり、それぞれに対して約七百万円と約八百九十万円が「協会」に供与されたとのことであるが、右二つの事業の内容及び目的につき説明されたい。

五　在ネパール大使館の執行状況等の調査では、ラリトプール山岳地帯小規模灌漑施設計画については「二本の農業用水路を設置する計画であったが、施工が非常に雑で投入金額に見合った工事内容となっておらず、用水路としての機能を果たしていない」と、また、カトマンズ職業訓練支援計画については「新設するとされていた施設は、以前縫製工場であったものを改修しただけ。椅子、作業台、陳列棚等の備品も一切なし。訓練の形跡もなく、注文家具の製造を行っている」と、「協会」による極めて杜撰な事業の実施ぶりが「記事」に書かれているが、右は事実か。

六　五が事実ならば、右の二つの事業計画がなぜ「協会」によってこの様に極めていい加減な形で行われたのか、その理由を明らかにされたい。外務省として然るべき監視体制を敷いていなかったのか。

七　外務省において草の根無償資金援助及び「協会」による一部未実施の問題を担当している部局並びに担当責任者の官職氏名を明らかにされたい。

八　外務省は「協会」による右の二つの事業の一部未実施をいつ察知したか。また、それを察知してから、「協会」に対していつどの様な通告を行い、処置を下したのか説明されたい。

九　「記事」によると、「協会」は「元理事長の個人的な判断に基づいて発生した問題であり、協会として責任を負っているとは認識しておらず、協会の清算時の財産目録に負債として計上しなかった」と、千二百万円の返還には応じない旨主張しているとのことであるが、右「協会」の主張に対する外務省の見解如何。

十　「記事」によると、「その手続きが全て完了してから当該協会の監事により当方に事後報告がなされたため、当方は解散及び清算に対して申し立て等を行う機会はなかった」と、外務省として「協会」に千二百万円の返還を主張することは出来なかった旨のコメントが掲載されているが、右コメントをした外務省の部局はどこか。七の部局か。

十一　「記事」によると、以前「協会」の会長を務めていた久野登久子氏が、週刊金曜日の取材に対して、「外務省と連絡をとりながら理事会で清算手続きを進め、〇三年一月に結了の届出を提出しています」との回答をしたとのことであるが、「協会」の解散にあたって外務省が「協会」と連絡をとり、清算手続きを共に進めたという事実があるか。

十二　「協会」の外務省への千二百万円の返還は、現在どの様な形で進められているのか説明されたい。

十三　今回の草の根無償資金援助にまつわる「協会」の対応を受け、外務省は「協会」を提訴する等、法的手段をとったか。

十四　十三で、外務省が「協会」を提訴せず、何の法的手段もとっていないのならば、その理由を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第九五号
平成二十年二月二十六日

内閣総理大臣　福田　康夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出草の根無償資金援助を巡る債務についての外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出草の根無償資金援助を巡る債務についての外務省の対応に関する質問に対する答弁書

一について

草の根・人間の安全保障無償資金協力（平成十五年に、従来の「草の根無償資金協力」から「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に改称した。）は、開発途上国の非政府団体（ＮＧＯ）、地方公共団体等が実施する草の根レベルに裨益する比較的小規模な社会経済開発事業に対し資金協力を行うものである。

二について

草の根・人間の安全保障無償資金協力の資金は、開発途上国における社会経済開発事業の実施に対し供与されるものであり、我が国国内における宿泊費や飲食費に充てることは認めていない。

三について

外務省として、御指摘の記事が掲載されたことは承知している。

四について

ラリトプール郡南部山岳地帯小規模灌漑施設建設計画については、ネパール・ラリトプール郡南部地域での農業生産性・生産量を向上させる目的で、小規模の灌漑施設を建設するものである。カトマンズ職業訓練支援計画については、家具製造等の木工技術訓練を行う目的で、カトマンズに職業訓練施設を設立するものである。

五、六及び八について

御指摘の記事にある幼少児国際教育交流協会（以下「協会」という。）が実施した二件の事業の状況については事実である。

外務省が保管している文書によれば、以下のとおりである。

本件事業の実施に際し、協会から平成九年二月末の期限までに報告がなされず、それ以降も在ネパール日本国大使館より再三の催促を行ったにもかかわらず報告が行われなかったため、同大使館は平成十年一月から二月にかけて調査を実施した。当該調査の結果、本件事業が完了していないことが判明したため、外務本省及び同大使館は協会より事業の進捗状況につき再三にわたり説明を求めた。協会から事業の進捗状

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

況についての説明を受けたものの、その内容が十分でなかったことを踏まえ、同大使館は平成十一年三月から十月にかけて追加的な調査を行ったところ、事業が完了していないことが認められたため、平成十二年一月に改めて協会に事業の進捗につき説明を求めた。協会は、従来から自らの努力により事業を完成させたいとの意思を示していたが、平成十二年四月、協会より本件事業の完了が困難であるとの説明があったため、平成十二年五月、外務省より協会に対し、資金の返還を求めた。

七及び十について

お尋ねの担当部局は外務省国際協力局無償資金・技術協力課である。同課の職員が草の根・人間の安全保障無償資金協力に係る業務を担当している。また、お尋ねのコメントを行った部局も同課である。

九について

外務省の協会に対する資金返還請求に対し、協会は返済義務のあることを認めていた。

十一から十四までについて

外務省が協会の解散を知ったのは、平成十五年一月に協会の監事から、平成十四年十一月に協会の解散手続が終了した旨事後的に連絡を受けたことによるものである。外務省としては、平成十四年中も引き続き資金返還の催促を行っていたが、その間も協会から解散手続を行っている旨の連絡は受けていなかった。外務省としては、資金の回収のためあらゆる方策について検討を行ったが、返還させられるべき財産が相手方にないこと等から、当時、法的手段をとらなかったものである。結果として、今般のような事態になったことは遺憾であって、外務省としては、こうした事例を踏まえ、草の根・人間の安全保障無償資金協力の制度の改善を図ってきたところであり、今後も適正な事業の実施の確保に努めてまいりたい。

平成二十年二月十八日提出
質問第九六号

ミャンマーにおける邦人殺害に係る調査チームの派遣に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

ミャンマーにおける邦人殺害に係る調査チームの派遣に関する質問主意書

一　二〇〇八年二月十六日付の新聞は、二〇〇七年九月に日本人ジャーナリストの長井健司さんがミャンマー軍兵士に射殺された事件（以下、「事件」という。）につき、我が国の警察当局と外務省は「事件」を調査するチーム（以下、「調査チーム」という。）をつくり、ミャンマーに派遣する方針を固め、ミャンマー政府も入国受け入れの意向を日本側に伝えたと報じているが、右報道は事実か。

二　「調査チーム」にはどこの省庁の職員が参加するのか。

三　政府は「調査チーム」をいつからミャンマーに派遣する予定か。

四　「調査チーム」はミャンマーにおいてどの様な観点から「事件」の調査を行うのか。

五　政府、特に外務省は、「事件」の真相解明についてこれまでの答弁書では「我が国政府の申入れを踏まえたミャンマー政府の対応を見極める」旨の答弁を繰り返し、二〇〇七年十二月二十一日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六八第三一八号）では、国連人権理事会のピネイロ特別報告者が二〇〇七年十一月下旬にミャンマーを訪問し、軍事政権当局、野党幹部、拘束された人々らと面会してその結果をまとめた「報告書」を作成したことを受け、外務省としても国連人権理事会のように主体的に調査を行い、外務省としての「事件」の真相に係る調査結果を報告したことはあるのかとの問いに対して「外務省においては、長井健司氏死亡事件に関し、ミャンマー政府を含む関係者から主体的に情報収集を行っている」旨の答弁がなされているが、これまで政府、特に外務省は、「調査チーム」の様な形で我が国がミャンマーに「事件」を調査すべく、然るべき人間を派遣したことはあるか。

六　五で、ないのなら、「事件」発生から五カ月たってからようやく「調査チーム」の派遣を決めた理由を明らかにされたい。外務省はこれまでの答弁書で、「事件」の真相究明について幾度となく、我が国の抗議、申入れに対するミャンマー政府の対応を見極める必要があると、我が国として主体的に行動を起こす考えはない旨の答弁を繰り返してきていたが、今回の「調査チーム」派遣の決定はこれまでの政府答弁と矛盾するのではないのか。今回「調査チーム」の派遣を決めた背景に何があったのか明らかにされたい。

七　「調査チーム」の派遣を決めたのは誰か。

八　「調査チーム」の派遣を決めた決裁書は作成されているか。

九　政府、特に外務省が「事件」発生直後に「調査チーム」の派遣を行わなかったのはなぜか。今回の「調査チーム」派遣は、遅きに失したのではないのか。

右質問する。

内閣衆質一六九第九六号
平成二十年二月二十六日

内閣総理大臣　福田　康夫

衆議院議長　河野　洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人殺害に係る調査チームの派遣に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人殺害に係る調査チームの派遣に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

平成二十年二月十九日にミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という。）のヤンゴン市においてミャンマー警察と長井健司氏死亡事件について協議を行うため、外務省の職員並びに警視庁及び警察庁の専門家が出張した。今般の協議の実施については、ミャンマー政府も了承したものである。

四から六まで及び九について

長井健司氏死亡事件については、我が国政府として、事件発生直後に、ミャンマーに出張した外務審議官からミャンマー政府に対し真相究明等について申入れを行う等様々な形で申入れを行っている。今般の協議は、我が国の警察当局による長井健司氏の遺体の司法解剖結果及び事件を撮影したビデオ画像の鑑定結果等を踏まえ行ったものである。

七及び八について

今般の協議のための出張は、外務省が警察当局と協議の上決定したものであり、この出張に係る決裁書は作成されている。

第明治二十五年三月三十一日
種郵便物認可

官報 号外

平成二十年十一月二十九日

○第百六十九回国会 衆議院会議録 第八号(一)

〔本号(一)参照〕

平成二十年度一般会計予算

右
国会に提出する。
平成二十年一月十八日

内閣総理大臣　福田　康夫

平成20年度一般会計予算
予算総則

(歳入歳出予算)
第1条　平成20年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ83,061,339,913千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。
(継続費)
第2条　「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。
(繰越明許費)
第3条　「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。
(国庫債務負担行為)
第4条　「財政法」第15条第1項の規定により平成20年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。
(歳入歳出予算等の内訳)
第5条　「財政法」第28条の規定による「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。
(公債発行の限度額)
第6条　「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成20年度において公債を発行することができる限度額は、5,212,000,000千円とする。
2　「平成20年度における公債の発行の特例に関する法律」(仮称)の規定により公債を発行することができる限度額は、20,136,000,000千円とする。
3　第1項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの(以下「外貨公債」という。)がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率(アメリカ合衆国通貨にあっては、平成19年10月22日から同年11月19日までの間における実勢相場を平均した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位(10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位)についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。)をいう。以下同じ。)により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を第1項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。
4　第1項及び第2項に規定する公債(外貨公債を除く。)の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額(第1項の限度額について第3項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額)に加算した金額をそれぞれの限度額とする。
(公共事業費の範囲)
第7条　「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院施設費
	参議院	参議院施設費
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	会計検査院施設費
内閣	内閣官房	内閣官房施設費、情報収集衛星施設費
内閣府	内閣本府	内閣本府施設費、地域再生推進費、防災政策費(地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金に限る。)、沖縄政策費(沖縄振興特別事業費補助金に限る。)、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生施設整備費、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費、沖縄開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄漁港関連道整備事業費、沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄特定開発事業推進調査費、独立行政法人国民生活センター施設整備費、沖縄農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、沖縄治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入、沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備・保全事業工事諸費
	警察庁	警察庁施設費、交通警察費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）、船舶建造費、警察活動基盤整備費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省施設費、地域振興費（地域間交流施設整備事業費補助金に限る。）、独立行政法人情報通信研究機構施設整備費、ユビキタスネットワーク整備費（地域情報通信基盤整備推進交付金に限る。）、情報通信格差是正事業費
	消防庁	消防防災体制等整備費（消防防災施設整備費補助金に限る。）
法務省	法務本省	法務省施設費
外務省	外務本省	外務本省施設費
	在外公館	在外公館施設費
財務省	財務本省	財務本省施設費、公務員宿舎施設費
	財務局	財務局施設費
	税関	税関施設費、船舶建造費
	国税庁	国税庁施設費
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省施設費、独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費、独立行政法人教員研修センター施設整備費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費、独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費、私立学校振興費（私立学校施設整備費補助金に限る。）、研究振興費（特定先端大型研究施設整備費補助金に限る。）、国立大学法人施設整備費、国立大学法人船舶建造費、独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費、独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費、独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費、独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費、独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費、独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費、独立行政法人理化学研究所施設整備費、独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費、公立文教施設整備費、独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所施設費
	文化庁	独立行政法人国立美術館施設整備費、独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費、文化財保存事業費（史跡等購入費補助金に限る。）、文化財保存施設整備費、独立行政法人国立文化財機構施設整備費
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省施設費、施設費国立高度専門医療センター特別会計へ繰入、独立行政法人国立病院機構施設整備費、医療提供体制基盤整備費（医療施設等施設整備費補助金及び医療提供体制施設整備交付金に限る。）、保健衛生施設整備費、水道施設整備費、独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費、児童福祉施設整備費、障害保健福祉費（心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金に限る。）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、社会福祉施設整備費、介護保険制度運営推進費（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に限る。）、独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費
	検疫所	検疫所施設費
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設費
	国立更生援護機関	国立更生援護機関施設費
	都道府県労働局	都道府県労働局施設費
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費、食の安全・消費者の信頼確保対策費（食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金に限る。）、独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費、国産農畜産物競争力強化対策費（国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金及び国産農畜産物競争力強化対策整備交付金に限る。）、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、独立行政法人種苗管理センター施設整備費、独立行政法人家畜改良センター施設整備費、環境保全型農業生産対策費（環境保全型農業生産対策整備費補助金に限る。）、担い手育成・確保対策費（担い手育成・確保対策整備費

		補助金に限る。）、農業・食品産業強化対策費（農業・食品産業強化対策整備交付金に限る。）、農業経営支援対策費（農業経営支援対策整備費補助金に限る。）、海岸事業費、農業生産基盤整備・保全事業費、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費、農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、農村振興費（都市農村交流等施設整備交付金に限る。）、農村整備事業費、農山漁村活性化対策費（農山漁村活性化対策整備交付金に限る。）、バイオマス利用等対策費（バイオマス利用対策整備交付金に限る。）、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所施設費
	農林水産技術会議	農林水産技術会議施設費、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費、独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費、独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費
	地方農政局	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、農業生産基盤整備・保全事業工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費
	北海道農政事務所	北海道農政事務所施設費
	林野庁	林野庁施設費、治山事業費、治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入、森林整備事業費（森林整備事業調査費、森林環境保全整備事業費補助、森林居住環境整備事業費補助、水源林造成等事業費補助、後進地域特例法適用団体補助率差額及び美しい森林づくり基盤整備交付金に限る。）、農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費、森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入、森林整備・林業等振興対策費（森林整備・林業等振興施設整備交付金に限る。）、独立行政法人森林総合研究所施設整備費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害復旧事業費国有林野事業特別会計へ繰入、山林施設災害関連事業費、山林施設災害関連事業費国有林野事業特別会計へ繰入
	水産庁	水産庁施設費、船舶建造費、水産業振興費（水産業振興事業施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人水産大学校施設整備費、海岸事業費、水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費、水産業強化対策費（水産業強化対策施設整備交付金に限る。）、独立行政法人水産総合研究センター施設整備費、独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費、水産基盤整備事業工事諸費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省施設費、独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費、地域経済活性化対策費（地域企業立地促進等共用施設整備費補助金に限る。）、工業用水道事業費
	経済産業局	経済産業局施設費
	中小企業庁	経営革新・創業促進費（中小商業活力向上施設整備費補助金に限る。）
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省施設費、住宅対策事業費、鉄道駅移動円滑化施設整備事業費、海岸環境整備事業費、水資源開発事業費、都市公園事業費、都市水環境整備事業費、下水道事業費（下水道事業調査費、下水道事業費補助及び首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額に限る。）、市街地防災事業費、住宅防災事業費、都市公園防災事業費、下水道防災事業費、河川管理施設整備費、急傾斜地崩壊対策等事業費、災害対策等緊急事業推進費、治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、離島治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、海岸事業費、独立行政法人航空大学校施設整備費、鉄道安全対策事業費、総合的物流体系整備推進費（港湾機能高度化施設整備費補助金に限る。）、港湾事業費、港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、景観形成事業推進費、整備新幹線建設推進高度化等事業費、整備新幹線整備事業費、空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、離島空港整備

		事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、都市・地域づくり推進費(集落活性化推進事業費補助金に限る。)、都市再生・地域再生整備事業費(都市開発事業調査費、市街地再開発事業費補助、都市再生推進事業費補助及びまちづくり交付金に限る。)、鉄道網整備事業費、都市・地域交通整備事業費、独立行政法人航海訓練所施設整備費、独立行政法人海技教育機構施設整備費、地域自立・活性化事業費、国土形成事業調整費、離島振興費(離島振興特別事業費補助金、奄美群島産業振興等補助金及び小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。)、離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、北海道開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進調査費、北海道特定特別総合開発事業推進費、北海道特定地域連携事業推進費、独立行政法人土木研究所施設整備費、独立行政法人建築研究所施設整備費、独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費、独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費、独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費、独立行政法人電子航法研究所施設整備費、官庁営繕費、河川等災害復旧事業費、河川等災害関連事業費、北海道農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入、離島農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、離島治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所施設費
	国土地理院	国土地理院施設費
	地方整備局	地方整備局施設費、都市公園事業工事諸費、道路災害復旧事業工事諸費
	北海道開発局	北海道開発局施設費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市水環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備・保全事業工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費
	気象庁	気象官署施設費
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備事業費、航路標識整備事業工事諸費
環境省	環境本省	廃棄物処理施設整備費、生物多様性保全等推進費(環境保全施設整備費補助金に限る。)、環境保全施設整備費、自然公園等事業費、環境調査研修所施設費、独立行政法人国立環境研究所施設整備費、自然公園等事業工事諸費
	地方環境事務所	地方環境事務所施設費

（一時借入金等の最高額）

第８条　「財政法」第７条第３項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、20,000,000,000千円とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第９条　「財政法」第15条第２項の規定により平成20年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

（損失補償契約等の限度額）

第10条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、平成20年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	限度額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第８条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額　千円　2,240,000,000
「矯正医官修学資金貸与法」第４条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額　26,400
「農業近代化資金融通法」第３条第３項の規定による金額の限度	平成20年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　63,010
「漁業近代化資金融通法」第３条第３項の規定による金額の限度	平成20年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　48,000

２　「アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律」第２条第３項の規定により平成20年度においてアフリカ開発基金に出資することができる金額の限度は、47,495,000千円とする。

３　「米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第２条第２項の規定により平成20年度において米州開発銀行に設けられる多数国間の基金に充てるため拠出することができる金額の限度は、1,257,721千円とする。

（債務保証契約の限度額）

第11条　次の表の左欄に掲げる法人が平成20年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、(１)「株式会社日本政策金融公庫法」の規定により中小企業金融公庫が解散し、その業務が株式会社日本政策金融公庫に承継された場合には、第１号左欄の「中小企業金融公庫」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫」と、「中小企業債券に係る債務」とあるのは「社債に係る債務

(「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第２項第１号ハに係る業務(以下「中小企業者向け業務」という。)に関するもの)」と、中欄の「「中小企業金融公庫法」第25条の３第１項」とあるのは「「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第１項」と、(２)「株式会社日本政策投資銀行法」の規定により日本政策投資銀行が解散し、その業務が株式会社日本政策投資銀行に承継された場合には、第３号左欄の「日本政策投資銀行」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行」と、「日本政策投資銀行債券」とあるのは「社債及び日本政策投資銀行債」と、中欄の「「日本政策投資銀行法」第45条第１項」及び「「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項」とあるのは「「株式会社日本政策投資銀行法」第25条第１項」と、(３)「株式会社日本政策金融公庫法」の規定により国際協力銀行が解散し、その業務が株式会社日本政策金融公庫に承継された場合には、第４号左欄の「国際協力銀行」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫」と、「国際協力銀行債券のうち次に掲げるものに係る債務」とあるのは「社債のうち次に掲げるものに係る債務(「株式会社日本政策金融公庫法」第41条第６号に係る業務(以下「国際協力銀行業務」という。)に関するもの)」と、「本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの」とあるのは「本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの」と、中欄の「「国際協力銀行法」第47条第１項」とあるのは「「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第１項」と、右欄の「債券」とあるのは「社債」とそれぞれ読み替えるものとする。

債　　務	根　拠　規　定	金　額　の　限　度
1　中小企業金融公庫 中小企業債券に係る債務	「中小企業金融公庫法」第25条の３第１項	額面総額50,000,000千円及びその利息に相当する金額
2　公営企業金融公庫		
イ　公営企業債券(ロに掲げるものを除く。)に係る債務	「公営企業金融公庫法」第26条第１項	額面総額220,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　公営企業債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が130,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「公営企業金融公庫法」第26条第１項	
3　日本政策投資銀行		
イ　日本政策投資銀行債券(ロに掲げるものを除く。)に係る債務	「日本政策投資銀行法」第45条第１項	額面総額80,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　日本政策投資銀行債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が110,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「日本政策投資銀行法」第45条第１項	
4　国際協力銀行 国際協力銀行債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が180,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「国際協力銀行法」第47条第１項	

官　報　(号　外)

5　株式会社日本政策金融公庫 イ　次に掲げる社債(ロに掲げるものを除く。)に係る債務 (1)「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号イに係る業務に関するもの (2)　中小企業者向け業務に関するもの ロ　社債のうち次に掲げるものに係る債務(国際協力銀行業務に関するもの) (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第1項 同　項 「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項 「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第1項	(1)に掲げる社債にあっては額面総額75,000,000千円及び(2)に掲げる社債にあっては額面総額60,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額 (1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が180,000,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
6　預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係る債務 (1)「預金保険法」に係る業務((2)に掲げるものを除く。)に関するもの (2)　危機対応業務に関するもの (3)　金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの (4)　金融機能強化業務及び「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」附則第3条第1項に規定する旧組織再編成促進特別措置法に係る業務に関するもの	「預金保険法」第42条の2 「預金保険法」第126条第2項 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第5条第2項 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第45条及び附則第4条第2項	(1)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額17,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額5,000,000,000千円並びに(4)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額2,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
7　全国健康保険協会 借入金に係る債務	「健康保険法」	元本金額320,000,000千円及びその利息に相当する金額
8　株式会社地域力再生機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社地域力再生機構法」(仮称)	額面総額及び元本金額の合計額1,600,000,000千円並びにその利息に相当する金額
9　独立行政法人農業者年金基金 借入金に係る債務	「独立行政法人農業者年金基金法」附則第17条第3項	元本金額270,406,000千円及びその利息に相当する金額
10　独立行政法人農林漁業信用基金 林業等資金寄託業務に関する借入金に係る債務	「独立行政法人農林漁業信用基金法」第18条	元本金額4,043,000千円及びその利息に相当する金額

11　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」第20条	額面総額及び元本金額の合計額53,000,000千円並びにその利息に相当する金額
12　独立行政法人空港周辺整備機構 空港周辺整備債券及び借入金に係る債務	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」	額面総額及び元本金額の合計額232,000千円並びにその利息に相当する金額
13　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額798,800,000千円並びにその利息に相当する金額
14　独立行政法人環境再生保全機構 借入金に係る債務	「独立行政法人環境再生保全機構法」附則第９条	元本金額4,300,000千円及びその利息に相当する金額
15　独立行政法人都市再生機構 都市再生債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人都市再生機構法」附則第12条第９項	額面総額及び元本金額の合計額400,000,000千円並びにその利息に相当する金額
16　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条	額面総額及び元本金額の合計額2,383,000,000千円並びにその利息に相当する金額
17　「保険業法」第265条の９第２項の規定により設立の認可を受けた法人のうち同法第262条第２項第１号に掲げる免許を受けた保険会社をその会員とする法人 借入金に係る債務	「保険業法」第265条の42の２	元本金額460,000,000千円及びその利息に相当する金額
18　関西国際空港株式会社 社債に係る債務	「関西国際空港株式会社法」	額面総額45,100,000千円及びその利息に相当する金額
19　日本環境安全事業株式会社 借入金に係る債務	「日本環境安全事業株式会社法」第12条	元本金額51,900,000千円及びその利息に相当する金額
20　東日本高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第３条	額面総額64,400,000千円及びその利息に相当する金額
21　首都高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第３条	額面総額18,500,000千円及びその利息に相当する金額
22　中日本高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第３条	額面総額107,200,000千円及びその利息に相当する金額
23　西日本高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第３条	額面総額59,400,000千円及びその利息に相当する金額
24　阪神高速道路株式会社 社債に係る債務	「高速道路株式会社法」附則第３条	額面総額7,600,000千円及びその利息に相当する金額

25　株式会社日本政策投資銀行		
イ　社債及び日本政策投資銀行債（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「株式会社日本政策投資銀行法」第25条第１項	額面総額120,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　社債及び日本政策投資銀行債のうち次に掲げるものに係る債務	同　項	
(1)　外貨をもって支払われるもの		(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が50,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの		
26　「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第３条第１項の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第９条及び附則第16条第３項	額面総額及び元本金額の合計額106,264,000千円並びにその利息に相当する金額
27　「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」の規定により指定された法人 社債に係る債務	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」	額面総額16,700,000千円及びその利息に相当する金額
28　社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金に係る債務		
(1)　老人保健関係業務に関するもの	「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）附則第38条において、なおその効力を有することとされた「老人保健法」第73条	(1)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額900,000,000千円、(2)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額360,000,000千円、(3)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額170,000,000千円、(4)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額200,000,000千円、(5)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額390,000,000千円並びに(6)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額300,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2)　退職者医療関係業務に関するもの	「国民健康保険法」附則第19条	
(3)　介護保険関係業務に関するもの	「介護保険法」第169条	
(4)　高齢者医療制度関係業務（(5)に掲げるものを除く。）に関するもの	「高齢者の医療の確保に関する法律」第148条	
(5)　高齢者医療制度関係業務のうち後期高齢者交付金を交付するものに関するもの	同　条	
(6)　病床転換助成交付金を交付する業務に関するもの	同法附則第11条	
29　地方公営企業等金融機構 地方公営企業等金融機構債券に係る債務	「地方公営企業等金融機構法」附則第16条第１項	額面総額420,000,000千円及びその利息に相当する金額

2　政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第１号から第５号までの各号、第12号から第16号までの各号、第18号から第27号までの各号若しくは第29号に掲げる法人の事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

3　第１項第１号から第５号までの各号、第11号から第13号までの各号、第15号、第16号、第18号及び第20号から第29号までの各号に規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額（期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。）をこれらの各号に定める限度額（前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（予算の移替え等）

第12条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分によることができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第13条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	民間資金活用等経済・物価政策推進費、地方元気再生推進調査費、地域再生推進費、災害対策総合推進調整費、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費、沖縄北部特別振興対策事業費、大規模駐留軍用地跡地等利用推進費、沖縄特別振興対策調整費、沖縄特別振興対策事業費、沖縄振興計画推進調査費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生諸費、沖縄保健衛生施設整備費、沖縄農業振興費、沖縄開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄漁港関連道整備事業費、沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄特定開発事業推進調査費
財務省	財務本省	公務員宿舎施設費（国会、裁判所又は会計検査院の省庁別宿舎の設置に係るものに限る。）
文部科学省	文部科学本省	科学技術振興調整費、放射能調査研究費、南極地域観測事業費、南極地域観測船建造費、原子力試験研究費
国土交通省	国土交通本省	水資源開発事業費、災害対策等緊急事業推進費、景観形成事業推進費、広域ブロック自立施策等推進調査費、国土形成事業調整費、奄美群島園芸振興費、離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、北海道開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道特定開発事業推進調査費、北海道特定特別総合開発事業推進費、北海道特定地域連携事業推進費
環境省	環境本省	地球環境保全等試験研究費、環境研究総合推進費
防衛省	防衛本省	防衛施設安定運用関連諸費

（予算の移用）

第14条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第２表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第３表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　各組織の間の移用

所管	移用することができる組織（括弧書は当該組織の経費を示す。）
１　内閣府	内閣本府（沖縄開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄漁港関連道整備事業費、沖縄農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、揮発油税等財源沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入）と沖縄総合事務局（沖縄治水事業工事諸費、揮発油税等財源沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備・保全事業工事諸費）
２　農林水産省	農林水産本省（海岸事業費、農業生産基盤整備・保全事業費）と地方農政局（海岸事業工事諸費、農業生産基盤整備・保全事業工事諸費）

官報（号外）

3　国土交通省	イ　国土交通本省(都市公園事業費)と地方整備局(都市公園事業工事諸費)	
	ロ　国土交通本省(北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、航空機燃料税財源北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、揮発油税等財源北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入)と北海道開発局(北海道治水海岸事業工事諸費、揮発油税等財源北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市水環境整備事業工事諸費、揮発油税等財源北海道道路環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備・保全事業工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費)	

第2表　各項の間の移用

所管	組織	移用することができる項
1　内閣府	内閣本府	沖縄開発事業費と農林漁業用揮発油税財源身替沖縄漁港関連道整備事業費
	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、揮発油税等財源沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費及び沖縄農業生産基盤整備・保全事業工事諸費の各項の間
2　農林水産省	農林水産本省	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費
	地方農政局	海岸事業工事諸費と農業生産基盤整備・保全事業工事諸費
	林野庁	山林施設災害復旧事業費、山林施設災害復旧事業費国有林野事業特別会計へ繰入、山林施設災害関連事業費及び山林施設災害関連事業費国有林野事業特別会計へ繰入の各項の間
	水産庁	イ　水産基盤整備費と水産基盤整備事業工事諸費 ロ　漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
3　国土交通省	国土交通本省	イ　海岸環境整備事業費、海岸事業費及び治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入の各項の間 ロ　海岸環境整備事業費、海岸事業費及び港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入の各項の間 ハ　離島振興事業費と農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費 ニ　北海道開発事業費と農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費 ホ　河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費
	北海道開発局	北海道治水海岸事業工事諸費、揮発油税等財源北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市水環境整備事業工事諸費、揮発油税等財源北海道道路環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備・保全事業工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項の間
	海上保安庁	航路標識整備事業費と航路標識整備事業工事諸費
4　環境省	環境本省	自然公園等事業費と自然公園等事業工事諸費
5　防衛省	防衛本省	施設整備費と防衛施設安定運用関連諸費

第3表　各組織の間又は各項の間の移用

1　予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2　予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

(俸給予算等の制限)

第15条　俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

(消費税の収入が充てられる経費の範囲)

第16条　消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く。)の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	参議院	参議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	国立国会図書館	国立国会図書館（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
裁判所	裁判所	最高裁判所（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
会計検査院	会計検査院	会計検査院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣	内閣官房	内閣官房共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	人事院	人事院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	宮内庁	宮内庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	公正取引委員会	公正取引委員会（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	金融庁	金融庁共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
法務省	法務本省	法務本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
外務省	外務本省	外務本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
財務省	財務本省	財務本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、国家公務員共済組合連合会等助成費（基礎年金国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金及び基礎年金日本郵政共済組合負担金に限る。）
	国税庁	国税庁共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、私立学校振興費（基礎年金日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。）
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、医療保険給付諸費（臨時老人薬剤費特別給付金、全国健康保険協会老人保健医療費拠出金補助金、全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金、国民健康保険組合老人保健医療費拠出金補助金、国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金、老人医療給付費負担金、後期高齢者医療給付費等負担金、国民健康保険老人保健医療費拠出金負担金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金、後期高齢者医療財政調整交付金、国民健康保険老人保健医療費拠出金財政調整交付金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金に限る。）、保険給付費等年金特別会計へ繰入（老人保健医療費拠出金年金特別会計へ繰入、後期高齢者医療費支援金年金特別会計へ繰入に限る。）、基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入（基礎年金年金特別会計へ繰入に限る。）、介護保険制度運営推進費（全国健康保険協会介護納付金補助金、国民健康保険組合介護納付金補助金、介護給付費等負担金、国民健康保険介護納付金負担金、介護給付費財政調整交付金、国民健康保険介護納付金財政調整交付金に限る。）、介護納付金年金特別会計へ繰入
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	林野庁	林野庁共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
環境省	環境本省	環境本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）

甲号　歳入歳出予算

歳　　入

主管	部	款	項	金額(千円)	
国会	雑収入			1,592,297	
		国有財産利用収入		1,582,649	
			国有財産貸付収入	1,575,140	
			国有財産使用収入	7,509	
		諸収入		9,648	
			弁償及返納金	3,471	
			物品売払収入	1,368	
			雑入	4,809	
裁判所	雑収入			20,482,730	
		国有財産利用収入		929,078	
			国有財産貸付収入	919,500	
			国有財産使用収入	9,578	
		納付金		57,090	
			法科大学院設置者納付金	57,090	
		諸収入		19,496,562	
			許可及手数料	1,026,992	
			懲罰及没収金	55,467	
			弁償及返納金	92,683	
			物品売払収入	30,094	
			雑入	18,291,326	
会計検査院	雑収入			32,133	
		国有財産利用収入		26,107	
			国有財産貸付収入	26,053	
			国有財産使用収入	54	

		諸収入		6,026	
			弁償及返納金	4,692	
			物品売払収入	125	
			雑入	1,209	
内閣	雑収入			504,801	
		国有財産利用収入		30,837	
			国有財産貸付収入	28,530	
			国有財産使用収入	2,307	
		諸収入		473,964	
			許可及手数料	195	
			弁償及返納金	452,459	
			物品売払収入	491	
			雑入	20,819	
内閣府	官業益金及官業収入			51,609	
		官業収入		51,609	
			病院収入	51,609	
	政府資産整理収入			383,423	
		国有財産処分収入		383,423	
			国有財産売払収入	383,423	
	雑収入			9,458,109	
		国有財産利用収入		920,225	
			国有財産貸付収入	918,252	
			国有財産使用収入	561	
			利子収入	1,412	
		納付金		8,053,438	
			雑納付金	8,053,438	
		諸収入		484,446	
			特別会計受入金	150,319	

官　報（号外）

総務省	政府資産整理収入			338,263
		回収金等収入		338,263
			貸付金等回収金収入	338,263
	雑収入			69,102,039
		国有財産利用収入		143,844
			国有財産貸付収入	133,742
			国有財産使用収入	9,828
			利子収入	274
		納付金		752,714
			雑納付金	752,714
		諸収入		68,205,481
			許可及手数料	140,672
			弁償及返納金	695,529
			電波利用料収入	67,356,020
			雑入	13,260
			計	69,440,302
				92,919,356
法務省	雑収入			712,134
		国有財産利用収入		711,835
			利子収入	299
		諸収入		92,207,222
			許可及手数料	10,907
			懲罰及没収金	82,595,580
			許可及手数料	28
			弁償及返納金	214,128
			物品売払収入	37,225
			雑入	82,746
			計	9,893,141

外務省	雑収入			
		弁償及返納金	1,177,975	
		物品売払収入	70,799	
		矯正官署作業収入	5,827,544	
		雑入	2,524,417	
				8,077,205
	国有財産利用収入			834,015
		国有財産貸付収入	816,516	
		国有財産使用収入	276	
		利子収入	17,223	
	諸収入			7,243,190
		許可及手数料	3,601,220	
		弁償及返納金	3,505,037	
		物品売払収入	58,894	
		雑入	78,039	
財務省	租税及印紙収入			53,554,000,000
	租税			52,359,000,000
		所得税	16,279,000,000	
		法人税	16,711,000,000	
		相続税	1,550,000,000	
		消費税	10,671,000,000	
		酒税	1,532,000,000	
		たばこ税	894,000,000	
		揮発油税	2,086,000,000	
		石油ガス税	14,000,000	
		航空機燃料税	89,000,000	
		石油石炭税	521,000,000	
		電源開発促進税	348,000,000	
		自動車重量税	715,000,000	

			関税	939,000,000
			とん税	10,000,000
		印紙収入		1,195,000,000
			印紙収入	1,195,000,000
	政府資産整理収入			266,825,256
		国有財産処分収入		221,891,421
			国有財産売払収入	221,891,421
		回収金等収入		44,933,835
			特別会計整理収入	43,023,802
			引継債権整理収入	14
			政府出資回収金収入	1,910,019
	雑収入			2,879,956,589
		国有財産利用収入		42,146,826
			国有財産貸付収入	37,199,444
			国有財産使用収入	1
			利子収入	4,581,737
			配当金収入	365,644
		納付金		789,215,613
			日本銀行納付金	721,000,000
			独立行政法人造幣局納付金	4,352,989
			雑納付金	63,862,624
		諸収入		2,048,594,150
			特別会計受入金	1,946,110,791
			許可及手数料	3,970,545
			受託調査試験及役務収入	10,817,146
			懲罰及没収金	248,384
			弁償及返納金	1,752,553

			物品売払収入	18,159	
			文官恩給費特別会計等負担金	3,742,542	
			貨幣回収準備資金受入	53,883,614	
			雑入	28,050,416	
	公債金			25,348,000,000	
		公債金		25,348,000,000	
			公債金	5,212,000,000	
			特例公債金	20,136,000,000	
	前年度剰余金受入			3,493,180	
		前年度剰余金受入		3,493,180	
			前年度剰余金受入	3,493,180	
			計	82,052,275,025	
文部科学省	雑収入			11,528,897	
		国有財産利用収入		617,616	
			国有財産貸付収入	583,109	
			国有財産使用収入	34,507	
		納付金		3,890,970	
			独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	35,750	
			雑納付金	3,855,220	
		諸収入		7,020,311	
			許可及手数料	17,936	
			弁償及返納金	4,340,764	
			物品売払収入	9,409	
			雑入	2,652,202	
厚生労働省	官業益金及官業収入			1,545,914	
		官業収入		1,545,914	
			病院収入	1,524,082	

			診療所収入	21,832
	政府資産整理収入			2,004,525
		回収金等収入		2,004,525
			貸付金等回収金収入	2,004,525
	雑収入			146,960,933
		国有財産利用収入		412,287
			国有財産貸付収入	407,566
			国有財産使用収入	3,813
			利子収入	908
		納付金		3,769,914
			雑納付金	3,769,914
		諸収入		142,778,732
			授業料及入学検定料	137,024
			許可及手数料	30,224
			受託調査試験及役務収入	200,933
			弁償及返納金	137,336,263
			物品売払収入	2,498,961
			雑入	2,575,327
			計	150,511,372
農林水産省	政府資産整理収入			5,408,936
		回収金等収入		5,408,936
			特別会計整理収入	5,408,936
	雑収入			473,039,346
		国有財産利用収入		687,666
			国有財産貸付収入	687,666
		納付金		257,938,383
			日本中央競馬会納付金	254,393,000

			雑納付金	3,545,383
		諸収入		214,413,297
			特別会計受入金	8,801,666
			公共事業費負担金	175,962,602
			許可及手数料	19,188
			受託調査試験及役務収入	1,641,709
			懲罰及没収金	32,697
			弁償及返納金	25,154,200
			物品売払収入	86,146
			雑入	2,715,089
			計	478,448,282
経済産業省	政府資産整理収入			4,385,536
		回収金等収入		4,385,536
			特別会計整理収入	330
			貸付金等回収金収入	4,385,206
	雑収入			77,565,540
		国有財産利用収入		159,161
			国有財産貸付収入	147,578
			国有財産使用収入	11,583
		納付金		14,729,321
			特定アルコール譲渡者納付金	13,421,440
			雑納付金	1,307,881
		諸収入		62,677,058
			特別会計受入金	53,475,250
			許可及手数料	9,610
			弁償及返納金	4,754,465
			物品売払収入	31,387

官報（号外）

			雑入	4,406,346
			計	81,951,076
国土交通省	政府資産整理収入			1,755,169
		国有財産処分収入		352,678
			国有財産売払収入	352,678
		回収金等収入		1,402,491
			貸付金等回収金収入	1,402,491
	雑収入			31,856,899
		国有財産利用収入		2,912,058
			国有財産貸付収入	852,412
			国有財産使用収入	2,059,610
			利子収入	36
		納付金		81,764
			雑納付金	81,764
		諸収入		28,863,077
			特別会計受入金	3,369,329
			公共事業費負担金	20,243,551
			許可及手数料	30,321
			受託調査試験及役務収入	191,789
			懲罰及没収金	29,304
			弁償及返納金	1,791,457
			物品売払収入	94,962
			雑入	3,112,364
			計	33,612,068
環境省	雑収入			1,840,090
		国有財産利用収入		688,201
			国有財産貸付収入	493,973
			国有財産使用収入	194,228

		諸収入		1,151,889	
			許可及手数料	3,425	
			弁償及返納金	1,137,581	
			雑入	10,883	
防衛省	官業益金及官業収入			14,456,518	
		官業収入		14,456,518	
			病院収入	14,456,518	
	政府資産整理収入			542,692	
		国有財産処分収入		162,423	
			国有財産売払収入	162,423	
		回収金等収入		380,269	
			貸付金等回収金収入	211,134	
			事故補償費返還金	169,135	
	雑収入			33,231,928	
		国有財産利用収入		11,270,930	
			国有財産貸付収入	11,264,958	
			国有財産使用収入	4,660	
			利子収入	1,312	
		諸収入		21,960,998	
			授業料及入学検定料	3,922	
			許可及手数料	48	
			受託調査試験及役務収入	23,437	
			弁償及返納金	18,295,953	
			物品売払収入	1,212,882	
			雑入	2,424,756	
			計	48,231,138	
歳入総計				83,061,339,913	

歳出

所管	組織	項	金額(千円)
皇室費		内廷費	324,000
		宮廷費	6,170,249
		皇族費	279,838
		計	6,774,087
国会	衆議院	衆議院	63,373,375
		衆議院施設費	3,610,101
		衆議院予備経費	7,000
		計	66,990,476
	参議院	参議院	37,940,004
		参議院施設費	2,446,780
		参議院予備経費	5,000
		計	40,391,784
	国立国会図書館	国立国会図書館	20,163,527
		国立国会図書館施設費	1,801,615
		計	21,965,142
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	134,834
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	117,965
	国会所管合計		129,600,201
裁判所	裁判所	最高裁判所	83,548,252
		下級裁判所	199,493,052
		裁判費	18,530,159
		裁判所施設費	20,043,132
		裁判所予備経費	8,000
		計	321,622,595

	検察審査会	検察審査会	5,958,254
	裁判所所管合計		327,580,849
会計検査院	会計検査院	会計検査院	17,386,000
		会計検査院施設費	126,513
		計	17,512,513
内閣	内閣官房	内閣官房共通費	19,135,557
		内閣官房施設費	1,137,339
		情報収集衛星業務費	62,879,353
		情報収集衛星施設費	853,265
		安全保障会議	370,637
		計	84,376,151
	内閣法制局	内閣法制局	1,188,085
	人事院	人事院	10,738,745
	内閣所管合計		96,302,981
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費	24,015,862
		内閣本府施設費	2,102,130
		公文書館関連政策費	134,071
		独立行政法人国立公文書館運営費	1,833,149
		政府広報費	9,232,034
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	15,464,307
		経済財政政策費	909,763
		民間資金活用等経済・物価政策推進費	445,000
		地域活性化政策費	136,884
		地方元気再生推進調査費	2,500,000
		地域再生推進費	144,608,000
		科学技術政策費	670,279
		防災政策費	4,233,063

官　報（号外）

災害対策総合推進調整費	248,000
沖縄政策費	6,096,658
沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費	1,568,504
沖縄北部特別振興対策事業費	5,000,000
大規模駐留軍用地跡地等利用推進費	260,000
沖縄特別振興対策調整費	2,440,000
沖縄特別振興対策事業費	2,560,000
沖縄振興計画推進調査費	100,000
沖縄教育振興事業費	9,888,000
沖縄保健衛生諸費	243,248
沖縄保健衛生施設整備費	1,052,660
沖縄農業振興費	3,013,272
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構運営費	4,454,318
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費	6,285,795
沖縄開発事業費	76,978,541
農林漁業用揮発油税財源身替沖縄漁港関連道整備事業費	40,000
沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費	5,000,000
沖縄特定開発事業推進調査費	70,000
共生社会政策費	3,162,448
栄典行政費	2,989,127
男女共同参画社会形成促進費	362,247
国民生活政策費	840,828
独立行政法人国民生活センター運営費	2,951,389

		独立行政法人国民生活センター施設整備費	353,918
		食品安全政策費	486,387
		原子力安全確保政策費	869,332
		公益法人制度改革推進費	376,624
		経済社会総合研究所	3,416,152
		迎賓施設運営費	784,840
		沖縄農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入	10,000
		沖縄治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	37,000
		沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	8,510,812
		沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	22,568,852
		沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,836,681
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	84,096,000
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	2,892,000
		計	468,128,175
	北方対策本部	北方対策本部	402,719
		独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	652,280
		計	1,054,999
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	709,888
	日本学術会議	日本学術会議	1,312,377
	官民人材交流センター	官民人材交流センター	831,866
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	5,886,380

官　報（号外）

		沖縄治水事業工事諸費	1,538,188
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業工事諸費	956,000
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	668,467
		揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業工事諸費	91,000
		沖縄都市公園事業工事諸費	133,412
		沖縄農業生産基盤整備・保全事業工事諸費	658,047
		計	9,931,494
	宮内庁	宮内庁	11,064,578
	公正取引委員会	公正取引委員会	8,681,845
	警察庁	警察庁共通費	89,164,804
		警察庁施設費	13,348,177
		生活安全警察費	201,454
		刑事警察費	1,335,936
		組織犯罪対策費	218,380
		交通警察費	23,753,532
		警備警察費	12,185,440
		皇宮警察本部	8,327,099
		船舶建造費	632,556
		犯罪被害給付費	2,170,447
		情報技術犯罪対策費	195,811
		科学警察研究所	2,140,744
		警察活動基盤整備費	119,854,557
		計	273,528,937
	金融庁	金融庁共通費	17,212,905
		金融機能安定確保費	760,613

		投資者等保護費	1,418,582
		金融機能円滑化推進費	34,046
		計	19,426,146
		内閣府所管合計	794,670,305
総務省	総務本省	総務本省共通費	38,656,623
		総務本省施設費	198,425
		人事管理推進費	224,016
		行政管理実施費	184,678
		行政評価等実施費	157,193
		地方行政制度整備費	6,184,292
		地域振興費	838,786
		地方財政制度整備費	72,222
		地方交付税交付金	15,140,119,889
		地方特例交付金	473,489,000
		地方税制度整備費	52,902
		選挙制度等整備費	546,047
		電子政府・電子自治体推進費	8,978,901
		情報通信技術研究開発推進費	9,306,329
		独立行政法人情報通信研究機構運営費	35,330,010
		独立行政法人情報通信研究機構施設整備費	58,312
		情報通信技術高度利活用推進費	8,177,034
		ユビキタスネットワーク整備費	10,521,487
		情報通信格差是正事業費	3,396,000
		情報通信技術利用環境整備費	1,036,608
		電波利用料財源電波監視等実施費	62,284,026

官報（号外）

		情報通信国際戦略推進費	2,025,750
		郵政行政推進費	407,480
		一般戦災死没者追悼等事業費	366,649
		独立行政法人平和祈念事業特別基金運営費	749,813
		恩給費	807,001,396
		統計調査費	26,721,531
		独立行政法人統計センター運営費	9,399,381
		政党助成費	32,102,927
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	25,940,000
		施設等所在市町村調整交付金	6,600,000
		計	16,711,127,707
	管区行政評価局	管区行政評価局共通費	10,542,855
		行政評価等実施費	687,159
		計	11,230,014
	総合通信局	総合通信局共通費	9,055,430
		ユビキタスネットワーク整備等推進費	114,200
		電波利用料財源電波監視等実施費	5,071,994
		計	14,241,624
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	584,515
	消防庁	消防庁共通費	2,180,702
		消防防災体制等整備費	11,609,287
		計	13,789,989
	総務省所管合計		16,750,973,849
法務省	法務本省	法務本省共通費	100,635,661
		基本法制整備費	150,340

		司法制度改革推進費	9,923,414
		日本司法支援センター運営費	10,394,778
		検察企画調整費	47,183
		矯正企画調整費	68,691
		更生保護企画調整推進費	303,642
		債権管理回収業審査監督費	18,889
		人権擁護推進費	2,144,717
		訟務費	1,934,208
		出入国管理企画調整推進費	5,264,676
		法務省施設費	23,010,260
		法務行政情報化推進費	1,294,224
		登記事務費登記特別会計へ繰入	68,883,972
		計	224,074,655
	法務総合研究所	法務総合研究所共通費	1,910,750
		法務調査研究費	52,245
		国際協力推進費	155,514
		計	2,118,509
	検察庁	検察官署共通費	96,999,515
		検察費	5,740,913
		検察運営費	2,694,880
		計	105,435,308
	矯正官署	矯正官署共通費	161,077,446
		矯正管理業務費	4,034,025
		矯正収容費	53,665,849
		矯正施設民間開放推進費	12,789,773
		計	231,567,093

官報（号外）

	更生保護官署	更生保護官署共通費	11,162,489
		更生保護活動費	10,436,506
		計	21,598,995
	法務局	法務局共通費	14,471,651
		国籍等事務処理費	1,220,862
		人権擁護活動費	1,499,324
		計	17,191,837
	地方入国管理官署	地方入国管理官署共通費	21,478,687
		出入国管理業務費	16,773,111
		計	38,251,798
	公安審査委員会	公安審査委員会	68,036
	公安調査庁	公安調査庁共通費	12,276,960
		破壊的団体等調査費	2,595,507
		計	14,872,467
	法務省所管合計		655,178,698
外務省	外務本省	外務本省共通費	46,840,358
		外務本省施設費	788,728
		地域別外交費	4,516,101
		分野別外交費	15,178,925
		広報文化交流及報道対策費	3,122,333
		独立行政法人国際交流基金運営費	12,892,237
		領事政策費	11,963,663
		経済協力費	174,684,089
		独立行政法人国際協力機構運営費	153,785,611
		国際分担金其他諸費	127,819,601
		計	551,591,646

	在外公館	在外公館共通費	117,211,397
		在外公館施設費	4,446,050
		地域別外交費	697,392
		分野別外交費	246,225
		広報文化交流及報道対策費	1,001,138
		領事政策費	3,164,328
		経済協力費	1,012,841
		計	127,779,371
	外務省所管合計		679,371,017
財務省	財務本省	財務本省共通費	102,931,344
		財務本省施設費	170,517
		財政健全化推進費	18,892,684
		税制企画立案費	310,817
		資産債務管理費	1,961,617
		公務員宿舎取得費特定国有財産整備特別会計へ繰入	3,942,605
		公務員宿舎施設費	12,932,434
		国債費	20,163,229,693
		貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	17,251,031
		関税制度等企画立案費	2,455,063
		経済協力費	174,143,973
		政策金融費	42,512,574
		国家公務員共済組合連合会等助成費	52,415,183
		塩製造技術高度化対策費	126,416
		予備費	350,000,000
		計	20,943,275,951

官報（号外）

	財務局	財務局共通費	47,605,948
		財務局施設費	161,722
		財務局業務費	17,183,043
		計	64,950,713
	税関	税関共通費	63,962,059
		税関施設費	180,415
		税関業務費	29,985,670
		船舶建造費	497,010
		計	94,625,154
	国税庁	国税庁共通費	592,899,122
		国税庁施設費	3,537,050
		税務業務費	119,773,356
		国税不服審判所	5,293,078
		独立行政法人酒類総合研究所運営費	1,170,506
		計	722,673,112
	財務省所管合計		21,825,524,930
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費	104,805,223
		文部科学本省施設費	138,935
		生涯学習振興費	26,952,378
		独立行政法人国立科学博物館運営費	3,125,356
		独立行政法人国立女性教育会館運営費	645,248
		初等中等教育等振興費	116,421,750
		独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	10,476,819
		独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費	244,870
		独立行政法人教員研修センター運営費	1,439,088

独立行政法人教員研修センター施設整備費	191,892
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費	1,175,690
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費	47,508
義務教育費国庫負担金	1,679,576,000
高等教育振興費	66,993,284
独立行政法人大学評価・学位授与機構運営費	1,896,140
独立行政法人大学入試センター運営費	421,800
独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	67,658,980
独立行政法人メディア教育開発センター運営費	1,926,852
独立行政法人国立大学財務・経営センター運営費	495,820
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	1,741,602
育英事業費	130,899,306
私立学校振興費	515,916,016
科学技術・学術政策推進費	27,137,948
科学技術振興調整費	33,800,000
放射能調査研究費	1,168,005
原子力安全対策費	3,769,000
研究振興費	227,234,940
国立大学法人施設整備費	48,622,428
国立大学法人船舶建造費	1,575,103
国立大学法人運営費	1,181,333,283
独立行政法人日本学術振興会運営費	28,859,332
研究開発推進費	94,661,107

官　報（号外）

		独立行政法人科学技術振興機構運営費	105,057,905	
		南極地域観測事業費	4,683,528	
		南極地域観測船建造費	9,827,771	
		独立行政法人海洋研究開発機構運営費	38,430,626	
		独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費	229,502	
		独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費	100,000	
		独立行政法人物質・材料研究機構運営費	15,429,218	
		独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費	320,000	
		原子力試験研究費	712,984	
		独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	12,407,214	
		独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費	100,000	
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	140,100,000	
		独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	63,261,350	
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	7,820,276	
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構運営費	130,226,969	
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	6,282,780	
		独立行政法人理化学研究所運営費	60,138,889	
		独立行政法人理化学研究所施設整備費	7,499,851	
		独立行政法人防災科学技術研究所運営費	8,433,419	

		独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費	36,000
		スポーツ振興費	7,890,285
		公立文教施設整備費	105,620,350
		独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	7,071,001
		独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	2,272,018
		文化振興費	773,500
		国際交流・協力推進費	31,084,475
		独立行政法人日本学生支援機構運営費	19,288,638
		計	5,166,450,252
	文部科学本省所轄機関	国立教育政策研究所	4,113,457
		科学技術政策研究所	920,759
		日本学士院	622,574
		文部科学本省所轄研究所施設費	7,655
		計	5,664,445
	文化庁	文化庁共通費	2,629,438
		文化振興費	15,002,764
		日本芸術院	482,343
		独立行政法人国立美術館運営費	5,790,386
		独立行政法人国立美術館施設整備費	8,969,664
		独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	11,022,899
		独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	874,349
		文化財保存事業費	40,946,508
		文化財保存施設整備費	1,002,612

官報（号外）

		独立行政法人国立文化財機構運営費	8,771,089
		独立行政法人国立文化財機構施設整備費	1,698,075
		国際文化交流推進費	2,698,758
		文化振興基盤整備費	754,307
		独立行政法人国立国語研究所運営費	1,111,392
		計	101,754,584
	文部科学省所管合計		5,273,869,281
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	90,713,906
		厚生労働本省施設費	183,698
		医療提供体制確保対策費	4,955,951
		医療従事者等確保対策費	6,299,069
		医療従事者資質向上対策費	19,781,644
		医療情報化推進費	631,044
		医療安全確保推進費	427,648
		経営費等国立高度専門医療センター特別会計へ繰入	37,720,947
		施設費国立高度専門医療センター特別会計へ繰入	6,030,350
		独立行政法人国立病院機構運営費	47,854,236
		独立行政法人国立病院機構施設整備費	3,319,636
		感染症対策費	26,627,805
		特定疾患等対策費	36,071,164
		移植医療推進費	2,372,888
		原爆被爆者等援護対策費	154,567,075
		医薬品承認審査等推進費	756,455
		医薬品安全対策等推進費	2,816,711

		医薬品適正使用推進費	388,585	
		血液製剤対策費	1,270,377	
		重要医薬品供給確保対策費	803,102	
		医薬品等研究開発推進費	1,714,974	
		医療提供体制基盤整備費	29,526,937	
		独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	610,554	
		医療保険給付諸費	6,998,633,815	
		保険給付費等年金特別会計へ繰入	381,428,573	
		医療費適正化推進費	53,674,101	
		医療費適正化推進費年金特別会計へ繰入	1,779,033	
		疾病保険給付費等船員保険特別会計へ繰入	3,025,321	
		地域保健対策費	2,757,676	
		保健衛生施設整備費	1,700,000	
		健康増進対策費	17,355,360	
		健康危機管理推進費	281,919	
		食品等安全確保対策費	2,393,361	
		水道安全対策費	104,873	
		水道施設整備費	70,946,000	
		麻薬・覚せい剤等対策費	1,469,931	
		化学物質安全対策費	700,798	
		生活衛生対策費	1,796,561	
		労働条件確保・改善対策費	733,255	
		独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	819,581	
		労働者災害補償保険保険給付費労働保険特別会計へ繰入	456,574	

職務上年金給付費船員保険特別会計へ繰入	12,687		
仕事生活調和推進費	953,160		
独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	3,518,786		
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	471,381		
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	92,816		
地域雇用機会創出対策費	978,477		
高齢者等雇用安定・促進費	22,959,606		
失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	161,188,500		
失業保険給付費船員保険特別会計へ繰入	214,289		
業務取扱費船員保険特別会計へ繰入	740,488		
職業能力開発強化費	3,369,963		
若年者等職業能力開発支援費	3,670,226		
障害者等職業能力開発支援費	6,612,733		
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費	742,261		
男女均等雇用対策費	137,146		
地域子育て支援対策費	37,531,334		
保育所運営費	327,652,752		
児童手当年金特別会計へ繰入	256,392,116		
児童虐待等防止対策費	82,127,554		
母子保健衛生対策費	19,194,214		
母子家庭等対策費	166,728,904		
児童福祉施設整備費	13,716,000		
生活保護費	2,005,336,133		
地域福祉推進費	20,194,386		

		災害救助等諸費	721,500
		社会福祉諸費	43,318,114
		遺族及留守家族等援護費	42,275,443
		戦没者慰霊事業費	973,383
		中国残留邦人等支援事業費	1,982,037
		恩給進達等実施費	247,276
		障害保健福祉費	946,974,658
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	2,595,803
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	90,000
		特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	11,673,620
		社会福祉施設整備費	12,886,000
		独立行政法人福祉医療機構運営費	4,281,428
		公的年金制度運営諸費	252,658
		基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	7,425,781,957
		企業年金等普及促進費	2,487,129
		高齢者日常生活支援等推進費	74,788,734
		介護保険制度運営推進費	1,923,562,344
		介護納付金年金特別会計へ繰入	38,065,046
		業務取扱費年金特別会計へ繰入	182,754,787
		国際機関活動推進費	17,339,126
		国際協力費	1,011,321
		厚生労働科学研究費	42,818,519
		独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費	790,538

官　報（号外）

		独立行政法人医薬基盤研究所運営費	11,282,893
		独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費	272,521
		計	21,939,264,235
	検疫所	検疫所共通費	6,470,889
		検疫所施設費	196,585
		検疫業務等実施費	447,123
		輸入食品検査業務実施費	2,080,700
		計	9,195,297
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所共通費	21,196,123
		国立ハンセン病療養所施設費	5,663,003
		国立ハンセン病療養所運営費	11,606,785
		計	38,465,911
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費	7,912,519
		厚生労働本省試験研究所施設費	2,812,992
		血清等製造及検定費	546,646
		厚生労働本省試験研究所試験研究費	4,101,194
		計	15,373,351
	国立更生援護機関	国立更生援護機関共通費	6,696,974
		国立更生援護機関施設費	888,507
		国立児童自立支援施設運営費	167,174
		国立更生援護所運営費	2,223,882
		計	9,976,537
	地方厚生局	地方厚生局共通費	10,989,745
		保険医療機関等指導監督等実施費	553,932
		医師等国家試験実施費	256,378

		麻薬・覚せい剤等対策費	554,493
		医療観察等実施費	135,754
		計	12,490,302
	都道府県労働局	都道府県労働局共通費	89,711,341
		都道府県労働局施設費	607,300
		労働条件確保・改善対策費	540,829
		仕事生活調和推進費	73,603
		個別労働紛争対策費	173,468
		職業紹介事業等実施費	204,506
		高齢者等雇用安定・促進費	4,324,010
		男女均等雇用対策費	137,939
		計	95,772,996
	中央労働委員会	中央労働委員会共通費	1,314,819
		労使関係等安定形成促進費	403,531
		計	1,718,350
	厚生労働省所管合計		22,122,256,979
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費	86,568,204
		農林水産本省施設費	1,348,568
		食品産業競争力強化対策費	2,344,962
		主要食糧需給安定対策費	180,014
		主要食糧需給安定対策費食料安定供給特別会計へ繰入	132,000,000
		食の安全・消費者の信頼確保対策費	12,562,734
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費	7,404,972
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費	698,132
		食育推進事業費	4,639,526

官　報（号外）

国産農畜産物競争力強化対策費	204,074,197
牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費	78,338,149
独立行政法人農畜産業振興機構運営費	2,284,496
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	1,814,336
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	137,805
独立行政法人種苗管理センター運営費	3,006,239
独立行政法人種苗管理センター施設整備費	187,494
独立行政法人家畜改良センター運営費	8,071,512
独立行政法人家畜改良センター施設整備費	391,912
環境保全型農業生産対策費	1,499,671
担い手育成・確保対策費	38,434,493
農業経営安定事業費等食料安定供給特別会計へ繰入	109,374,887
農業・食品産業強化対策費	23,185,846
農業経営支援対策費	173,196,159
共済掛金国庫負担金等農業共済再保険特別会計へ繰入	50,666,904
独立行政法人農業者年金基金運営費	3,889,628
農地等整備・保全推進費	11,971,582
海岸事業費	6,298,454
農業生産基盤整備・保全事業費	339,435,374
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費	12,179,000

		農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入	52,601,000
		農村振興費	55,444,959
		農村整備事業費	86,234,461
		株式会社日本政策金融公庫等助成費	37,156,000
		農山漁村活性化対策費	33,345,509
		バイオマス利用等対策費	16,512,416
		牛肉等関税財源畜産振興バイオマス利用対策費	1,661,851
		農業等国際協力推進費	9,952,073
		農林水産物・食品輸出促進対策費	2,019,821
		農林水産統計調査費	7,116,333
		農林水産政策研究所	924,764
		風水害等対策費	100,000
		受託工事費及換地清算金	2,193,048
		農業施設災害復旧事業費	7,477,366
		農業施設災害関連事業費	681,584
		計	1,629,606,435
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	14,650,060
		農林水産本省検査指導所施設費	683,822
		計	15,333,882
	農林水産技術会議	農林水産技術会議共通費	2,962,526
		農林水産技術会議施設費	276,120
		農林水産業研究開発費	20,708,347
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	47,817,608

官報（号外）

		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	660,270
		独立行政法人農業生物資源研究所運営費	7,208,987
		独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費	278,542
		独立行政法人農業環境技術研究所運営費	3,305,992
		独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費	55,378
		独立行政法人国際農林水産業研究センター運営費	3,600,888
		独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費	38,031
		計	86,912,689
	地方農政局	地方農政局	84,731,274
		地方農政局施設費	1,047,021
		海岸事業工事諸費	292,546
		農業生産基盤整備・保全事業工事諸費	15,194,165
		農業施設災害復旧事業等工事諸費	2,638
		計	101,267,644
	北海道農政事務所	北海道農政事務所	4,178,477
		北海道農政事務所施設費	24,211
		計	4,202,688
	林野庁	林野庁共通費	5,304,173
		林野庁施設費	72,697
		森林整備・保全費	16,546,562
		独立行政法人農林漁業信用基金出資	500,000
		森林整備・保全費国有林野事業特別会計へ繰入	52,123,168

		治山事業費	56,812,000
		治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	34,152,000
		森林整備事業費	79,576,000
		農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費	231,000
		森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入	74,447,000
		林業・木材産業等振興対策費	12,877,230
		森林整備・林業等振興対策費	9,691,997
		独立行政法人森林総合研究所運営費	10,179,844
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費	286,548
		山林施設災害復旧事業費	3,369,601
		山林施設災害復旧事業費国有林野事業特別会計へ繰入	1,591,399
		山林施設災害関連事業費	4,869,826
		山林施設災害関連事業費国有林野事業特別会計へ繰入	143,174
		計	362,774,219
	水産庁	水産庁共通費	7,775,952
		水産庁施設費	63,573
		水産物安定供給対策費	23,954,146
		船舶建造費	456,468
		水産業振興費	17,514,704
		保険料国庫負担金等漁船再保険及び漁業共済保険特別会計へ繰入	15,738,315
		独立行政法人水産大学校運営費	2,099,909
		独立行政法人水産大学校施設整備費	192,906

官報（号外）

		海岸事業費	7,897,000
		水産基盤整備費	67,947,981
		農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費	414,000
		水産業強化対策費	7,730,493
		国際漁業協力推進費	1,184,002
		独立行政法人水産総合研究センター運営費	17,272,815
		独立行政法人水産総合研究センター施設整備費	1,344,700
		独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費	1,782,868
		水産基盤整備事業工事諸費	7,019
		漁港施設災害復旧事業費	1,073,448
		漁港施設災害関連事業費	38,000
		計	174,488,299
	農林水産省所管合計		2,374,585,856
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費	42,300,970
		経済産業本省施設費	1,999,960
		産業人材育成費	6,099,967
		技術革新促進・環境整備費	2,700,046
		独立行政法人産業技術総合研究所運営費	64,237,356
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費	600,000
		知的財産保護費	359,114
		登録免許税納付確認等事務費特許特別会計へ繰入	18,872
		工業標準・知的基盤整備費	2,721,695
		独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	7,466,437

新事業創出促進対策費	95,196
独立行政法人経済産業研究所運営費	1,599,398
情報技術利活用促進費	8,188,061
流通・物流基盤整備費	1,234,472
情報セキュリティ対策推進費	2,109,498
消費者行政推進費	1,108,031
経済産業統計調査費	2,860,609
通商政策推進費	2,676,358
独立行政法人日本貿易振興機構運営費	23,884,950
貿易投資促進費	2,816,809
再保険費貿易再保険特別会計へ繰入	2,386,579
経済協力費	16,920,492
貿易管理費	428,465
ものづくり産業振興費	14,076,257
情報産業強化費	7,948,630
独立行政法人情報処理推進機構運営費	5,006,397
サービス産業強化費	2,456,449
コンテンツ産業強化費	1,700,104
化学物質管理推進費	993,400
経営革新・創業促進費	2,344,649
まちづくり推進費	441,119
地域経済活性化対策費	15,294,968
工業用水道事業費	2,981,000
温暖化対策費	5,888,588
資源循環推進費	1,056,476

官　報（号外）

		環境経営・競争力強化費	601,294
		独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	40,834,570
		計	296,437,236
	経済産業局	経済産業局共通費	14,662,600
		経済産業局施設費	117,291
		経済産業統計調査費	118,695
		地域経済活性化対策費	267,505
		計	15,166,091
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁共通費	2,904,903
		鉱物資源安定供給確保費	2,116,658
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	3,937,355
		石油石炭税財源燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	427,500,000
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	172,100,000
		計	608,558,916
	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院共通費	3,500,054
		産業保安費	2,401,993
		計	5,902,047
	中小企業庁	中小企業庁共通費	2,396,258
		情報技術利活用促進費	830,644
		中小企業事業環境整備費	24,449,301
		経営革新・創業促進費	43,360,897
		経営安定・取引適正化費	912,269
		まちづくり推進費	6,176,856

		独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	21,641,479
		計	99,767,704
	経済産業省所管合計		1,025,831,994
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費	118,880,961
		国土交通本省施設費	45,120
		住宅対策事業費	172,785,000
		住宅対策諸費	371,595,000
		住宅市場整備推進費	5,449,191
		総合的バリアフリー推進費	5,221,386
		鉄道駅移動円滑化施設整備事業費	2,400,000
		海洋環境対策費	151,915
		海岸環境整備事業費	1,151,150
		道路環境等対策費	3,366,667
		水資源対策費	297,959
		水資源開発事業費	17,828,000
		緑地環境対策費	130,502
		都市公園事業費	60,471,203
		水環境対策費	666,591
		都市水環境整備事業費	49,478,000
		下水道事業費	446,957,000
		地球温暖化防止等対策費	1,121,147
		災害情報整備推進費	6,964
		住宅・市街地防災対策費	60,570
		市街地防災事業費	2,800,000
		住宅防災事業費	87,663,000
		都市公園防災事業費	25,874,000
		下水道防災事業費	134,657,000

		水害・土砂災害対策費	421,720	
		河川管理施設整備費	124,359	
		急傾斜地崩壊対策等事業費	26,867,000	
		災害対策等緊急事業推進費	25,000,000	
		治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	649,842,210	
		北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	99,020,000	
		離島治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	4,741,000	
		海岸事業費	39,481,050	
		公共交通等安全対策費	2,596,163	
		独立行政法人航空大学校運営費	2,772,769	
		独立行政法人航空大学校施設整備費	103,434	
		鉄道安全対策事業費	1,972,000	
		道路交通安全対策費	29,064	
		総合的物流体系整備推進費	8,531,842	
		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構出資	3,951,000	
		港湾事業費	2,147,000	
		港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	162,546,166	
		北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	18,752,000	
		離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	18,346,000	
		観光振興費	3,515,495	
		独立行政法人国際観光振興機構運営費	2,016,998	
		景観形成推進費	952,860	
		景観形成事業推進費	20,000,000	

		整備新幹線建設推進高度化等事業費	3,250,000	
		整備新幹線整備事業費	70,600,000	
		空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	55,839,820	
		北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	2,541,000	
		離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	497,000	
		航空機燃料税財源空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	84,499,180	
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	4,350,000	
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	752,000	
		都市・地域づくり推進費	2,411,171	
		都市再生・地域再生整備事業費	308,563,000	
		鉄道網整備推進費	4,306,619	
		鉄道網整備事業費	34,668,000	
		地域公共交通維持・活性化推進費	14,608,530	
		都市・地域交通整備事業費	2,350,000	
		道路交通円滑化推進費	15,538,215	
		揮発油税等財源道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,667,176,000	
		揮発油税等財源北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	223,444,000	
		揮発油税等財源離島道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	23,897,000	

官　報（号外）

社会資本整備・管理効率化推進費	897,399		
不動産市場整備等推進費	6,669,597		
建設市場整備推進費	1,221,799		
国土交通統計調査費	487,125		
国土調査費	16,759,218		
海事産業市場整備等推進費	289,024		
独立行政法人航海訓練所運営費	6,567,183		
独立行政法人航海訓練所施設整備費	52,000		
独立行政法人海技教育機構運営費	2,745,424		
独立行政法人海技教育機構施設整備費	117,812		
国土形成推進費	2,568,598		
広域ブロック自立施策等推進調査費	700,000		
地域自立・活性化事業費	25,000,000		
国土形成事業調整費	35,000,000		
地理空間情報整備・活用推進費	2,370,390		
離島振興費	2,081,007		
奄美群島園芸振興費	87,856		
離島振興事業費	52,349,000		
農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費	566,000		
北海道総合開発推進費	866,461		
北海道開発事業費	186,010,867		
農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費	512,000		
北海道特定開発事業推進調査費	200,000		

北海道特定特別総合開発事業推進費	2,580,000
北海道特定地域連携事業推進費	10,000,000
技術研究開発推進費	3,007,905
独立行政法人土木研究所運営費	9,491,921
独立行政法人土木研究所施設整備費	729,828
独立行政法人建築研究所運営費	2,010,953
独立行政法人建築研究所施設整備費	87,370
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	619,717
独立行政法人交通安全環境研究所運営費	855,261
独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	129,826
独立行政法人海上技術安全研究所運営費	2,961,187
独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費	549,309
独立行政法人港湾空港技術研究所運営費	1,340,348
独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費	398,392
独立行政法人電子航法研究所運営費	1,640,300
独立行政法人電子航法研究所施設整備費	87,026
情報化推進費	2,607,518
国際協力費	705,201
官庁施設保全等推進費	147,281
官庁営繕費	23,087,985

官　報　(号　外)

		河川等災害復旧事業費	41,445,121
		河川等災害関連事業費	11,610,280
		河川管理費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,127,697
		自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	898,826
		北海道農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入	15,565,045
		北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	6,153,000
		離島農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入	6,109,000
		離島治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	328,000
		計	5,612,473,048
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所共通費	2,986,047
		国土技術政策総合研究所施設費	75,609
		技術研究開発推進費	784,456
		計	3,846,112
	国土地理院	国土地理院共通費	5,895,478
		国土地理院施設費	139,254
		災害情報整備推進費	584,004
		地理空間情報整備・活用等推進費	3,313,532
		技術研究開発推進費	168,894
		計	10,101,162
	海難審判所	海難審判所共通費	442,310
		海難審判費	13,728
		計	456,038

	地方整備局	地方整備局共通費	30,357,353
		地方整備局施設費	23,424
		地方整備推進費	576,140
		都市公園事業工事諸費	1,705,797
		道路災害復旧事業工事諸費	17,798
		計	32,680,512
	北海道開発局	北海道開発局共通費	9,164,910
		北海道開発局施設費	309,888
		北海道開発行政推進費	230,035
		北海道治水海岸事業工事諸費	8,373,000
		揮発油税等財源北海道道路整備事業工事諸費	17,599,000
		北海道港湾空港整備事業工事諸費	4,080,000
		北海道都市水環境整備事業工事諸費	168,000
		揮発油税等財源北海道道路環境整備事業工事諸費	1,288,000
		北海道都市公園事業工事諸費	115,000
		北海道農業生産基盤整備・保全事業工事諸費	8,260,088
		北海道水産基盤整備事業工事諸費	1,015,000
		北海道災害復旧事業等工事諸費	28,189
		計	50,631,110
	地方運輸局	地方運輸局共通費	21,329,701
		地方運輸行政推進費	1,818,348
		計	23,148,049
	地方航空局	地方航空局共通費	1,769,420
		地方航空行政推進費	30,244
		計	1,799,664

官報（号外）

	船員労働委員会	船員労働委員会共通費	172,710
		海事産業市場整備等推進費	60,677
		計	233,387
	観光庁	観光庁共通費	546,012
		観光振興費	630,845
		計	1,176,857
	気象庁	気象官署共通費	37,813,240
		気象官署施設費	324,228
		観測予報等業務費	16,648,236
		気象研究所	2,649,193
		計	57,434,897
	運輸安全委員会	運輸安全委員会	1,051,896
	海上保安庁	海上保安官署共通費	100,539,509
		海上保安官署施設費	552,676
		船舶交通安全及海上治安対策費	52,533,948
		船舶建造費	26,868,263
		航路標識整備事業費	4,671,113
		航路標識整備事業工事諸費	588,887
		計	185,754,396
	海難審判庁	海難審判庁共通費	1,053,199
		海難原因究明及再発防止対策費	75,061
		計	1,128,260
	国土交通省所管合計		5,981,915,388
環境省	環境本省	環境本省共通費	9,873,487
		地球温暖化対策推進費	2,624,864
		石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	36,000,000

		地球環境保全費	3,088,708
		大気・水・土壌環境等保全費	4,301,221
		廃棄物・リサイクル対策推進費	7,967,470
		廃棄物処理施設整備費	79,879,000
		生物多様性保全等推進費	3,087,872
		環境保全施設整備費	485,413
		自然公園等事業費	10,813,367
		化学物質対策推進費	2,517,602
		環境保健対策推進費	12,733,073
		自動車重量税財源公害健康被害補償費	10,155,000
		環境・経済・社会の統合的向上費	1,027,570
		環境政策基盤整備費	9,782,100
		環境調査研修所	1,224,839
		環境調査研修所施設費	230,088
		独立行政法人環境再生保全機構運営費	2,196,828
		独立行政法人国立環境研究所運営費	9,675,216
		独立行政法人国立環境研究所施設整備費	499,221
		地球環境保全等試験研究費	1,112,849
		環境研究総合推進費	4,033,000
		石綿健康被害救済事務費労働保険特別会計へ繰入	96,568
		自然公園等事業工事諸費	587,633
		計	213,992,989
	地方環境事務所	地方環境事務所共通費	4,003,922
		地方環境事務所施設費	61,181

官　報（号外）

		地方環境対策費	1,683,219
		計	5,748,322
	環境省所管合計		219,741,311
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	924,775,615
		自衛官給与費	1,394,172,004
		武器車両等整備費	881,962,347
		航空機整備費	463,741,731
		艦船整備費	104,891,691
		平成16年度甲Ⅲ型警備艦建造費	28,223,491
		平成16年度潜水艦建造費	16,477,815
		平成17年度潜水艦建造費	16,118,334
		平成18年度甲Ⅲ型警備艦建造費	26,566,959
		平成18年度潜水艦建造費	28,674,665
		平成19年度甲型警備艦建造費	2,624,913
		平成19年度潜水艦建造費	3,886,190
		平成20年度甲型警備艦建造費	252,710
		平成20年度潜水艦建造費	81,519
		施設整備費	96,372,120
		人材確保育成費	105,021,790
		研究開発費	172,807,438
		防衛施設安定運用関連諸費	253,868,743
		在日米軍等駐留関連諸費	235,938,852
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	3,767,811
		計	4,760,226,738
	地方防衛局	地方防衛局	19,422,936
	防衛省所管合計		4,779,649,674
歳出総計			83,061,339,913

乙号　継　続　費

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成16年度（千円）	平成17年度（千円）	平成18年度（千円）	平成19年度（千円）	平成20年度（千円）	平成21年度（千円）	事由
防衛省	防衛本省	平成16年度甲Ⅲ型警備艦建造費								
		既定	106,066,071	5,239,985	1,436,662	21,804,779	49,360,432	28,224,213	—	
		改定	106,065,349	5,239,985	1,436,662	21,804,779	49,360,432	28,223,491	—	平成16年度甲Ⅲ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成16年度潜水艦建造費								
		既定	60,070,874	3,198,593	1,307,768	28,042,082	11,044,556	16,477,875	—	
		改定	60,070,814	3,198,593	1,307,768	28,042,082	11,044,556	16,477,815	—	平成16年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成17年度潜水艦建造費								
		既定	58,736,495	—	3,938,305	1,505,658	22,747,925	16,118,334	14,426,273	
		改定	58,736,435	—	3,938,305	1,505,658	22,747,925	16,118,334	14,426,213	平成17年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成18年度（千円）	平成19年度（千円）	平成20年度（千円）	平成21年度（千円）	平成22年度（千円）	平成23年度（千円）	事由
		平成18年度甲Ⅲ型警備艦建造費								
		既定	97,619,072	226,764	1,405,235	27,042,317	46,983,338	21,961,418	—	
		改定	97,570,498	226,764	1,405,235	26,566,959	47,410,092	21,961,448	—	平成18年度甲Ⅲ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

		平成18年度潜水艦建造費							
		既定	56,272,469	125,818	1,593,820	28,689,399	12,358,300	13,505,132	—
		改定	56,257,675	125,818	1,593,820	28,674,665	12,358,300	13,505,072	—
		平成19年度甲型警備艦建造費							
		既定	74,971,518	—	209,572	4,468,057	17,546,216	36,027,702	16,719,971
		改定	74,906,023	—	209,572	2,624,913	19,360,107	35,990,619	16,720,812

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成19年度（千円）	平成20年度（千円）	平成21年度（千円）	平成22年度（千円）	平成23年度（千円）	平成24年度（千円）	事由
		平成19年度潜水艦建造費								
		既定	53,332,437	95,708	5,736,178	21,466,872	12,730,929	13,302,750	—	
		改定	53,341,855	95,708	3,886,190	23,324,870	12,731,410	13,303,677	—	平成19年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成20年度甲型警備艦建造費	86,892,222	—	252,710	4,797,205	18,245,810	48,999,878	14,596,619	甲型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため
		平成20年度潜水艦建造費	55,051,662	—	81,519	5,897,075	23,376,630	12,407,419	13,289,019	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

丙号　繰越明許費

所管	組織	事項
皇室費		(項) 宮廷費のうち
		施設整備費
国会	衆議院	(項) 衆議院のうち
		情報処理業務庁費(新会議録作成システム構築経費に限る。)
		衆議院施設費
	参議院	(項) 参議院施設費
	国立国会図書館	(項) 国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	(項) 裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	(項) 会計検査院のうち
		会計検査情報処理業務庁費(決算確認システム開発経費に限る。)
		会計検査院施設費
内閣	内閣官房	(項) 内閣官房施設費
		情報収集衛星業務費のうち
		情報収集衛星システム開発等委託費
		情報収集衛星施設費
内閣府	内閣本府	(項) 内閣本府施設費
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費のうち
		遺棄化学兵器廃棄処理業務庁費(資機材調達庁費に限る。)
		遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費
		地域再生推進費
		防災政策費のうち
		地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金
		被災者生活再建支援金補助金
		沖縄政策費のうち
		沖縄新産業創出対策事業推進費補助金
		沖縄振興特別事業費補助金(沖縄ＩＴ津梁パーク整備事業に限る。)
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費
		沖縄北部特別振興対策事業費
		沖縄特別振興対策事業費のうち
		沖縄特別振興対策事業費補助金(産業振興基盤整備・研究開発事業費に限る。)
		沖縄教育振興事業費
		沖縄保健衛生施設整備費
		独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費
		沖縄開発事業費
		農林漁業用揮発油税財源身替沖縄漁港関連道整備事業費
		沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費

官　報（号外）

		独立行政法人国民生活センター施設整備費			
		経済社会総合研究所のうち			
		情報処理業務庁費（経済財政政策関係業務システム開発経費のうちデータベース基本設計・開発経費及び業務システム基本設計・開発経費に限る。）			
		沖縄農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入			
		沖縄治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入			
		沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			
		沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			
		沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			
	沖縄総合事務局	（項）沖縄治水事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		沖縄都市公園事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		沖縄農業生産基盤整備・保全事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		（項）警察庁施設費のうち	警察庁		
		施設施工旅費			
		施設施工庁費			
		警察庁施設費			
		通信施設整備費			
		交通警察費のうち			
		都道府県警察施設整備費補助金			
		船舶建造費			
		工事雑費			
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		沖縄都市公園事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		沖縄農業生産基盤整備・保全事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			

			警察活動基盤整備費のうち
			警察通信機器整備費（広域犯罪対策通信機器整備経費及び無線多重等通信機器整備経費に限る。）
			都道府県警察施設整備費補助金
総務省	総務本省	（項）	総務本省施設費
			地方行政制度整備費のうち
			市町村合併体制整備費補助金
			地域振興費のうち
			過疎地域集落等整備事業費補助金（過疎地域集落再編整備事業費に限る。）
			地域間交流施設整備事業費補助金
			電子政府・電子自治体推進費のうち
			情報処理業務庁費（文書管理業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）
			情報通信技術研究開発推進費のうち
			情報通信技術研究開発推進委託費（戦略的情報通信研究開発委託費に限る。）
			情報通信技術高度利活用推進費のうち
			情報処理業務庁費（電気通信行政関連業務最適化事業システム開発経費に限る。）
			先進的地域情報通信システム開発委託費
			情報通信利用促進支援事業費補助金（通信・放送新規事業助成金に限る。）
			ユビキタスネットワーク整備費のうち
			地域情報通信基盤整備推進交付金
			情報通信格差是正事業費
			電波利用料財源電波監視等実施費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			電波利用技術研究開発等委託費
			施設整備費
			電波遮へい対策事業費等補助金
			恩給費のうち
			恩給支給業務庁費（恩給業務最適化事業システム開発経費に限る。）
			国会議員互助年金
			文官等恩給費
			旧軍人遺族等恩給費
			統計調査費のうち
			統計調査費（国勢調査オンライン調査システム整備経費に限る。）
消防庁		（項）	消防防災体制等整備費のうち
			消防防災技術研究開発委託費
			緊急消防援助隊設備整備費補助金（救助消防ヘリコプター整備費及び救助消防ヘリコプター付属設備整備費に限る。）
			消防防災施設整備費補助金

官報（号外）

法務省	法務本省	(項)	更生保護企画調整推進費のうち				税務業務費のうち
			更生保護事業費補助金(更生保護施設整備事業費に限る。)				税務特別庁費(国税総合管理システム開発経費及び国税総合管理システムオープンシステム化開発経費に限る。)
			法務省施設費のうち				成果重視事業国税電子申告・納税システム開発運用費(国税電子申告・納税システム開発経費に限る。)
			施設施工旅費				
			施設施工庁費				
			施設整備費	文部科学省	文部科学本省	(項)	文部科学本省施設費
外務省	外務本省	(項)	外務本省施設費				初等中等教育等振興費のうち
			地域別外交費のうち				学校教育設備整備費等補助金(高等学校産業教育設備整備費に限る。)
			政府開発援助諸謝金(化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の調査事業費に限る。)				独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費
			経済協力費のうち				高等教育振興費のうち
			政府開発援助経済開発等援助費				研究拠点形成費等補助金(研究拠点形成費に限る。)
	在外公館	(項)	在外公館施設費				独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費
財務省	財務本省	(項)	財務本省施設費				私立学校振興費のうち
			財政健全化推進費のうち				私立学校施設整備費補助金
			予算編成事務等機械化庁費(財務書類作成システム開発経費に限る。)				科学技術・学術政策推進費のうち
			公務員宿舎施設費				地域科学技術振興事業委託費
	財務局	(項)	財務局施設費				科学技術試験研究委託費
	税関	(項)	税関施設費				国際研究拠点形成促進事業費補助金
			船舶建造費				地域科学技術振興事業費補助金
	国税庁	(項)	国税庁施設費のうち				科学技術振興調整費
			施設施工旅費				
			施設施工庁費				
			施設整備費				

					原子力試験研究委託費
					独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費
					独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費
					独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費
					独立行政法人理化学研究所施設整備費
					独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費
					公立文教施設整備費
					独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費　のうち
					独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費補助金（スポーツ施設整備費に限る。）
			文化庁	（項）	独立行政法人国立美術館施設整備費　のうち
					独立行政法人国立美術館施設整備費補助金（東京国立近代美術館施設整備費、京都国立近代美術館施設整備費及び国立西洋美術館施設整備費に限る。）
					独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費のうち
					独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費補助金（新国立劇場施設整備費に限る。）
					文化財保存事業費のうち
					国有文化財保存整備費
					国宝重要文化財等保存整備費補助金
		放射能調査研究費のうち			
		放射能測定調査委託費			
		研究振興費のうち			
		科学技術試験研究委託費			
		特定先端大型研究施設整備費補助金			
		科学研究費補助金			
		特定先端大型研究施設運営費等補助金（高性能汎用計算機システム研究開発経費に限る。）			
		国立大学法人施設整備費			
		国立大学法人船舶建造費			
		研究開発推進費のうち			
		科学技術試験研究委託費			
		地球観測技術等調査研究委託費			
		原子力基礎基盤研究委託費			
		国際宇宙ステーション開発費補助金			
		地球観測衛星開発費補助金			
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助金			
		南極地域観測船建造費			
		独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費			
		独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費			
		独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費			
		原子力試験研究費のうち			
		試験研究費			

官　報（号外）

		史跡等購入費補助金			心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金
		文化財保存施設整備費			特別児童扶養手当給付費
		独立行政法人国立文化財機構施設整備費			社会福祉施設整備費
厚生労働省	厚生労働本省	（項）独立行政法人国立病院機構施設整備費			介護保険制度運営推進費　のうち
		重要医薬品供給確保対策費　のうち			介護保険事業費補助金（介護報酬改定に伴うシステム改修経費に限る。）
		ワクチン等購入費			地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
		医療提供体制基盤整備費　のうち			厚生労働科学研究費のうち
		医療施設等施設整備費補助金			厚生労働科学研究費補助金
		医療提供体制施設整備交付金			独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費
		保健衛生施設整備費		国立ハンセン病療養所	（項）国立ハンセン病療養所施設費
		健康増進対策費のうち		厚生労働本省試験研究機関	（項）厚生労働本省試験研究所施設費
		疾病予防対策事業費等補助金（放射線治療機器緊急整備事業費に限る。）		国立更生援護機関	（項）国立更生援護機関施設費
		水道施設整備費		都道府県労働局	（項）都道府県労働局施設費
		母子家庭等対策費のうち	農林水産省	農林水産本省	（項）農林水産本省施設費
		児童扶養手当給付費			食品産業競争力強化対策費　のうち
		児童福祉施設整備費			成果重視事業商物分離直接流通事業費補助金
		遺族及留守家族等援護費　のうち			食の安全・消費者の信頼確保対策費　のうち
		遺族等年金			食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金
		障害保健福祉費のうち			独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費
		障害程度区分認定等事業費補助金（障害者自立支援給付支払システム開発事業費のうちシステム開発経費に限る。）			

		国産農畜産物競争力強化対策費のうち			農業経営支援対策費のうち
		成果重視事業生産資材コスト低減事業費補助金			農業経営支援対策整備費補助金
		国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金			海岸事業費
		成果重視事業情報技術活用型営農事業費補助金			農業生産基盤整備・保全事業費
		国産農畜産物競争力強化対策整備交付金			農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費
		牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費のうち			農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入
		牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費補助金（国産畜産物競争力強化対策整備費補助金に限る。）			農村振興費のうち
		牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費交付金			都市農村交流等施設整備交付金
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費			農村整備事業費
		独立行政法人種苗管理センター施設整備費			農山漁村活性化対策費のうち
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費			農山漁村活性化対策整備交付金
		環境保全型農業生産対策費のうち			バイオマス利用等対策費のうち
		環境保全型農業生産対策整備費補助金			成果重視事業バイオ燃料技術実証事業費補助金
		担い手育成・確保対策費のうち			成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業費補助金
		担い手育成・確保対策整備費補助金			バイオマス利用対策整備交付金
		農業・食品産業強化対策費のうち			牛肉等関税財源畜産振興バイオマス利用対策費
		農業・食品産業強化対策整備交付金			風水害等対策費
					受託工事費及換地清算金のうち
					受託工事費
					農業施設災害復旧事業費

		農業施設災害関連事業費			
	農林水産本省検査指導機関	（項）農林水産本省検査指導所のうち			
		検査検疫庁費（動物検疫業務及び植物検疫業務システム開発経費に限る。）			
		農林水産本省検査指導所施設費			
	農林水産技術会議	（項）農林水産技術会議施設費			
		農林水産業研究開発費のうち			
		試験研究調査委託費（農林水産業技術開発総合研究等委託費のうち新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業費に限る。）			
		農林水産試験研究費補助金（産学官連携食料産業等活性化・新技術開発事業費補助金に限る。）			
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費			
		独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費			
		独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費			
		独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費			
	地方農政局	（項）地方農政局施設費			
		海岸事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		農業生産基盤整備・保全事業工事諸費のうち			
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		農業施設災害復旧事業等工事諸費			
			北海道農政事務所	（項）北海道農政事務所施設費	
			林野庁	（項）林野庁施設費	
				治山事業費	
				治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	
				森林整備事業費のうち	
				森林環境保全整備事業費補助	
				森林居住環境整備事業費補助	
				水源林造成等事業費補助	
				美しい森林づくり基盤整備交付金	
				農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費	
				森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入	
				林業・木材産業等振興対策費のうち	
				林業・木材産業等振興調査等委託費（森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業費に限る。）	
				森林整備・林業等振興対策費のうち	
				森林整備・林業等振興施設整備交付金	

					漁港施設災害関連事業費
				経済産業本省	(項) 経済産業本省施設費
					技術革新促進・環境整備費　のうち
					中小企業産業技術研究開発委託費
					独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費
					工業標準・知的基盤整備費　のうち
					基準認証研究開発委託費
					中小企業基準認証研究開発委託費
					情報技術利活用促進費のうち
					情報技術利活用促進基盤整備委託費
					成果重視事業電子経済産業省構築事業開発委託費
					情報セキュリティ対策推進費
					貿易投資促進費のうち
					国際博覧会出展事業委託費（出展施設設計監理費及び出展施設整備費に限る。）
					経済協力費のうち
					政府開発援助海外開発計画調査委託費
					ものづくり産業振興費のうち
					産業技術研究開発委託費
					産業技術実用化開発事業費補助金（環境適応型高性能小型航空機研究開発経費に限る。）
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費			
		山林施設災害復旧事業費			
		山林施設災害復旧事業費国有林野事業特別会計へ繰入			
		山林施設災害関連事業費			
		山林施設災害関連事業費国有林野事業特別会計へ繰入			
	水産庁	(項) 水産庁施設費			
		船舶建造費			
		水産業振興費のうち			
		水産業振興事業施設整備費補助金			
		独立行政法人水産大学校施設整備費			
		海岸事業費			
		水産基盤整備費			
		農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費			
		水産業強化対策費のうち			
		水産業強化対策施設整備交付金			
		独立行政法人水産総合研究センター施設整備費			
		独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費			
		漁港施設災害復旧事業費			

官　報（号外）

		情報産業強化費のうち		中小企業庁	(項) 中小企業事業環境整備費のうち
		産業技術研究開発委託費			中小企業海外展開等支援事業費補助金
		サービス産業強化費のうち			経営革新・創業促進費のうち
		産業技術研究開発委託費			中小企業経営支援等対策委託費（中小企業技術基盤強化等委託費のうち戦略的基盤技術高度化支援事業費に限る。）
		成果重視事業健康情報活用基盤構築標準化実証事業委託費			中小企業経営支援等対策費補助金（中小商業活性化支援補助金のうち施設整備事業費に限る。）
		成果重視事業地域医療情報連携システム標準化実証事業委託費			中小商業活力向上施設整備費補助金
		経営革新・創業促進費のうち			まちづくり推進費のうち
		地域資源活用型研究開発委託費			まちづくり推進対策費補助金
		実用化技術研究開発費補助金			
		地域経済活性化対策費のうち			
		地域イノベーション協創プログラム委託費			
		地域企業立地促進等共用施設整備費補助金	国土交通省	国土交通本省	(項) 国土交通本省施設費
		工業用水道事業費のうち			住宅対策事業費
		工業用水道事業費補助			総合的バリアフリー推進費のうち
		温暖化対策費のうち			交通施設バリアフリー化設備整備費補助金
		認証排出削減量等取得委託費			鉄道駅移動円滑化施設整備事業費
	経済産業局	(項) 経済産業局施設費			海岸環境整備事業費
	資源エネルギー庁	(項) 鉱物資源安定供給確保費のうち			水資源開発事業費
		希少金属資源開発推進基盤整備委託費			都市公園事業費
		地下資源探鉱費等補助金			都市水環境整備事業費
	原子力安全・保安院	(項) 産業保安費のうち			下水道事業費のうち
		休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金			下水道事業費補助

地球温暖化防止等対策費　のうち
　技術研究開発調査費（自動車分野の二酸化炭素排出量評価プログラム開発経費に限る。）
　先導的都市環境形成促進事業費補助金（社会実験・実証実験等実施経費に限る。）
市街地防災事業費
住宅防災事業費
都市公園防災事業費
下水道防災事業費
急傾斜地崩壊対策等事業費
災害対策等緊急事業推進費
治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入　のうち
　治水事業等財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
　海岸事業工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
　都市水環境整備事業財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
　河川等災害復旧事業等工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入
離島治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入
海岸事業費

独立行政法人航空大学校施設整備費
鉄道安全対策事業費
総合的物流体系整備推進費　のうち
　老朽化化学兵器廃棄処理業務旅費
　老朽化化学兵器廃棄処理業務庁費
　港湾機能高度化施設整備費補助金
港湾事業費のうち
　みなと振興交付金
港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入　のうち
　海岸事業工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
　港湾整備事業等財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
　港湾災害復旧事業工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入
北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
景観形成推進費のうち
　景観・歴史的環境形成総合支援事業費補助金
整備新幹線建設推進高度化等事業費
整備新幹線整備事業費

官　報　（号　外）

鉄道軌道整備費等補助金（災害復旧事業費補助に限る。）			
鉄道網整備事業費			
地域公共交通維持・活性化推進費　のうち			
地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金（待合施設整備費及び新地域旅客運送事業の導入に係る施設整備費に限る。）			
都市・地域交通整備事業費			
揮発油税等財源道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			
揮発油税等財源北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			
揮発油税等財源離島道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			
国土調査費のうち			
都市再生街区基本調査費			
地籍調査費負担金			
独立行政法人航海訓練所施設整備費			
独立行政法人海技教育機構施設整備費			
地域自立・活性化事業費			
離島振興費のうち			
離島振興特別事業費補助金			
奄美群島産業振興等補助金			
空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			
北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			
離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			
航空機燃料税財源空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			
航空機燃料税財源北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			
航空機燃料税財源離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入			
都市・地域づくり推進費　のうち			
防災集団移転促進事業費補助金			
豪雪地帯対策特別事業費補助金			
集落活性化推進事業費補助金			
都市再生・地域再生整備事業費　のうち			
市街地再開発事業費補助			
都市再生推進事業費補助			
まちづくり交付金			
鉄道網整備推進費のうち			
新線調査費等補助金（新線等調査費に限る。）			

		小笠原諸島振興開発事業費補助			官庁営繕費のうち
		離島振興事業費			施設施工旅費
					施設施工庁費
		農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費			施設整備費
					河川等災害復旧事業費
		北海道総合開発推進費のうち			河川等災害関連事業費
		北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金（施設整備事業費に限る。）			北海道農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入
		北海道開発事業費			北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入
		農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費			離島農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入
		北海道特定地域連携事業推進費			離島治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入
		技術研究開発推進費のうち	国土技術政策総合研究所	（項）	国土技術政策総合研究所施設費
		技術研究開発調査費（準天頂衛星測位・通信システム開発経費に限る。）	国土地理院	（項）	国土地理院施設費
		技術研究開発費補助金	地方整備局	（項）	都市公園事業工事諸費のうち
		鉄道技術開発費補助金			超過勤務手当
		独立行政法人土木研究所施設整備費			日額旅費
		独立行政法人建築研究所施設整備費			工事雑費
		独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費			道路災害復旧事業工事諸費
		独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費	北海道開発局	（項）	北海道開発局施設費
		独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費			北海道治水海岸事業工事諸費のうち
		独立行政法人電子航法研究所施設整備費			超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費

官　報（号外）

			北海道水産基盤整備事業工事諸費	のうち
			超過勤務手当	
			日額旅費	
			工事雑費	
			北海道災害復旧事業等工事諸費	
		地方運輸局	（項）地方運輸局共通費	のうち
			施設整備費	
		気象庁	（項）気象官署施設費	
		海上保安庁	（項）海上保安官署施設費	
			船舶交通安全及海上治安対策費	のうち
			航空機購入費	
			船舶建造費	
			航路標識整備事業費	
			航路標識整備事業工事諸費	のうち
			超過勤務手当	
			工事施行旅費	
			工事雑費	
		環境省	環境本省	（項）地球温暖化対策推進費	のうち
				認証排出削減量等取得委託費	
				大気・水・土壌環境等保全費	のうち
				土壌汚染対策事業費補助金	
				廃棄物・リサイクル対策推進費	のうち
				災害等廃棄物処理事業費補助金	
			揮発油税等財源北海道道路整備事業工事諸費	のうち
			超過勤務手当	
			日額旅費	
			工事雑費	
			北海道港湾空港整備事業工事諸費	のうち
			超過勤務手当	
			日額旅費	
			工事雑費	
			北海道都市水環境整備事業工事諸費	のうち
			超過勤務手当	
			日額旅費	
			工事雑費	
			揮発油税等財源北海道道路環境整備事業工事諸費	のうち
			超過勤務手当	
			日額旅費	
			工事雑費	
			北海道都市公園事業工事諸費	のうち
			超過勤務手当	
			日額旅費	
			工事雑費	
			北海道農業生産基盤整備・保全事業工事諸費	のうち
			超過勤務手当	
			日額旅費	
			工事雑費	

		廃棄物処理施設整備費		地方環境事務所	（項）地方環境事務所施設費
		生物多様性保全等推進費のうち	防衛省	防衛本省	（項）武器車両等整備費のうち
		環境保全施設整備費補助金			武器購入費
		環境保全施設整備費			通信機器購入費
		自然公園等事業費			車両購入費
		化学物質対策推進費のうち			弾薬購入費
		環境保全調査費（有機ヒ素化合物緊急対策事業経費に限る。）			諸器材購入費
		環境保全調査等地方公共団体委託費（有機ヒ素化合物高濃度汚染対策事業経費に限る。）			航空機整備費のうち
		環境保健対策推進費のうち			航空機購入費
		水俣病総合対策施設整備費補助金			艦船整備費のうち
		環境政策基盤整備費のうち			艦船建造旅費
		公害調査費（温室効果ガス観測データ検証経費に限る。）			艦船建造庁費
		廃棄物処理等科学研究費補助金			艦艇建造費
		環境調査研修所施設費			施設整備費
		独立行政法人国立環境研究所施設整備費			研究開発費のうち
		環境研究総合推進費			試作品費
		自然公園等事業工事諸費のうち			研究用機械器具費
		超過勤務手当			防衛施設安定運用関連諸費
		工事施行旅費			在日米軍等駐留関連諸費のうち
		工事雑費			特別給付金
					提供施設整備業務旅費
					提供施設整備業務庁費
					提供施設等整備費
					提供施設移設整備費
					施設運営等関連補償費

丁号　国庫債務負担行為

所管	組織	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
国会	衆議院	新会議録作成システム開発等	471,930	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	新会議録作成システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		電子計算機等借入れ	167,528	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		金利の変動に伴う民間資金等活用衆議院施設整備等事業に係る限度額の増額	110,958	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	平成17年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用衆議院施設整備等事業」に基づいて実行した議員会館の整備等に係る国庫の負担となる契約について、金利の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		衆議院施設整備	832,274	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	衆議院電話交換設備及び議事堂本館本会議場議席の整備には、多くの日数を要するため
	参議院	電子計算機等借入れ	678,752	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		金利の変動に伴う民間資金等活用参議院施設整備等事業に係る限度額の増額	49,729	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	平成17年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用参議院施設整備等事業」に基づいて実行した議員会館の整備等に係る国庫の負担となる契約について、金利の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		参議院施設整備に係る契約の一部変更	—	平成20年度	平成22年度まで1箇年度延長	平成18年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「参議院施設整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成20年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成22年度まで1箇年度延長する必要があるため
	国立国会図書館	電子計算機等借入れ	1,759,020	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国立国会図書館施設整備	1,733,610	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	国立国会図書館本館の施設の整備及び関西館の施設の整備に必要な調査には、多くの日数を要するものがあるため
裁判所	裁判所	文書管理システム用電子計算機等借入れ	64,565	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	文書管理システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	53,500	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		裁判所施設整備	1,057,461	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	札幌地方・家庭裁判所小樽支部小樽簡易裁判所合同庁舎の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
会計検査院	会計検査院	物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	17,782	平成20年度	平成20年度以降14箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機等借入れ	188,671	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
内閣	内閣官房	事務機器借入れ	71,976	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子計算機等借入れ	450,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		情報通信設備設計	156,430	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	情報通信設備の設計には、多くの日数を要するため
		情報収集衛星システム開発等	43,371,666	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	情報収集衛星のシステム開発等には、多くの日数を要するものがあるため
	内閣法制局	電子計算機等借入れ	256,208	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	人事院	人事・給与関係業務情報システム開発等	1,403,059	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
内閣府	内閣本府	事務機器等借入れ	149,598	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子計算機借入れ等	1,111,306	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	121,383	平成20年度	平成21年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		内閣本府施設整備	811,587	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	内閣本府庁舎の耐震改修工事には、多くの日数を要するため
		遺棄化学兵器廃棄処理設備整備	32,745,165	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	遺棄化学兵器廃棄処理設備の整備には、多くの日数を要するものがあるため

		沖縄公立学校施設整備費負担	410,370	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費補助	4,598,996	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		叙勲者名簿等作成業務	7,085	平成20年度	平成21年度	叙勲者名簿等作成業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		経済財政政策関係業務システム開発等	1,065,001	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	経済財政政策関係業務システムの開発等には、多くの日数を要するため
		経済財政政策関係業務システム開発等に係る契約の一部変更	—	平成20年度	平成22年度まで1箇年度延長	平成19年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「経済財政政策関係業務システム開発等」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成20年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成22年度まで1箇年度延長する必要があるため
	日本学術会議	事務機器借入れ	15,108	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	9,060	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	官民人材交流センター	事務機器等借入れ	56,655	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	131,256	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	沖縄総合事務局	事務機器借入れ	25,934	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		宿舎維持管理	58,440	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	宿舎の維持管理を円滑に実施するためには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	宮内庁	事務機器借入れ	195,216	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	公正取引委員会	審決等データベースシステム保守管理	22,050	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	審決等データベースシステムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		電子計算機等借入れ	32,232	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	警察庁	警察庁施設整備	5,048,023	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	九州管区警察学校ほか3件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	1,516,405	平成20年度	平成21年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		警察通信機器借入れ	1,587,795	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	警察通信機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子計算機等借入れ	12,273,507	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	金融庁	事務機器借入れ	64,080	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	342,524	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子申請・届出システム用電子計算機等借入れ	369,176	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子申請・届出システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	22,359	平成20年度	平成20年度以降14箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		有価証券報告書等電子開示システム開発等	4,167,525	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	有価証券報告書等電子開示システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
	総務省	総務本省	事務機器借入れ	60,039	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			電子計算機等借入れ	449,169	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
			宿舎維持管理	17,589	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	宿舎の維持管理を円滑に実施するためには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			総務省情報ネットワーク開発等	6,292,751	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	総務省情報ネットワークの開発等には、多くの日数を要するため

官　報（号外）

		総務省ホームページ運用		252,180	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	総務省ホームページの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府調達事例データベース用電子計算機等借入れ		46,228	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	政府調達事例データベース用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		オンライン研修用電子計算機等借入れ		246,912	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	オンライン研修用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		文書管理システム運用		1,339,016	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		職員等利用者共通認証基盤運用		781,616	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	職員等利用者共通認証基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		共同利用システム基盤運用		1,787,381	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	共同利用システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総合無線局監理システム開発		2,076,270	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	総合無線局監理システムの開発には、多くの日数を要するものがあるため
		総合無線局監理システム運用		7,626,652	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	総合無線局監理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		外国人恩給	年額	790	平成20年度	平成20年度以降	退職した4名の外国人恩給受給者に対し「恩給法等の一部を改正する法律」(昭和49年法律第93号)に準じて平成20年1月以降の年金につき年額790千円以内を増額して支給する契約を結ぶ必要があるため
		恩給事務総合システム用電子計算機借入れ等		371,855	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	恩給事務総合システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国勢調査オンライン調査システム整備		378,068	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	国勢調査オンライン調査システムの整備には、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス科学技術研究調査事業		57,777	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う科学技術研究調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		サービス産業動向調査事業		1,173,038	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	サービス産業動向調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		家計消費状況調査事業		1,481,181	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	家計消費状況調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		小売物価統計調査用機器借入れ	124,397	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	小売物価統計調査用の機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	管区行政評価局	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	325,883	平成20年度	平成23年度以降12箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
	総合通信局	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	701,544	平成20年度	平成22年度以降13箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
法務省	法務本省	法務省施設整備	7,279,018	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	松江刑務所ほか13件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
	法務総合研究所	競争導入公共サービス施設管理運営業務	521,199	平成20年度	平成21年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	検察庁	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	870,060	平成20年度	平成23年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	157	平成20年度	平成20年度以降11箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	矯正官署	競争導入公共サービス施設管理運営業務	10,815	平成20年度	平成21年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	更生保護官署	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	167,253	平成20年度	平成23年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
	法務局	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	840,778	平成20年度	平成23年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	35	平成20年度	平成20年度以降11箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	地方入国管理官署	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	146,573	平成20年度	平成23年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
外務省	外務本省	事務機器借入れ等	7,233,051	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		日米行政官交流事業	3,024	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	日米行政官交流事業には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		外交政策啓発宣伝事業	10,339	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	外交政策啓発宣伝事業には、多くの日数を要するものがあるため
		文化人等招へい	51,467	平成20年度	平成21年度	文化人等招へいについては、その事業を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するため
		医療施設建設援助	3,887,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	カンボジア、スリランカ及びモザンビークにおける医療施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		農業施設建設援助	2,141,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	エジプトにおける農業施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		電力供給施設整備援助	3,464,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	シエラレオネ及びタンザニアにおける電力供給施設整備資金に充てるための国の援助については、その整備に多くの日数を要するので、あらかじめその整備費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		環境改善施設建設援助	9,106,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	パキスタン、ホンジュラス、タジキスタン、エチオピア、ザンビア及びマリにおける環境改善施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		通信施設建設援助	2,201,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	フィジーにおける通信施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		橋梁建設援助	1,799,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	東ティモール及びマリにおける橋梁建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		船舶建造援助	2,541,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	トンガ及びジブチにおける船舶建造資金に充てるための国の援助については、その建造に多くの日数を要するので、あらかじめその建造費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		道路改築援助	9,543,000	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	カンボジア、ネパール、タジキスタン及びザンビアにおける道路改築資金に充てるための国の援助については、その改築に多くの日数を要するので、あらかじめその改築費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため

			道路新設援助	782,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	マダガスカルにおける道路新設資金に充てるための国の援助については、その新設に多くの日数を要するので、あらかじめその新設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
			空港整備援助	2,913,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	ミクロネシアにおける空港整備資金に充てるための国の援助については、その整備に多くの日数を要するので、あらかじめその整備費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
			港湾改修援助	5,639,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	バヌアツ及びアンゴラにおける港湾改修資金に充てるための国の援助については、その改修に多くの日数を要するので、あらかじめその改修費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
			人材育成留学援助	2,706,000	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	カンボジア、中華人民共和国、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー及びキルギスにおける人材育成留学資金に充てるための国の援助については、その留学に多くの日数を要するので、あらかじめその留学費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
			水産業振興施設建設援助	811,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	ソロモンにおける水産業振興施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		在外公館	在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額 2,714,274	平成20年度	平成20年度以降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れには、その契約期間を1箇年以上とすることを要するものがあるため
			事務機器借入れ等	16,593	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
財務省		財務本省	事務機器借入れ等	5,611,388	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
			宿舎維持管理	19,300	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	宿舎の維持管理を円滑に実施するためには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			官庁会計システム等保守管理	1,528,840	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システム等の保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			官庁会計システム端末操作支援業務	379,729	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの端末操作に係る支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			歳入金電子納付システム用電子計算機等借入れ	1,408,328	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	歳入金電子納付システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		財務書類作成システム開発	1,147,710	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	財務書類作成システムの開発には、多くの日数を要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	1,051,114	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営	1,666,908	平成20年度	平成22年度以降12箇年度以内	民間資金等を活用した公務員宿舎の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		金利の変動に伴う民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営(平成17年度)に係る限度額の増額	248,108	平成20年度	平成20年度以降7箇年度以内	平成17年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営」に基づいて実行した公務員宿舎の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、金利の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		金利の変動に伴う民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営(平成18年度)に係る限度額の増額	1,468	平成20年度	平成21年度以降7箇年度以内	平成18年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営」に基づいて実行した公務員宿舎の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、金利の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		公務員宿舎建設等	5,668,932	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	公務員宿舎の建設等には、多くの日数を要するものがあるため
	財務局	事務機器借入れ等	11,168,339	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	493,023	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	1,294,132	平成20年度	平成22年度以降13箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		宿舎維持管理	57,251	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	宿舎の維持管理を円滑に実施するためには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	税関	庁舎機械警備	145,445	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	164,010	平成20年度	平成23年度以降12箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	8,528,940	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		監視取締用機器等借入れ	11,089,109	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	監視取締用の機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	国税庁	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	5,142,150	平成20年度	平成23年度以降12箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	31,041,789	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	687,961	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務所借入れ	277,012	平成20年度	平成21年度	事務所の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国税総合管理システム開発等	73,532,975	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	国税総合管理システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		国税総合管理システムオープンシステム化開発等	4,329,870	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	国税総合管理システムの一部をオープンシステム化するための開発等には、多くの日数を要するため
文部科学省	文部科学本省	電子計算機等借入れ	552,730	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	30,783	平成20年度	平成20年度以降14箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		義務教育教科書購入	29,780,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	平成21年度の義務教育諸学校の児童生徒が使用する平成21年度前期用の教科書の購入には、その完了までに多くの日数を要するため
		放射能調査研究機器整備	51,361	平成20年度	平成21年度	放射能調査研究機器の整備には、多くの日数を要するため
		特定先端大型研究施設整備費補助	11,640,819	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	独立行政法人理化学研究所が行う特定先端大型研究施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国立大学法人施設整備費補助	24,404,648	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	国立大学法人が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官　報（号外）

			国際熱核融合実験炉研究開発費補助	5,890,355	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う国際熱核融合実験炉研究開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			国際宇宙ステーション開発費補助	21,574,144	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			地球観測衛星開発費補助	16,715,960	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う地球観測衛星開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			地球観測衛星開発費補助に係る契約の一部変更	—	平成20年度	平成21年度まで1箇年度延長	平成18年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「地球観測衛星開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成20年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成21年度まで1箇年度延長する必要があるため
			放射線源登録管理システム用電子計算機等借入れ	170,523	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	放射線源登録管理システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			南極地域観測事業	838,304	平成20年度	平成21年度及び平成22年度	南極地域観測用航空機の整備用部品の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
			独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	5,725,733	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助	1,567,980	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	平成20年度	平成21年度まで1箇年度延長	平成18年度及び平成19年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成20年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成21年度までそれぞれ1箇年度延長する必要があるため
			独立行政法人理化学研究所施設整備費補助	3,297,030	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	独立行政法人理化学研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		公立学校施設整備費負担	25,550,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	文部科学本省所轄機関	物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営等に係る限度額の増額	2,234	平成20年度	平成20年度以降14箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営等」に基づいて実行した官庁施設の維持管理、運営等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機等借入れ	20,928	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	文化庁	電子計算機等借入れ	63,872	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	2,599	平成20年度	平成20年度以降14箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		平城宮跡第一次大極殿正殿復原整備	423,390	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	平城宮跡第一次大極殿正殿の復原整備には、多くの日数を要するため
		独立行政法人国立文化財機構施設整備費補助	14,700,000	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	独立行政法人国立文化財機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
厚生労働省	厚生労働本省	事務機器借入れ等	7,233,605	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		医療機能情報集約システム借入れ等	71,166	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	医療機能情報集約システムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		保健医療分野公開鍵基盤認証局用電子計算機借入れ等	23,450	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	保健医療分野公開鍵基盤認証局用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		健康情報活用基盤実証事業	432,080	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	健康情報活用基盤実証事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		医療知識基盤データベース開発等	332,358	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	医療知識基盤データベースの開発等には、多くの日数を要するため
		糖尿病情報システム開発	177,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	糖尿病情報システムの開発には、多くの日数を要するため

官報（号外）

		競争導入公共サービス職業紹介事業	595,518	平成20年度	平成21年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う職業紹介事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		生活保護システム開発	153,732	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	生活保護システムの開発には、多くの日数を要するため
	検疫所	事務機器借入れ	1,856,133	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		輸入食品監視支援システム開発	728,311	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	輸入食品監視支援システムの開発には、多くの日数を要するため
		空港検疫業務システム開発	94,973	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	空港検疫業務システムの開発には、多くの日数を要するため
	国立ハンセン病療養所	事務機器借入れ	132,899	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	厚生労働本省試験研究機関	事務機器借入れ	273,861	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		厚生労働本省試験研究所施設整備	1,349,962	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	国立医薬品食品衛生研究所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
	国立更生援護機関	事務機器借入れ	107,539	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方厚生局	事務機器借入れ等	3,380,546	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	中央労働委員会	事務機器借入れ	4,499	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
農林水産省	農林水産本省	電子計算機等借入れ	1,598,220	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		農林水産本省施設整備	900,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	中央合同庁舎第1号館の耐震等改修工事には、多くの日数を要するため
		指定野菜価格差補給交付金等交付資金補助	39,117,823	平成20年度	平成21年度	独立行政法人農畜産業振興機構が平成20年度において実施する指定野菜価格安定対策事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金等交付資金の不足に対し補助する旨の決定を行うことを要するため

		海岸保全施設整備事業	620,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	玉名横島海岸の海岸保全施設の改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		かんがい排水事業	19,085,000	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	最上川下流沿岸地区水管理施設建設工事ほか11件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		総合農地防災事業	200,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	渡良瀬川中央（一期）地区邑楽東部第1排水機場旧樋管の撤去工事には、多くの日数を要するものがあるため
		生鮮食料品流通情報データ通信システム開発	439,224	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	生鮮食料品流通情報データ通信システムの開発には、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス農林水産統計調査業務	105,050	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う農林水産統計調査業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		受託工事	33,600	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	民間団体からの委託に係る道央用水（三期）かんがい排水事業道央注水工川端トンネルの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
	農林水産本省検査指導機関	電子計算機等借入れ	33,580	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		動物検疫業務及び植物検疫業務システム保守等	1,635,112	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	動物検疫業務及び植物検疫業務システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	農林水産技術会議	電子計算機等借入れ	2,105,605	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方農政局	事務機器等借入れ	855,014	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	2,896,873	平成20年度	平成22年度以降13箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		地方農政局施設整備	131,117	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	三重農政事務所庁舎の耐震改修工事には、多くの日数を要するため
	北海道農政事務所	事務機器借入れ	31,945	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	林野庁	電子計算機借入れ	41,390	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官報（号外）

	水産庁	電子計算機等借入れ	21,741	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		独立行政法人水産大学校施設整備費補助	519,998	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	独立行政法人水産大学校が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費補助	5,348,604	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	独立行政法人水産総合研究センターが行う漁業調査船代船建造事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
経済産業省	経済産業本省	事務機器借入れ	6,804	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		特定商取引関連情報収集用電子計算機借入れ等	20,000	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	特定商取引関連情報収集用の電子計算機借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		経済産業本省施設整備	1,123,500	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	経済産業本省施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費補助	1,653,588	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	独立行政法人産業技術総合研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		電子計算機借入れ	9,264,954	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		貿易管理オープンネットワークシステム利用	2,061	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	貿易管理オープンネットワークシステムの利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		工業標準策定システム利用	524,492	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	工業標準策定システムの利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		構造統計システム用電子計算機借入れ等	161,160	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	構造統計システム用電子計算機借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		上海国際博覧会政府出展事業	1,991,990	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	平成22年に開催される2010年上海国際博覧会において政府が出展する施設の建設等には、多くの日数を要するものがあるため
		健康情報活用基盤構築標準化実証事業	972,032	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	健康情報活用基盤構築標準化実証事業には、多くの日数を要するため
		認証排出削減量等取得	4,515,403	平成20年度	平成20年度以降6箇年度以内	京都議定書に基づく認証排出削減量等の取得には、多くの日数を要するものがあるため

国土交通省	国土交通本省	事務機器借入れ等	1,151,101	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国営公園整備	2,150,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	国営東京臨海広域防災公園及び国営武蔵丘陵森林公園の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		都市公園事業費補助	1,260,000	平成20年度	平成21年度以降4箇年度以内	都市公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		古都及び緑地保全事業費補助	100,000	平成20年度	平成21年度以降4箇年度以内	古都及び緑地保全事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		緑地環境整備総合支援事業費補助	400,000	平成20年度	平成21年度以降4箇年度以内	緑地環境整備総合支援事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		下水道事業費補助	45,798,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		都市公園防災事業費補助	1,620,000	平成20年度	平成21年度以降4箇年度以内	都市公園防災事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		下水道防災事業費補助	959,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	下水道防災事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		急傾斜地崩壊対策等事業調査	15,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	急傾斜地崩壊対策等事業調査には、多くの日数を要するものがあるため
		海岸保全施設整備事業	1,200,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	高松港海岸ほか2海岸の海岸保全施設の新設及び改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		海岸保全施設整備事業費補助	758,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理業務	237,600	平成20年度	平成21年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		独立行政法人海技教育機構施設整備費補助	402,552	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	独立行政法人海技教育機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		離島水産基盤整備事業費補助	1,888,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	水産基盤整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道国営公園整備	500,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	滝野すずらん丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道かんがい排水事業	3,393,400	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	道央用水（三期）地区道央注水工川端トンネルの建設工事ほか2件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道特定漁港漁場整備事業	315,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	函館漁港の特定漁港漁場整備事業には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道下水道事業費補助	286,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人電子航法研究所施設整備費補助	193,265	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	独立行政法人電子航法研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		官庁営繕	16,110,830	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁施設の営繕工事等には、多くの日数を要するものがあるため
	国土技術政策総合研究所	事務機器借入れ等	288,154	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		研究調査	40,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	研究調査のうちデータ計測には、多くの日数を要するものがあるため
	国土地理院	航空機購入	368,185	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	測量用航空機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	65,121	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方整備局	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	79,351	平成20年度	平成22年度以降13箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		事務機器等借入れ	101,539	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

	北海道開発局	事務機器借入れ等	285,860	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方運輸局	事務機器借入れ	51,558	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方航空局	事務機器借入れ等	58,995	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	気象庁	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	258,895	平成20年度	平成22年度以降13箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	2,618,092	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		予報作業支援システム開発	274,050	平成20年度	平成21年度	予報作業支援システムの開発には、多くの日数を要するため
		全国地震津波一元化装置製作等	123,426	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	全国地震津波一元化装置の製作等には、多くの日数を要するため
	海上保安庁	車両借入れ	145,302	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		レーザー測距装置整備	256,440	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	水路観測所におけるレーザー測距装置の整備には、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	1,075,232	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		弾薬購入	168,828	平成20年度	平成21年度	弾薬のうち40ミリ砲弾、35ミリ砲弾及び30ミリ砲弾の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		航空機購入	12,718,019	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	警備救難用航空機3機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		中型巡視船代船建造	9,786,316	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	350トン型巡視船4隻の代船建造には、多くの日数を要するため
環境省	環境本省	事務機器等借入れ	2,013	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		認証排出削減量等取得	4,803,567	平成20年度	平成20年度以降6箇年度以内	京都議定書に基づく認証排出削減量等の取得には、多くの日数を要するものがあるため

		不発弾陸上処理	1,289,082	平成20年度	平成22年度及び平成23年度	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第10条の規定により船舶からの排出が禁止された不発弾の陸上処理には、多くの日数を要するものがあるため
		特定特殊自動車排出ガス対策情報管理システム借入れ等	20,424	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	特定特殊自動車排出ガス対策情報管理システムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		水質監視業務関連システム開発等	54,540	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	水質監視業務関連システムの開発等には、多くの日数を要するため
		水質環境総合管理情報システム借入れ等	22,332	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	水質環境総合管理情報システムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		廃棄物処理施設整備費補助	15,000,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		新宿御苑温室施設整備	3,136,139	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	新宿御苑温室の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		温室効果ガス観測データ検証業務	500,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	温室効果ガス観測データの検証業務の実施には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	110,904	平成20年度	平成21年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		計測機器借入れ	321,300	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	計測機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方環境事務所	事務機器等借入れ	11,895	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	216,829	平成20年度	平成24年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
防衛省	防衛本省	事務機器等借入れ	13,352,407	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	474,619	平成20年度	平成23年度以降12箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		武器購入	190,158,396	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	武器のうち戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため

		前金の支払方法の変更に伴う武器購入に係る限度額の増額	7,959	平成20年度	平成21年度	平成19年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「武器購入」に基づいて実行した戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		通信機器購入	107,738,366	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	通信機器のうち航空警戒管制用通信機器等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		車両購入	15,204,021	平成20年度	平成21年度以降4箇年度以内	車両のうち大型トラック等の購入には、その生産に多くの日数を要するため
		弾薬購入	117,352,383	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	弾薬のうち対戦車誘導訓練弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		諸器材購入	74,901,290	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	諸器材のうち戦闘機Ｆ―２用整備器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		武器車両等整備	284,705,835	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	武器、車両等の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		航空機購入	180,849,028	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	哨戒機Ｐ―１等26機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う航空機購入に係る限度額の増額	2,895	平成20年度	平成21年度及び平成22年度	平成19年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機購入」に基づいて実行した戦闘機Ｆ―２等45機の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		航空機整備	324,584,235	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	航空機の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		艦船建造	20,916,475	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	掃海艇等３隻の建造には、多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う艦船建造に係る限度額の増額	14,624	平成20年度	平成21年度	平成19年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「艦船建造」に基づいて実行した海洋観測艦及び交通船の建造に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		艦船整備	53,908,828	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	艦船の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		施設整備	94,954,140	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	三軒屋弾薬庫ほか153箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		公務員宿舎建設及び改修	10,341,813	平成20年度	平成21年度及び平成22年度	むさしの公務員宿舎ほか10箇所の公務員宿舎の建設及び秋田公務員宿舎ほか8箇所の公務員宿舎の改修には、多くの日数を要するものがあるため
		自衛隊施設用地取得等	2,487,293	平成20年度	平成21年度	陸上自衛隊及び海上自衛隊の施設の整備に必要な用地の取得には、あらかじめその用地を取得等する旨の契約を結ぶ必要があるため
		教育訓練用器材購入等	32,787,440	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材のうち哨戒ヘリコプターＳＨ―60K用統合訓練装置等の購入等には、その生産又は輸入等に多くの日数を要するものがあるため
		就職援護業務民間開放事業	116,691	平成20年度	平成21年度	就職援護業務民間開放事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		研究開発	88,961,200	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	研究開発のうち弾道ミサイル防衛用誘導弾等の試作等に必要な資材等の生産又は研究等には、多くの日数を要するものがあるため
		障害防止対策施設整備	2,134,886	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	東富士演習場ほか5箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		障害防止対策事業費補助	8,077,549	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	障害防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		教育施設等騒音防止対策事業費補助	8,142,741	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	教育施設等騒音防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		施設周辺整備助成補助	15,537,307	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	施設周辺整備助成事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		道路改修等事業費補助	5,271,598	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	道路改修等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		提供施設整備	34,465,155	平成20年度	平成21年度及び平成22年度	立神港区ほか22箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		提供施設移設整備	22,340,126	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	普天間飛行場ほか10箇所の移設工事には、多くの日数を要するものがあるため
	地方防衛局	事務機器等借入れ	151,621	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

平成二十年度一般会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、歳出改革を軌道に乗せるため、国・地方を通じ、引き続き「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」（平成十八年七月七日閣議決定）及び「経済財政改革の基本方針二〇〇七」（平成十九年六月十九日閣議決定）に則り、歳出改革の努力を緩めることなく、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる「希望と安心」の国の実現のため、歳出全般にわたる徹底した見直しを行うとともに、予算配分の重点化・効率化に当たっては、「活力ある経済社会の実現」、「地方の自立と再生」及び「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」に施策を集中することとして編成されたものである。

歳出のうち、政策的な経費である一般歳出の規模は、前年度当初予算に対して〇・七パーセント増の四十七兆二千八百四十五億円であり、また、歳入のうち、公債の発行額は、前年度当初予算を八百四十億円下回る二十五兆三千四百八十億円で、公債依存度は三十・五パーセントとなっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1	租税及印紙収入	五三、五五四、〇〇〇百万円
2	官業益金及官業収入	一六、〇五四百万円
3	政府資産整理収入	二八一、六四四百万円
4	雑収入	三、八五八、一四九百万円
5	公債金	二五、三四八、〇〇〇百万円
(1)	公債金	五、二一二、〇〇〇百万円
(2)	特例公債金	二〇、一三六、〇〇〇百万円
6	前年度剰余金受入	三、四九三百万円
	計	八三、〇六一、三四〇百万円

税制面においては、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、法人関係税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、土地・住宅税制等について適切な措置を講じ、また、民間が担う公益活動を推進する観点から、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに寄附税制の見直しを行い、併せて地域間の財政力格差の縮小の観点から所要の措置を講ずることとしている。

歳出

1	社会保障関係費	二一、七八二、四三四百万円
2	文教及び科学振興費	一、六七九、五七六百万円
3	国債費	二〇、一六三、二三〇百万円
4	恩給関係費	一、九三四百万円
5	地方交付税交付金	一五、一四〇、一二〇百万円
6	地方特例交付金	四七三、四八九百万円

社会保障関係費については、メリハリの効いた診療報酬・薬価等の改定、後発医薬品の使用促進、被用者保険による政府管掌健康保険への支援措置等による歳出削減を図り、一方、国民の安心を確保する観点等から、喫緊の課題である医師確保対策、肝炎対策、少子化対策等に適切に対処することとした結果、平成二十年度の社会保障関係費は、平成十九年度当初予算額に対して六千四百十五億円増となっている。

(1)	生活保護費	二、〇〇五、三三六百万円
(2)	社会福祉費	一、六五八、八九五百万円
(3)	社会保険費	一七、五一三、二四〇百万円
(4)	保健衛生対策費	四〇九、四〇六百万円
(5)	失業対策費	一九五、五五七百万円

文教及び科学振興費については、信頼できる公教育の確立に資する施策等に重点的に対応するとともに、イノベーションを通じた経済成長の源となる科学技術分野について、選択と集中の徹底を図ることとしている。

(1)	義務教育費国庫負担金	一、六七九、五七六百万円
(2)	科学技術振興費	一、三六二、七七八百万円
(3)	文教施設費	一一五、五〇八百万円
(4)	教育振興助成費	二、〇〇四、一三八百万円
(5)	育英事業費	一五〇、一八八百万円

国債費

二〇、一六三、二三〇百万円

	国債費	八五二、二二七百万円
	一般歳出分	二八、八五四百万円
	交通安全対策特別交付金	七七五、九八七百万円
(1)	文官等恩給費	二、九三四百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	四四、四五二百万円
(3)	恩給支給事務費	一五、一四〇、一二〇百万円
(4)	遺族及び留守家族等援護費	

恩給関係費

	恩給関係費	二、〇〇五、三三六百万円
	一般歳出分	一、六五八、八九五百万円
	交通安全対策特別交付金	三四〇百万円

地方交付税交付金

	地方交付税交付金	一五、一四〇、一二〇百万円
	一般歳出分	一四、三九四、一二〇百万円
	交通安全対策特別交付金	七四六百万円

地方交付税交付金については、所得税及び酒税、法人税、消費税並びにたばこ税の各税の収入見込額の一定割合に相当する額十四兆七千五百二十七億五百万円から、平成九年度、平成十年度及び平成十八年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和二十五年法律第二一一号）に基づき平成二十年度分の交付税の総額から減額することとされている額二千八百七十億円を控除し、六千七百四十四億千五百万円を加算した額を計上している。

地方特例交付金

地方特例交付金は、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成十一年法

律第一七号）に基づき、平成十八年度からの児童手当制度の拡充に伴い、当分の間、必要となる地方一般財源所要額から平成十八年度税制改正による地方たばこ税の増収見込額及び国たばこ税の増収見込額の二十五パーセントを控除した額を補てんする措置、平成十九年度からの児童手当制度の拡充に伴い、当分の間、必要となる地方一般財源所要額を補てんする措置、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補てんする措置並びに平成十八年度までの減税補てん特例交付金に代わるものとして特別交付金を交付する措置として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方特例交付金を地方公共団体に交付するために必要な経費である。

7　防衛関係費　四、七七九、六五〇百万円

防衛関係費については、「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成十六年十二月十日閣議決定）、「中期防衛力整備計画（平成十七年度～平成二十一年度）について」（平成十六年十二月十日閣議決定）等を踏まえ、安全保障環境を踏まえた防衛力の近代化等を図る一方、装備品調達の一層の効率化等を行い、原油価格高騰等による予算の自然増要因がある中で、自衛隊の任務遂行や維持運営のため、所要の経費を計上している。

8　公共事業関係費　六、七三五、一五一百万円

公共事業関係費については、三パーセント削減を継続する中で、真に必要な社会資本整備を実施するため、国土形成事業調整費の創設、地域自立・活性化交付金の拡充、まちづくり交付金及び地域再生交付金の拡充、地域の自立・活性化を支える社会基盤の重点整備（道路、港湾、鉄道等）、三大都市圏環状道路、国際物流を支える基幹道路ネットワークの整備、スーパー中枢港湾の整備、災害リスクの増大に対応した水害・土砂災害等の緊急対策、住宅・建築物の耐震対策、密集市街地対策、防災公園の整備等の事業に重点的に配分している。また、社会資本整備の効率化、透明化の観点から、公共事業コスト構造改革推進、談合排除の徹底、一般競争方式の拡大等を通じた入札・契約の一層の競争性、透明性、公平性の確保に取り組むとともに、費用便益分析等の一層の活用や事業見直しの実施により事業評価を徹底することとしている。

なお、この公共事業関係費に、社会保障関係施設及び文教科学振興関係施設等の整備を行うために必要な経費として計上した「その他施設費」六千六百四億九百万円を加えた公共投資関係費は、七兆三千九百五十五億六千万円である。

(1)　治山治水対策事業費　九三八、九三四百万円
(2)　道路整備事業費　一、四八三、五三三百万円
(3)　港湾空港鉄道等整備事業費　四九六、四六五百万円
(4)　住宅都市環境整備事業費　一、六一〇、〇六五百万円
(5)　下水道水道廃棄物処理等施設整備費　九二六、六八九百万円
(6)　農業農村整備事業費　六六七、七三六百万円
(7)　森林水産基盤整備事業費　二九六、五七二百万円
(8)　調整費等　二四二、四五八百万円
(9)　災害復旧等事業費　七二、六九九百万円

9　経済協力費　六六五、九八三百万円

経済協力費については、ＯＤＡ事業量の確保に配慮しつつ、コスト縮減や予算の厳選・重点化等を通じ、抑制を図ることとしている。

10　中小企業対策費　一七六、〇五一百万円

中小企業対策費については、農林水産業と商工業が連携する「農商工連携」の促進による新事業創出、中小企業の再生・再起業に向けた取組など中小企業の自助努力の支援に重点的に配分するとともに、中小企業に対する資金供給の円滑化を図ることとしている。

11　エネルギー対策費　八六五、五〇九百万円

エネルギー対策費については、エネルギーの安定供給の確保、原子力の平和利用の促進等を着実に推進し、地球温暖化問題への対応が求められる中、省エネルギー対策、新エネルギーの開発・利用促進、二酸化炭素排出抑制対策等に重点的に取り組むこととしている。

12　食料安定供給関係費　八五八、一七九百万円
13　その他の事項経費　四、九〇七、一三〇百万円
14　予備費　三五〇、〇〇〇百万円
計　八三、〇六一、三四〇百万円

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十年二月二十九日

予算委員長　逢沢　一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

平成二十年度特別会計予算

右

国会に提出する。

平成二十年一月十八日

内閣総理大臣　福田　康夫

平成20年度特別会計予算

予　算　総　則

（歳入歳出予算）

第1条　次に掲げる各特別会計の平成20年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
法務省所管	登記
財務省所管	地震再保険
	国債整理基金
	財政投融資
	外国為替資金
財務省及び国土交通省所管	特定国有財産整備
文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策
厚生労働省所管	国立高度専門医療センター
	労働保険
	船員保険
	年金
農林水産省所管	食料安定供給
	農業共済再保険
	森林保険
	国有林野事業
	漁船再保険及び漁業共済保険
経済産業省所管	貿易再保険
	特許
国土交通省所管	社会資本整備事業
	自動車安全

（繰越明許費）

第2条　各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第3条　各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により平成20年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第4条　「特別会計に関する法律」第5条第2項の規定による各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額）

第5条　国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により政府が平成20年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第6条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「財政法」第15条第2項の規定により平成20年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
国立高度専門医療センター		1,000,000千円
国有林野事業		3,000,000
社会資本整備事業	治水勘定	19,000,000
	道路整備勘定	40,000,000
	港湾勘定	6,000,000
	空港整備勘定	2,000,000

（歳入歳出予算の弾力条項等）

第7条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第7条第1項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であって、右欄に掲げる事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

特別会計	経費増額事由	収入増加事由
1　交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の不足	地方道路税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び特別とん税の収入の増加
	交通安全対策特別交付金勘定における交通安全対策特別交付金に必要な経費の不足	交通反則者納金の収入の増加
2　登記	登記事項証明書等の交付事務等に必要な経費の不足	登記手数料収入の増加
3　地震再保険	再保険金に必要な経費の不足	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加
4　国債整理基金	債務償還費、利子等に必要な経費の不足	国債の償還金、利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加

	前年度発行の償還期間１年以下の公債の償還に必要な経費の不足	借換国債の発行による公債金収入の増加
	予見し難い市場環境の変化への対応等に伴う公債の買入消却に必要な経費の不足	22,000,000,000千円を限度とする借換国債の発行による公債金収入の増加
5　財政投融資	財政融資資金勘定における預託金利子に必要な経費の不足	特別会計の積立金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加
	財政融資資金勘定における第17条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合の財政融資資金への繰入れに必要な経費の不足	第11条第１項ただし書の規定を適用した場合の公債金収入の増加
	財政融資資金勘定における第17条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合、第11条第１項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）の発行に係る本邦通貨による収入額が第11条第２項前段の規定により算出した金額を下回る場合及び第11条第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回る場合の公債の利子及び発行に必要な経費の不足	第11条第１項ただし書、第２項後段及び第３項の規定を適用した場合の公債金収入の増加に伴う運用利殖金収入等の増加
6　特定国有財産整備	借入金の繰上償還のための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	国有財産処分収入の増加
7　国立高度専門医療センター	事業量の増加のため直接必要な経費の不足	当該経費に対応する病院収入その他の収入の増加
	事業のため直接必要な経費（その他の収入を充てる場合には、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費に限る。）の不足	一般会計からの受入金又は借入金を除くその他の収入の増加
8　労働保険	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業等給付に必要な経費の不足	徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加
	雇用勘定における予見し難い経済事情の変動による雇用安定事業に直接必要な経費の不足	雇用安定資金からの歳入組入れによる収入の増加
	徴収勘定における石綿健康被害救済事業交付金に必要な経費の不足	一般拠出金収入の増加
	徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費の不足	保険料収入の増加
9　船員保険、年金	保険給付に必要な経費の不足	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加
10　年金	福祉年金勘定における年金給付に必要な経費の不足	一般会計からの受入金の増加
	健康勘定における保険料等交付金に必要な経費の不足	保険料収入の増加
11　食料安定供給	麦管理勘定における3,153千トンを限度とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第４条の規定による麦買入費に必要な経費の不足	当該買入費に充てるための「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第５条の規定による麦売払代の収入の増加
	調整勘定における農業経営基盤強化勘定又は農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費の不足	「特別会計に関する法律」第８条第１項及び第134条の規定による前年度剰余金受入の収入の増加
	国営土地改良事業勘定における事業のため直接必要な経費の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）の増加
12　農業共済再保険、漁船再保険及び漁業共済保険	再保険金又は保険金に必要な経費の不足	再保険料収入又は保険料収入の増加

13　国有林野事業	立木の販売及び素材等の生産又は販売に係る作業量の増加並びにこれに伴い必要となる林道事業又は新植事業の事業量の増加並びに分収育林事業の事業量の増加のため直接必要な経費の不足	業務収入の増加
	林野等の売払いのため直接必要な経費又は借入金の償還のための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	林野等の売払いによる収入の増加
14　国有林野事業、社会資本整備事業	事業のため直接必要な経費（その他の収入を充てる場合には、災害復旧に必要な経費に限る。）の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又は借入金を除くその他の収入の増加
15　特　　許	工業所有権に関する事務量の増加のため直接必要な経費の不足	特許料等収入の増加
16　社会資本整備事業	業務勘定における借入金の繰上償還のための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	貸付金の繰上償還による運用金回収収入の増加
	「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第２条第１項第１号に該当する事業に要する資金として貸し付けた無利子の貸付金及び「平成７年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」第３条第２項の規定による無利子の貸付金の繰上償還に伴う償還金に相当する金額の一般会計への繰入れに必要な経費の不足	当該貸付金の繰上償還による償還金収入の増加
17　自動車安全	保障勘定における保障金に必要な経費の不足	賦課金収入の増加
	自動車検査登録勘定における検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費の不足	検査登録手数料収入の増加

2　第２条の規定によるもののほか、前項第11号及び第14号による経費の増額を行った場合であって、かつ、一般会計からの受入金が沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、災害対策等緊急事業推進費及び北海道特定地域連携事業推進費からの受入金である場合には、当該増額に係る経費については、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるため、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費とする。

（借入金等の限度額）

第８条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第13条第２項の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定	33,617,295,408千円
国立高度専門医療センター		9,200,000
食料安定供給	国営土地改良事業勘定	18,000,000
社会資本整備事業	空港整備勘定	96,641,000

2　エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における「特別会計に関する法律」第13条第２項及び第94条第２項の規定による借入金及び証券の限度額は、1,546,600,000千円とする。

3　食料安定供給特別会計調整勘定における「特別会計に関する法律」第136条第１項の規定による証券の限度額は、736,830,000千円とする。

4　国有林野事業特別会計における「国有林野事業の改革のための特別措置法」第18条の規定による借入金の限度額は、231,500,000千円とする。

（一時借入金等の限度額）

第９条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第15条第２項及び第83条第２項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定	33,617,295,408千円
登記		4,000,000
外国為替資金		140,000,000,000
エネルギー対策	エネルギー需給勘定	1,281,500,000
国立高度専門医療センター		5,000,000
年金	健康勘定	1,504,571,636
食料安定供給	調整勘定	736,830,000
国有林野事業		61,000,000
貿易再保険		3,700,000
特許		18,000,000
社会資本整備事業	空港整備勘定	10,000,000
	業務勘定	150,000

2　財政投融資特別会計財政融資資金勘定における「財政融資資金法」第９条第２項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額は、15,000,000,000千円とする。

（翌年度における国債の整理又は償還のための起債限度額）

第10条　国債整理基金特別会計において、「特別会計に関する法律」第47条の規定により平成20年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額は、20,000,000,000千円とする。

2　前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定における公債発行の限度額）

第11条　財政投融資特別会計財政融資資金勘定において、「特別会計に関する法律」第62条第２項の規定により平成20年度において公債を発行することができる限度額は、8,400,000,000千円とする。ただし、第17条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額したときは、その増額した金額の範囲内において、公債発行の限度額を増額することができる。

2　前項に規定する公債で外貨をもって支払われるものがある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成19年10月22日から同年11月19日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合には、当該増額された後の限度額）に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

3　第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合及び前項後段の規定により減算又は加算された場合には、当該増額及び減算又は加算された後の限度額）に加算した金額を第１項の限度額とする。

（エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の電源開発促進税収入の各対策への帰属）

第12条　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、電源立地対策に充てるため平成20年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の190を基礎として算出した同法に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の電源立地対策に要する費用と電源立地対策に係る平成19年度の決算上の剰余金見込額（廃止前の電源開発促進対策特別会計電源立地勘定の平成18年度の決算上の剰余金から、周辺地域整備資金への組入額、平成19年度への繰越金並びに平成19年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額及び平成19年度の剰余金の見込額の合算額をいう。）、周辺地域整備資金からの受入額及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

2　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、電源利用対策に充てるため平成20年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の185を基礎として算出した同法に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の電源利用対策に要する費用と電源利用対策に係る平成19年度の決算上の剰余金見込額（廃止前の電源開発促進対策特別会計電源利用勘定の平成18年度の決算上の剰余金から、平成19年度への繰越金並びに平成19年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額をいう。）、独立行政法人納付金収入及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

（決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ）

第13条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第８条第２項の規定により平成20年度において当該各特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	繰入額	
外国為替資金		1,800,000,000千円
特許		4,280,000
社会資本整備事業	業務勘定	3,312,859

（国有林野事業特別会計の給与総額）

第14条　国有林野事業特別会計において、給与準則の適用を受ける職員に対して平成20年度において支給する給与（職員俸給、扶養手当、地域手当、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、広域

異動手当、超過勤務手当、休職者給与その他農林水産大臣が財務大臣と協議して定める手当をいう。）の総額は、32,065,466千円とする。ただし、予算の基礎となった給与準則を実施するため必要を生じた場合、第７条第１項の規定により給与を支出する場合又は給与に関する中央労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、財務大臣の承認を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第７条第１項の規定による経費の増額により、給与総額が変更されたときは、その変更された額とする。

２　前項に規定するもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、財務大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を平成20年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

３　前項の規定により特別の給与の支出をする場合においては、経費の流用によるもののほか、経費の増額については、「財政法」第35条第２項、第３項及び第４項並びに第36条の規定の例による。

（予算の移用）

第15条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第１表から第３表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　特別会計の各項の間の移用

特別会計	移用することができる項
登記、外国為替資金、船員保険	各項

第２表　特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定	移用することができる項
財政投融資	財政融資資金	各項
エネルギー対策	エネルギー需給	燃料安定供給対策費、エネルギー需給構造高度化対策費、事務取扱費、諸支出金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	電源開発促進	電源立地対策費、電源利用対策費、事務取扱費、周辺地域整備資金へ繰入、諸支出金の各項
労働保険	労災	労働安全衛生対策費、保険給付費、社会復帰促進等事業費、仕事生活調和推進費、中小企業退職金共済等事業費、個別労働紛争対策費、業務取扱費、施設整備費、保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	雇用	中小企業退職金共済等事業費、労使関係安定形成促進費、個別労働紛争対策費、職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、失業等給付費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者職業能力開発支援費、技能継承・振興推進費、男女均等雇用対策費、業務取扱費、施設整備費、雇用安定資金へ繰入、保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	徴収	業務取扱費、保険給付費等財源労災勘定へ繰入、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入、諸支出金の各項
年金	基礎年金、国民年金、厚生年金、福祉年金、健康、児童手当	各項
	業務	業務取扱費、施設整備費、社会保険オンラインシステム費、年金相談等事業費、保健及福祉事業費の各項
食料安定供給	米管理、麦管理	返還金等他勘定へ繰入の項を除く各項
	国営土地改良事業	土地改良事業費及び離島土地改良事業費の各項と土地改良事業工事諸費
社会資本整備事業	治水	都市水環境整備事業費、河川整備事業費、砂防事業費、総合流域防災事業費、業務取扱費業務勘定へ繰入の各項
		北海道都市水環境整備事業費、北海道河川整備事業費、北海道砂防事業費、北海道総合流域防災事業費の各項
		離島都市水環境整備事業費、離島河川整備事業費、離島砂防事業費、離島総合流域防災事業費の各項

		沖縄河川整備事業費、沖縄砂防事業費、沖縄総合流域防災事業費の各項
		多目的ダム建設事業費と業務取扱費業務勘定へ繰入
	道路整備	道路環境改善事業費、道路交通安全対策事業費、地域連携道路事業費、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資、道路交通円滑化事業費、道路交通円滑化事業資金貸付金、業務取扱費業務勘定へ繰入の各項
		北海道道路環境改善事業費、北海道道路交通安全対策事業費、北海道地域連携道路事業費、北海道道路交通円滑化事業費の各項
		離島道路交通安全対策事業費、離島地域連携道路事業費、離島道路交通円滑化事業費の各項
		沖縄道路環境改善事業費、沖縄道路交通安全対策事業費、沖縄地域連携道路事業費、沖縄道路交通円滑化事業費の各項
	港湾	港湾環境整備事業費、港湾事業費、埠頭整備等資金貸付金、業務取扱費業務勘定へ繰入の各項
		北海道港湾環境整備事業費と北海道港湾事業費
		離島港湾環境整備事業費と離島港湾事業費
		沖縄港湾環境整備事業費と沖縄港湾事業費
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費と業務取扱費業務勘定へ繰入
	空港整備	空港整備事業費と航空機騒音対策事業資金貸付金
		空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と業務取扱費業務勘定へ繰入
		空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費
	業務	業務取扱費、都市開発資金貸付金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
自動車安全	保障	各　　項
	自動車検査登録	業務取扱費と施設整備費
	自動車事故対策	自動車事故対策費と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入

第３表　特別会計の一部の項の間の移用

特別会計	移用することができる項
国立高度専門医療センター	政策医療推進費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
国有林野事業	国有林野事業費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	治山事業費、北海道治山事業費、離島治山事業費、沖縄治山事業費、治山事業工事諸費の各項
特許	事務取扱費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項

（再保険契約の限度額）

第16条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による再保険契約の金額の限度は、平成20年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
地震再保険	「地震保険に関する法律」第３条第３項	１回の地震等により支払うべき再保険金の総額　4,391,500,000千円

貿易再保険	「貿易保険法」第58条	独立行政法人日本貿易保険を相手方とする次の各保険ごとの再保険金額の総額	
		普通輸出保険	34,690,000,000
		輸出代金保険	37,140,000,000
		為替変動保険	60,000,000
		輸出手形保険	1,770,000,000
		輸出保証保険	170,000,000
		前払輸入保険	100,000,000
		仲介貿易保険	7,610,000,000
		海外投資保険	1,670,000,000
		海外事業資金貸付保険	1,800,000,000
		独立行政法人日本貿易保険が負う再保険責任についての再保険の再保険金額の総額	690,000,000

（財政融資資金の長期運用予定額）

第17条　平成20年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第２条第１項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、（１）「株式会社日本政策金融公庫法」の規定により国民生活金融公庫が解散し、その業務が株式会社日本政策金融公庫に承継されたときにおいて、右欄に定める国民生活金融公庫の長期運用予定額（第３項の規定により増額された場合には、当該増額された後の金額）のうち運用するに至っていない金額がある場合には、この金額を右欄に定める株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第２項第１号イに規定する業務（以下「国民一般向け業務」という。）の長期運用予定額に加えるものとし、（２）「株式会社日本政策金融公庫法」の規定により農林漁業金融公庫が解散し、その業務が株式会社日本政策金融公庫に承継されたときにおいて、右欄に定める農林漁業金融公庫の長期運用予定額（第３項の規定により増額された場合には、当該増額された後の金額）のうち運用するに至っていない金額がある場合には、この金額を右欄に定める株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第２項第１号ロに規定する業務（以下「農林水産業者向け業務」という。）の長期運用予定額に加えるものとし、（３）「株式会社日本政策金融公庫法」の規定により中小企業金融公庫が解散し、その業務が株式会社日本政策金融公庫に承継されたときにおいて、右欄に定める中小企業金融公庫の長期運用予定額（第３項の規定により増額された場合には、当該増額された後の金額）のうち運用するに至っていない金額がある場合には、この金額を右欄に定める株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第２項第１号ハに規定する業務（以下「中小企業者向け業務」という。）の長期運用予定額に加えるものとし、（４）「株式会社日本政策投資銀行法」の規定により日本政策投資銀行が解散し、その業務が株式会社日本政策投資銀行に承継されたときにおいて、右欄に定める日本政策投資銀行の長期運用予定額（第３項の規定により増額された場合には、当該増額された後の金額）のうち運用するに至っていない金額がある場合には、この金額を右欄に定める株式会社日本政策投資銀行の長期運用予定額に加えるものとし、（５）「株式会社日本政策金融公庫法」の規定により国際協力銀行が解散し、同法による廃止前の「国際協力銀行法」第23条に規定する業務（以下「国際金融等業務」という。）が株式会社日本政策金融公庫に承継されたときにおいて、右欄に定める国際協力銀行の国際金融等業務に対応する長期運用予定額（第３項の規定により増額された場合には、当該増額された後の金額）のうち運用するに至っていない金額がある場合には、この金額を右欄に定める株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第41条第６号に規定する業務（以下「国際協力銀行業務」という。）の長期運用予定額に加えるものとし、（６）「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成18年法律第100号）の規定による改正前の「国際協力銀行法」第23条第２項に規定する業務（以下「海外経済協力業務」という。）が独立行政法人国際協力機構に承継されたときにおいて、右欄に定める国際協力銀行の海外経済協力業務に対応する長期運用予定額（第３項の規定により増額された場合には、当該増額された後の金額）のうち運用するに至っていない金額がある場合には、この金額を右欄に定める独立行政法人国際協力機構の長期運用予定額に加えるものとする。

区分	長期運用予定額
（国）	
1　エネルギー対策特別会計	37,500,000千円
2　国立高度専門医療センター特別会計	9,200,000
3　食料安定供給特別会計	18,000,000
4　社会資本整備事業特別会計	72,500,000
（政府関係機関）	
5　国民生活金融公庫	945,000,000
6　農林漁業金融公庫	95,600,000
7　中小企業金融公庫	490,000,000
8　沖縄振興開発金融公庫	77,500,000
9　日本政策投資銀行	180,000,000
10　国際協力銀行	399,700,000
11　株式会社日本政策金融公庫	1,769,700,000
12　独立行政法人国際協力機構	149,300,000
（独立行政法人等）	
13　日本私立学校振興・共済事業団	16,300,000
14　独立行政法人森林総合研究所	6,300,000
15　独立行政法人福祉医療機構	300,800,000
16　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	95,900,000

17 独立行政法人水資源機構	11,500,000千円
18 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1,200,000
19 独立行政法人日本学生支援機構	454,100,000
20 独立行政法人国立大学財務・経営センター	62,400,000
21 独立行政法人国立病院機構	33,500,000
22 独立行政法人都市再生機構	734,000,000
23 独立行政法人住宅金融支援機構	30,000,000
24 株式会社日本政策投資銀行	158,000,000
（地方公共団体）	
25 地方公共団体	3,240,000,000

2　前項第12号に規定する独立行政法人国際協力機構への長期運用予定額は、「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成18年法律第100号）による改正後の「独立行政法人国際協力機構法」第13条第１項第２号に規定する業務並びに同項第８号及び第９号並びに同条第３項に規定する業務のうち有償資金協力業務に充てられるものを予定している。

3　予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第１項第５号から第25号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、

（１）　第１項第５号から第11号までの各号（ただし、第11号については「株式会社日本政策金融公庫法」第11条第２項及び第３項に規定する業務に限る。）、第13号から第23号までの各号及び第25号にあっては、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、

（２）　株式会社日本政策金融公庫における国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け業務及び国際協力銀行業務にあっては、イ．「株式会社日本政策金融公庫法」の施行前に国民生活金融公庫の長期運用予定額がこの項の規定により増額されなかったときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額を株式会社日本政策金融公庫における国民一般向け業務の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、「株式会社日本政策金融公庫法」の施行前に国民生活金融公庫の長期運用予定額がこの項の規定により増額されたときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額から当該増額された金額を控除した金額を株式会社日本政策金融公庫における国民一般向け業務の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、ロ．「株式会社日本政策金融公庫法」の施行前に農林漁業金融公庫の長期運用予定額がこの項の規定により増額されなかったときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額を株式会社日本政策金融公庫における農林水産業者向け業務の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、「株式会社日本政策金融公庫法」の施行前に農林漁業金融公庫の長期運用予定額がこの項の規定により増額されたときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額から当該増額された金額を控除した金額を株式会社日本政策金融公庫における農林水産業者向け業務の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、ハ．「株式会社日本政策金融公庫法」の施行前に中小企業金融公庫の長期運用予定額がこの項の規定により増額されなかったときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額を株式会社日本政策金融公庫における中小企業者向け業務の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、「株式会社日本政策金融公庫法」の施行前に中小企業金融公庫の長期運用予定額がこの項の規定により増額されたときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額から当該増額された金額を控除した金額を株式会社日本政策金融公庫における中小企業者向け業務の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、ニ．「株式会社日本政策金融公庫法」の施行前に国際協力銀行の国際金融等業務に対応する長期運用予定額がこの項の規定により増額されなかったときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額を株式会社日本政策金融公庫における国際協力銀行業務の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、「株式会社日本政策金融公庫法」の施行前に国際協力銀行の国際金融等業務に対応する長期運用予定額がこの項の規定により増額されたときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額から当該増額された金額を控除した金額を株式会社日本政策金融公庫における国際協力銀行業務の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、

（３）　独立行政法人国際協力機構にあっては、「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成18年法律第100号）の施行前に国際協力銀行の海外経済協力業務に対応する長期運用予定額がこの項の規定により増額されなかったときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額を独立行政法人国際協力機構の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成18年法律第100号）の施行前に国際協力銀行の海外経済協力業務に対応する長期運用予定額がこの項の規定により増額されたときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額から当該増額された金額を控除した金額を独立行政法人国際協力機構の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、

（４）　株式会社日本政策投資銀行にあっては、「株式会社日本政策投資銀行法」の施行前に日本政策投資銀行の長期運用予定額がこの項の規定により増額されなかったときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額を株式会社日本政策投資銀行の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、「株式会社日本政策投資銀行法」の施行前に日本政策投資銀行の長期運用予定額がこの項の規定により増額されたときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額から当該増額された金額を控除した金額を株式会社日本政策投資銀行の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、

それぞれの長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

（俸給予算等の制限）

第18条　俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予定計算書に掲げる政府職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

甲号　歳入歳出予算

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金					
	交付税及び譲与税配付金勘定	他会計より受入		15,613,608,889	地方交付税交付金	15,406,082,097
			一般会計より受入	15,613,608,889	地方特例交付金	473,489,000
		租税		696,900,000	地方譲与税譲与金	702,700,000
			地方道路税	296,200,000	事務取扱費	334,638
			石油ガス税	14,000,000	諸支出金	500
			自動車重量税	357,500,000	国債整理基金特別会計へ繰入	34,188,395,408
			航空機燃料税	16,200,000		
			特別とん税	12,500,000	予備費	2,600,000
			地方法人特別税	500,000		
		借入金		33,617,295,408		
			借入金	33,617,295,408		
		雑収入		1,800		
			雑収入	1,800		
		前年度剰余金受入		1,012,595,546		
			前年度剰余金受入	1,012,595,546		
		合計		50,940,401,643	合計	50,773,601,643
	交通安全対策特別交付金勘定	交通反則者納金		77,007,497	交通安全対策特別交付金	74,768,246
			交通反則者納金	77,007,497	諸支出金	629,035
		雑収入		84,090	予備費	100,000
			雑収入	84,090		
		前年度剰余金受入		4,508,414		
			前年度剰余金受入	4,508,414		
		合計		81,600,001	合計	75,497,281

官報（号外）

法務省	登記	登記手数料収入		92,581,007	事務取扱費	164,373,519
			登記印紙収入	61,455,642	施設整備費	8,514,130
			登記情報提供等手数料収入	31,125,365	国債整理基金特別会計へ繰入	5,000
		他会計より受入		68,883,972	予備費	100,000
			一般会計より受入	68,883,972		
		雑収入		200,698		
			雑収入	200,698		
		前年度剰余金受入		28,191,033		
			前年度剰余金受入	28,191,033		
		合計		189,856,710	合計	172,992,649
財務省	地震再保険	再保険料収入		55,435,101	再保険費	68,997,118
			再保険料収入	55,435,101	事務取扱費	107,385
		雑収入		13,669,902	予備費	500
			雑収入	13,669,902		
		合計		69,105,003	合計	69,105,003
	国債整理基金	他会計より受入		88,794,516,672	国債整理支出	181,797,281,981
			他会計より受入	88,794,516,672	事務取扱費	1,567,527
		租税		206,500,000	地方道路整備臨時貸付金社会資本整備事業特別会計へ繰入	100,000,000
			たばこ特別税	206,500,000		
		公債金		92,542,000,000		
			公債金	92,542,000,000		
		配当金収入		2,814,144		
			配当金収入	2,814,144		
		運用収入		244,220,617		
			運用収入	244,220,617		
		雑収入		108,798,075		
			雑収入	108,798,075		

		前年度剰余金受入		20,000,000,000		
			前年度剰余金受入	20,000,000,000		
		合　　計		201,898,849,508	合　　計	181,898,849,508
	財政投融資					
	財政融資資金勘定	資金運用収入		5,237,119,747	財政融資資金へ繰入	9,900,000,000
			運用利殖金収入	5,237,119,747	事務取扱費	6,689,860
		公　　債　　金		8,400,000,000	諸支出金	1,349,516,972
			公　　債　　金	8,400,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	29,028,006,947
		財政融資資金より受入		18,295,673,576	予　備　費	60,000
			財政融資資金より受入	18,295,673,576		
		積立金より受入		9,800,000,000		
			積立金より受入	9,800,000,000		
		信託受益権等譲渡収入		500,000,000		
			信託受益権等譲渡収入	500,000,000		
		雑　　収　　入		31,416,907		
			雑　　収　　入	31,416,907		
		合　　計		42,264,210,230	合　　計	40,284,273,779
	投資勘定	運用収入		67,218,573	産業投資支出	104,000,000
			償還金収入	1,523,800	事務取扱費	91,862
			利子収入	147,619	一般会計へ繰入	51,600,000
			納付金	6,445,154	国債整理基金特別会計へ繰入	124
			配当金収入	42,502,000		
			出資回収金収入	16,600,000	予　備　費	200,000
		雑　　収　　入		1		
			雑　　収　　入	1		
		前年度剰余金受入		88,673,412		
			前年度剰余金受入	88,673,412		
		合　　計		155,891,986	合　　計	155,891,986
	外国為替資金	外国為替等売買差益		120,000,000	事務取扱費	1,030,820
			外国為替等売買差益	120,000,000	諸支出金	32,218,299

		運用収入		4,025,260,355	国債整理基金特別会計へ繰入	1,288,615,677
			運用収入	4,025,260,355	予備費	300,000,000
		雑収入		9,610		
			雑収入	9,610		
		合計		4,145,269,965	合計	1,621,864,796
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	国有財産処分収入		20,600,002	特定国有財産整備費	65,789,684
			国有財産売払収入	20,600,002	事務取扱費	1,604,833
		他会計より受入		3,942,605	国債整理基金特別会計へ繰入	28,298,768
			一般会計より受入	3,942,605		
		雑収入		950,991	予備費	10,000
			雑収入	950,991		
		前年度剰余金受入		162,452,951		
			前年度剰余金受入	162,452,951		
		合計		187,946,549	合計	95,703,285
文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	他会計より受入		463,500,000	燃料安定供給対策費	284,594,857
			一般会計より受入	463,500,000	エネルギー需給構造高度化対策費	180,008,406
		石油証券及借入金収入		1,546,600,000		
			石油証券及借入金収入	1,546,600,000	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	18,500,000
		備蓄石油売払代		12,744,094		
			備蓄石油売払代	12,744,094	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	23,556,187
		独立行政法人納付金収入		7,155,922		
			独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構納付金収入	5,360,780	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	91,333,094
					事務取扱費	3,190,612
			独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入	1,795,142	諸支出金	200
		雑収入		846,267	国債整理基金特別会計へ繰入	1,603,817,710
			雑収入	846,267	予備費	1,600,000

		前年度剰余金受入		175,754,783		
			前年度剰余金受入	175,754,783		
		合　計		2,206,601,066	合　計	2,206,601,066
	電源開発促進勘定	他会計より受入		312,200,000	電源立地対策費	169,498,983
			電源立地対策財源一般会計より受入	167,100,000	電源利用対策費	38,772,408
			電源利用対策財源一般会計より受入	145,100,000	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	105,435,456
		周辺地域整備資金より受入		20,070,000	独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	5,006,883
			周辺地域整備資金より受入	20,070,000	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	13,260,522
		独立行政法人納付金収入		1,059,248	独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	22,506,321
			独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入	1,059,248	事務取扱費	6,487,901
					周辺地域整備資金へ繰入	9,600,000
		雑　収　入		1,618,819	諸支出金	200
			雑　収　入	1,618,819	予　備　費	900,000
		前年度剰余金受入		36,520,607		
			前年度剰余金受入	36,520,607		
		合　計		371,468,674	合　計	371,468,674
厚生労働省	国立高度専門医療センター	病　院　収　入		87,975,946	政策医療推進費	111,985,700
			診　療　収　入	87,975,946	施設整備費	15,230,350
		他会計より受入		43,751,297	国債整理基金特別会計へ繰入	17,848,527
			一般会計より受入	43,751,297	医療技術開発等研究費	6,927,656
		借　入　金		9,200,000		
			借　入　金	9,200,000		
		積立金より受入		1,700,000		
			積立金より受入	1,700,000		

官　報（号外）

		雑　収　入		9,364,990			
			医療技術開発等研究収入	8,341,252			
			雑　収　入	1,023,738			
		合　計		151,992,233	合　計	151,992,233	
	労働保険						
	労災勘定	保　険　収　入		1,304,751,802	労働安全衛生対策費	27,270,417	
			他勘定より受入	1,094,917,705	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	1,696,722	
			一般会計より受入	456,574			
			未経過保険料受入	23,206,114	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	250,620	
			支払備金受入	186,171,409	保険給付費	797,242,924	
		運　用　収　入		119,603,775	社会復帰促進等事業費	167,508,318	
			運　用　収　入	119,603,775	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費	10,666,270	
		独立行政法人納付金		42,364			
			独立行政法人福祉医療機構納付金	42,364	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	8,832,391	
					仕事生活調和推進費	1,602,871	
		雑　収　入		22,698,825	中小企業退職金共済等事業費	2,412,306	
			雑　収　入	22,698,825	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	148,288	
					独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	85,259	
					個別労働紛争対策費	600,639	
					業務取扱費	49,484,150	
					施設整備費	2,964,907	
					保険料返還金等徴収勘定へ繰入	53,485,546	
					予　備　費	7,800,000	
		合　計		1,447,096,766	合　計	1,132,051,628	

	雇用勘定	保険収入		2,621,842,152	中小企業退職金共済等事業費	6,406,674
			他勘定より受入	2,460,653,652		
			一般会計より受入	161,188,500	労使関係安定形成促進費	530,723
					個別労働紛争対策費	600,638
		運用収入		48,706,699	職業紹介事業等実施費	43,488,509
			運用収入	48,706,699	地域雇用機会創出等対策費	42,812,080
		雑収入		7,520,460	高齢者等雇用安定・促進費	74,869,737
			雑収入	7,520,460	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費	16,715,280
					独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構施設整備費	32,684
					失業等給付費	1,485,294,652
					職業能力開発強化費	39,260,000
					若年者等職業能力開発支援費	7,859,784
					独立行政法人雇用・能力開発機構運営費	76,910,053
					独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費	1,723,988
					障害者職業能力開発支援費	1,086,956
					技能継承・振興推進費	1,392,790
					男女均等雇用対策費	14,716,294
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	2,425,812
					独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	88,689
					業務取扱費	89,371,567
					施設整備費	4,792,460

官　報（号外）

						雇用安定資金へ繰入	170,206,328
						保険料返還金等徴収勘定へ繰入	27,778,279
						予備費	77,000,000
		合計		2,678,069,311		合計	2,185,363,977
	徴収勘定	保険収入		3,515,338,884		業務取扱費	43,776,504
			保険料収入	3,514,756,960		保険給付費等財源労災勘定へ繰入	1,094,917,705
			印紙収入	581,924			
		他会計より受入		96,568		失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	2,460,653,652
			一般会計より受入	96,568		諸支出金	57,633,416
		一般拠出金収入		7,396,297		予備費	100,000
			一般拠出金収入	7,396,297			
		他勘定より受入		81,263,825			
			他勘定より受入	81,263,825			
		雑収入		1,244,967			
			雑収入	1,244,967			
		前年度剰余金受入		51,740,736			
			前年度剰余金受入	51,740,736			
		合計		3,657,081,277		合計	3,657,081,277
	船員保険	保険収入		64,242,707		疾病保険給付費及保険者納付金	38,198,594
			保険料収入	59,017,596		病床転換支援金	3,797
			一般会計より受入	3,992,785		年金保険給付費	4,913,103
			運用収入	1,232,326		職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	11,692,700
		積立金より受入		1,430,043			
			積立金より受入	1,430,043		失業保険給付費	1,945,168
		独立行政法人納付金		767,131		介護納付金	3,043,519

			独立行政法人福祉医療機構納付金	767,131	業務取扱費	2,669,221
					福祉事業費	3,769,970
		雑収入		246,006	諸支出金	109,815
			雑収入	246,006	予備費	340,000
		合計		66,685,887	合計	66,685,887
	年金					
	基礎年金勘定	拠出金等収入		19,273,406,961	基礎年金給付費	15,728,883,305
			拠出金等収入	19,255,848,057	基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	3,806,741,699
			運用収入	17,558,904		
					諸支出金	197,801
		積立金より受入		134,024,303	予備費	157,000,000
			積立金より受入	134,024,303		
		雑収入		5,614,594		
			雑収入	5,614,594		
		前年度剰余金受入		279,776,947		
			前年度剰余金受入	279,776,947		
		合計		19,692,822,805	合計	19,692,822,805
	国民年金勘定	保険収入		5,652,316,086	国民年金給付費	1,654,386,834
			保険料収入	2,280,185,225	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	4,121,836,495
			一般会計より受入	1,885,260,197		
			基礎年金勘定より受入	1,486,257,716	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	97,195,228
			運用収入	612,948	諸支出金	56,585,426
		積立金より受入		149,716,527	予備費	17,000,000
			積立金より受入	149,716,527		
		独立行政法人納付金		143,295,794		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	107,771,679		
			独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金	2,090,000		

官　報（号外）

			独立行政法人福祉医療機構納付金	33,434,115		
		雑　収　入		1,675,576		
			雑　収　入	1,675,576		
		合　計		5,947,003,983	合　計	5,947,003,983
	厚生年金勘定	保　険　収　入		30,511,809,262	保　険　給　付　費	23,979,464,397
			保　険　料　収　入	22,578,950,180	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	13,316,161,826
			一般会計より受入	5,534,007,713		
			船員保険特別会計より受入	11,692,700	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	96,847,961
			基礎年金勘定より受入	1,879,726,428	諸　支　出　金	5,367,800
			厚生年金基金等徴収金	1,587,758	予　備　費	239,000,000
			解散厚生年金基金等徴収金	148,228,797		
			拠　出　金　収　入	32,840,745		
			存続組合等納付金	221,781,836		
			運　用　収　入	102,993,105		
		積立金より受入		4,810,175,931		
			積立金より受入	4,810,175,931		
		独立行政法人納付金		2,307,716,826		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	1,685,817,755		
			独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金	14,654,000		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	605,801,886		
			業務勘定より受入	1,443,185		
		雑　収　入		7,139,965		
			雑　収　入	7,139,965		
		合　計		37,636,841,984	合　計	37,636,841,984

	福祉年金勘定	他会計より受入		18,187,667	特別障害給付金給付費	11,557,620
			一般会計より受入	18,187,667	福祉年金給付費	6,532,493
		雑収入		42,158	諸支出金	6,000
			雑収入	42,158	予備費	149,000
		前年度剰余金受入		15,288		
			前年度剰余金受入	15,288		
		合計		18,245,113	合計	18,245,113
	健康勘定	保険収入		7,219,140,610	保険給付費及保険者納付金	3,171,925,259
			保険料収入	6,775,475,925	保険料等交付金	3,953,004,735
			一般会計より受入	421,272,652	病床転換支援金	315,430
			日雇拠出金収入	169,810	介護納付金	248,379,272
			財政支援収入	22,222,223	業務取扱費等業務勘定へ繰入	76,875,167
		運用収入		358,508		
			運用収入	358,508	諸支出金	4,016,406
		事業運営安定資金より受入		268,356,305	国債整理基金特別会計へ繰入	1,504,571,636
			事業運営安定資金より受入	268,356,305	予備費	20,000,000
		独立行政法人納付金		3,186,000		
			独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金	3,186,000		
		借入金		1,479,228,213		
			借入金	1,479,228,213		
		雑収入		8,818,269		
			雑収入	8,818,269		
		合計		8,979,087,905	合計	8,979,087,905
	児童手当勘定	拠出金収入		209,961,816	児童育成事業費	45,751,945
			事業主拠出金収入	209,961,816	児童手当交付金	435,705,180
		他会計より受入		256,392,116	業務取扱費	2,053,192

官報（号外）

			一般会計より受入	256,392,116	諸支出金	18,365
		積立金より受入		19,459,631	予備費	4,000,000
			積立金より受入	19,459,631		
		雑収入		1,715,119		
			雑収入	1,715,119		
		合計		487,528,682	合計	487,528,682
	業務勘定	他会計より受入		182,754,787	業務取扱費	259,905,292
			一般会計より受入	182,754,787	施設整備費	3,923,318
		他勘定より受入		272,649,011	社会保険オンラインシステム費	133,936,848
			他勘定より受入	272,649,011	年金相談等事業費	26,604,293
		特別保健福祉事業資金より受入		19,210,534	保健及福祉事業費	46,516,756
			特別保健福祉事業資金より受入	19,210,534	特別保健福祉事業費	19,210,534
		独立行政法人納付金		1,443,185	独立行政法人福祉医療機構納付金相当財源厚生年金勘定へ繰入	1,443,185
			独立行政法人福祉医療機構納付金	1,443,185	予備費	400,000
		雑収入		15,882,709		
			雑収入	15,882,709		
		合計		491,940,226	合計	491,940,226
農林水産省	食料安定供給					
	農業経営基盤強化勘定	自作農創設特別措置収入		3,001,400	農業経営基盤強化事業費	21,510,812
			農地等売払収入	2,496,207	事務取扱費業務勘定へ繰入	144,871
			農地等貸付収入	505,193		
		償還金収入		12,846,757	元一般会計所属農地売払収入等一般会計へ繰入	59,966
			償還金収入	12,846,757		
		他勘定より受入		5,871,615	元国有林野事業特別会計所属農地売払収入等国有林野事業特別会計へ繰入	6,047
			調整勘定より受入	5,871,615	予備費	80,000

		雑　収　入		81,924		
			雑　収　入	81,924		
		合　計		21,801,696	合　計	21,801,696
	農業経営安定勘定	他勘定より受入		184,916,301	農業経営安定事業費	209,004,576
			他勘定より受入	184,916,301	事務取扱費業務勘定へ繰入	461,526
		独立行政法人納付金		25,549,781	予　備　費	1,000,000
			独立行政法人農畜産業振興機構納付金	25,549,781		
		雑　収　入		20		
			雑　収　入	20		
		合　計		210,466,102	合　計	210,466,102
	米管理勘定	米　売　払　代		142,722,198	米　買　入　費	172,505,983
			米　売　払　代	142,722,198	米　管　理　費	68,152,043
		輸入米等納付金		101,712	返還金等他勘定へ繰入	578,964,612
			輸入米等納付金	101,712	予　備　費	40,000,000
		他勘定より受入		714,048,319		
			調整勘定より受入	714,048,319		
		雑　収　入		2,750,409		
			雑　収　入	2,750,409		
		合　計		859,622,638	合　計	859,622,638
	麦管理勘定	麦　売　払　代		532,818,176	麦　買　入　費	491,631,051
			麦　売　払　代	532,818,176	麦　管　理　費	7,677,403
		輸入麦等納付金		379,758	返還金等他勘定へ繰入	113,762,942
			輸入麦等納付金	379,758	予　備　費	75,000,000
		他勘定より受入		154,868,131		
			調整勘定より受入	154,868,131		
		雑　収　入		5,331		
			雑　収　入	5,331		
		合　計		688,071,396	合　計	688,071,396

官　報（号外）

	業務勘定	他勘定より受入		20,362,611	事務取扱費	20,886,505
			他勘定より受入	20,362,611	予備費	300,000
		雑収入		823,894		
			雑収入	823,894		
		合計		21,186,505	合計	21,186,505
	調整勘定	他会計より受入		241,374,887	主要食糧及輸入飼料買入費等財源他勘定へ繰入	984,224,161
			一般会計より受入	241,374,887		
		他勘定より受入		597,491,135	国債整理基金特別会計へ繰入	598,108,747
			他勘定より受入	597,491,135		
		食糧証券収入		736,830,000		
			食糧証券収入	736,830,000		
		積立金より受入		344,216		
			積立金より受入	344,216		
		雑収入		161,768		
			雑収入	161,768		
		前年度剰余金受入		20,539,347		
			前年度剰余金受入	20,539,347		
		合計		1,596,741,353	合計	1,582,332,908
	国営土地改良事業勘定	他会計より受入		74,285,045	土地改良事業費	60,044,289
			一般会計より受入	74,285,045	北海道土地改良事業費	19,679,045
		土地改良事業費負担金等収入		8,786,106	離島土地改良事業費	6,349,529
					沖縄土地改良事業費	10,000
			土地改良事業費負担金収入	8,786,106	土地改良事業工事諸費	8,284,294
		借入金		18,000,000	受託工事費及換地清算金	2,164,324
			借入金	18,000,000	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	8,801,666
		受託工事費等受入		2,178,174		
			受託工事費等受入	2,178,174	国債整理基金特別会計へ繰入	120,022
		雑収入		361,747	予備費	700,000

			雑　収　入	361,747		
		前年度剰余金受入		2,542,097		
			前年度剰余金受入	2,542,097		
		合　計		106,153,169	合　計	106,153,169
	農業共済再保険					
	再保険金支払基金勘定	農業共済再保険金支払基金収入		20,124,371	再保険金支払財源他勘定へ繰入	20,179,713
			前年度繰越資金受入	20,124,371		
		雑　収　入		55,342		
			雑　収　入	55,342		
		合　計		20,179,713	合　計	20,179,713
	農　業　勘　定	農業再保険収入		15,240,110	農業再保険費及交付金	15,132,354
			再　保　険　料	5,875,878	予　備　費	12,800,000
			一般会計より受入	9,272,549		
			前年度繰越資金受入	91,683		
		支払基金受入		12,561,776		
			再保険金支払基金勘定より受入	12,561,776		
		雑　収　入		238,224		
			雑　収　入	238,224		
		合　計		28,040,110	合　計	27,932,354
	家　畜　勘　定	家畜再保険収入		44,830,095	家畜再保険費及交付金	33,430,844
			再　保　険　料	173,094	予　備　費	4,800,000
			一般会計より受入	33,241,260		
			前年度繰越資金受入	11,415,741		
		雑　収　入		192,540		
			雑　収　入	192,540		
		合　計		45,022,635	合　計	38,230,844

官　報（号外）

	果樹勘定	果樹再保険収入		6,424,231	果樹再保険費及交付金	3,473,205
			再保険料	225,461	予備費	6,500,000
			一般会計より受入	3,485,153		
			前年度繰越資金受入	2,713,617		
		支払基金受入		6,498,148		
			再保険金支払基金勘定より受入	6,498,148		
		雑収入		1,852		
			雑収入	1,852		
		合計		12,924,231	合計	9,973,205
	園芸施設勘定	園芸施設再保険収入		4,271,059	園芸施設再保険費及交付金	3,383,495
			一般会計より受入	3,524,495	予備費	2,000,000
			前年度繰越資金受入	746,564		
		支払基金受入		1,119,789		
			再保険金支払基金勘定より受入	1,119,789		
		雑収入		81,951		
			雑収入	81,951		
		合計		5,472,799	合計	5,383,495
	業務勘定	他会計より受入		1,143,447	業務取扱費	1,142,501
			一般会計より受入	1,143,447	予備費	1,000
		雑収入		53		
			雑収入	53		
		前年度剰余金受入		1		
			前年度剰余金受入	1		
		合計		1,143,501	合計	1,143,501
	森林保険	森林保険収入		11,656,267	森林保険費	2,356,340
			保険料	2,938,600	事務取扱費	1,451,286
			前年度繰越資金受入	8,717,667	予備費	1,500,000

		雑収入		299,656		
			雑収入	299,656		
		合計		11,955,923	合計	5,307,626
	国有林野事業	国有林野事業収入		44,565,704	国有林野事業費	90,152,793
			業務収入	32,404,075	治山事業費	26,538,703
			林野等売払代	7,000,000	北海道治山事業費	4,393,742
			財産貸付料等収入	5,161,629	離島治山事業費	315,400
		他会計より受入		168,974,741	沖縄治山事業費	36,800
			一般会計より受入	168,974,741	国有林野森林整備事業費	66,426,157
		地方公共団体工事費負担金収入		3,431,810	施設整備費	1,270,317
					治山事業工事諸費	326,589
			地方公共団体工事費負担金収入	3,431,810	国有林野災害復旧事業費	3,122,058
		借入金		231,500,000	国債整理基金特別会計へ繰入	256,046,617
			借入金	231,500,000	予備費	1,010,000
		雑収入		1,166,921		
			国有林野事業雑収入	1,156,770		
			治山事業雑収入	10,151		
		合計		449,639,176	合計	449,639,176
	漁船再保険及び漁業共済保険					
	漁船普通保険勘定	漁船再保険収入		7,805,434	漁船再保険費及交付金	7,709,287
			再保険料	9,320	予備費	330,000
			一般会計より受入	6,843,095		
			前年度繰越資金受入	953,019		
		雑収入		339,621		
			雑収入	339,621		
		合計		8,145,055	合計	8,039,287
	漁船特殊保険勘定	漁船特殊再保険収入		280,270	漁船特殊再保険費	169,223
			特殊再保険料	169,223	予備費	100,000

官　報（号外）

			前年度繰越資金受入	111,047		
		雑収入		70,798		
			雑収入	70,798		
		合計		351,068	合計	269,223
	漁船乗組員給与保険勘定	給与再保険収入		40,321	給与再保険費	22,520
			給与再保険料	22,520	予備費	20,000
			前年度繰越資金受入	17,801		
		雑収入		21,520		
			雑収入	21,520		
		合計		61,841	合計	42,520
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		18,425,603	漁業共済保険費及交付金	7,885,026
			保険料	10	予備費	200,000
			一般会計より受入	7,872,988		
			前年度繰越資金受入	10,552,605		
		雑収入		20		
			雑収入	20		
		合計		18,425,623	合計	8,085,026
	業務勘定	他会計より受入		1,022,232	業務取扱費	1,021,293
			一般会計より受入	1,022,232	予備費	1,000
		雑収入		60		
			雑収入	60		
		前年度剰余金受入		1		
			前年度剰余金受入	1		
		合計		1,022,293	合計	1,022,293
経済産業省	貿易再保険	再保険収入		52,541,114	再保険費	153,217,597
			再保険料収入	39,612,927	事務取扱費	682,068
			回収金	12,928,187	一般会計へ繰入	49,195,250
		他会計より受入		2,386,579	国債整理基金特別会計へ繰入	5,170
			一般会計より受入	2,386,579		
		雑収入		42,721,765	予備費	9,000,000

			雑収入	42,721,765		
		前年度剰余金受入		147,585,750		
			前年度剰余金受入	147,585,750		
		合計		245,235,208	合計	212,100,085
	特許	特許料等収入		115,399,844	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	13,658,603
			特許印紙収入	106,845,896	事務取扱費	107,575,817
			特許料等収入	8,553,948	施設整備費	1,225,641
		他会計より受入		18,872	国債整理基金特別会計へ繰入	40,279
			一般会計より受入	18,872		
		雑収入		2,001,359	予備費	300,000
			雑収入	2,001,359		
		前年度剰余金受入		149,034,310		
			前年度剰余金受入	149,034,310		
		合計		266,454,385	合計	122,800,340
国土交通省	社会資本整備事業					
	治水勘定	他会計より受入		763,241,719	都市水環境整備事業費	45,436,200
			一般会計より受入	763,241,719	北海道都市水環境整備事業費	1,983,000
		地方公共団体工事費負担金収入		231,669,950	離島都市水環境整備事業費	47,000
			地方公共団体工事費負担金収入	231,669,950	河川整備事業費	477,762,909
		電気事業者等工事費負担金収入		42,867,723	北海道河川整備事業費	89,691,555
			電気事業者等工事費負担金収入	42,867,723	離島河川整備事業費	213,000
					沖縄河川整備事業費	5,199,096
		償還金収入		543,687	砂防事業費	130,232,158
			償還金収入	543,687	北海道砂防事業費	9,799,239
		受託工事納付金収入		24,953,016	離島砂防事業費	2,627,000
			受託工事納付金収入	24,953,016	沖縄砂防事業費	262,000
		雑収入		6,206,000	多目的ダム建設事業費	143,967,350

官報（号外）

			雑収入	6,206,000	北海道多目的ダム建設事業費	12,299,488
		前年度剰余金受入		13,257,000		
			前年度剰余金受入	13,257,000	沖縄多目的ダム建設事業費	9,106,602
					総合流域防災事業費	33,204,000
					北海道総合流域防災事業費	7,187,000
					離島総合流域防災事業費	1,854,000
					沖縄総合流域防災事業費	1,647,000
					業務取扱費業務勘定へ繰入	86,167,385
					受託工事費	22,569,297
					電気事業者等工事費負担金還付金	740,129
					収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	543,687
					予備費	200,000
		合計		1,082,739,095	合計	1,082,739,095
	道路整備勘定	租税		682,500,000	道路環境改善事業費	286,335,000
			揮発油税	682,500,000	北海道道路環境改善事業費	5,886,000
		他会計より受入		2,098,613,000		
					沖縄道路環境改善事業費	2,442,000
			一般会計より受入	1,998,613,000	道路交通安全対策事業費	513,280,000
			国債整理基金特別会計より受入	100,000,000	北海道道路交通安全対策事業費	110,382,000
		地方公共団体工事費負担金収入		597,823,000	離島道路交通安全対策事業費	91,000
			地方公共団体工事費負担金収入	597,823,000	沖縄道路交通安全対策事業費	16,671,000
		償還金収入		134,422,940		
					地域連携道路事業費	842,601,000
			償還金収入	134,422,940		
		附帯工事費負担金収入		23,032,000	北海道地域連携道路事業費	150,153,000

			附帯工事費負担金収入	23,032,000	離島地域連携道路事業費	22,466,000
		受託工事納付金収入		25,383,000	沖縄地域連携道路事業費	40,257,000
			受託工事納付金収入	25,383,000	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資	76,941,000
		雑収入		13,031,000		
			雑収入	13,031,000	道路交通円滑化事業費	467,680,000
		前年度剰余金受入		35,291,000	北海道道路交通円滑化事業費	11,717,000
			前年度剰余金受入	35,291,000		
					離島道路交通円滑化事業費	1,340,000
					沖縄道路交通円滑化事業費	26,668,000
					道路交通円滑化事業資金貸付金	32,944,000
					地方道路整備臨時交付金	682,500,000
					地方道路整備臨時貸付金	100,000,000
					業務取扱費業務勘定へ繰入	84,992,000
					附帯工事費	21,979,000
					受託工事費	24,865,000
					収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	86,305,940
					予備費	1,600,000
		合計		3,610,095,940	合計	3,610,095,940
	港湾勘定	他会計より受入		222,213,018	港湾環境整備事業費	11,242,850
			一般会計より受入	222,213,018	北海道港湾環境整備事業費	144,000
		港湾管理者工事費負担金収入		78,856,163	離島港湾環境整備事業費	236,000

			港湾管理者工事費負担金収入	78,856,163	沖縄港湾環境整備事業費	674,000
					港湾事業費	208,859,168
		受益者工事費負担金収入		4,254,750	北海道港湾事業費	24,896,661
			受益者工事費負担金収入	4,254,750	離島港湾事業費	18,166,256
		償還金収入		7,959,517	沖縄港湾事業費	22,749,522
			償還金収入	7,959,517	エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	6,820,662
		受託工事納付金収入		3,633,000	埠頭整備等資金貸付金	4,033,960
			受託工事納付金収入	3,633,000	業務取扱費業務勘定へ繰入	19,957,643
		雑収入		577,586	受託工事費	3,438,752
			雑収入	577,586	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	2,806,102
		前年度剰余金受入		6,681,542	予備費	150,000
			前年度剰余金受入	6,681,542		
		合計		324,175,576	合計	324,175,576
	空港整備勘定	空港使用料収入		217,149,929	空港等維持運営費	148,822,773
			空港使用料収入	217,149,929	空港整備事業費	212,001,872
		他会計より受入		153,207,681	北海道空港整備事業費	9,878,654
			一般会計より受入	153,207,681	離島空港整備事業費	1,881,662
		地方公共団体工事費負担金収入		5,939,871	沖縄空港整備事業費	9,402,739
					航空路整備事業費	30,248,014
			地方公共団体工事費負担金収入	5,939,871	関西国際空港株式会社出資	1,500,000
		借入金		96,641,000	関西国際空港株式会社補給金	18,750,000
			借入金	96,641,000	航空機騒音対策事業資金貸付金	52,536
		償還金収入		12,990,800	地域公共交通維持・活性化推進費	427,203
			償還金収入	12,990,800		
		配当金収入		1,782,255		

		受託工事納付金収入	195,000	受託工事納付金収入	195,000	受託工事費 176,999
		空港等財産処分収入	2,695,149	空港等財産処分収入	2,695,149	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入 2,616,534
		雑収入	24,146,726	雑収入	24,146,726	国債整理基金特別会計へ繰入 103,593,203
		前年度剰余金受入	28,095,612	前年度剰余金受入	28,095,612	予備費 345,000
		合計	542,844,023			合計 542,844,023
	業務勘定	他勘定より受入	194,263,862	他勘定より受入	194,263,862	業務取扱費 197,941,410
		運用収入	20,611,567	運用金回収	19,890,208	都市開発資金貸付金 18,713,000
				利子収入	721,359	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入 2,178,562
		償還金収入	2,178,562	償還金収入	2,178,562	国債整理基金特別会計へ繰入 13,813,144
		雑収入	3,770,164	雑収入	3,770,164	予備費 100,000
		前年度剰余金受入	11,921,961	前年度剰余金受入	11,921,961	
		合計	232,746,116			合計 232,746,116
	自動車安全保障勘定	保障事業収入	2,856,269	賦課金収入	2,856,269	保障費 5,916,323
		積立金より受入	17,585,666	積立金より受入	17,585,666	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入 977,300
		雑収入	1,485,037	雑収入	1,485,037	再保険及保険費 9,728,459
						保険料等充当交付金 7,500,000
						予備費 600,000

官報（号外）

		前年度剰余金受入		59,753,722			
			前年度剰余金受入	59,753,722			
		合計		81,680,694	合計	24,722,082	
	自動車検査登録勘定	検査登録手数料収入		34,393,074	独立行政法人交通安全環境研究所運営費	875,896	
			検査登録印紙収入	33,761,384			
			検査登録手数料収入	631,690	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	300,435	
		他会計より受入		898,826	自動車検査独立行政法人運営費	1,544,469	
			一般会計より受入	898,826			
		他勘定より受入		1,248,446	自動車検査独立行政法人施設整備費	4,058,458	
			他勘定より受入	1,248,446	業務取扱費	34,726,286	
		雑収入		421,688	施設整備費	1,026,777	
			雑収入	421,688	予備費	300,000	
		前年度剰余金受入		13,692,477			
			前年度剰余金受入	13,692,477			
		合計		50,654,511	合計	42,832,321	
	自動車事故対策勘定	積立金より受入		10,176,381	自動車事故対策費	6,354,855	
			積立金より受入	10,176,381	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	8,105,149	
		償還金収入		1,353,000			
			償還金収入	1,353,000	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	486,800	
		雑収入		3,688,569	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	271,146	
			雑収入	3,688,569			
		合計		15,217,950	合計	15,217,950	

丙号　繰越明許費

所管	特別会計	事項	所管	特別会計	事項
法務省	登記	(項)施設整備費のうち			施設整備費
		施設施工旅費	財務省	財政投融資	
		施設施工庁費		投資勘定	(項)産業投資支出のうち

		出資金（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資金、独立行政法人医薬基盤研究所出資金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構出資金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構出資金及び独立行政法人情報通信研究機構出資金に限る。）		
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	（項）　特定国有財産整備費		
文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策			
	エネルギー需給勘定	（項）　燃料安定供給対策費のうち		
		国家備蓄石油増強対策事業費		
		石油天然ガス基礎調査等委託費		
		石油資源開発技術等研究調査等委託費（石油資源開発等支援委託費に限る。）		
		国家備蓄石油管理等委託費（施設等整備費に限る。）		
		石油ガス国家備蓄基地建設委託費		
		石油製品需給適正化調査等委託費（石油製品需給適正化調査委託費のうち緊急時対策整備費及び石油産業体制等調査研究委託費のうち内外石油安定供給対策調査事業費に限る。）		
		天然ガス探鉱費補助金		
		産油国等連携強化促進事業費補助金（産油国石油精製技術等対策事業費補助金のうち産油国連携強化事業費、石油精製・利用技術国際共同研究事業費、国際石油交流促進事業費、産油国開発支援等事業費、産油国向けハイブリッド方式海水淡水化研究協力事業費及び産炭国石炭産業高度化事業費に限る。）		石油資源採掘対策事業費等補助金（海外地質構造調査費等補助金のうち海外地質構造調査事業費及び石炭生産技術振興費補助金のうち海外事業費に限る。）
				石油精製合理化対策事業費等補助金（石油精製等高度化技術開発費補助金のうち革新的次世代石油精製等技術開発事業費及び石油精製高度機能融合技術開発費補助金に限る。）
				石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（石油製品販売業環境保全対策事業費補助金のうち土壌汚染環境保全対策事業費及び石油ガス等利用設備導入促進対策事業費補助金のうち経年埋設内管対策費補助事業費に限る。）
				石油貯蔵施設立地対策等交付金
				エネルギー需給構造高度化対策費　のうち
				非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費（新エネルギー等導入促進基礎調査委託費のうち海外新エネルギー等開発利用調査事業費、石油製品代替製品等品質実態調査委託費及び中小水力開発促進指導事業基礎調査委託費に限る。）
				エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（地域イノベーション創出エネルギー研究開発委託費、上海国際博覧会省エネルギー促進情報提供事業委託費のうち展示物制作費及びエネルギー使用合理化希少金属資源開発推進基盤整備委託費に限る。）

官　報（号外）

		非化石エネルギー等技術開発費補助金(石炭利用技術振興費補助金のうち石炭部分水素化熱分解技術に関する研究事業費、噴流床石炭ガス化発電プラント開発費補助金、燃料電池システム等実証研究費補助金、国際石炭利用技術振興費補助金及び先進超々臨界圧火力発電実用化要素技術開発費補助金に限る。)		
		エネルギー使用合理化技術開発費補助金(エネルギー使用合理化先進的技術開発費補助金及び研究開発型中小企業挑戦支援補助金のうち実用化研究開発事業費に限る。)		
		温暖化対策技術開発費補助金		
		二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(コミュニティ・ファンドを活用した環境保全活動促進事業費及び地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業費に限る。)		
	電源開発促進勘定	(項)　電源立地対策費のうち		
		電源立地等推進対策委託費(核燃料サイクル関係推進調整等委託費のうち地層処分概念理解促進等事業費及び地層処分実規模設備整備等事業費に限る。)		
		原子力施設等防災対策等委託費(原子力発電施設等安全性実証解析等委託費のうち軽水炉燃材料詳細健全性調査事業費、原子力発電施設等核物質防護対策委託費、試験研究炉等廃止措置安全性実証等委託費、高速炉燃料集合体信頼性実証等委託費、燃料等安全高度化対策委託費及び高経年化対策強化基盤整備事業委託費に限る。)		
		二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費(二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうちエコポイント等二酸化炭素削減のための環境行動促進モデル事業費、エコ燃料実用化地域システム実証事業費、風力発電施設に係る適正整備推進事業費及び二酸化炭素排出抑制技術開発委託費に限る。)		
		認証排出削減量等取得委託費		
		非化石エネルギー等導入促進対策費補助金(クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金、天然ガス型エネルギー面的利用導入モデル事業費補助金、石炭火力発電天然ガス化転換補助金、中小水力開発促進指導事業費補助金、中小水力発電開発費補助金、地熱開発促進調査費補助金、地熱発電開発費補助金、エネルギー多消費型設備天然ガス化推進等補助金のうちエネルギー多消費型設備天然ガス化推進補助事業費、新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金のうち地域新エネルギー等導入促進対策事業費及び新エネルギー等事業者支援対策事業費に限る。)		
		エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金(エネルギー使用合理化事業者支援補助金、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金及び国際エネルギー使用合理化等対策事業費補助金に限る。)		
		二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(施設整備事業費、設備整備事業費及び技術開発事業費に限る。)		

		電源立地等推進対策補助金（電源地域振興促進事業費補助金のうち電源地域産業関連施設等整備事業費及び特別電源所在県科学技術振興事業費に限る。） 電源立地地域対策交付金 電源立地等推進対策交付金（広報・安全等対策交付金、交付金事務等交付金、放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金、リサイクル研究開発促進交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、原子力発電施設立地地域共生交付金、核燃料サイクル交付金及び高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金に限る。） 原子力施設等防災対策等交付金 電源利用対策費のうち 使用済核燃料再処理技術確証調査等委託費 原子力発電施設等安全技術対策委託費（リサイクル燃料資源貯蔵技術調査等委託費に限る。） 軽水炉等改良技術確証試験等委託費（軽水炉改良技術確証試験等委託費、大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究委託費、革新的原子力システム技術開発委託費、原子力システム研究開発委託費及び発電用新型炉等技術開発委託費に限る。） 放射性廃棄物処分基準調査等委託費（管理型処分技術調査等委託費、地層処分技術調査等委託費、放射性廃棄物共通技術調査等委託費及び核燃料サイクル関連施設廃棄物処理処分技術開発等委託費に限る。）	厚生労働省	国立高度専門医療センター	（項）政策医療推進費のうち 循環器病研究委託費 精神・神経疾患研究委託費 成育医療研究委託費 国際医療協力研究委託費 長寿医療研究委託費 がん研究助成金 施設整備費 医療技術開発等研究費のうち 医療技術開発等研究費（受託研究経費に限る。） 負荷平準化機器等導入促進事業費補助金 ウラン濃縮技術確立費等補助金 全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発費補助金 原子力発電関連技術開発費等補助金 独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費 事務取扱費のうち 実証試験設備等撤去費（実証試験設備撤去費に限る。）
				労働保険 労災勘定	（項）労働安全衛生対策費のうち 施設施工旅費 情報処理業務庁費（労働基準行政情報システム開発経費に限る。） 施設施工庁費 施設費

官　報　（号　外）

		社会復帰促進等事業費のうち			福祉施設整備費
		施設施工旅費		年金	
		施設施工庁費		児童手当勘定	（項）児童育成事業費のうち
		施設費			児童育成事業費補助金（児童厚生施設等整備費に限る。）
		独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費のうち		業務勘定	（項）施設整備費のうち
		独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金（労災病院施設整備費に限る。）			施設施工旅費
					施設施工庁費
		業務取扱費のうち			施設整備費
		情報処理業務庁費（労災行政情報管理システム開発経費に限る。）			不動産購入費
		施設整備費			社会保険オンラインシステム費のうち
	雇用勘定	（項）職業紹介事業等実施費のうち			社会保険オンラインシステム業務庁費（社会保険オンラインシステムにおけるオープンシステム化経費に限る。）
		情報処理業務庁費（職業安定行政関係システム開発経費に限る。）			年金相談等事業費のうち
		独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費のうち			施設施工旅費
		独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助金（公共職業能力開発施設整備費に限る。）			施設施工庁費
					年金相談施設整備費
		業務取扱費のうち	農林水産省	食料安定供給	
		情報処理業務庁費（職業安定行政関係システム開発経費に限る。）		米管理勘定	（項）米買入費のうち
		施設整備費			米買入費（輸入米買入費に限る。）
	徴収勘定	（項）業務取扱費のうち		麦管理勘定	（項）麦買入費
		情報処理業務庁費（労働保険適用徴収システム開発経費に限る。）		国営土地改良事業勘定	（項）土地改良事業費
					北海道土地改良事業費
	船員保険	（項）福祉事業費のうち			離島土地改良事業費
		施設施工庁費			沖縄土地改良事業費

		土地改良事業工事諸費のうち			河川整備事業費
		超過勤務手当			北海道河川整備事業費
		日額旅費			離島河川整備事業費
		工事雑費			沖縄河川整備事業費
		受託工事費及換地清算金のうち			砂防事業費
		受託工事費			北海道砂防事業費
	国有林野事業	(項) 治山事業費			離島砂防事業費
		北海道治山事業費			沖縄砂防事業費
		離島治山事業費			多目的ダム建設事業費
		沖縄治山事業費			北海道多目的ダム建設事業費
		国有林野森林整備事業費			沖縄多目的ダム建設事業費
		施設整備費			総合流域防災事業費
		治山事業工事諸費のうち			北海道総合流域防災事業費
		日額旅費			離島総合流域防災事業費
		工事雑費			沖縄総合流域防災事業費
		国有林野災害復旧事業費			業務取扱費業務勘定へ繰入
経済産業省	特許	(項) 事務取扱費のうち			受託工事費のうち
		成果重視事業特許事務機械化庁費（共通システム管理経費及び特許事務処理システム開発経費に限る。）			受託工事費
		施設整備費のうち	道路整備勘定	(項)	道路環境改善事業費
		施設整備費			北海道道路環境改善事業費
国土交通省	社会資本整備事業				沖縄道路環境改善事業費
	治水勘定	(項) 都市水環境整備事業費			道路交通安全対策事業費
		北海道都市水環境整備事業費			北海道道路交通安全対策事業費
		離島都市水環境整備事業費			

官　報（号外）

				離島港湾環境整備事業費	
				沖縄港湾環境整備事業費	
				港湾事業費	
				北海道港湾事業費	
				離島港湾事業費	
				沖縄港湾事業費	
				エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	
				埠頭整備等資金貸付金	
				業務取扱費業務勘定へ繰入	
				受託工事費	
			空港整備勘定	（項）空港整備事業費	
				北海道空港整備事業費	
				離島空港整備事業費	
				沖縄空港整備事業費	
				航空路整備事業費	
				航空機騒音対策事業資金貸付金	
				業務取扱費業務勘定へ繰入	
				受託工事費	
			業務勘定	（項）業務取扱費のうち	
				超過勤務手当	
				日額旅費	
				工事雑費	
				営繕宿舎費	
				都市開発資金貸付金	
				離島道路交通安全対策事業費	
				沖縄道路交通安全対策事業費	
				地域連携道路事業費	
				北海道地域連携道路事業費	
				離島地域連携道路事業費	
				沖縄地域連携道路事業費	
				道路交通円滑化事業費	
				北海道道路交通円滑化事業費	
				離島道路交通円滑化事業費	
				沖縄道路交通円滑化事業費	
				道路交通円滑化事業資金貸付金	
				地方道路整備臨時交付金	
				地方道路整備臨時貸付金	
				業務取扱費業務勘定へ繰入	
				附帯工事費のうち	
				附帯工事費	
				道路附属物等復旧費	
				受託工事費のうち	
				受託工事費	
			港湾勘定	（項）港湾環境整備事業費	
				北海道港湾環境整備事業費	

	自動車安全 自動車検査登録勘定	(項) 独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費 自動車検査独立行政法人施設整備費 業務取扱費のうち		自動車事故対策勘定	情報処理業務庁費(次期自動車登録検査業務電子情報処理システム開発経費に限る。) 施設整備費 (項) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費

丁号　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項	限度額(千円)	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
法務省	登記	人事・給与関係業務情報システム開発等	28,666	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		官庁会計システム保守管理	381,427	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		歳入金電子納付システム用電子計算機等借入れ	32,881	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	歳入金電子納付システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	2,662	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス登記事項証明書交付等事業	21,111,235	平成20年度	平成21年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う登記事項証明書交付等事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記情報システム用電子計算機等借入れ	16,591,878	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	登記情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記情報システム用附帯設備借入れ	1,169,158	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	登記情報システム用の附帯設備の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地図情報センターシステム用電子計算機等借入れ	4,256,687	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	地図情報センターシステム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記所地図情報システム用電子計算機等借入れ	2,392,443	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	登記所地図情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		次期登記情報システム電子計算機等借入れ	402,010	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	次期登記情報システム電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		地図証明書発行請求機等借入れ	148,088	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	地図証明書発行請求機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		債権譲渡登記次期システム機器借入れ	828,510	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	債権譲渡登記次期システム機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		債権譲渡登記次期システム運用管理支援業務	199,580	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	債権譲渡登記次期システムの運用管理支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	1,762,828	平成20年度	平成23年度以降11箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	91	平成20年度	平成20年度以降11箇年度以内	平成16年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設整備等事業」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		施設整備	11,268,860	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	仙台第3法務総合庁舎ほか14件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
財務省	地震再保険	人事・給与関係業務情報システム開発等	18	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器借入れ等	8,474	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	国債整理基金	官庁会計システム保守管理	7,150	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	155,992	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	財政投融資					
	財政融資資金勘定	人事・給与関係業務情報システム開発等	1,180	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		官庁会計システム保守管理	19,841	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	3,703,365	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

	投資勘定	人事・給与関係業務情報システム開発等	23	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	65	平成20年度	平成21年度以降4箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	16,402	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	外国為替資金	人事・給与関係業務情報システム開発等	121	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器借入れ等	163,241	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	特定施設整備等	67,006,606	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の整備等には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用特定施設整備等	115,305,517	平成20年度	平成20年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の整備等には、多くの日数を要するものがあるため
		官庁会計システム保守管理	5,483	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	13,240	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	土壌汚染環境保全対策事業費補助	3,266,394	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	社団法人全国石油協会が行う土壌汚染環境保全対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		エネルギー消費統計調査事業	592,525	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	エネルギー消費統計調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		認証排出削減量等取得	71,880,173	平成20年度	平成20年度以降6箇年度以内	京都議定書に基づく認証排出削減量等の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		温暖化対策及び公害対策相乗便益型クリーン開発メカニズムモデル事業費補助	600,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	温暖化対策及び公害対策が一体となったクリーン開発メカニズムモデル事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

官　報（号外）

		官庁会計システム保守管理	35,587	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	2,689	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ	126,901	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	電源開発促進勘定	核燃料サイクル開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	平成20年度	平成21年度まで1箇年度延長	平成18年度及び平成19年度の各年度の特別会計国庫債務負担行為(事項)「核燃料サイクル開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成20年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成21年度までそれぞれ1箇年度延長する必要があるため
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	11,500,287	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	平成20年度	平成21年度まで1箇年度延長	平成18年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成20年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成21年度まで1箇年度延長する必要があるため
		官庁会計システム保守管理	35,034	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	508	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ	205,920	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		地熱発電所熱水有効利用調査設備撤去	171,755	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	地熱発電所熱水有効利用調査設備の撤去には、多くの日数を要するものがあるため
厚生労働省	国立高度専門医療センター	事務機器借入れ	42,936	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム保守管理	224,909	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	397	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		民間資金等活用公務員宿舎維持管理運営	5,396,760	平成20年度	平成21年度以降29箇年度以内	民間資金等を活用した公務員宿舎の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		施設整備	3,770,138	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	国立国際医療センター及び国立精神・神経センターの施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		特別施設整備	7,500,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	国立精神・神経センターの特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため
	労働保険					
	労災勘定	事務機器借入れ等	1,970,219	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		労働基準行政情報システム管理等業務	4,439,878	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	労働基準行政情報システムの管理等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		雇用均等行政情報システム用電子計算機借入れ等	191,569	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	雇用均等行政情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム保守管理	252,719	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	19,260	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働局総務情報システム利用	103,966	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	労働局総務情報システムの利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労災行政情報管理システム管理等業務	5,380,287	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	労災行政情報管理システムの管理等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		上石神井庁舎借入れ	423,608	平成20年度	平成21年度以降4箇年度以内	上石神井庁舎の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	628,462	平成20年度	平成22年度以降13箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		施設整備	1,106,694	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	滋賀労働総合庁舎及び笠岡労働総合庁舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため
	雇用勘定	求人情報自己検索システム借入れ等	828,565	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	求人情報自己検索システムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		職業安定行政関係システム用電子計算機借入れ等	34,496,673	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	職業安定行政関係システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官　報（号外）

		競争導入公共サービス就職支援業務	101,787	平成20年度	平成21年度	競争を導入した公共サービスとして行う就職支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地域雇用創造推進事業	10,527,940	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	地域雇用創造推進事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		職業能力形成システム開発等	278,822	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	職業能力形成システムの開発等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		携帯電話ポータルサイト開発等	224,427	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	携帯電話ポータルサイトの開発等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助	1,492,467	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	独立行政法人雇用・能力開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		雇用均等行政情報システム用電子計算機借入れ等	191,569	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	雇用均等行政情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		官庁会計システム保守管理	252,717	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	24,800	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	2,495,822	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		労働局総務情報システム利用	103,966	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	労働局総務情報システムの利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		上石神井庁舎借入れ	423,608	平成20年度	平成21年度以降4箇年度以内	上石神井庁舎の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	785,090	平成20年度	平成22年度以降13箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		ハローワーク・コールセンター運営事業	2,134,662	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	ハローワーク・コールセンター運営事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス職業紹介事業	595,518	平成20年度	平成21年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う職業紹介事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	1,998,368	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	滋賀労働総合庁舎ほか3件の建設には、多くの日数を要するものがあるため

	徴収勘定	官庁会計システム保守管理	252,717	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	270,029	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		仕様の変更に伴う労働保険適用徴収システム開発等に係る限度額の増額	3,831,293	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	平成18年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「労働保険適用徴収システム開発等」に基づいて実行した労働保険適用徴収システムの開発等に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		労働保険適用徴収システム利用	7,213,472	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	労働保険適用徴収システムの利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働保険適用徴収システム管理業務	425,536	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	労働保険適用徴収システムの管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働保険適用徴収システム用電子計算機等借入れ	7,212,856	平成20年度	平成21年度以降4箇年度以内	労働保険適用徴収システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		民間資金等活用官庁施設維持管理運営	304,638	平成20年度	平成22年度以降13箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
	船員保険	国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	1,941	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		船員保険システム開発等	2,700,389	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	船員保険制度の見直しによる保険給付等ののためのシステム開発等には、多くの日数を要するため
	年金					
	児童手当勘定	国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	41	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	官庁会計システム保守管理	78,459	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	43,143	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	277,820	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		日本年金機構内部管理業務システム開発等	2,192,871	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	日本年金機構の内部管理業務のためのシステム開発等には、多くの日数を要するため

官報（号外）

		文書保管等業務	196,070	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	文書保管等業務の実施には、複数年度にわたる委託契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	4,544,202	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		社会保険オンラインシステムオープンシステム化開発等	26,968,869	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムの一部をオープンシステム化するための開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		社会保険オンラインシステムソフトウェア等利用	6,861,843	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	社会保険オンラインシステムのソフトウェア等の利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険業務民間開放事業	8,619,338	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	社会保険業務民間開放事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
農林水産省	食料安定供給					
	米管理勘定	輸入米買入れ	43,000,000	平成20年度	平成21年度	外国からの米の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	麦管理勘定	輸入食糧麦買入れ	117,600,000	平成20年度	平成21年度	外国からの食糧麦の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
		輸入飼料買入れ	40,900,000	平成20年度	平成21年度	外国からの飼料の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	業務勘定	官庁会計システム保守管理	622,154	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	650,657	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	国営土地改良事業勘定	かんがい排水事業				
		鳴瀬川(一期)農業水利事業	576,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	鳴瀬川(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		隈戸川農業水利事業	1,410,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	隈戸川農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		鳴瀬川(二期)農業水利事業	137,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	鳴瀬川(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		尾鈴農業水利事業	7,940,000	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	尾鈴農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		西諸(一期)農業水利事業	7,300,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	西諸(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため

		曽於北部（一期）農業水利事業	1,030,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	曽於北部（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道かんがい排水事業				
		樺戸（二期）農業水利事業	4,513,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	樺戸（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		篠津中央二期農業水利事業	4,185,000	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	篠津中央二期農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		空知中央用水農業水利事業	1,598,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	空知中央用水農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		美蔓農業水利事業	3,300,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	美蔓農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		離島かんがい排水事業				
		佐渡（一期）農業水利事業	274,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	佐渡（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		受　託　工　事				
		樺戸（二期）農業水利事業	1,047,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	樺戸（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		篠津中央二期農業水利事業	115,000	平成20年度	平成21年度以降3箇年度以内	篠津中央二期農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
	農業共済再保険					
	業務勘定	官庁会計システム保守管理	14,255	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	2,781	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	森林保険	官庁会計システム保守管理	7,114	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国有林野事業	官庁会計システム保守管理	462,774	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子入札・開札システム用電子計算機借入れ	68,979	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	電子入札・開札システム用の電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		事務機器借入れ	17,418	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		施設整備	1,600,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	東北森林管理局及び中部森林管理局の庁舎の耐震改修工事には、多くの日数を要するため
	漁船再保険及び漁業共済保険					
	業務勘定	官庁会計システム保守管理	14,255	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
経済産業省	貿易再保険	官庁会計システム保守管理	14,222	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ	28,344	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	特許	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機等借入れ	119,637	平成20年度	平成21年度以降3箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		官庁会計システム保守管理	80,840	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		歳入金電子納付システム用電子計算機等借入れ	8,944	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	歳入金電子納付システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	150	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子入札・開札システム用電子計算機等借入れ	8,160	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	電子入札・開札システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務機器等借入れ	8,468	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		工業所有権研究推進事業	264,493	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	工業所有権研究推進事業には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		ＬＡＮケーブル敷設及び撤去	873,494	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	ＬＡＮケーブルの敷設及び撤去には、多くの日数を要するため
		共通システム管理	638,810	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	共通システムの管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		特許事務処理システム開発	12,123,154	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	特許事務処理システムの開発には、多くの日数を要するため
		電子計算機等借入れ	46,184,099	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
国土交通省	社会資本整備事業					
	治水勘定	総合水系環境整備事業	1,625,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	馬淵川水系ほか7水系の総合水系環境整備事業には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用河川関連施設整備等事業	2,351,700	平成20年度	平成21年度以降16箇年度以内	民間資金等を活用した佐原広域交流拠点の整備等には、多くの日数を要するため
		河川都市基盤整備事業	3,160,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	荒川ほか2河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道総合水系環境整備事業	714,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	石狩川水系の総合水系環境整備事業には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修事業	42,346,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	阿武隈川ほか58河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに利根川ほか4河川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		河川維持修繕	3,335,500	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	最上川ほか9河川の維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		堰堤維持	2,636,800	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	最上川白川ダムほか3ダムのダム管理用制御装置の製作及び利根川藤原ダムほか8ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業	4,243,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	木曽川横山ダム再開発事業ほか4ダムの建設工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		流況調整河川事業	200,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	利根川那珂川霞ケ浦導水路の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川激甚災害対策特別緊急事業	18,167,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	円山川ほか2河川の激甚災害対策特別緊急工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		堰堤改良事業	10,550,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	利根川川俣ダム及び天竜川小渋ダムの改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		床上浸水対策特別緊急事業	2,120,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	狩野川ほか2河川の床上浸水対策特別緊急工事及びこれらに附帯する工事並びに宮川の床上浸水対策特別緊急事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号　外）

		河川事業調査	146,600	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	河川事業調査には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修費補助	1,280,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		河川総合開発事業費補助	1,967,710	平成20年度	平成21年度以降4箇年度以内	河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		都市河川改修費補助	2,885,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		床上浸水対策特別緊急事業費補助	512,500	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	床上浸水対策特別緊急事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道河川改修事業	4,678,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	石狩川の改修工事及びこれに附帯する工事並びに改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道堰堤維持	360,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	石狩川大雪ダムのダム管理用制御装置の製作には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道河川総合開発事業	1,708,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	石狩川夕張シューパロダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄河川改修費補助	990,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		砂防事業	9,737,100	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	最上川水系ほか16水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		地すべり対策事業	2,484,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	手取川甚之助谷地区ほか3地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		地すべり対策事業費補助	260,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	地すべり対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道砂防事業	245,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	石狩川水系及び十勝川水系の砂防工事には、多くの日数を要するものがあるため

			多目的ダム建設事業			
			紀の川大滝ダム建設工事	12,972,000	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	紀の川大滝ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
			利根川八ッ場ダム建設工事	10,519,020	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	利根川八ッ場ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			渡川中筋川総合開発建設工事	30,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	渡川中筋川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			最上川長井ダム建設工事	2,150,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	最上川長井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			利根川湯西川ダム建設工事	48,390,000	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	利根川湯西川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			米代川森吉山ダム建設工事	4,850,000	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	米代川森吉山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			木曾川新丸山ダム建設工事	30,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	木曾川新丸山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			斐伊川志津見ダム建設工事	581,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	斐伊川志津見ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			紀の川紀の川大堰建設工事	6,790,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	紀の川紀の川大堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			大分川大分川ダム建設工事	480,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	大分川大分川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			北上川胆沢ダム建設工事	29,925,000	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	北上川胆沢ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			嘉瀬川嘉瀬川ダム建設工事	17,843,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	嘉瀬川嘉瀬川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			淀川大戸川ダム建設工事	926,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	淀川大戸川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			岩木川津軽ダム建設工事	20,040,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	岩木川津軽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
			千代川殿ダム建設工事	1,797,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	千代川殿ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため

官　報　（号　外）

		斐伊川尾原ダム建設工事	11,253,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	斐伊川尾原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		庄川利賀ダム建設工事	4,400,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	庄川利賀ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		雄物川成瀬ダム建設工事	1,650,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	雄物川成瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		豊川設楽ダム建設工事	3,090,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	豊川設楽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		鳴瀬川鳴瀬川総合開発実施計画調査	30,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	鳴瀬川鳴瀬川総合開発の実施計画調査には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道多目的ダム建設事業				
		留萌川留萌ダム建設工事	167,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	留萌川留萌ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		天塩川サンルダム建設工事	1,050,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	天塩川サンルダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄多目的ダム建設事業				
		沖縄東部河川総合開発建設工事	11,314,000	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	沖縄東部河川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄北西部河川総合開発建設工事	160,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	沖縄北西部河川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修受託工事	8,031,400	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	仙台市等からの委託に係る皿屋敷橋橋梁ほか21箇所の橋梁等の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業受託工事	6,081,925	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	中部電力株式会社等からの委託に係る木曽川横山ダム再開発事業ほか11ダムの選択取水設備工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		砂防事業受託工事	100,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	群馬県からの委託に係る烏川流域砂防施設群の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
	道路整備勘定	沿道環境改善事業	35,560,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	一般国道神奈川1号原宿道路沿道環境改善ほか21箇所の沿道環境改善工事及び一般国道愛知1号ほか4箇所の沿道環境改善事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

			電線共同溝整備事業	36,650,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	一般国道静岡1号電線共同溝ほか59箇所の電線共同溝工事には、多くの日数を要するものがあるため
			電線共同溝整備事業費補助	218,500	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	電線共同溝整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			沿道環境改善事業費補助	330,500	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	沿道環境改善事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			道路修繕事業	10,010,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	一般国道島根9号修繕ほか26箇所の修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
			交通連携推進事業	8,040,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	一般国道新潟8号早川橋（その2）ほか7箇所の交通連携推進工事並びに一般国道新潟7号及び新潟8号の交通連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
			交通安全施設等整備事業	2,133,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	一般国道広島2号本郷大橋歩道ほか8箇所の交通安全施設等整備工事並びに一般国道岩手4号及び福島49号の交通安全施設等整備事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
			交通事故重点対策事業	1,890,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	一般国道岡山2号妹尾西交差点改良ほか5箇所の交通事故重点対策工事及び一般国道栃木4号ほか3箇所の交通事故重点対策事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
			安全市街地整備道路事業費補助	1,900,000	平成20年度	平成21年度以降4箇年度以内	安全市街地整備道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			交通連携推進事業費補助	2,447,500	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	交通連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			交通安全施設等整備事業費補助	972,000	平成20年度	平成21年度以降4箇年度以内	交通安全施設等整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
			地域連携推進事業	442,718,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	高速自動車国道岩手東北横断自動車道釜石秋田線小友川橋ほか57箇所及び一般国道静岡1号浜名大橋（その2）ほか170箇所の地域連携推進工事並びに高速自動車国道山形東北中央自動車道相馬尾花沢線ほか3箇所及び一般国道静岡1号ほか39箇所の地域連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		道路調査	30,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	道路調査には、多くの日数を要するものがあるため
		地域連携推進事業費補助	18,257,500	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道地域連携推進事業	22,380,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線カルシナイ川橋ほか4箇所、一般国道229号尾根内大橋ほか12箇所並びに道道美唄富良野線奥幌子橋及び美唄富良野線幌子橋の地域連携推進工事並びに高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内端野線及び一般国道235号の地域連携推進事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道地域連携推進事業費補助	3,047,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		離島地域連携推進事業費補助	143,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄地域連携推進事業	5,860,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	一般国道58号佐手橋ほか4箇所の地域連携推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄地域連携推進事業費補助	4,923,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		交通円滑化事業	299,707,000	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号塚原高架橋ほか110箇所の交通円滑化工事及び一般国道静岡1号ほか28箇所の交通円滑化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		交通円滑化事業費補助	3,793,500	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	交通円滑化事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄交通円滑化事業	7,200,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	一般国道58号恩納南バイパス高架橋（その3）及び58号那覇西高架橋の交通円滑化工事並びに一般国道329号の交通円滑化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため

		道路改築附帯工事	17,536,160	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	公益事業者の負担に係る一般国道愛知1号共同溝ほか62箇所の共同溝附帯工事等及び河川管理者等の負担に係る一般国道愛知1号矢作橋ほか16箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		道路改築受託工事	27,408,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	首都高速道路株式会社等からの委託に係る一般国道東京246号三軒茶屋道路ほか19箇所の道路改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
	港湾勘定	廃棄物処理施設整備事業費補助	694,320	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		港湾改修事業	30,158,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	伏木富山港ほか16港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		港湾改修事業費補助	1,860,500	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		離島港湾改修事業費補助	540,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄港湾改修事業	9,059,000	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	那覇港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄港湾改修事業費補助	653,040	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事				
		直江津港整備工事	500,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	直江津港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		福山港整備工事	2,600,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	福山港における鉄鋼港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		港湾整備関係受託工事	152,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	堺市等からの委託に係る堺泉北港の臨港交通施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	空港整備勘定	大型化学消防車購入	613,463	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	大型化学消防車の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため

官　報（号外）

		人事・給与関係業務情報システム開発等	21,254	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		官庁会計システム保守管理	188,549	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	12,512	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	585,327	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		空港整備	15,855,476	平成20年度	平成20年度以降3箇年度以内	福岡空港ほか2空港並びに百里飛行場及び美保飛行場の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		空港整備に係る契約の一部変更	—	平成20年度	平成22年度まで2箇年度及び1箇年度延長	平成16年度及び平成19年度の各年度の特別会計国庫債務負担行為(事項)「空港整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成20年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成22年度まで、平成16年度に係るものについては2箇年度、平成19年度に係るものについては1箇年度それぞれ延長する必要があるため
		北海道空港整備	247,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	稚内空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		航空路整備	3,109,000	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	システム開発評価・危機管理センターの管制情報処理システム及び施設並びに常陸太田航空衛星センター及び神戸航空衛星センターにおける航空衛星システムの整備には、多くの日数を要するものがあるため
		金利の変動に伴う民間資金等活用航空路整備等事業に係る限度額の増額	439,637	平成20年度	平成20年度以降15箇年度以内	平成17年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用航空路整備等事業」に基づいて実行した航空保安大学校の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、金利の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム開発等	54,207	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		官庁会計システム保守管理	1,450,586	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	93,094	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	19,423	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		現場事務所等営繕	4,493,878	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	現場事務所等の営繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
	自動車安全					
	自動車検査登録勘定	自動車検査独立行政法人施設整備費補助	881,727	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	自動車検査独立行政法人が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	5,681	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		官庁会計システム保守管理	177,733	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	官庁会計システムの保守管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		歳入金電子納付システム用電子計算機等借入れ	97,767	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	歳入金電子納付システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国有財産総合情報管理システム用電子計算機借入れ等	10,632	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	国有財産総合情報管理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	93,703	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	65,740	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	45,360	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム用電子計算機借入れ等	94,437	平成20年度	平成20年度以降5箇年度以内	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		自動車登録検査業務電子情報処理システム利用	1,195,943	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	自動車登録検査業務電子情報処理システムの利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		次期自動車登録検査業務電子情報処理システム開発等	7,464,210	平成20年度	平成20年度以降4箇年度以内	次期自動車登録検査業務電子情報処理システムの開発等には、多くの日数を要するため
		施設整備	921,467	平成20年度	平成20年度及び平成21年度	近畿運輸局大阪運輸支局庁舎の建設には、多くの日数を要するため

平成二十年度特別会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等二十一特別会計に関するもので、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成十八年法律第四七号）及び「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二三号）を踏まえ、特別会計を統廃合するとともに、積立金及び剰余金等を財政健全化に活用することとしている。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、三百六十八兆四千四百七十六億五千二百万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、百七十八兆三千三百九十四億二千九百万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 交付税及び譲与税配付金勘定	五〇、九四〇、四〇二	五〇、七七三、六〇二
(2) 交通安全対策特別交付金勘定	八一、六〇〇	七五、四九七

交付税及び譲与税配付金勘定においては、主な歳入については、一般会計から十五兆六千百三十六億九百万円を受け入れるほか、財政融資資金及び民間から三十三兆六千百七十二億九千五百万円を借り入れ、主な歳出については、地方交付税交付金として十五兆四千六十億八千二百万円、国債整理基金特別会計への繰入として三十四兆千八百八十三億九千五百万円を計上している。

2　国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
	二〇一、八九八、八五〇	一八一、八九八、八五〇

平成二十年度においては、一般会計から二十兆千六百三十二億三千万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から六十八兆六千三百十二億八千七百万円をそれぞれ受け入れるほか、租税二千六十五億円、公債金九十二兆五千四百二十億円、前年度剰余金として「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二三号）第四十七条の規定により平成十九年度において発行予定の公債に係る公債金収入二十兆円及び運用収入等三千五百五十八億三千三百万円をそれぞれ受け入れることとしている。

3　財政投融資特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定	四二、二六四、二一〇	四〇、二八四、二七四
(2) 投資勘定	一五五、八九二	一五五、八九二

財政投融資特別会計は、平成二十年度より産業投資特別会計産業投資勘定を財政融資資金特別会計へ移管し、設けられたものである。

財政融資資金勘定においては、郵貯・年金の預託払戻しの終了等による金利リスクの減少を踏まえ、金利変動準備金の準備率を引き下げ、「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二三号）第五十八条第三項の規定により、積立金のうち九兆八千億円を国債整理基金特別会計に繰り入れ、国債残高を圧縮することとし、投資勘定においては、歳入として、国際協力銀行の納付金、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の配当金、公営企業金融公庫の解散に伴う出資回収金並びに償還金収入等を見込むほか、前年度剰余金として八百八十六億七千三百万円を受け入れることとしている。歳出として、地域の企業立地・企業再生、環境分野等への投資、資源の安定供給確保、技術開発等の推進を図ることとし、千四十億円の産業投資支出を行うこととしている。

また、平成二十年度においては、財政融資資金勘定の負担において発行する公債の限度額を八兆四千億円、一時借入金等の限度額を十五兆円とし、投資勘定から一般会計への繰入金として、五百十六億円を計上している。

4　外国為替資金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
	四、一四五、二七〇	一、六二一、八六五

平成二十年度においては、外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることのできる限度額を、平成十九年度の実績見込等を勘案して百四十兆円としている。

また、財政健全化へ貢献する観点から、「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二三号）第八条第二項の規定により、平成十九年度において生ずる決算上の剰余のうち一兆八千億円を平成二十年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

5　エネルギー対策特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) エネルギー需給勘定	二、二〇六、六〇一	二、二〇六、六〇一
(2) 電源開発促進勘定	三七一、四六九	三七一、四六九

6　労働保険特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 労災勘定	一、四四七、〇九七	一、一三二、〇五二
(2) 雇用勘定	二、六七八、〇六九	二、一八五、三六四
(3) 徴収勘定	三、六五七、〇八一	三、六五七、〇八一

労災勘定においては、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部として、一般会計から四億五千七百万円を受け入れることとしている。

雇用勘定においては、求職者給付及び雇用継続給付並びにその事務の執行に要する費用に充てるため、一般会計から千六百十一億八千九百万円を受け入れることとしている。

7　年金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 基礎年金勘定	一九、六九二、八二三	一九、六九二、八二三
(2) 国民年金勘定	五、九四七、〇〇四	五、九四七、〇〇四
(3) 厚生年金勘定	三七、六三六、八四二	三七、六三六、八四二
(4) 福祉年金勘定	一八、二四五	一八、二四五
(5) 健康勘定	八、九七九、〇八八	八、九七九、〇八八
(6) 児童手当勘定	四八七、五二九	四八七、五二九
(7) 業務勘定	四九一、九四〇	四九一、九四〇

年金特別会計においては、「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成十八年法律第八三号）により平成二十年十月に政府管掌健康保険が全国健康保険協会管掌健康保険に移行することから、健康勘定において、平成二十年十月より全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の保険料等に関する経理を行うこととしている。

また、当分の間の措置として、高齢者医療制度の基盤安定化等を図るため、特別保健福祉事業資金の運用利益金を財源として実施する特別保健福祉事業に関する経理を行うこととしている。

基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、公的年金制度の各保険者の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入れ所要額等を計上し、歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として各保険者からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

福祉年金勘定においては、歳出では、福祉年金の受給者数の減等により見込んだ所要額、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平成十六年法律第一六六号）に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を計上し、歳入では、国庫負担金については、百八十一億八千八百万円を一般会計から受け入れることとしている。

健康勘定においては、歳出では、所要の医療給付費等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫補助金等については、被用者保険による政府管掌健康保険に対する支援措置及びこれを前提とした政府管掌健康保険に対する国庫補助の見直し等を行うこととし、四千二百十二億七千三百万円を一般会計から受け入れることとしている。

児童手当勘定においては、歳出では、児童手当について、小学校修了前（十二歳に到達後最初の年度末）までの児童を対象として支給することとしている。また、放課後子どもプラン及び地域子育て支援拠点事業の拡充のほか、家庭的保育事業（保育ママ）等の拡充を行い、仕事と家庭の両立支援を充実するなど、児童育成事業の推進を図ることとしている。歳入では、事業主拠出金等による収入を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、二千五百六十三億九千二百万円を受け入れることとしている。

業務勘定においては、業務の取扱い等に必要な経費等のほか、年金記録問題対策の実施に必要な経費として二百九十八億三千四百万円を計上している。

8　食料安定供給特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 農業経営基盤強化勘定	二一、八〇二	二一、八〇二
(2) 農業経営安定勘定	二一〇、四六六	二一〇、四六六
(3) 米管理勘定	八五九、六二三	八五九、六二三
(4) 麦管理勘定	六八八、〇七一	六八八、〇七一
(5) 業務勘定	二一、一八七	二一、一八七

(6)　調整勘定　一、五九六、七四一　一、五八二、三三三

(7)　国営土地改良事業勘定　一〇六、一五三　一〇六、一五三

食料安定供給特別会計においては、国営土地改良事業特別会計が平成二十年度より一般会計に統合されることに伴い、平成十年度以前に事業費の一部について借入金をもって財源とすることで新規着工した地区のうち平成十九年度末までに工事が完了しない地区（未完了借入事業）について、当該事業が完了するまでの間、借入金をもってその財源とすることができるよう、平成二十年度から未完了借入事業の工事の全部が完了する年度までの間の経過措置として国営土地改良事業勘定を設けることとしている。

農業経営基盤強化勘定においては、自作農創設のため政府が行う農地等の買収、売渡し等及び農地保有合理化事業等に必要な経費を計上している。

農業経営安定勘定においては、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」（平成十八年法律第八八号）の規定に基づく交付金の交付のために必要な経費を計上している。

米管理勘定においては、国内米の備蓄に伴う買入れ及び売渡し、輸入米の買入れ及び売渡し等に必要な経費を計上している。また、買入及び売渡価格は最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上している。さらに、米の価格下落等の影響を緩和するための当面の措置（稲作構造改革促進交付金）に必要な経費等を計上することとしている。

国営土地改良事業勘定においては、かんがい排水事業六十地区等の工事をそれぞれ施行するために必要な経費等を計上している。なお、国営土地改良事業勘定においては、財政融資資金の借入れ百八十億円を予定している。

9　社会資本整備事業特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1)　治水勘定	一、〇八二、七三九	一、〇八二、七三九
(2)　道路整備勘定	三、六一〇、〇九六	三、六一〇、〇九六
(3)　港湾勘定	三二四、一七六	三二四、一七六
(4)　空港整備勘定	五四二、八四四	五四二、八四四
(5)　業務勘定	二三二、七四六	二三二、七四六

社会資本整備事業特別会計は、都市開発資金融通特別会計、治水特別会計、道路整備特別会計、港湾整備特別会計及び空港整備特別会計を統合し、治水事業、道路整備事業、港湾整備事業、空港整備事業及び都市開発資金の貸付け並びに社会資本整備関係事業等の経理を明確にすることを目的に設けられたものである。設置に際しては、従来の七勘定を五勘定とし、旧都市開発資金融通特別会計に係る業務のほか、人件費、事務費、各勘定に共通する横断的な調査費等を新たに設ける業務勘定に一括して計上している。

道路整備勘定においては、歳入では、揮発油税収入の四分の一相当額、揮発油税等財源の一般会計からの受入れ、国債整理基金特別会計からの受入れのほか、直轄事業に係る地方公共団体の負担金等を受け入れることとしている。歳出では、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社に対する無利子貸付けに要する資金等に対する出資金を七百六十九億四千百万円、地方道路整備臨時交付金を六千八百二十五億円のほか、所要の経費を計上している。

以上のほか、登記、地震再保険、特定国有財産整備、国立高度専門医療センター、船員保険、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十年二月二十九日

予算委員長　逢沢　一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

平成二十年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

平成二十年一月十八日

内閣総理大臣　福田　康夫

平成20年度政府関係機関予算

予算総則

（収入支出予算）

第1条　次に掲げる各政府関係機関の平成20年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

国民生活金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
公営企業金融公庫
沖縄振興開発金融公庫
日本政策投資銀行
国際協力銀行
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

2　前項に規定する独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門とは、「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成18年法律第100号）による改正後の「独立行政法人国際協力機構法」第13条第1項第2号に規定する業務並びに同項第8号及び第9号並びに同条第3項に規定する業務のうち有償資金協力に係るものに関する部門をいう。

（借入金等の限度額）

第2条　次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号、「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額並びに株式会社の「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は社債の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、（1）「株式会社日本政策金融公庫法」の規定により国民生活金融公庫が解散し、その業務が株式会社日本政策金融公庫に承継されたときにおいて、右欄に定める国民生活金融公庫の借入金又は債券の限度額（第6項の規定により増額された場合には、当該増額された後の金額）のうち借り入れ又は発行するに至っていない金額がある場合には、この金額を右欄に定める株式会社日本政策金融公庫国民一般向け業務の借入金又は社債の限度額に加えるものとし、（2）「株式会社日本政策金融公庫法」の規定により農林漁業金融公庫が解散し、その業務が株式会社日本政策金融公庫に承継されたときにおいて、右欄に定める農林漁業金融公庫の借入金又は債券の限度額（第6項の規定により増額された場合には、当該増額された後の金額）のうち借り入れ又は発行するに至っていない金額がある場合には、この金額を右欄に定める株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務の借入金の限度額に加え又は社債の限度額とするものとし、（3）「株式会社日本政策金融公庫法」の規定により中小企業金融公庫が解散し、その業務が株式会社日本政策金融公庫に承継されたときにおいて、右欄に定める中小企業金融公庫の借入金又は債券の限度額（第6項の規定により増額された場合には、当該増額された後の金額）のうち借り入れ又は発行するに至っていない金額がある場合には、この金額を右欄に定める株式会社日本政策金融公庫中小企業者向け業務の借入金又は社債の限度額に加えるものとする。

公庫又は株式会社	限度	額
国民生活金融公庫	借入金	950,000,000千円
	国民生活債券	60,000,000
農林漁業金融公庫	借入金	99,897,000
	農林漁業金融公庫債券	10,000,000
中小企業金融公庫	借入金	494,000,000
	中小企業債券	110,000,000
公営企業金融公庫	公営企業債券	650,000,000
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金	77,978,000
	政府以外の者からの借入金	2,000,000
	沖縄振興開発金融公庫債券	20,000,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券	135,000
株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務　借入金	970,000,000
	社債	75,000,000
	農林水産業者向け業務　借入金	87,845,000
	中小企業者向け業務　借入金	404,600,000
	社債	60,000,000
	危機対応円滑化業務　借入金	66,000,000

2　前項に規定する株式会社日本政策金融公庫国民一般向け業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号イに規定する業務をいう。

3　第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ロに規定する業務をいう。

4　第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫中小企業者向け業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ハに規定する業務をいう。

5　第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫危機対応円滑化業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第11条第2項及び第3項に規定する業務をいう。

6　財務大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第1項に掲げる各公庫又は株式会社において事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金、債券及び社債のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額（株式会社日本政策金融公庫にあっては、（1）国民生活金融公庫の借入金及び債券のそれぞれの限度額がこの項の規定により増額されなかったときは、当該限度額の100分の50に相当する金額を株式会社日本政策金融公庫国民一般向け業務の借入金及び社債のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額に加算した金額とし、国民生活金融公庫の借入金及び債券のそれぞれの限度額がこの項の規定により増額されたときは、当該限度額の100分の50に相当する金額から当該増額された金額を控除した金額を株式会社日本政策金融公庫国民一般向け業務の借入金及び

社債のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額に加算した金額とし、（2）農林漁業金融公庫の借入金及び債券のそれぞれの限度額がこの項の規定により増額されなかったときは、当該限度額の100分の50に相当する金額を株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務の借入金及び社債のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額に加算した金額とし、農林漁業金融公庫の借入金及び債券のそれぞれの限度額がこの項の規定により増額されたときは、当該限度額の100分の50に相当する金額から当該増額された金額を控除した金額を株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務の借入金及び社債のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額に加算した金額とし、（3）中小企業金融公庫の借入金及び債券のそれぞれの限度額がこの項の規定により増額されなかったときは、当該限度額の100分の50に相当する金額を株式会社日本政策金融公庫中小企業者向け業務の借入金及び社債のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額に加算した金額とし、中小企業金融公庫の借入金及び債券のそれぞれの限度額がこの項の規定により増額されたときは、当該限度額の100分の50に相当する金額から当該増額された金額を控除した金額を株式会社日本政策金融公庫中小企業者向け業務の借入金及び社債のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額に加算した金額とする。）の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

7　第1項に規定する国民生活債券、農林漁業金融公庫債券、中小企業債券、公営企業債券、沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

（保険契約等の限度額）

第3条　次の表の左欄に掲げる公庫又は株式会社の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、平成20年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、「株式会社日本政策金融公庫法」の規定により中小企業金融公庫が解散し、その業務が株式会社日本政策金融公庫に承継されたときにおいて、右欄に定める中小企業金融公庫の保険価額の総額又は貸付金の総額のうち保険又は貸付けを行うに至っていない金額がある場合には、これらの金額をそれぞれ右欄に定める株式会社日本政策金融公庫の保険価額の総額又は貸付金の総額に加えるものとする。

公庫又は株式会社	根拠規定	限度額
中小企業金融公庫	「中小企業金融公庫法」第19条	保証金額の総額　54,500,000千円 保険価額の総額　9,133,000,000 貸付金の総額　133,400,000
	「中小企業金融公庫法」第25条の4第2項	受益権の譲渡により調達する資金の総額 保険価額の総額　91,100,000
	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第6条	保険価額の総額　43,000,000
株式会社日本政策金融公庫	「株式会社日本政策金融公庫法」第31条	受益権及び貸付債権等の譲渡により調達する資金の総額 中小企業者向け業務　43,700,000 貸付金の総額　122,300,000 「株式会社日本政策金融公庫法」別表第2第1号、第2号及び第5号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額 農林水産業者向け業務　6,400,000 中小企業者向け業務　50,000,000 保証金額の総額　67,000,000 保険価額の総額　9,246,000,000 補てんの額の総額　84,624,000
	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第6条	保険価額の総額　43,000,000

（収入支出予算の弾力条項）

第4条　次の表の左欄に掲げる各政府関係機関において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第1号にあっては同号に掲げる増額）するときは、財務大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第1号にあっては予算額を超えて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

政府関係機関	要件	経費
1　第1条に掲げる各公庫、株式会社日本政策金融公庫（信用保険等業務及び国際協力銀行業務を除く。）	第2条第6項及び第7項の規定による借入金の借入れ及び債券又は社債の発行の増額	借入金及び債券又は社債の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費

2　日本政策投資銀行、国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫（国際協力銀行業務に限る。）又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

2　前項に規定する株式会社日本政策金融公庫信用保険等業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第41条第５号に規定する業務をいう。

3　第１項に規定する株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第41条第６号に規定する業務をいう。

4　次の表の左欄に掲げる公庫又は株式会社において、中欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができる。

公庫又は株式会社	保険金	限度額
1　中小企業金融公庫	「中小企業信用保険法」及び「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく保険金	「中小企業金融公庫法」第23条の３第２項の規定による中小企業信用保険準備基金の金額と同条第３項の規定による融資基金の金額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額
	「中小企業金融公庫法」に基づく保険金	「中小企業金融公庫法」附則第８項の規定による機械保険経過業務運営基金の金額と同法附則第13項の規定による積立金の金額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額
	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第９条第１項の規定による破綻金融機関等関連特別保険等準備基金の金額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額
2　株式会社日本政策金融公庫（信用保険等業務に限る。）	「中小企業信用保険法」、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」、「株式会社日本政策金融公庫法」及び「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金	信用保険等業務に整理された勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額

（流用の制限）

第５条　日本政策投資銀行、国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本政策投資銀行法」第36条第１項、「国際協力銀行法」第38条第１項、「株式会社日本政策金融公庫法」第38条第１項又は「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成18年法律第100号）による改正後の「独立行政法人国際協力機構法」第26条第１項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（１）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（２）　交際費に要する経費

（俸給予算等の制限）

第６条　第１条に掲げる政府関係機関（独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。）は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

2　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、支出予算の範囲内であっても、役職員の給与をこの予算において予定した給与の基準を超えてみだりに支給してはならない。

（補　　則）

第７条　第１条に掲げる政府関係機関が平成20年度において発行する債券又は社債で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額は、外貨による額面総額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成19年10月22日から同年11月19日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額とする。

2　「株式会社日本政策金融公庫法」の規定により国民生活金融公庫が解散し、その業務が株式会社日本政策金融公庫に承継されたときにおいて、国民生活金融公庫の支出予算額のうち支出するに至っていない金額がある場合には、財務大臣の承認を受けて、当該金額の範囲内において株式会社日本政策金融公庫国民一般向け業務の予算額を増額することができる。

3　「株式会社日本政策金融公庫法」の規定により農林漁業金融公庫が解散し、その業務が株式会社日本政策金融公庫に承継されたときにおいて、農林漁業金融公庫の支出予算額のうち支出するに至っていない金額がある場合には、財務大臣の承認を受けて、当該金額の範囲内において株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務の予算額を増額することができる。

4　「株式会社日本政策金融公庫法」の規定により中小企業金融公庫が解散し、その業務が株式会社日本政策金融公庫に承継されたときにおいて、中小企業金融公庫の支出予算額のうち支出するに至っていない金額がある場合には、財務大臣の承認を受けて、当該金額の範囲内において株式会社日本政策金融公庫中小企業者向け業務又は株式会社日本政策金融公庫信用保険等業務の予算額を増額することができる。

5　「株式会社日本政策金融公庫法」の規定により国際協力銀行が解散し、同法による廃止前の「国際協力銀行法」第23条に規定する業務が株式会社日本政策金融公庫に承継されたときにおいて、国際協力銀行の支出予算額のうち支出するに至っていない金額がある場合には、財務大臣の承認を受けて、当該金額の範囲内において株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行業務の予算額を増額することができる。

6　「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成18年法律第100号）の規定による改正前の「国際協力銀行法」第23条第２項に規定する業務が独立行政法人国際協力機構に承継されたときにおいて、国際協力銀行の支出予算額のうち支出するに至っていない金額がある場合には、財務大臣の承認を受けて、当該金額の範囲内において独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門の予算額を増額することができる。

甲号　収入支出予算

政府関係機関	収入 款	収入 項	収入 金額（千円）	支出 項	支出 金額（千円）
国民生活金融公庫	事業益金		88,282,047	事業損金	72,977,310
		事業益金	88,282,047	予備費	723,500
	雑収入		4,572,582		
		一般会計より受入	4,035,058		
		エネルギー対策特別会計より受入	650		
		運用収入	18,585		
		雑収入	518,289		
	合計		92,854,629	合計	73,700,810
農林漁業金融公庫	事業益金		15,058,928	事業損金	42,482,927
		事業益金	15,058,928	予備費	275,000
	基金収入		55,250		
		基金収入	55,250		
	雑収入		16,649,741		
		一般会計より受入	16,493,000		
		運用収入	17,050		

		雑収入	139,691		
	合計		31,763,919	合計	42,757,927
中小企業金融公庫	事業益金		50,669,376	事業損金	63,145,876
		事業益金	50,669,376	保険金	317,961,982
	補償料収入		66,479	予備費	450,000
		補償料収入	66,479		
	保険料収入		86,787,506		
		保険料収入	86,787,506		
	回収金		84,396,567		
		回収金	84,396,567		
	基金収入		689,383		
		基金収入	689,383		
	雑収入		8,359,759		
		一般会計より受入	3,582,341		
		エネルギー対策特別会計より受入	12,653		
		運用収入	188,865		
		雑収入	4,575,900		
	合計		230,969,070	合計	381,557,858
公営企業金融公庫	事業益金		316,183,869	事業損金	165,228,757
		事業益金	316,183,869	予備費	25,500
	雑収入		1,284,413		
		運用収入	1,212,250		
		雑収入	72,163		
	合計		317,468,282	合計	165,254,257
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		20,388,046	事業損金	25,129,021
		事業益金	20,388,046	予備費	150,000

官報（号外）

	雑収入		3,743,758		
		一般会計より受入	3,551,000		
		エネルギー対策特別会計より受入	17,569		
		住宅資金貸付手数料等収入	103,165		
		運用収入	36,420		
		雑収入	35,604		
	合計		24,131,804	合計	25,279,021
日本政策投資銀行	事業益金		131,268,612	事業損金	146,304,242
		事業益金	131,268,612	予備費	225,000
	雑収入		23,811,040		
		運用収入	933,451		
		雑収入	22,877,589		
	合計		155,079,652	合計	146,529,242
国際協力銀行	事業益金		332,973,383	事業損金	303,421,166
		事業益金	332,973,383	予備費	185,000
	雑収入		91,772,440		
		一般会計より受入	6,750,000		
		運用収入	3,146,109		
		雑収入	81,876,331		
	合計		424,745,823	合計	303,606,166
株式会社日本政策金融公庫					
国民一般向け業務	事業益金		91,582,416	事業損金	75,651,277
		事業益金	91,582,416	予備費	723,500
	雑収入		3,017,637		
		一般会計より受入	2,521,506		
		エネルギー対策特別会計より受入	650		

		運用収入	14,910		
		雑収入	480,571		
	合計		94,600,053	合計	76,374,777
農林水産業者向け業務	事業益金		42,105,895	事業損金	43,412,099
		事業益金	42,105,895	予備費	275,000
	雑収入		20,209,317		
		一般会計より受入	19,997,422		
		運用収入	36,549		
		雑収入	175,346		
	合計		62,315,212	合計	43,687,099
中小企業者向け業務	事業益金		44,545,424	事業損金	51,783,165
		事業益金	44,545,424	補償金	69,375
	補償料収入		131,514	予備費	320,000
		補償料収入	131,514		
	雑収入		13,419,755		
		一般会計より受入	9,420,904		
		エネルギー対策特別会計より受入	15,449		
		運用収入	202,860		
		雑収入	3,780,542		
	合計		58,096,693	合計	52,172,540
信用保険等業務	事業益金		620,029	事業損金	6,209,269
		事業益金	620,029	保険金	277,219,187
	保険料収入		86,787,504	予備費	130,000
		保険料収入	86,787,504		
	回収金		84,396,566		
		回収金	84,396,566		

	雑収入		884,620		
		運用収入	839,590		
		雑収入	45,030		
	合計		172,688,719	合計	283,558,456
国際協力銀行業務	事業益金		195,265,017	事業損金	300,753,747
		事業益金	195,265,017	予備費	114,700
	雑収入		116,873,486		
		運用収入	3,145,725		
		雑収入	113,727,761		
	合計		312,138,503	合計	300,868,447
危機対応円滑化業務	事業益金		631,562	事業損金	741,699
		事業益金	631,562	補償金	2,336,832
	補償料収入		1,746,939	利子補給金	448
		補償料収入	1,746,939	予備費	8,477
	雑収入		361,416		
		一般会計より受入	358,760		
		運用収入	1,938		
		雑収入	718		
	合計		2,739,917	合計	3,087,456
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	事業益金		110,663,857	事業損金	56,993,434
		事業益金	110,663,857	予備費	70,300
	雑収入		11,672,151		
		一般会計より受入	6,750,000		
		運用収入	384		
		雑収入	4,921,767		
	合計		122,336,008	合計	57,063,734

平成二十年度政府関係機関予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、国民生活金融公庫等九政府関係機関に関するもので、資金の重点的・効率的な配分に努め、事業の適切な運営を図ることとしている。

なお、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行については、平成二十年十月一日に解散することが予定されているため、平成二十年九月三十日までの間の予算を計上している。

国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の業務については、株式会社日本政策金融公庫が承継し、公営企業金融公庫の業務については、地方公営企業等金融機構が承継し、日本政策投資銀行の業務については、株式会社日本政策投資銀行が承継し、国際協力銀行の業務のうち、国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫が、海外経済協力業務は、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門がそれぞれ承継することとされている。

主な政府関係機関予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　国民生活金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
九二、八五五	七三、七〇一

足下の実需及び政策金融改革の趣旨を踏まえ、引き続き民業補完の原則を徹底するとの方針の下、貸付規模の縮減を図りつつ、地域の企業立地・企業再生等の必要な資金需要には適切に対応することとして、小企業等経営改善資金貸付金千九百九十億円を含め総額一兆三千三百八十二億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金十二億円、財政融資資金の借入れ九千四百五十億円、財政投融資特別会計投資勘定からの借入れ五十億円、国民生活債券の発行による収入六百億円等を予定している。

2　中小企業金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
二三〇、九六九	三八一、五五八

足下の実需及び政策金融改革の趣旨を踏まえ、引き続き民業補完の原則を徹底するとの方針の下、事業規模の縮減を図りつつ、地域の企業立地・企業再生等の必要な資金需要には適切に対応することとして、六千四百十六億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金二百四十四億円、財政融資資金の借入れ四千九百億円、財政投融資特別会計投資勘定からの借入れ四十億円、中小企業債券の発行による収入千五十四億円及び回収金等百七十八億円を予定している。また、証券化支援事業における債権の買取り等（七百五十億円を予定）の原資として、信託受益権の譲渡七百十一億円及び中小企業債券の発行による収入三十九億円を予定しているほか、中小企業向け貸出債権及び売掛債権早期現金化の証券化による債務の保証五百四十五億円のための基金に充てるため、一般会計から十七億円を出資することとしている。

3　日本政策投資銀行

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一五五、〇八〇	一四六、五二九

政策金融改革の趣旨を踏まえ、引き続き民業補完の原則を徹底しつつ、民間企業の設備投資等の需要に適切に対応することとし、七千三百五十億円の出融資を行うこととしている。この原資として、財政融資資金からの借入金千八百億円、民間金融機関からの借入金二百億円、日本政策投資銀行債券の発行による収入四千四百億円等を予定している。

4　株式会社日本政策金融公庫

	収　入（百万円）	支　出（百万円）
(1)	国民一般向け業務	七六、三七五
(2)	農林水産業者向け業務	四三、六八七
(3)	中小企業者向け業務	五二、一七三
(4)	信用保険等業務	二八三、五五八
(5)	国際協力銀行業務	三〇〇、八六八
(6)	危機対応円滑化業務	三、〇八七

信用保険等業務においては、中小企業信用保険事業で七兆千百二十五億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で三百三十億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは千二百二十三億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金二百三十六億円を予定している。

国際協力銀行業務においては、政策金融改革の趣旨を踏まえ、引き続き民業補完の原則を徹底することとし、五千三十五億円の事業（四千七百三十五億円の出融資及び三百億円の証券化に係る貸付債権若しくは債券の譲受等）を行うこととしている。これらの原資として、財政融資資金からの借入金二千五百六十七億円、政府保証外債千八百億円、貸付回収金等六百六十八億円を予定している。

以上のほか、農林漁業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門についても、各機関の事業に応じて予算編成がなされている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十年二月二十九日

予算委員長　逢沢　一郎

衆議院議長　河野　洋平殿

地方税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十年一月二十五日

内閣総理大臣　福田　康夫

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「法人等」を「法人」に改める。

第十一条の二中「若しくは合資会社又は無限責任中間法人」を「又は合資会社」に改める。

第十四条の九第二項第五号に次のように加える。

八　第三百二十一条の七の二第一項及び第二項並びに第三百二十一条の七の八第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税　第三百二十一条の七の五第一項（第三百二十一条の七の八第三項において準用する場合を含む。）に規定する年金保険者に対する通知の期限

第十七条の五第一項中「本条」を「この条」に改め、同条第三項中「法人等」を「法人」に改める。

第二十三条第一項第四号中「及び第四十二条の十二」を削り、同項第四号の三中「並びに」を「及び」に改め、「及び第六十八条の十五の二」を削り、同項第四号の四中「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改め、同項第十五号中「第九条の三第一項各号」を「第九条の三各号」に改め、同項第十六号中「第三十七条の十一の四第三項」を「第三十七条の十一の四第二項」に改め、同条第四項中「第十六号まで」の下に「、次条第一項第七号」を加える。

第二十四条第一項第四号中「及び道府県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第六項に規定するものを除く。第二十六条第一項、第二十七条第二項、第五十二条第二項第四号及び第五十三条第二十四項において同じ。）」を削り、同項第七号中「第三十七条の十一第一項」を「第三十七条の十二の二第二項」に改め、同条第五項中「法人税法第二条第六号の公益法人等（」を「公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに」に、「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人をいう」に改め、同条第六項中「含む」の下に「。以下道府県民税について「人格のない社団等」という」を加え、「この節中法人に関する」を「この節の」に改める。

第二十五条第一項第一号中「都道府県」を「日本年金機構、都道府県」に改め、同項第二号中「、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の四（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）の規定に基づく国家公務員の団体、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十四条の規定に基づく地方公務員の団体」を削り、「第三条第一項の規定に基づく団体」を「第二条第五項に規定する法人である職員団体等」に改め、「国民健康保険団体連合会」の下に「、全国健康保険協会」を加え、「博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とする民法第三十四条の法人、民法第三十四条の法人で学術の研究を目的とするもの、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八条の二の規定に基づく国会職員の団体」を「公益社団法人又は公益財団法人で博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの」に、「（平成六年法律第百六号）第八条に規定する法人である政党又は政治団体」を「第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に改める。

第二十五条の二第二項中「別表第一第一号」を「別表第一」に改める。

第二十六条第一項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下本節において「法人等」と総称する。）」を削る。

第二十七条第二項中「定めのあるものを」を「定めのあるもの（人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。）を」に改め、「以下第三十条第二項、」及び「、第六十二条第一項及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に、「第二十四条第六項において法人とみなされるもの」を「人格のない社団等」に改める。

第二十九条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第三十条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条第三項中「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を「人格のない社団等」に改める。

第三十一条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第三十四条第一項第五号の四を削り、同条第七項中「、同項第五号の四の規定によつて控除すべき金額を寄附金控除額と」を削り、同条第十二項中「、寄附金控除額」を削る。

第三十七条の三中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第三十七条の四とする。

第三十七条の二中「前条」を「前二条」に改め、同条を第三十七条の三とし、第三十七条の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除）

第三十七条の二　道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあつては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一　都道府県、市町村又は特別区に対する寄

附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令で定めるもの

三　所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの

2　前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一　当該納税義務者が第三十五条第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき　当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の六十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七
千八百万円を超える金額	百分の五十

二　当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第三十五条第二項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第二項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき　百分の九十

三　当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ　課税山林所得金額を有する場合　当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ　課税退職所得金額を有する場合　当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

第四十三条中「特別徴収義務者を経由して」を「特別徴収に係る」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第四十五条の二第一項ただし書中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第九項」を「、同条第九項」に改め、「雑損失の金額の控除」の下に「若しくは第三十七条の二の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除」を加え、同項第五号中「、寄附金控除額」を削り、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　寄附金税額控除額の控除に関する事項

第四十五条の二第三項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第九項」を「、同条第九項」に改め、「雑損失の金額の控除」の下に「又は寄附金税額控除額の控除」を加える。

第四十七条第一項第五号中「第三十七条の三」を「第三十七条の四」に、「第三百十四条の八第三項」を「第三百十四条の九第三項」に改める。

「第三款　法人等の道府県民税」を「第三款　法人の道府県民税」に改める。

第五十二条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「法人等の均等割」を「法人の均等割」に、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分	税率
一　次に掲げる法人 イ　法人税法第二条第五号の公共法人及び第二十四条第五項に規定する公益法人等のうち、第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（同法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） ロ　人格のない社団等 ハ　一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） ニ　保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。） ホ　資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの	年額　二万円
二　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもの	年額　五万円
三　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもの	年額　十三万円
四　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの	年額　五十四万円
五　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもの	年額　八十万円

第五十二条第二項中「法人等の」を「法人の」に改め、同項第三号中「同条第六号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。）」を「第二十四条第五項に規定する公益法人等」に改め、同項第四号を削り、同条第三項中「若しくは第四号」を削り、同条第四項中「第一項の表の第一号から第四号まで」を「第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第五十三条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第六項、第十一項、第十五項及び第十九項中「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改め、同条第二十四項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を削り、同条第二十六項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を削り、同条第二十九項中「有する法人」の下に「（以下この節において「内国法人」という。）」を加え、同条第三十三項中「法人税法第二条第六号の公益法人等（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。）及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を「第二十四条第五項に規定する公益法人等及び人格のない社団等」に改め、同条に次の一項を加える。

53　第三十三項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第五十五条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予）

第五十五条の二　道府県知事は、内国法人が法人税法第百三十九条に規定する条約（以下この節において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国（以下この節において「条約相手国」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国の権限ある当局から当該条約相手国との間の租税条約に規定する協議（以下この節において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。次条において「租税条約に基づく申立てが行われた場合」という。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）に基づいて第五十三条第二十八項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第五十三条第二十八項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて道府県知事が前条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定め

る日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2　道府県知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3　第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4　徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一　第一項の申立てを取り下げたとき。

二　前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する道府県知事の求めに応じないとき。

三　徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

四　第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る法人税割の全額を徴収することができないと認められるとき。

5　徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、道府県知事は、その免除をしないことができる。

6　徴収の猶予に関する申請の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

（法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知）

第五十五条の三　国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合には、遅滞なく、その旨、当該申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額その他総務省令で定める事項を当該申立てをした法人の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

2　国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意が行われたときは、遅滞なく、その旨、当該合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額その他総務省令で定める事項を当該申立てをした法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

3　国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意が行われたときは、遅滞なく、その旨、当該合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額その他総務省令で定める事項を当該申立てをした法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

4　前三項の通知を受けた主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事は、遅滞なく、これらの規定に規定する事項を関係道府県知事に通知しなければならない。

5　前各項の通知を受けた道府県知事は、遅滞なく、第一項から第三項までに規定する事項を当該道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならない。

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予）

第五十五条の四　道府県知事は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（次条において「租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合」という。）には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項及び次条において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第五十三条第二十八項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第五十三条第二十八項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合

における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時において当該法人税割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2　道府県知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3　第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4　徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一　第一項の申立てを取り下げたとき又は当該申立てが取り下げられたとき。

二　前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する道府県知事の求めに応じないとき。

三　徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

四　第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る法人税割の全額を徴収することができないと認められるとき。

5　徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、道府県知事は、その免除をしないことができる。

6　徴収の猶予に関する申請の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知）

第五十五条の五　国税庁長官は、租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合には、遅滞なく、当該申立てに係る対象連結法人の事務所又は事業所（二以上の道府県においては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に、当該連結親法人が申立てをした旨、当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額その他総務省令で定める事項を通知しなければならない。

2　国税庁長官は、租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、当該申立てに係る対象連結法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に、その旨、当該合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額その他総務省令で定める事項を通知しなければならない。

3　国税庁長官は、租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意が行われたときは、遅滞なく、当該申立てに係る対象連結法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に、その旨、当該合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額その他総務省令で定める事項を通知しなければならない。

4　前三項の通知を受けた主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事は、遅滞なく、これらの規定に規定する事項を関係道府県知事に通知しなければならない。

5　前各項の通知を受けた道府県知事は、遅滞なく、第一項から第三項までに規定する事項を当該道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならない。

第五十六条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項、第三項及び第四項中「前条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

第六十一条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第六十二条の見出し及び同条第一項中「法人等」を「法人」に改め、同条第五項中「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を「人格のない社団等」に改める。

第六十四条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「法人等」を「法人」に改める。

第六十六条の見出し及び同条第一項中「法人等」を「法人」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第六十七条の見出し中「法人等」を「法人」に改める。

第六十八条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「法人等の道府県民税に係る滞納者」を「法人の道府県民税に係る滞納者」に、「一に」を「いずれかに」に、「当該法人等」を「当該法人」に、「差し押えなければ」を「差し押さえなければ」に改め、同項各号中「法人等」を「法人」に改め、同条第二項中「法人等」を「法人」に、「一に」を「いずれかに」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改め、同条第四項中「法人等」を「法人」に改め、同条第五項中「差押を」を「差押えを」に、「すでに」を「既に」に、「差押が」を「差押えが」に、「参加差押」を「参加差押え」に改め、同条第六項中「法人等」を「法人」に改める。

第六十九条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「法人等」を「法人」に、「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠ぺいし」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第四項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条第五項中「定のある」を「定めのある」に改める。

第七十条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条第三項中「定のある」を「定めのある」に改める。

第七十一条の前の見出し及び第七十一条から第七十一条の四までの規定中「法人等」を「法人」に改める。

第七十一条の七第一項中「この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人」を「内国法人」に改める。

第七十一条の八中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に、「第三百十四条の七」を「第三百十四条の八」に改める。

第七十一条の三十一第一項中「国外特定配当等」の下に「又は租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（次項において「上場株式等の配当等」という。）」を加え、同条第二項中「国外特定配当等」の下に「又は上場株式等の配当等」を加え、「本款」を「この款」に改める。

第七十一条の五十一第三項中「第三十七条の十一の四第三項」を「第三十七条の十一の四第二項」に改める。

第七十二条の二第一項第一号ロ中「投資法人及び」を「投資法人、」に改め、「特定目的会社」の下に「並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）」を加える。

第七十二条の二の二第八項の表中「第二十五項」を「第二十九項」に改める。

第七十二条の四第一項第二号中「別表第一第一号」を「別表第一」に改め、同項第三号中「地方住宅供給公社」を「日本年金機構、地方住宅供給公社」に改め、「地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）に規定する」を削り、同項第五号を削る。

第七十二条の五第一項第一号中「別表第二第一号」を「別表第二」に改め、同項第二号中「日本赤十字社」の下に「、医療法人（医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人に限る。）」を加え、「民法第三十四条の規定により設立した法人」を「公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　法人である労働組合及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく法人である職員団体等

第七十二条の五第一項第五号中「国民健康保険団体連合会」の下に「、全国健康保険協会」を加え、同項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号中「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「第八条に規定する法人である政党又は政治団体」を「第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「法人」を「特定非営利活動法人」に改め、同号を同項第十一号とする。

第七十二条の十三第十項中「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同条第十四項中「、第二十二項及び第二十三項」を「及び第二十二項から第二十五項まで」に改め、同条中第二十五項を第二十九項とし、第二十四項を第二十八項とし、第二十三項を第二十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

26　第七十二条の十九に規定する内国法人である第七十二条の五第一項各号に掲げる法人又は人格のない社団等が事業年度の中途において新たに収益事業を開始した場合（人格のない社団等にあつては、第三項に規定する場合に該当する場合を除く。）においては、この節の適用については、その開始した日から同日の属する事業年度終了の日までの期間を一事業年度とみなす。

27　第七十二条の五第一項各号に掲げる法人が事業年度の中途において同項各号に掲げる法人以外の法人（人格のない社団等を除く。）に該当することとなつた場合又は同項各号に掲げる法人以外の法人（人格のない社団等を除く。）が事業年度の中途において同項各号に掲げる法人に該当することとなつた場合においては、この節の適用については、その事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなつた日の前日までの期間及びその該当することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

第七十二条の十三第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項の次に次の二項を加える。

22　連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が第七十二条の五第一項各号に掲げる法人に該当することとなつた場合においては、この節の適用については、その連結事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの期間、その該当することとなつた日からその連結事業年度終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間をそれぞれ当該連結子法人の一事業年度とみなす。

23　連結親法人と第七十二条の十九に規定する内国法人（第七十二条の五第一項各号に掲げる法人に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、連結法人の連結事業年度の中途において当該内国法人が同項各号に掲げる法人以外の法人（人格のない社団等を除く。）に該当することとなつた場合においては、この節の適用については、その連結事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの期間、その該当することとなつた日からその連結事業年度終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間をそれぞれ当該連結法人の一事業年度と

みなす。

第七十二条の十三に次の一項を加える。

30　第二十六項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第七十二条の十八中「第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十四の十一第一項」を「以下この節」に改める。

第七十二条の二十三第二項第一号中「（昭和三十三年法律第百九十二号）」の下に「、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）」を、「健康保険法、国民健康保険法」の下に「、高齢者の医療の確保に関する法律」を、「第五十四条の三第一項」の下に「又は高齢者の医療の確保に関する法律第八十二条第一項」を加え、同項第二号中「又は出産扶助のための助産」を「若しくは出産扶助のための助産又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第六項中「一部を分配した」を「一部の分配又は引渡しをした」に、「残余財産を分配した」を「残余財産の分配又は引渡しをした」に改める。

第七十二条の二十六第一項中「適格合併」の下に「（被合併法人のすべてが収益事業を行つていない第七十二条の五第一項各号に掲げる法人であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）」を、「最初の事業年度」の下に「、同条第一項各号に掲げる法人（収益事業を行つていないものに限る。）が同項各号に掲げる法人以外の法人に該当することとなつた場合のその該当することとなつた日の属する事業年度」を加え、同条に次の一項を加える。

10　第一項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第七十二条の二十九第一項中「最後の分配」の下に「又は引渡し」を加え、同項ただし書中「その分配」の下に「又は引渡し」を加え、「部分を分配している」を「部分の分配又は引渡しをしている」に改め、「一部の分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第七十二条の三十の見出し中「を分配する」を「の分配又は引渡しをする」に改め、同条第一項中「を分配している」を「の分配又は引渡しをしている」に改め、「その分配」の下に「又は引渡し」を加え、「を分配しよう」を「の分配又は引渡しをしよう」に、「を分配する」を「の分配又は引渡しをする」に改め、「、分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第七十二条の三十一第一項中「最後の分配」の下に「又は引渡し」を加え、同項第二号中「を分配した」を「の分配又は引渡しをした」に改め、「その分配」の下に「又は引渡し」を加え、同条に次の一項を加える。

5　第七十二条の五第一項各号に掲げる法人が清算中に同項各号に掲げる法人以外の法人（人格のない社団等及び外国法人を除く。）に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に解散したものとみなして、この款の規定を適用する。

第七十二条の三十八の二の見出しを「（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予）」に改める。

第七十二条の三十九の次に次の四条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予）

第七十二条の三十九の二　道府県知事は、内国法人が法人税法第百三十九条に規定する条約（以下この節において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国（以下この節において「条約相手国」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国の権限ある当局から当該条約相手国との間の租税条約に規定する協議（以下この節において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。次条において「租税条約に基づく申立てが行われた場合」という。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の課税標準とされた所得に基づいて第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、第七十二条の三十三第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該所得割額又は付加価値割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2　道府県知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3　第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4　徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一　第一項の申立てを取り下げたとき。

二　前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する道府県知事の求めに応じないとき。

三　徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

四　第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る所得割又は付加価値割に係る地方団体の徴収金の全額を徴収することができないと認められるとき。

5　徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割又は付加価値割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、道府県知事は、その免除をしないことができる。

6　徴収の猶予に関する申請の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

（法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知）

第七十二条の三十九の三　国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合には、遅滞なく、その旨、当該申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得その他総務省令で定める事項を当該申立てをした法人の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

2　国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨その他総務省令で定める事項を当該申立てをした法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

3　国税庁長官は、租税条約に基づく申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意が行われたときは、遅滞なく、その旨、当該合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた所得その他総務省令で定める事項を当該申立てをした法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

4　前三項の通知を受けた主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事は、遅滞なく、これらの規定に規定する事項を関係道府県知事に通知しなければならない。

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予）

第七十二条の三十九の四　道府県知事は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（次条において「租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合」という。）には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項及び次条において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、第七十二条の三十三第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあ

つては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時において当該所得割額又は付加価値割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2　道府県知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3　第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4　徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一　第一項の申立てを取り下げたとき又は当該申立てが取り下げられたとき。

二　前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する道府県知事の求めに応じないとき。

三　徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

四　第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る所得割又は付加価値割に係る地方団体の徴収金の全額を徴収することができないと認められるとき。

5　徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割又は付加価値割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、道府県知事は、その免除をしないことができる。

6　徴収の猶予に関する申請の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知）

第七十二条の三十九の五　国税庁長官は、租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合には、遅滞なく、当該申立てに係る対象連結法人の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する対象連結法人にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に、当該連結親法人が申立てをした旨、当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額その他総務省令で定める事項を通知しなければならない。

2　国税庁長官は、租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、当該申立てに係る対象連結法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に、その旨、当該申立てに係る対象連結法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に、その旨、その他総務省令で定める事項を通知しなければならない。

3　国税庁長官は、租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合において、当該申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意が行われたときは、遅滞なく、当該申立てに係る対象連結法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に、その旨、当該合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額その他総務省令で定める事項を通知しなければならない。

4　前三項の通知を受けた主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事は、遅滞なく、これらの規定に規定する事項を関係道府県知事に通知しなければならない。

第七十二条の四十第一項第一号及び第二号中「前条第一項」を「第七十二条の三十九第一項」に改め、同項第三号中「前条」を「第七十二条の三十九」に改める。

第七十三条の二第二項中「沖縄振興開発金融公庫」及び「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で政令で定めるもの」及び「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を削り、同条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）により行う同法第十一条第一項第七号イの事業及び同法附則第八条第一項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。）を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とする。

第七十三条の三第一項中「及び国立大学法人等」を「、国立大学法人等及び日本年金機構」に改める。

第七十三条の四第一項第一号中「、独立行政法人緑資源機構」を削り、同項第三号中「民法第三十四条の法人、」を「公益社団法人若しくは公益財団法人、」に、「、民法第三十四条の法人で」を「及び公益社団法人若しくは公益財団法人で」に、「並びに民法第三十四条の法人」を「並びに公益社団法人又は公益財団法人」に、「及び民法第三十四条の法人」を「及び公益社団法人若しくは公益財団法人」に改め、同項第七号中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同項に次の一号を加える。

三十八　独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法第十一条第一号から第三号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の六第一項中「独立行政法人緑資源機構法」を「独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項又は第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法」に改め、「同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる」を削り、「又は土地改良法」を「又は同法」に改める。

第七十三条の十四第六項中「若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第一項第二号の規定により都道府県に対し貸し付けられる資金を基礎として行われる資金の貸付け」を削り、同条第十三項中「若しくは第九十六条の四又は独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項若しくは同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」を「又は第九十六条の四」に、「土地改良法第五十三条の三第二項」を「同法第五十三条の三第二項」に、「土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号」を「同法第五十三条の三の二第一項第一号」に改める。

第七十三条の二十四第一項中「本項」を「この項」に改め、同項第一号中「本号」を「この号」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「本項」を「この項」に改める。

第七十三条の二十七第二項及び第七十三条の二十七の三第五項中「第七十三条の二第九項及び第十項」を「第七十三条の二第八項及び第九項」に改める。

第七十三条の二十七の七第一項中「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」を「土地改良区」に、「若しくは第五十三条の三の二第一項の規定又は独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項若しくは同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用するこれらの規定」を「又は第五十三条の三の二第一項の規定」に改め、同条第二項中「（独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において同じ。）」を削り、「土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第三項中「若しくは独立行政法人緑資源機構」を削る。

第七十三条の二十七の八第一項中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「本条」を「この条」に、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「、民法第三十四条の法人」を「、公益社団法人又は公益財団法人」に、「第七十三条の二十七の三第二項中」を「同条第二項中」に、「当該民法第三十四条の法人」を「当該不動産取得税の納税義務者」に改める。

第百四十六条第一項中「及び国立大学法人等」を「、国立大学法人等及び日本年金機構」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「及び第四十二条の十二」を削り、同項第四号の三中「並びに」を「及び」に改め、「及び第六十八条の十五の二」を削り、同項第四号の四中「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改める。

第二百九十四条第一項第四号中「及び市町村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第八項に規定するものを除く。第二百九十九条第二項、第三百十二条第一項及び第三項第四号、第三百十七条の六第一項並びに第三百二十一条の八第二十四項において同じ。）」を削り、同条第七項中「法人税法第二条第六号の公益法人等（」を「公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに」に、「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人をいう」に改め、同条第八項中「含む」の下に「。以下市町村民税について「人格のない社団等」という」を加え、「この節中法人」を「この節の規定中法人の市町村民税」に改める。

第二百九十六条第一項第一号中「国立大学法人等」の下に「、日本年金機構」を加え、同項第二号中「、国家公務員法第百八条の四（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定に基づく国家公務員の団体、地方公務員法第五十四条の規定に基づく地方公務員の団体」を削り、「第三条第一項の規定に基づく団体」を「第二条第五項に規定する法人である職員団体等」に改め、「国民健康保険団体連合会」の下に「、全国健康保険協会」を加え、「博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とする民法第三十四条の法人、民法第三十四条の法人で学術の研究を目的とするもの、国会職員法第十八条の二の規定に基づく国会職員の団体」を「公益社団法人又は公益財団法人で博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの」に、「第八条に規定する法人である政党又は政治団体」を「第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に改める。

第二百九十九条第二項中「定のあるものを」を

「定めのあるもの（人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。）を」に改め、「以下第三百一条第二項、第三百十七条の四第二項、」を削り、「第二百九十四条第八項において法人とみなされるもの」を「人格のない社団等」に、「定めのあるもの」を「定めのあるもののに、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条第三項中「定のある」を「定めのある」に改める。

第三百一条第二項中「罰する外」を「罰するほかに改め、同条第三項中「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの」を「人格のない社団等」に改める。

第三百十二条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この節において「法人等」と総称する。）」を削り、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分	税率
一　次に掲げる法人	
イ　法人税法第二条第五号の公共法人及び第二百九十四条第七項に規定する公益法人等のうち、第二百九十六条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（同法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）	年額　五万円
ロ　人格のない社団等	
ハ　一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）	
ニ　保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）	
ホ　資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（政令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第九号まで及び第五項において「従業者数の合計数」という。）が五十人以下のもの	年額　十二万円
二　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が五十人を超えるもの	年額　十三万円
三　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が五十人以下であるもの	年額　十五万円
四　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が五十人を超えるもの	年額　十六万円
五　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が五十人以下であるもの	年額　四十万円
六　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が五十人を超えるもの	年額　四十一万円
七　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が五十人以下であるもの	年額百七十五万円
八　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が五十人を超えるもの	年額　三百万円
九　資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が五十人を超えるもの	

第三百十二条第三項中「法人等の」を「法人の」に改め、同項第三号中「同条第六号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。）」を「第二百九十四条第七項に規定する公益法人等」に改め、同項第四号を削り、同条第四項中「若しくは第四号」を削り、同条第五項中「第一項の表の第一号から第八号まで」を「第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第一項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第三百十四条の二第一項第五号の四を削り、同条第七項中「、同項第五号の四の規定によつて控除すべき金額を寄附金控除額と」を削り、同条第十二項中「、寄附金控除額」を削る。

第三百十四条の八第一項中「前二条」を「前三条」に改め、同条第三項中「第三十七条の三」を「第三十七条の四」に改め、同条を第三百十四条の九とする。

第三百十四条の七中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に、「前条」を「前二条」に改め、

同条を第三百十四条の八とし、第三百十四条の六の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除）

第三百十四条の七　市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあつては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二　社会福祉法第百十三条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令で定めるもの

三　所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

2　前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の三に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一　当該納税義務者が第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき　当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の六十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七
千八百万円を超える金額	百分の五十

二　当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第三百十四条の三第二項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第二項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき　百分の九十

三　当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ　課税山林所得金額を有する場合　当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ　課税退職所得金額を有する場合　当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

第三百十七条の二第一項ただし書中「この条及び第三百十七条の六第四項」を「この節」に、「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第九項」を「、同条第九項」に改め、「雑損失の金額の控除」の下に「若しくは第三百十四条の七の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除」を加え、同項第五号中「、寄附金控除額」を削り、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　寄附金税額控除額の控除に関する事項

第三百十七条の二第三項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第九項」を「、同条第九項」に改め、「雑損失の金額の控除」の下に「又は寄附金税額控除額の控除」を加え、同条第五項中「給与所得に」を「給与所得若しくは公的年金等に係る所得に」に改める。

第三百十七条の四第三項中「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を「人格のない社団等」に改める。

第三百十九条第一項中「第三百二十一条の三」の下に「、第三百二十一条の七の二第一項若しくは第二項、第三百二十一条の七の八第一項」を加え、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第三百十九条の二第一項中「第三百二十一条の四第一項の」の下に「給与所得に係る」を加え、「以下第二項において同様とする。」を「次項において同じ。」並びに第三百二十一条の七の四第一項の年金所得に係る特別徴収税額及び第三百二十一条の七の八第一項の年金所得に係る仮特別徴収税額の合算額」に改め、同条第二項中「給与」の下に「又は第三百二十一条の七の四第二項に規定する特別徴収対象年金給付」を加え、「因り」を「より」に、「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額並びに第三百二十一条の七の四第一項の年金所得に係る特別徴収税額及び第三百二十一条の七の八第一項の年金所得に係る仮特別徴収税額」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第三百二十一条の三の見出しを「(給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)」に改め、同条第一項中「こえる」を「超える」に、「本条」を「この条」に改め、同項ただし書中「少い」を「少ない」に改め、同条第二項及び第三項中「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に改める。

第三百二十一条の四の見出しを「(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)」に改め、同条第一項中「前条第二項本文」を「同条第二項本文」に、「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に、「「特別徴収税額」という。以下個人の市町村民税について同様とする」を「以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という」に改め、同条第三項中「同条同項」を「同項」に改め、同項ただし書中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第四項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第五項中「本項」を「この項」に、「すでに」を「既に」に改める。

第三百二十一条の五の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)」に改め、同条第一項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第二項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「次項まで」を「この項、次項」に改め、同条第三項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第五項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「払込」を「払込み」に改める。

第三百二十一条の五の二の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)」に改め、同条第一項中「本条」を「この項」に、「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第二項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第三百二十一条の六の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の変更)」に改め、同条第一項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「誤が」を「誤りが」に改め、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に改める。

第三百二十一条の七の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)」に改め、同条第一項中「因り個人の市町村民税を「より給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第二項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「こえる」を「超える」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条の次に次の九条を加える。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)

第三百二十一条の七の二　市町村は、納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢六十五歳以上の者(特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認めるものその他の政令で定めるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第三百二十一条の三第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この節において同じ。)の二分の一に相当する額(当該額に百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が百円未満であるときは百円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に特別徴収対象年金所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2　前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合(第三百二十一条の三第二項ただし書に規定する場合を除く。)においては、市町村は、当該給与所得及び公的年金等

に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。

3　市町村は、第一項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市町村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第三百二十条の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

（年金保険者による市町村に対する通知）

第三百二十一条の七の三　当該年度の初日において年齢六十五歳以上の者であつて老齢等年金給付の支払を受けているものに対し当該老齢等年金給付の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）は、当該年度の初日の属する年の五月二十五日までに、当該年度の初日において当該老齢等年金給付の支払を受けている者の氏名、住所、性別及び生年月日、当該老齢等年金給付の種類及び年額並びに当該老齢等年金給付の支払を行う年金保険者の名称を、当該老齢等年金給付の支払を受けている者が当該年度の初日において住所を有する市町村に通知しなければならない。

（年金保険者の特別徴収義務）

第三百二十一条の七の四　市町村は、第三百二十一条の七の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて年金所得に係る特別徴収税額（同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）を徴収しようとする場合においては、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金保険者を特別徴収義務者として当該年金所得に係る特別徴収税額を徴収させなければならない。

2　前項の場合において、市町村は、同一の特別徴収対象年金所得者について老齢等年金給付が二以上あるときは、政令で定めるところにより、一の老齢等年金給付（以下この節において「特別徴収対象年金給付」という。）について年金所得に係る特別徴収税額を徴収させるものとする。

（年金所得に係る特別徴収税額の通知等）

第三百二十一条の七の五　市町村は、第三百二十一条の七の二第一項の規定により年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しようとする場合においては、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額その他総務省令で定める事項を、当該特別徴収対象年金所得者に対しては第三百二十条の各納期限のうち最初の納期限の十日前までに、当該年金保険者に対しては当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに通知しなければならない。

2　前項の支払回数割特別徴収税額は、総務省令で定めるところにより、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務）

第三百二十一条の七の六　年金保険者は、前条第一項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知に係る支払回数割特別徴収税額を、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際徴収し、その徴収した日の属する月の翌月の十日までに、当該市町村に納入する義務を負う。

（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務を負わない場合等）

第三百二十一条の七の七　年金保険者は、第三百二十一条の七の二第一項の規定により徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に係る特別徴収対象年金所得者が当該年金保険者から特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなつた場合その他総務省令で定める場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額は、これを徴収して納入する義務を負わない。

2　市町村は、第三百二十一条の七の五第一項の規定による特別徴収対象年金所得者への通知をした後に、当該通知に係る特別徴収対象年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合においては、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。

3　年金保険者は、前項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日以後、年金所得に係る特別徴収税額を徴収して納入する義務を負わない。

4　第一項又は前項の場合においては、年金保険者は、総務省令で定めるところにより、当該特別徴収対象年金所得者の氏名、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額の徴収の実績その他必要な事項を、特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村に通知しなければならない。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第三百二十一条の七の八　市町村は、前年の十月一日からその翌年の三月三十一日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、第三百二十一条の七の二第一項の規定により第三百二十一条の七の五第二項に規定する支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第三百二十一条の七の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額（同条第二項の規定に

より当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあつては、当該所得割額を控除した額）に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

2　当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第三百二十一条の七の二第一項の規定の適用がある場合における第三百十九条の二第一項及び第二項、第三百二十一条の七の二第一項及び第二項並びに第三百二十一条の七の四から前条までの規定の適用にあつては、第三百二十一条の七の二第一項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「から第三百二十一条の七の八第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

3　第三百二十一条の七の四から前条までの規定は、第一項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第三百二十一条の七の四第一項中「第三百二十一条の七の二第一項」とあるのは「第三百二十一条の七の八第一項」と、「（同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）」と、第三百二十一条の七の五第一項中「第三百二十一条の七の二第一項」とあるのは「第三百二十一条の七の八第一項」と、「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、「第三百二十条の各納期限のうち最初の納期限の十日前」とあるのは「当該年度の初日の属する年の三月三十一日」と、「七月三十一日」とあるのは「一月三十一日」と、同条第二項及び第三百二十一条の七の六中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、「の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日」とあるのは「からその日の属する年の九月三十日」と、前条第一項中「第三百二十一条の七の二第一項」とあるのは「第三百二十一条の七の八第一項」と、同条第二項中「第三百二十一条の七の五第一項」とあるのは「第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する第三百二十一条の七の五第一項」と読み替えるものとする。

4　市町村は、前項において読み替えて準用する第三百二十一条の七の五第一項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知については、当該年度の前年度分の年金所得に係る特別徴収税額に係る第三百二十一条の七の五第一項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知とそれぞれ併せて行うことができる。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第三百二十一条の七の九　第三百二十一条の七の七第一項又は第三項（これらの規定を前条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第三百二十条の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。

2　第三百二十一条の七の七第三項（前条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から当該市町村に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）においては、当該過納又は誤納に係る税額は、第十七条の規定の例によつて当該特別徴収対象年金所得者に還付しなければならない。ただし、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、第十七条の二の規定の例によつてこれに充当することができる。この場合においては、当該特別徴収義務者について第十七条及び第十七条の二の規定の適用はないものとする。

（政令への委任）

第三百二十一条の七の十　第三百二十一条の七の二から前条までに定めるもののほか、公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

第三百二十一条の八の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第六項、第十一項、第十五項及び第十九項中「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改め、同条第二十四項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」及び「又は同項第四号」を削り、同条第二十六項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの」を削り、同条第二十九項中「有する法人」の下に「（以下この節において「内国法人」という。）」を加える。

第三百二十一条の十一の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予）

第三百二十一条の十一の二　市町村長は、内国法人が法人税法第百三十九条に規定する条約（以下この項及び次条第一項において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用が

ある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国（以下この項及び次条第一項において「条約相手国」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国の権限ある当局から当該条約相手国との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び次条第一項において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第三百二十一条の八第二十八項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて市町村長が前条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第三百二十一条の八第二十八項又は第三百二十一条の十二第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて市町村長が前条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税割額以外の当該市町村の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2　市町村長は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3　第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4　徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市町村長は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一　第一項の申立てを取り下げたとき。

二　前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する市町村長の求めに応じないとき。

三　徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

四　第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る法人税割の全額を徴収することができないと認められるとき。

5　徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、市町村長は、その免除をしないことができる。

6　徴収の猶予に関する申請の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予）

第三百二十一条の十一の三　市町村長は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（以下この項において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る同条第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第三百二十一条の八第二十八項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第三百二十一条の八第二十八項又は次条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該連結親法人又は当該連結親法人との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を

行う対象連結法人につき当該申請の時において当該法人税割額以外の当該市町村の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2　市町村長は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3　第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4　徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市町村長は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一　第一項の申立てを取り下げたとき又は当該申立てが取り下げられたとき。

二　前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する市町村長の求めに応じないとき。

三　徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

四　第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る法人税割の全額を徴収することができないと認められるとき。

5　徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、市町村長は、その免除をしないことができる。

6　徴収の猶予に関する申請の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第三百二十一条の十二の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「第三百二十一条の十一第一項」に、「因る」を「よる」に、「以下第二項において同様とする」を「次項において同じ」に改め、同条第三項及び第四項中「前条第一項」を「第三百二十一条の十一第一項」に改める。

第三百二十四条第二項中「又は第二項ただし書」を「若しくは第二項ただし書又は第三百二十一条の七の六（第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条第三項中「免かれた」を「免れた」に、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第四項中「罰する外」を「罰するほか」に、「本条」を「この条」に改める。

第三百二十六条第一項中「第一号において同じ。）」の下に「、第三百二十一条の七の六（第三百二十一条の七の八第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）」を加え、同項第一号中「第三百二十一条の五の二」の下に「、第三百二十一条の七の六」を加え、同条第二項中「法人等」を「法人」に改める。

第三百四十三条第六項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法により行う同法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項及び第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法」に改め、「同法附則第八条第一項の規定により行う」を削る。

第三百四十八条第二項第二号中「、独立行政法人緑資源機構」を削り、同項第九号中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に、「並びに民法第三十四条の法人」を「並びに公益社団法人又は公益財団法人」に、「民法第三十四条の法人又は」を「公益社団法人若しくは公益財団法人又は」に改め、同項第十二号及び第二十六号中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同項第二十九号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第三十四号中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」の下に「（平成十年法律第百三十六号）」を加え、同項に次の一号を加える。

四十四　独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法第十一条第一号から第三号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十八条第四項中「第三百四十九条の三第三十項」を「第三百四十九条の三第二十六項」に改め、「及び中央会」の下に「、全国健康保険協会」を加え、「、国家公務員法（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）による法人である国家公務員の団体、地方公務員法による法人である地方公務員の団体」を削り、同条第六項中「及び国立大学法人等」を「、国立大学法人等」に、「国立大学法人等以外の者が使用しているものその他の政令で定めるもの」を「国立大学法人等以外の者が使用しているもの」に、「に対しては」を「及び日本年金機構が所有する固定資産（日本年金機構以外の者が使用しているものを除く。）に対しては」に改め、同条第七項中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同条第八項中「その他の政令で定めるものを除く。）に」を「を除く。）に」に改める。

第三百四十九条の三第十三項中「第三十二項」を「第二十八項」に改め、同条第十九項中「第三十一項」を「第二十七項」に改め、同条第二十項中「第三十二項」を「第二十八項」に改め、同条中第二十五項から第二十八項までを削り、第二十九項を第二十五項とし、第三十項から第三十三項までを四項ずつ繰り上げ、第三十四項を削り、第三十五項を第三十項とし、第三十六項か

ら第三十八項までを五項ずつ繰り上げる。

第三百五十二条第一項中「本条並びに次条第一項及び第二項において」を「固定資産税について」に改める。

第三百九十四条中「並びに法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費として控除すべき減価償却額又は減価償却費の計算の基礎となる価額」を削る。

第四百十二条から第四百十四条までを次のように改める。

第四百十二条から第四百十四条まで　削除

第四百四十三条第一項中「及び国立大学法人等」を「、国立大学法人等及び日本年金機構」に改める。

第五百八十五条第一項及び第三項中「本節」を「この節」に改め、同条第四項中「本項」を「この項」に改め、同条第五項中「第七十三条の二第十一項及び第十二項」を「第七十三条の二第十項及び第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改める。

第五百八十六条第二項第二号ハ中「同条第二項」を「同法第十四条の三第二項」に改め、同項第五号の三中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、同項第八号中「、独立行政法人緑資源機構」及び「並びに民法第三十四条の法人で政令で定めるもの」を削り、同項第十号から第十五号までを次のように改める。

十から十五まで　削除

第五百八十六条第二項中第二十号の二を削り、第二十号の三を第二十号の二とし、第二十号の四を第二十号の三とし、第二十二号を次のように改める。

二十二　削除

第五百八十六条第二項第二十二号の二を削り、同項第二十三号中「（昭和四十二年法律第百十号）」を削り、同項第二十四号を次のように改める。

二十四　削除

第五百八十七条の二第一項中「住宅街区整備事業を含む。以下本項」を「住宅街区整備事業を含む。以下この項」に改め、「（独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法により行う同法第十一条第一項第七号イの事業を含む。以下本項において「土地改良事業」という。）」及び「並びに独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項」を削り、「（以下本項」を「（以下この項」に改め、同項ただし書中「第七十三条の二第十二項」を「第七十三条の二第十一項」に改める。

第六百一条第一項中「から第二十五号の二まで」を「、第二十五号及び第二十五号の二」に、「もの及び」を「もの並びに」に改める。

第六百九十九条の四第一項中「及び国立大学法人等」を「、国立大学法人等及び日本年金機構」に改める。

第六百九十九条の三十二第二項中「本項」を「この項」に改め、「一般国道」の下に「、高速自動車国道」を加える。

第七百条の四十九第一項中「一般国道」の下に「、高速自動車国道」を加え、「本条」を「この条」に改める。

第七百一条の三十四第二項中「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体」に、「第八条に規定する法人である政党又は政治団体」を「第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に改め、同条第四項中「消防法」の下に「（昭和二十三年法律第百八十六号）」を加える。

第七百一条の四十一第一項の表第六号中「大規模な野菜の低温貯蔵庫その他の」を削る。

第七百二条第二項中「から第二十八項まで、第三十項、第三十一項、第三十三項又は第三十六項から第三十八項まで」を「、第二十四項、第二十六項、第二十七項、第二十九項又は第三十一項から第三十三項まで」に改める。

第七百二条の二第一項中「及び国立大学法人等」を「、国立大学法人等及び日本年金機構」に改める。

第七百三条の四第一項中「（昭和五十七年法律第八十号）」を削り、同条第十一項を次のように改める。

11　第五項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第六条第八号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後五年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下この項及び第二十項において同じ。）以外の世帯　第四項の世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数を控除した数にあん分して算定した額

二　特定世帯　前号に定める額に二分の一を乗じて得た額

第七百三条の四第二十項を次のように改める。

20　第十五項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　特定世帯以外の世帯　第十四項の世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数を控除した数にあん分して算定した額

二　特定世帯　前号に定める額に二分の一を乗じて得た額

第七百三条の五第一項中「世帯主及び」を「世帯主並びに」に、「被保険者につき」を「被保険者及び特定同一世帯所属者につき」に、「本条」を「この条」に改め、「の数」の下に「と特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）の数の合計数」を加え、同条第二項中「世帯主及び」を「世帯主並びに」に、「被保険者につき」を「被保険者及び特定同一世帯所属者につき」に改める。

第七百三十四条第二項第三号中「法人等」を「法人」に改め、同条第三項中「法人等の」を「法人の」に改め、同項の表第三百十二条第一項の項を次のように改める。

第三百十二条第一項	五万円	五万円（事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、七万円）
	十二万円	十二万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、十四万円）
	十三万円	十三万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、十八万円）
	十五万円	十五万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、二十万円）
	十六万円	十六万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、二十九万円）
	四十万円	四十万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、五十三万円）
	四十一万円	四十一万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、第五十二条第一項の表の第四号に該当するものについては九十五万円、同表の第五号に該当するものについては百二十一万円）
	百七十五万円	百七十五万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、二百二十九万円）
	三百万円	三百万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、三百八十万円）

第七百三十四条第三項の表第三百十二条第二項の項中「法人等」を「法人」に改める。

第七百三十六条第三項中「法人等」を「法人」に改める。

第七百四十五条第一項中「本節」を「この節」に、「、第四百三条並びに第四百十四条」を「並びに第四百三条」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「基いて」を「基づいて」に、「第三百六十八条第一項但書」を「第三百六十八条第一項ただし書」に改める。

附則第三条の二の三の次に次の一条を加える。

（公益法人等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三条の二の四　道府県は、当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段（同条第六項から第九項までの規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けた同法第四十条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。以下この条において同じ。）を同法第四十条第三項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。以下この条において同じ。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る道府県民税の所得割を課する。

2　市町村は、当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段の規定の適用を受けた同項に規定する公益法人等を同項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市町村民税の所得割を課する。

3　前二項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する公益法人等に対する法人税法の規定の適用については、同法第三十八条第二項第二号中「係るもの」とあるのは「係るもの及び同法附則第三条の二の四第一項又は第二項の規定によるもの（当該道府県民税又は市町村民税に係るこれらの規定に規定する財産の価額がこれらの規定に規定する当該公益法人等の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された場合における当該道府県民税又は市町村民税に限る。）」と、同法第九十四条第三号中「係るものを」とあるのは「係るもの並びに同法附則第三条の二の四第一項又は第二項の規定によるものを」とする。

附則第三条の三第二項第二号中「、第三十七条の二」を「から第三十七条の三まで」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項」に改め、同項第三号中「、第三百十四条の七」を「から第三百十四条の八まで」に、「及び附則第五条の四第六項」を「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の五第二項」に改め、同条第三項中「第三十七条の三」を「第三十七条の四」に、「前二条」を「前三条」に改め、同条第五項第二号中「、第三百十四条の七」を「から第三百十四条の八まで」に、「及び附則第五条の四第六項」を「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の五第二項」に改め、同項第三号中「、第三十七条の二」を「から第三十七条の三まで」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項」に改め、同条第六項中「第三百十四条の八第一項」を「第三百十四条の九第一項」に、「前二条」を「前三条」に改める。

附則第五条第二項中「第三十七条の三」の下に「及び第三十七条の四」を加え、「同条」を「第三十七条の三」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第三十七条の四中「前三

条」とあるのは「前三条並びに附則第五条第一項」とする」に改め、同条第四項中「第三百十四条の八第一項」を「第三百十四条の八及び第三百十四条の九第一項」に、「同項」を「第三百十四条の八」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条第三項」とする」に改める。

附則第五条の二及び第五条の三を次のように改める。

第五条の二及び第五条の三　削除

附則第五条の四第一項第二号ロ中「第二十五条第二項」を「第八条の四第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号。以下この項及び第六項において「平成二十年所得税法等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第二十五条第二項」に、「同法第三十七条の十一第一項」を「平成二十年所得税法等改正法附則第四十三条第二項」に改め、同号ハ中「第十条の七」を「第十条の六」に改め、同条第二項中「第三十七条の三」の下に「及び第三十七条の四」を加え、「同条」を「第三十七条の三」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第三十七条の四中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四第一項」とする」に改め、同条第三項中「記載した申告書」を「記載した道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に、「市町村民税に関する申告書」を「市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「提出した場合」の下に「（道府県民税の納税通知書が送達された後に道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。）」を加え、同条第六項第二号ロ中「第二十五条第二項」を「第八条の四第一項（平成二十年所得税法等改正法附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第二十五条第二項」に、「同法第三十七条の十一第一項」を「平成二十年所得税法等改正法附則第四十三条第二項」に改め、同号ハ中「第十条の七」を「第十条の六」に改め、同条第七項中「第三百十四条の八第一項」を「第三百十四条の八及び第三百十四条の九第一項」に、「同項」を「第三百十四条の八」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四第六項」とする」に改め、同条第八項中「申告書」を「市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「提出した場合」の下に「（市町村民税の納税通知書が送達された後に市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第五条の五　第三十七条の二の規定の適用を受ける道府県民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第一項、附則第三十三条の三第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項、附則第三十五条の二第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるときは、第三十七条の二第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一　第三十五条第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合　当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第三十七条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二　第三十五条第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合　当該課税退職所得金額について、第三十七条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

三　前年中の所得について附則第三十三条の二第一項、附則第三十三条の三第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項、附則第三十五条の二第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受ける場合　百分の六十

四　前年中の所得について附則第三十三条の二第一項、附則第三十三条の三第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項、附則第三十五条の二第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受ける場合　百分の五十

五　前年中の所得について附則第三十三条の二第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条の二第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受ける場合　百分の七十五

2　第三百十四条の七の規定の適用を受ける市町村民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第一項、附則第三十三条の三第五項、附則第三十四条第四項、附則第三十五条第五項、附則第三十五条の二第六項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受けるときは、第三百十四条の七第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金

額の五分の三に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一　第三百十四条の三第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合　当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第三百十四条の七第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二　第三百十四条の三第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合　当該課税退職所得金額について、第三百十四条の七第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

三　前年中の所得について附則第三十三条の三第五項の規定の適用を受ける場合　百分の五十

四　前年中の所得について附則第三十五条第五項の規定の適用を受ける場合　百分の六十

五　前年中の所得について附則第三十三条の二第五項、附則第三十四条第四項、附則第三十五条の二第六項又は附則第三十五条の四第四項の規定の適用を受ける場合　百分の七十五

附則第六条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。）」に改め、同条第二項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「第三十七条の二まで、附則第五条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず」を「第三十七条の三まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び前条第一項の規定にかかわらず」に改め、同項第二号中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に、「及び」を「、附則第五条の四第一項及び」に改め、同条第三項中「第三十七条の三」を「第三十七条の四」に、「前二条」を「前三条」に、「並びに附則第三条の三第二項第二号」を「、附則第三条の三第二項第二号」に改め、同条第四項中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。）」に改め、同条第五項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「、第三百十四条の七、附則第五条第三項及び前条第六項の規定にかかわらず」を「から第三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び前条第二項の規定にかかわらず」に改め、同項第二号中「、第三百十四条の七」を「から第三百十四条の八まで」に、「及び前条第六項」を「、附則第五条の四第六項及び前条第二項」に改め、同条第六項中「第三百十四条の八第一項」を「第三百十四条の九第一項」に、「前二条」を「前三条」に改める。

附則第八条第一項中「第十項及び第十七項」を「第十一項及び第十八項」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に、「（第十項）」を「（第十一項）」に、「第十一項、第十二項、第十五項及び第十七項」を「第十二項、第十三項、第十六項及び第十八項」に改め、同条第三項中「及び第六項」を削り、「並びに租税特別措置法第六十八条の九及び第六十八条の十五の二」を「及び租税特別措置法第六十八条の九の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額」に、「及び租税特別措置法第六十八条の十五の二」を「の合計額」に改め、同条第四項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

附則第九条第四項及び第十三項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

14　ガス供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他のガス供給業を行う法人（ガス事業法第二十二条第一項又は第二十二条の二第一項（これらの規定を同法第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定による届出をしたものに限る。）から同法第二条第十二項に規定する託送供給を受けて同条第七項に規定する大口供給を行う場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から当該大口供給に係る収入金額のうち政令で定めるものを控除した金額による。

附則第十条第三項中「又は農業協同組合連合会」を「、農業協同組合連合会、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会」に、「平成十九年四月一日」を「平成二十年四月一日」に改め、同条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項から第十一項までを二項ずつ繰り上げ、同条に次の三項を加える。

10　道府県は、鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第十号に規定する廃止届出がされた鉄道事業を経営する鉄道事業者から同法第二十六条第一項に規定する鉄道再生実施計画（同条第四項の規定による届出がされたものに限る。）に基づき同号に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

11　道府県は、独立行政法人森林総合研究所が、独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号に規定する業務の

用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十六年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

12　道府県は、鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二条第九号の二に規定する鉄道事業再構築事業の対象となる同号に規定する旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者（当該旅客鉄道事業を経営していたものを含む。）から同法第二十五条の三第七項に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき同号に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十条の二第一項中「沖縄振興開発金融公庫」及び「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で政令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で政令で定めるもの」及び「若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第七十三条の二十四第一項第四号」を削り、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「これらの規定」を「同項ただし書」に改め、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第一項中「取得した場合」の下に「（当該施設を第七十三条の十四第六項に規定する貸付けを受けて取得した場合にあつては、当該交付を受けた額が当該貸付けを受けた額を超える場合に限る。）」を加え、「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、「（当該施設の取得が第七十三条の十四第六項の規定に該当する場合で当該交付を受けた額が同項に規定する貸付けを受けた額を超えないときは、価格に当該施設の取得価額に対する当該交付を受けた額の割合を乗じて得た額の五分の二に相当する額）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、同項の規定は、適用しない。

附則第十一条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第六項とし、同条第十項から第十二項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第十四項を第十二項とし、第十五項を第十三項とし、第十六項を削り、同条第十七項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「第二十項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十項を同条第十七項とし、同条第二十一項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項中「独立行政法人都市再生機構が」の下に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区、中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域の区域内において」を加え、「平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条中第二十五項を第二十二項とし、第二十六項から第二十九項までを三項ずつ繰り上げ、第三十項を削り、第三十一項を第二十七項とし、第三十二項を第二十八項とし、同条に次の六項を加える。

29　医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画に定められた同条第二項第二号に掲げる医療連携体制に関する事項に従つて周産期医療を提供する同法第一条の二第二項に規定する医療提供施設の開設者が当該周産期医療のための施設で政令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

30　中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域若しくは同法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内において中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）三以上を有するものをいう。）である住宅以外の用途で政令で定めるものに供する家屋（当該家屋の敷地の用に供する土地の面積が五百平方メートル以上であるものに限る。）が新築された場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、第七項、第十二項、第十三項、第十八項、第二十四項又は第二十五項の規定の適用がある場合を除き、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の十分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

31　昭和六十二年四月一日において旧日本国有

鉄道清算事業団が所有していた土地の上に日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した家屋（昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）第一条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二号の規定の適用があつたものに限る。以下この項において「承継家屋」という。）を所有していた場合において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第三号の業務に基づき、日本貨物鉄道株式会社が平成二十二年三月三十一日までに当該承継家屋に対応する家屋を取得したときは、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該承継家屋の固定資産課税台帳に登録された価格（当該承継家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、総務省令で定める額）を価格から控除するものとする。

32　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第　号）第五条第一項に規定する協議会の構成員（公益社団法人又は公益財団法人に限る。）が、文化財保護法の規定によつて重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物として指定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第五十八条第一項に規定する登録有形文化財、同法第九十条第三項に規定する登録有形民俗文化財若しくは同法第百三十三条に規定する登録記念物である家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第百四十四条第一項に規定する重要伝統的建造物群保存地区の区域内にある家屋で政令で定めるもの若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地又は旧重要美術品等の保存に関する法律第二条第一項の規定により認定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

33　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第　号）第十条第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成二十二年三月三十一日までにした場合における第七十三条の十四第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第　号）第十条第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは「千三百万円」とする。

34　公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の五第三項中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第二項」に、「附則第十一条の四第三項第一号」を「前条第三項第一号」に、「附則第十一条の四第三項の」を「前条第三項の」に改める。

附則第十一条の六中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第二項」に改める。

附則第十一条の七中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の三第一項中「電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの」を「電気自動車（電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものをいう。第四項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。同項において同じ。）」に改め、「及び第四項」を削り、同項第一号中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「総務省令で定める許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの」に改め、同条第四項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

一　電気自動車

二　次に掲げる天然ガス自動車

イ　道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の

値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

ロ　車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

附則第十二条の三第六項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（同項の規定の適用を受ける自動車を除く。）」を削り、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改める。

附則第十四条第一項中「平成十六年度から平成二十年度までの各年度分」を「平成二十年度分」に、「独立行政法人緑資源機構が直接独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

4　市町村は、平成二十年度から平成二十六年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、独立行政法人森林総合研究所が直接独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

5　第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける土地又は家屋に係る第四百十五条第一項の規定の適用については、同項中「第三百四十八条」とあるのは「第三百四十八条又は附則第十四条」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

附則第十五条第一項中「平成十九年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第三項中「大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）の施行の日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、「償却資産の

うち、」の下に「第一号若しくは」を加え、「、第六号」を「又は第六号」に改め、「又は第九号に掲げるもの」を削り、「第五号」の下に「又は第九号」を加え、「第七号又は」を削り、「三分の二」の下に「、第七号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三」を加え、同条第四項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項の表第一号中「、廃プラスチック類その他政令で定めるもの」を「又は廃プラスチック類」に、「平成十八年四月一日」を「平成二十年四月一日」に改め、「（総務省令で定めるものにあつては、四分の三）」を削り、同表第二号中「平成十六年四月一日」を「平成二十年四月一日」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第五項中「次に掲げる構築物」を「火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条、第五条又は第十二条の規定による許可を受けた者が設置した土堤及び防爆壁」に、「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「当該構築物」を「当該土堤及び防爆壁」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、「（第三項第十号に掲げる施設にあつては、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）」を削り、同条第七項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成十九年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第十一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十二年三月三十一日まで」に、「五分の四（当該設備又は施設のうち総務省令で定めるものにあつては、当該設備又は施設に係る固定資

産税の課税標準となるべき価格の六分の五」を「六分の五」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十四項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十五項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十六項中「二分の一」を「三分の二」に改め、同項各号中「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条中第二十七項を第二十四項とし、第二十八項を削り、第二十九項を第二十五項とし、第三十項から第三十三項までを四項ずつ繰り上げ、同条第三十四項中「十年度分」を「二十年度分」に、「第三十二項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十五項中「償却資産で総務省令で定めるもの」の下に「（第五十八項又は第五十九項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同項を同条第三十一項とし、同条第三十六項を同条第三十二項とし、同条第三十七項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十八項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十九項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十三項を同条第三十九項とし、同条第四十四項中「第四十一項及び第四十二項」を「第三十七項及び第三十八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十五項を同条第四十一項とし、同条第四十六項を同条第四十二項とし、同条第四十七項中「平成十七年度から平成十九年度までの各年度分」を「平成二十年度分及び平成二十一年度分」に、「二分の一」を「三分の二」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十八項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十九項を同条第四十五項とし、同条第五十項から第五十三項までを四項ずつ繰り上げ、同条第五十四項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十五項中「第十四項又は第十五項」を「第十三項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第

号。以下この条において「平成二十年改正法」という。）附則第十条第十二項及び第十六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十年改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十五項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第十三条第十八項及び第二十条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十二項を同条第五十三項とし、同条第五十四項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十六項を同条第五十二項とし、同条第五十七項を同条第五十三項とし、同条に次の八項を加える。

54　日本電気計器検定所が所有し、かつ、直接日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）第二十三条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産（平成二十年改正法附則第十条第四項又は第十六条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

55　日本消防検定協会が所有し、かつ、直接消防法第二十一条の三十六第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産（平成二十年改正法附則第十条第四項又は第十六条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

56　小型船舶検査機構が所有し、かつ、直接船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の二十七第一項第一号、第二項第一号又は第三項第一号に規定する業務の用に供する固定資産（平成二十年改正法附則第十条第四項又は第十六条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

57　軽自動車検査協会が所有し、かつ、直接道路運送車両法第七十六条の二十七第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産（平成二十年改正法附則第十条第四項又は第十六条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とし、平成二十一年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固

定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

58　鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十六条第一項に規定する鉄道再生実施計画（同条第四項の規定による届出がされたものに限る。）に基づき同法第二条第十号に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する家屋又は償却資産で総務省令で定めるもののうち、平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて取得したものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋又は償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋又は償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

59　鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十五条の三第七項に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき同法第二条第九号の二に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する家屋又は償却資産で総務省令で定めるもののうち、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて取得したものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋又は償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋又は償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

60　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第　　号）第二条第三項に規定するバイオ燃料製造業者が、同法の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に、同法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

61　公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する土地及び家屋で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十一年度分及び平成二十二年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第四十三項」を「前条第三十九項」に改め、同項第一号中「（昭和六十一年法律第八十七号）」を削り、「新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律」の下に「（平成三年法律第四十五号）」を加え、同条第二項中「第三十二項、前条第四十三項」を「第二十八項、前条第三十九項」に改める。

附則第十五条の四の見出しを「（固定資産税の課税標準に係る課税明細書の記載事項の特例）」に改める。

附則第十六条の見出しを「（新築された住宅に対する固定資産税の減額）」に改め、同条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「この項、次項、第五項及び第八項」を「この条、次条、附則第十五条の八第三項及び附則第十五条の九第一項」に、「第三項又は第五項から第七項まで」を「次条第一項若しくは第二項又は附則第十五条の八第一項若しくは第三項から第五項まで」に改め、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「地上階数をいう。次項」を「地上階数をいう。附則第十五条の八第一項」に、「有するものをいう。次項」を「有するものをいう。次条第二項及び附則第十五条の八第一項」に、「次項又は第五項から第七項まで」を「次条第一項若しくは第二項又は附則第十五条の八第一項若しくは第三項から第五項まで」に改め、同条第三項から第十六項までを削り、同条を附則第十五条の六とし、同条の次に次の四条を加える。

（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額）

第十五条の七　市町村は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に新築された同法第十条第二号に規定する認定長期優良住宅（以下この条において「認定長期優良住宅」という。）である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次項又は次条第一項若しくは第三項から第五項までの規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2　市町村は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に新築された認定長期優良住

宅のうち中高層耐火建築物である住宅で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条第一項、第三項又は第五項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から七年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

3　前二項の規定は、認定長期優良住宅の所有者から、当該認定長期優良住宅が新築された日から当該認定長期優良住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の一月三十一日までの間に、総務省令で定める書類を添付して、当該認定長期優良住宅につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

4　市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る認定長期優良住宅につき第一項又は第二項の規定を適用することができる。

（特定市街化区域農地であつた土地の上に新築された貸家住宅等に対する固定資産税の減額）

第十五条の八　市町村は、特定市街化区域農地（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百二号）第二条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）の所有者若しくは特定市街化区域農地について耕作の事業に供するための農地法第二条第七項第二号イに規定する使用収益権を有する者（これらの者の相続人を含む。以下この項及び次項において「特定市街化区域農地の所有者等」という。）又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合が、当該特定市街化区域農地につき同法第四条第一項第五号又は第五条第一項第三号の届出（次項において「転用の届出」という。）がされた後、当該土地の上に、又は当該土地及びこれに隣接する土地にわたつて第一種中高層耐火建築物（中高層耐火建築物のうち地上階数四以上を有するものをいう。以下この項において同じ。）又は第二種中高層耐火建築物（中高層耐火建築物のうち地上階数三を有するものをいう。以下この項において同じ。）である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）で政令で定めるものを平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新築し、かつ、現に貸家の用に供している場合（政令で定める場合を除く。）における当該貸家住宅に対してその者に課する固定資産税については、当該貸家住宅の敷地の用に供する土地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われたものであることにつき市町村長が政令で定めるところにより認めたときは、第一種中高層耐火建築物である貸家住宅にあつては当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税に限り、その者の当該貸家住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る貸家住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅（専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の三分の二に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2　市町村は、特定市街化区域農地の所有者等又は特定市街化区域農地の所有者等のみで設ける農住組合（以下この項において「特定市街化区域農地の関係者」という。）が、当該特定市街化区域農地につき転用の届出がされた後、当該土地（以下この項において「旧農地」という。）又は当該旧農地及びこれに隣接する土地にわたつて貸家住宅で政令で定めるものを平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新築し、かつ、現に貸家の用に供している場合（政令で定める場合を除く。）における当該貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち当該旧農地に対して特定市街化区域農地の関係者に課する固定資産税については、当該貸家住宅の敷地の用に供する土地が良好な居住環境の整備のための公共施設の整備が行われたものであることにつき市町村長が政令で定めるところにより認めたときは、当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、特定市街化区域農地の関係者の当該旧農地に係る固定資産税額（当該

旧農地の一部が第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地に該当し、又は当該貸家住宅が専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅である場合には、当該旧農地のうちこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（「六分の一に相当する額を当該旧農地に係る固定資産税額から減額するものとする。

3　市町村は、平成十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新築された都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物に該当する家屋の一部である同条第八号に規定する施設建築物の一部が同法による市街地再開発事業（同条第一号に規定する第一種市街地再開発事業若しくは第二種市街地再開発事業の施行区域内又は同法第七条第一項に規定する市街地再開発促進区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第七十三条第一項第三号又は第百十八条の七第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同法第七十三条第一項第二号又は第百十八条の七第一項第二号に掲げる者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、第一項の規定の適用がある場合を除き、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

4　附則第十五条の六第二項の規定は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に新築された同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅で政令で定めるもの（前条第二項の規定又は第一項、前項若しくは次項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、附則第十五条の六第二項中「二分の一」とあるのは、「三分の二」と読み替えるものとする。

5　第三項の規定は、平成十六年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百十七条第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（同法第百十七条第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、第三項中「従前の権利者」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者」と読み替えるものとする。

（耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額）

第十五条の九　市町村は、昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅のうち平成十八年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間に政令で定める耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われたもので政令で定める基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項から第三項までにおいて「耐震基準適合住宅」という。）に対して課する固定資産税については、当該耐震改修が平成十八年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該耐震改修が完了した日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から三年度分、当該耐震改修が平成二十二年一月一日から平成二十四年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二年度分、当該耐震改修が平成二十五年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間に完了した場合にあつては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する耐震基準適合住宅その他の政令で定める耐震基準適合住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

2　前項の規定は、耐震基準適合住宅に係る固定資産税の納税義務者から、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該耐震基準適合住宅につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされ

た場合に限り、適用するものとする。

3　市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る耐震基準適合住宅につき第一項の規定を適用することができる。

4　市町村は、平成十九年一月一日以前から所在する住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。）のうち、人の居住の用に供する部分（貸家の用に供する部分を除く。以下この条において「特定居住用部分」という。）において同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に高齢者、障害者その他の政令で定める者（以下この項、次項及び第八項において「高齢者等」という。）の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する改修工事で政令で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「居住安全改修工事」という。）が行われたもの（第八項において「改修住宅」という。）であつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項、第六項及び第七項において「高齢者等居住改修住宅」という。）に対して課する固定資産税については、附則第十五条の六第一項若しくは第二項、附則第十五条の七第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第一項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該居住安全改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額（第九項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅その他の政令で定める高齢者等居住改修住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の一に相当する額を当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

5　市町村は、平成十九年一月一日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるもののうち、特定居住用部分において同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に居住安全改修工事が行われたもの（第八項において「改修専有部分」という。）であつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項から第七項までにおいて「高齢者等居住改修専有部分」という。）の区分所有者が当該高齢者等居住改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して附則第十五条の六第一項若しくは第二項、附則第十五条の七第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第一項の規定の適用がある場合又は当該高齢者等居住改修専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、第三百五十二条第一項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額（第十項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修専有部分その他の政令で定める高齢者等居住改修専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の一に相当する額を同条第一項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額するものとする。

6　前二項の規定は、高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る固定資産税の納税義務者から、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事が完了した日から三月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

7　市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分につき第四項又は第五項の規定を適用することができる。

8　第四項又は第五項の場合において、改修住宅又は改修専有部分の特定居住用部分に高齢者等が居住しているかどうかの判定は、第六項の申告書が提出された時の現況による。

9　市町村は、平成二十年一月一日以前から所在する住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。）のうち、特定居住用部分において同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事で政令で定めるもの（以下この項から第十一項までにおいて「熱損失防止改修工事」という。）が行われたもの（以下この項、第十一項及び第十二項において「熱損失防止改修住宅」という。）に対して課する固定資産税については、附則第十五条の六第一項若しくは第二項、附則第十五条の七第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第一項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該熱損失防止改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額（第四項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修住宅その他の政令で定める熱損失防止改修住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る

税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の一に相当する額を当該熱損失防止改修住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

10　市町村は、平成二十年一月一日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるもののうち、特定居住用部分において同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われたもの（以下この条において「熱損失防止改修専有部分」という。）の区分所有者が当該熱損失防止改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して附則第十五条の六第一項若しくは第二項、附則第十五条の七第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第一項の規定の適用がある場合又は当該熱損失防止改修専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、第三百五十二条第一項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額（第五項の規定の適用がある場合にあつては同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する熱損失防止改修専有部分その他の政令で定める熱損失防止改修専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の一に相当する額を同条第一項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額するものとする。

11　前二項の規定は、熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に係る固定資産税の納税義務者から、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から三月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該熱損失防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部分につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

12　市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分につき第九項又は第十項の規定を適用することができる。

（固定資産税の税額に係る課税明細書の記載事項の特例）

第十六条　市町村は、第三百六十四条第三項若しくは第四項又は附則第十五条の四に定めるもののほか、附則第十五条の六から前条までの規定の適用を受ける土地又は家屋については、これらの規定により減額する税額を固定資産税の課税明細書に記載しなければならない。

附則第十六条の二第十項、第十一項及び第十三項中「前条（第四項を除く。）」を「附則第十五条の六から第十五条の九まで」に、「同条の規定」を「これらの規定」に改め、同条第十五項を同条第十九項とし、同条第十四項の次に次の四項を加える。

15　市町村は、平成十九年能登半島地震による災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年三月二十五日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成十九年三月二十五日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

16　平成十九年能登半島地震による災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年三月二十五日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当

該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

17　市町村は、平成十九年新潟県中越沖地震による災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年七月十六日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成十九年七月十六日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

18　平成十九年新潟県中越沖地震による災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年七月十六日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

附則第十七条第六号イの表⑵中「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該土地が平成十九年度分の固定資産税について」を「当該土地が平成十九年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十年改正前の地方税法」という。）」に改め、同号ロの表⑵中「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「平成十九年度分の固定資産税について平成二十年改正前の地方税法」に改める。

附則第十七条の二第五項の表及び第六項の表中「から第二十八項まで、第三十三項、第三十七項及び第三十八項」を「、第二十四項、第二十九項、第三十二項及び第三十三項」に、「第三十一項」を「第二十七項」に、「附則第十五条第十四項、第十五項、第三十四項、第四十七項、第五十五項及び第五十七項並びに」を「附則第十五条第十三項、第三十項、第四十三項、第五十一項及び第五十三項、」に改める。

附則第十七条の三第九項の表中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十項」に改める。

附則第十八条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ並びに第二十五条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十九条の五第一項中「本条」を「この条」に、「本項」を「この項」に改め、同条第十八項中「附則第十六条第四項」を「附則第十五条の八第二項」に改める。

附則第二十九条の六第一項の表第一号及び第三号中「本項」を「この項」に改め、同条第三項及び第四項中「附則第十六条第四項」を「附則第十五条の八第二項」に改める。

附則第三十一条の三の二第一項及び第三十一条の三の三第一項中「から第二十五号の二まで」を「、第二十五号及び第二十五号の二」に、「もの及び」を「もの並びに」に改める。

附則第三十二条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第六項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第八項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第十一項及び第十二項を次のように改める。

11　次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第三項から第五項まで、第七項、第八項又は前項の規定の適用がある場

合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一　車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

二　車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

三　車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で総務省令で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

12　特定基準適合車であり、かつ、前項第一号又は第二号に掲げる軽油自動車である自動車の取得に対する第十項の規定の適用については、同項中「百分の一・二」とあるのは、「百分の二」とする。

附則第三十二条の二第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条の三から第三十二条の六までを次のように改める。

（狩猟税の税率の特例）

第三十二条の三　平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。

一　対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第九条第五項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

二　前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

第三十二条の四から第三十二条の六まで　削除

附則第三十二条の七第四項中「平成十九年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に、「平成十九年分」を「平成二十一年分」に改める。

附則第三十二条の八第一項中「特定農産加工業経営改善臨時措置法」の下に「（平成元年法律第六十五号）」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「平成二十年分」を「平成二十一年分」に、「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

附則第三十三条の二を次のように改める。

（上場株式等に係る配当所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十三条の二　道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（第三項第三号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第五条第一項の規定は、適用しない。

2　道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3　第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二十三条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項、第三十七条、附則第四条第四項並びに附則第四条の二第四項の規定の適用については、第二十

三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

二　道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第八条の四第三項第二号の規定により適用されるところによる。

三　第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

四　第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同条第二項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額及び附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額」とする。

五　附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

六　前各号に定めるもののほか、第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5　市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三百十三条第十三項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第七項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第五条第三項の規定は、適用しない。

6　市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

7　第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号ロ、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項、第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項、第三百十四条の六、附則第四条第十項並びに附則第四条の二第十項の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額並びに附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

二　市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第八条の四第三項第二号の規定により適用されるところによる。

三　第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額、附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

四　第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割

の額」と、第三百十四条の七第一項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第三項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」とする。

五　附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

六　前各号に定めるもののほか、第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他第五項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8　前項に定めるもののほか、第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十三条の三第三項第四号中「第三十七条の三」を「第三十七条の四」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項」に、「これらの規定」を「第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項に改め、「の所得割の額」と」の下に「、第三十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と」を加え、同条第七項第四号中「、第三百十四条の七」を「から第三百十四条の八まで」に、「第三百十四条の八第一項」を「第三百十四条の九第一項」に、「及び附則第五条の四第六項」を「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の五第一項」に、「これらの規定」を「第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と」を加える。

附則第三十四条第三項第四号中「第三十七条の三」を「第三十七条の四」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項」に、「これらの規定」を「第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と」を加える。

附則第三十五条第四項第四号中「第三十七条の三」を「第三十七条の四」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項」に、「これらの規定」を「第三百十四条の七」を「から第三百十四条の八まで」に、「第三百十四条の九第一項」を「、及び附則第五条の四第六項」に改め、「の所得割の額」と」の下に「、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と」を加える。

附則第三十五条第四項第四号中「第三十七条の三」を「第三十七条の四」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項」に、「これらの規定」を「第三百十四条の七」を「から第三百十四条の八まで」に、「第三百十四条の九第一項」を「、及び附則第五条の四第六項」に改め、「の所得割の額」と」の下に「、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と」を加える。

額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と」を加え、同条第八項第四号中「、第三百十四条の七」を「から第三百十四条の八まで」に、「第三百十四条の八第一項」を「第三百十四条の九第一項」に、「及び附則第五条の四第六項」を「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の五第二項」に、「これらの規定」を「第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の八、第三百十四条の七第一項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項」に改め、「の所得割の額」との下に「、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と」を加える。

附則第三十五条の二第一項中「及び附則第三十五条の二の三第一項」を削り、同条第二項中「及び」を「並びに」に改め、「第三十七条の十第四項」の下に「並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項」を加え、「支払われる」を「交付を受ける」に、「同項の規定により同条第一項」を「これらの規定により同法第三十七条の十第一項」に改め、同条第五項第四号中「第三十七条の三」を「第三十七条の四」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項」に、「これらの規定」を「第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、第三十七条の二第一項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項」に改め、「の所得割の額」との下に「、第三十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と」を加え、同条第六項中「及び附則第三十五条の二の三第四項」を削り、同条第七項中「及び」を「並びに」に改め、「第三十七条の十第四項」の下に「並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項」を加え、「支払われる」を「交付を受ける」に、「同項の規定により同法第三十七条の十第一項」を「これらの規定により同法第三十七条の十第一項」に改め、同条第十項第四号中「、第三百十四条の七」を「から第三百十四条の八まで」に、「第三百十四条の八第一項」を「第三百十四条の九第一項」に、「及び附則第五条の四第六項及び附則第五条の五第二項」を「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の五第二項」に、「これらの規定」を「第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、第三百十四条の八、第三百十四条の七第一項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項」に改め、「の所得割の額」との下に「、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と」を加え、同条第八項中「及び附則第三十五条の二の三第四項」を削り、同条第九項中「及び」を「並びに」に改め、「第三十七条の十第四項」の下に「並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項」を加え、「支払われる」を「交付を受ける」に、「同項の規定により同法第三十七条の十第一項」を「これらの規定により同法第三十七条の十第一項」に改め、同条第十項第四号中「、第三百十四条の七」を「から第三百十四条の八まで」に、「第三百十四条の八第一項」を「第三百十四条の九第一項」に、「及び附則第五条の四第六項及び附則第五条の五第二項」を「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の五第二項」に、「これらの規定」を「第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、第三百十四条の八、第三百十四条の七第一項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項」に改め、「の所得割の額」との下に「、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と」を加え、同条第十一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第六項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二の三第四項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と」を加える。

附則第三十五条の二の二第一項中「並びに次条第一項及び第四項」を削り、同条第二項中「第六項において「特定管理口座」という。」を「以下この項及び第六項において「特定管理口座」という。）に係る同条第一項に規定する振替口座簿（第六項及び附則第三十五条の二の四第一項において「振替口座簿」という。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座」に改め、「、次条第一項及び第四項」を削り、同条第六項中「特定管理口座に」の下に「係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に」を加える。

附則第三十五条の二の三を次のように改める。

第三十五条の二の三　削除

附則第三十五条の二の四第一項中「同条第一項に規定する」を削り、「委託がされている」の下に「同条第二項に規定する」を加え、同条第二項中「信用取引（金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。）又は発行日取引（所得税法第二条第一項第十七号に規定する有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて総務省令で定める取引をいう。）」を「租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等」に、「租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第三号」を「同条第三項第三号」に、「上場株式等の信用取引等」を「同条第二項に規定する上場株式等の信用取引等」に、「同条第二項」を「同項」に改め、同条第五項中「上場株式等の信用取引等」を「同条第二項に規定する上場株式等の信用取引等」に改める。

附則第三十五条の二の五を次のように改める。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算及び特別徴収等の特例）

第三十五条の二の五　道府県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、政令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。第七項において同じ。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2　租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座」という。）が開設されている第七十一条の三十一第一項に規定する特別徴収義務者が、源泉徴収選択口座内配当等につき、同条第二項の規定に基づき道府県民税の配当割を徴収する場合における第二十四条第一項第六号並びに第七

十一条の三十一第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」と、同項中「属する月の翌月十日」とあるのは「属する年の翌年一月十日（政令で定める日）」とする。

3　前項の特別徴収義務者が道府県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額は、政令で定めるところにより、その年中に交付をした源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から当該各号に掲げる金額の合計額を控除した残額を当該源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして第七十一条の二十八の規定を適用して計算した金額とする。

一　その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る前条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

二　その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された第二十四条第一項第七号に規定する差金決済に係る前条第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

4　前項の場合において、当該道府県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に同項の特別徴収義務者が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に第七十一条の三十一第二項の規定により既に徴収した道府県民税の配当割の額が前項の規定を適用して計算した道府県民税の配当割の額を超えるときは、当該特別徴収義務者は、当該納税義務者に対し、当該超える部分の金額に相当する配当割を還付しなければならない。

5　道府県民税の所得割の納税義務者が第三十二条第十三項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

6　前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　市町村民税の所得割の納税義務者が支払を受ける源泉徴収選択口座内配当等については、政令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

8　市町村民税の所得割の納税義務者が第三百十三条第十三項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

9　前項に定めるもののほか、第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の二の六の見出し中「譲渡損失の」の下に「損益通算及び」を加え、同条第十二項中「第七項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十一項中「第七項の」を「第十五項の」に、「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第十一項」に、「附則第三十五条の二の六第十項」を「附則第三十五条の二の六第十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十項中「第七項の」を「第十五項の」に、「附則第三十五条の二の六第八項」を「附則第三十五条の二の六第十六項」に、「同条第七項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第九項を削り、同条第八項中「のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。）」を削り、「金額を」を「金額（第十一項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）を」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17　第十五項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第五項、第六項及び第八項並びに附則第三十五条の二第六項から第九項までの規定の適用については、附則第三十三条の二第五項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第三十五条の二第六項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

附則第三十五条の二の六第七項中「第十項」を「第十八項」に、「を限度として」を「及び附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として」に、「の計算上」を「及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第六項を同条第十項とし、同項の次に次の四項を加える。

11　市町村民税の所得割の納税義務者の平成二十二年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百十七条の二第一項の規定による申告書を提出した場合（市町村長において

やむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）に限り、附則第三十五条の二第六項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

12　前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該市町村民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。第十六項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

13　第十一項の市町村民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに前条第三項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第三百十三条第十三項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

14　第十一項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第五項から第八項までの規定の適用については、同条第五項中「配当所得の金額（以下」とあるのは、「配当所得の金額（附則第三十五条の二の六第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

附則第三十五条の二の六第五項中「第一項の規定の適用」を「第五項の規定の適用」に、「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第十一項」に、「附則第三十五条の二の六第四項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第一項の規定」を「第五項の規定」に、「附則第三十五条の二の六第二項」を「附則第三十五条の二の六第六項」に、「同条第一項に」を「同条第五項に」に、「同条第十項」を「同条第十八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。）」を削り、「金額を」を「金額（第一項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）を」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第五項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第一項、第二項及び第四項並びに附則第三十五条の二第一項から第四項までの規定の適用については、附則第三十三条の二第一項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第三十五条の二第一項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

附則第三十五条の二の六第一項中「第四項に」を「第八項に」に、「を限度として」を「及び附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として」に、「の計算上」を「及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上」に改め、同項を同条第五項とし、同条に第一項から第四項までとして次の四項を加える。

道府県民税の所得割の納税義務者の平成二十二年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）に限り、附則第三十五条の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2　前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該道府県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。第六項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3　第一項の道府県民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに前条第三項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第三十二条第十三項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選

択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

4　第一項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第一項から第四項までの規定の適用については、同条第一項中「配当所得の金額（以下」とあるのは、「配当所得の金額（附則第三十五条の二の六第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

附則第三十五条の三第一項中「、第八項及び第十一項」を「及び第九項」に、「、第四項及び第八項」を「及び第四項」に、「第十一項及び第十四項」を「第九項及び第十二項」に、「第十項」を「第八項」に改め、同条第二項中「、第九項において同じ」を削り、同条第五項を次のように改める。

5　第三項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第一項から第四項までの規定の適用については、同条第一項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

附則第三十五条の三第六項中「同条第十六項」を「同条第十四項」に改め、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者がこれらの株式を譲渡した場合における特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算の特例」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第十三項、第十四項及び第十八項」を「第十一項及び第十二項」に、「第二十項」を「第十六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「。第十九項において同じ」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第十六項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　第十一項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第六項から第九項までの規定の適用については、同条第六項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

附則第三十五条の三第十五項を削り、同条第十六項中「第十三項の」を「第十一項の」に、「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十二項」に、「同条第十三項」を「同条第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第十三項」を「第十一項」に、「附則第三十五条の三第十六項」を「附則第三十五条の三第十四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項及び第十九項を削り、同条第二十項中「第十一項」を「第九項」に、「第十四項」を「第十二項」に改め、「、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者がこれらの株式を譲渡した場合における特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算の特例」を削り、「第十三項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十六項とする。

附則第三十五条の三の二を削る。

附則第三十五条の四第二項第四号中「第三十七条の三」を「第三十七条の四」に、「及び附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項」に、「これらの規定」を「第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と」を加え、同条第二項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と」を加え、同条第五項第四号中「、第三百十四条の七」を「から第三百十四条の八まで」に、「第三百十四条の八第一項」を「第三百十四条の九第一項」に、「及び附則第五条の四第六項」を「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の五第二項」に、「これらの規定」を「第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項に改め、「の所得割の額」と」の下に「、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第二項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と」を加える。

附則第三十五条の五第一項中「被保険者」の下に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「（以下この条から附則第三十五条の五の三までにおいて「公的年金等所得」という。）」を削り、「同法第三十五条第四項」を「同条第四項」に改め、「。以下この条から附則第三十五条の五の三までにおいて「特定公的年金等控除額」という」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

附則第三十五条の五の二及び第三十五条の五の三を削る。

附則第三十五条の六中「被保険者」の下に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「本条」を「この条」に改め、同条を附則第三十五条の七とし、同条の前に次の一条を加える。

（上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十五条の六　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を有する場合における第七百三条の四第六項から第八項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、これらの規定（第七百三条の四第七項を除く。）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、

同条第八項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」とする。

附則第三十六条中「被保険者」の下に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「本条」を「この条」に改める。

附則第三十八条中「同条第十項及び第十一項中「を被保険者」とあるのは「を一般被保険者」と」を「同条第十項中「を被保険者」とあるのは「を一般被保険者」と、同条第十一項中「被保険者が属する」とあるのは「一般被保険者が属する」と」に改める。

附則第四十条第一項中「民法第三十四条の財団法人」を「公益財団法人」に改め、同条に次の一項を加える。

3　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の規定により全国健康保険協会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則に次の一条を加える。

（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例）

第四十一条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この条において「整備法」という。）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項（整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第五項まで及び第九項において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第二十四条第四項、第二十五条第一項第二号及び第二項、第二百九十四条第六項並びに第二百九十六条第一項第二号及び第二項の規定を適用する。

2　整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人（以下この条において「非営利型法人」という。）に該当するものに限る。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第七十二条の二第一項、第七十二条の五の二、第七十二条の六、第七十二条の十三第六項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第二十七項及び第二十九項、第七十二条の二十四の八、第七十二条の二十六第一項及び第九項並びに第七十二条の三十一第五項の規定を適用する。

3　整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの（第十一項において「特定一般社団法人」という。）については公益社団法人とみなし、整備法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの（第十一項において「特定一般財団法人」という。）については公益財団法人とみなして、第七十三条の四第一項第三号及び第七号、第七十三条の二十七の八、第三百四十八条第二項第九号、第十二号及び第二十六号並びに第七項、附則第十一条第三十二項、附則第十五条第十三項並びに前条第一項の規定を適用する。

4　整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人及び認可取消財団法人を除く。）については、所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、第二十五条の二第二項の規定を適用する。

5　整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。）については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第二十四条第五項、第五十二条第一項及び第二項第三号、第五十三条第二十四項及び第三十三項、第二百九十四条第七項、第三百十二条第一項及び第三項第三号、第三百二十一条の八第二十四項並びに第七百一条の三十四第二項の規定を適用する。

6　平成二十年十一月三十日において現に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）第二条の規定による改正前の法人税法別表第二第二号の指定を受けている外国法人（以下この条において「外国公益法人等」という。）については、平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分の法人の道府県民税に限り、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第二十四条第五項、第五十三条第二十四項及び第三十三項の規定を適用する。

7　外国公益法人等については、平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分の法人の市町村民税に限り、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第二百九十四条第七項、第三百十二条第一項及び第三項第三号並びに第三百二十一条の八第二十四項の規定を適用する。

8　外国公益法人等については、平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分の事業に対して課する事業所税に限り、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第七百一条の三十四第二項の規定を適用する。

9　整備法第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第五十二条第一項、第七十二条の二第一項及び第三百十二条第一項の規定を適用する。

10　整備法第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第五十二条第一項、第七十二条の二第一項、第七十二条の五第一項及び第三項並びに第三百十二条第一項の規定を適用する。

11　市町村は、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、移行一般社団法人等（整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する整備法第百六条第一項の登記（以下この項において「設立登記」という。）をしたものをいう。以下この項において同じ。）に係る次に掲げる固定資産（当該移行一般社団法人等に係る設立登記の日の前日において第三項の規定により特定一般社団法人又は特定一般財団法人を公益社団法人又は公益財団法人とみなして適用する第三百四十八条第二項第九号、第十二号又は第二十六号の規定の適用があつたものに限る。）に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。

一　移行一般社団法人等がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産

二　移行一般社団法人等がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産

三　移行一般社団法人等がその設置する図書館において直接その用に供する固定資産

四　移行一般社団法人等がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する固定資産

五　移行一般社団法人等で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるもの

六　移行一般社団法人等で学生又は生徒の修学を援助することを目的とするものがその目的のため設置する寄宿舎で政令で定めるものにおいて直接その用に供する家屋

12　前項の規定の適用を受ける土地又は家屋に係る第四百十五条第一項の規定の適用については、同項中「第三百四十八条」とあるのは「第三百四十八条又は附則第四十一条第十一項」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

（地方道路譲与税法の一部改正）

第二条　地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一般国道」の下に「、高速自動車国道」を加える。

第九条中「道路法第十三条第二項又は第十七条第一項に規定する」を「一般国道、高速自動車国道又は都道府県道の」に改める。

（石油ガス譲与税法の一部改正）

第三条　石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一般国道」の下に「、高速自動車国道」を加える。

第八条中「道路法第十三条第二項又は第十七条第一項に規定する」を「一般国道、高速自動車国道又は都道府県道の」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第二十五条第一項第二号の改正規定（「国民健康保険団体連合会」の下に「、全国健康保険協会」を加える部分に限る。）、同法第七十二条の五第一項第五号の改正規定、同法第二百九十六条第一項第二号の改正規定（「国民健康保険団体連合会」の下に「、全国健康保険協会」を加える部分に限る。）及び同法第三百四十八条第四項の改正規定（「及び中央会」の下に「、全国健康保険協会」を加える部分に限る。）並びに同法附則第四十条に一項を加える改正規定　平成二十年十月一日

二　第一条中地方税法第二十三条第一項第十五号及び第十六号、第二十四条第一項第七号並びに第七十一条の五十一第三項の改正規定並びに同法附則第五条の二及び第五条の三の改正規定並びに同法附則第三十五条の三の二を削る改正規定並びに附則第三条第四項から第六項までの規定、附則第二十九条の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第九項並びに第三条の二の二第一項、第六項及び第十二項の改正規定に限る。）及び附則第三十条第一項から第四項までの規定　平成二十一年一月一日

三　第一条中地方税法第十四条の九第二項第五号、第三十四条及び第三十七条の三の改正規定、同条を同法第三十七条の四とする改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同条を同法第三十七条の三とする改正規定、同法第三十七条の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条、第四十五条の二、第四十七条第一項第五号、第七十一条の八、第三百十四条の二及び第三百十四条の八の改正規定、同条を同法第三百十四条の九とする改正規定、同法第三百十四条の七の改正規定、同条を同法第三百十四条の八とする改正規定、同法第三百十四条の六の次に一条を加える改正規定、同法第三百十七条の二第一項及び第三項、第三百十九条、第三百十九条の二並びに第三百二十一条の三から第三百二十一条の七までの改正規定、同条の次に九条を加える改正規定並びに同法第三百二十四条、第三百二十六条第一項及び第五百八十六条第二項第五号の三の改正規定並びに同法附則第三条の二の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第三条の三、第五条並びに第五条の四第二項及び第七項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第六条第二項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の

当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。）、同条第六項の改正規定、同法附則第三十三条の三、第三十四条、第三十五条並びに第三十五条の二第五項第四号及び第十項第四号の改正規定、同法附則第三十五条の二の二第二項の改正規定（「、次条第一項及び第四項」を削る部分を除く。）、同条第六項の改正規定、同法附則第三十五条の二の四第一項の改正規定（「同条第一項に規定する」を削る部分に限る。）並びに同法附則第三十五条の四の改正規定並びに附則第三条第七項から第十項まで及び第八条第四項から第八項までの規定並びに附則第二十九条の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第五項第五号、第八項第五号、第九項、第十一項第五号、第十四項第五号及び第十五項の改正規定に限る。）　平成二十一年四月一日

四　第一条中地方税法第七十一条の三十一の改正規定並びに同法附則第六条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同法附則第三十五条の二の四第一項の改正規定（「同条第一項に規定する」を削る部分に限る。）並びに同法附則第三十五条の四の改正規定並びに附則第三条第七項から第十項まで及び第八条第四項から第八項までの規定並びに附則第二十九条の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第五項第五号、第八項第五号、第九項、第十一項第五号、第十四項第五号及び第十五項の改正規定に限る。）　平成二十一年四月一日

五　第一条中地方税法附則第五条の四第一項第二号及び第六項第二号、第三十五条の二第一項及び第六項並びに第三十五条の二の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「、次条第一項及び第四項」を削る部分に限る。）、同法附則第三十五条の二の三の改正規定、同法附則第三十五条の二の四第一項の改正規定（「同条第一項に規定する」を削る部分を除く。）並びに同条第二項及び第五項の改正規定並びに附則第三条第二十一項から第二十六項まで、第八条第十八項から第二十三項まで及び第二十二条の規定　平成二十二年四月一日

六　第一条中地方税法第十一条の二の改正規定、同法第二十四条第五項の改正規定（「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に改める部分に限る。）、同法第二十五条第一項第二号の改正規定（「国民健康保険団体連合会」の下に「、全国健康保険協会」を加える部分を除く。）、同法第二十五条の二第二項、第七十二条の二第一項第一号ロ及び第七十二条の四第一項第二号の改正規定、同項第五号を削る改正規定、同法第七十二条の五第一項の改正規定（同項第二号の改正規定（「日本赤十字社」の下に「、医療法人（医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人に限る。）」を加える部分に限る。）並びに同項第五号及び第十二号の改正規定を除く。）、同法第七十三条の四第一項第三号及び第七号の改正規定、同法第七十三条の二十七の八の改正規定（同条第二項の改正規定（「当該民法第三十四条の法人」を「当該不動産取得税の納税義務者」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第二百九十四条第七項の改正規定（「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に改める部分に限る。）、同法第二百九十六条第一項第二号の改正規定（「国民健康保険団体連合会」の下に「、全国健康保険協会」を加える部分を除く。）、同法第三百四十八条第二項第九号、第十二号及び第二十六号の改正規定、同条第四項の改正規定（「、国家公務員法（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）による法人である国家公務員の団体、地方公務員法による法人である地方公務員の団体」を削る部分に限る。）、同条第七項の改正規定並びに同法第七百一条の三十四第二項の改正規定並びに同法附則第十一条に六項を加える改正規定（同条第三十四項に係る部分に限る。）、同法附則第十五条第十四項の改正規定（「民法第三十四条の財団法人」を「公益財団法人」に改める部分に限る。）、同条に八項を加える改正規定（同条第六十一項に係る部分に限る。）、同法附則第四十条第一項の改正規定及び同法附則に一条を加える改正規定並びに次条並びに附則第四条第三項、第五条第二項及び第三項、第六条第四項、第九条第三項、第十条第二項並びに第十六条第三項の規定

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）

七　第一条中地方税法第二十五条第一項第一号の改正規定、同法第七十二条の四第一項第三号の改正規定（「地方住宅供給公社」を「日本年金機構、地方住宅供給公社」に改める部分に限る。）、同法第七十三条の三第一項、第百四十六条第一項及び第二百九十六条第一項第一号の改正規定、同法第三百四十八条第六項の改正規定（「国立大学法人等以外の者が使用しているものその他の政令で定めるもの」を「国立大学法人等以外の者が使用しているもの」に改める部分を除く。）並びに同法第四百四十三条第一項、第六百九十九条の四第一項及び第七百二条の二第一項の改正規定　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日

八　第一条中地方税法第七十三条の二第十一項及び第七十三条の四第一項第一号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同法第七十三条の六第一項、第三百四十三条第六項及び第三百四十八条第二項第二号の改正規定並びに同項に一号を加える改正規定並びに同法附則第十条に三項を加える改正規定（同条第十一項に係る部分に限る。）及び同法附則第十四条の改正規定並びに附則第六条第三項の規定　独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第　　号）の施行の日

九　第一条中地方税法第三百四十八条第二項第二十九号の改正規定及び附則第十条第三項の規定　独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）の施行の日

十　第一条中地方税法附則第十条に三項を加える改正規定（同条第十二項に係る部分に限る。）及び同法附則第十五条に八項を加える改正規定（同条第五十九項に係る部分に限る。）　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）の施行の日

十一　第一条中地方税法附則第十一条に六項を加える改正規定（同条第三十二項に係る部分に限る。）及び附則第六条第五項の規定　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第　　号）の施行の日

十二　第一条中地方税法附則第十一条に六項を加える改正規定（同条第三十三項に係る部分に限る。）及び同法附則第十六条を同法附則第十五条の六とし、同条の次に四条を加える改正規定（同法附則第十五条の七に係る部分に限る。）　長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第　　号）の施行の日

十三　第一条中地方税法附則第十五条に八項を加える改正規定（同条第六十項に係る部分に限る。）　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第　　号）の施行の日

（第二次納税義務に関する経過措置）

第二条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第一条の規定による廃止前の中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定による無限責任中間法人（整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人を含む。）に係る第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第十一条の二の規定による第二次納税義務については、なお従前の例による。

（個人の道府県民税に関する経過措置）

第三条　別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧法附則第三十五条の三第八項の道府県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第九項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第八項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）の施行の日の前日」と、「租税特別措置法第三十七条の十一第一項第一号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」とする。

3　施行日から平成二十二年三月三十一日までの間における新法附則第三十五条の三第五項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「並びに附則第三十五条の二の三第一項及び第二項の規定の適用について」と、「同条第一項」とあるのは「附則第三十五条の二第一項」と、「とする」とあるのは「と、附則第三十五条の二の三第一項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第一項前段」とあるのは「附則第三十五条の二第一項前段」とする」とする。

4　平成二十一年一月一日前に支払を受けるべき旧法附則第五条の三に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

5　平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る新法第七十一条の二十八の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

6　平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に行われる新法第七十一条の五十一第二項に規定する対象譲渡等に係る新法第七十一条の四十九及び第七十一条の五十一第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

7　新法第三十七条の二及び附則第五条の五第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が平成二十年一月一日以後に支出する新法第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

8　平成二十一年度から平成二十六年度までの各年度分の個人の道府県民税についての新法第三十七条の二の規定の適用については、同条第一項第三号中「第四十一条の十八の三」とあるのは、「第四十一条の十八の三並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

9　新法附則第三条の二の四第一項及び第三項の規定は、租税特別措置法第四十条第二項又は第三項の規定による同条第一項後段の承認の取消しが平成二十年十二月一日以後にされる場合について適用する。

10　平成二十一年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新法附則第五条の五第一項の規定の適用については、同項中「附則第三十三条の二第一項、附則第三十三条の三第一項」とあるのは「附則第三十三条の三第一項」と、同項第五号中「附則第三十三条の二第一項、附則第三十四条第一項」とあるのは「附則第三十四条第一項」とする。

11　新法附則第六条第一項及び第二項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、旧法附則第六条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

12　道府県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する道府県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一　上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合　当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する金額

二　上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合　次に掲げる金額の合計額

イ　一万二千円

ロ　当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

13　前項の規定の適用がある場合における新法附則第三十三条の二第三項の規定の適用については、同項第一号中「附則第三十三条の二第一項」とあるのは、「附則第三十三条の二第一項（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）附則第三条第十二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」とする。

14　新法附則第三十五条の二の六第一項又は第五項の規定の適用がある場合における第十二項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新法附則第三十五条の二の六第四項又は第七項の規定により読み替えられた新法附則第三十三条の二第一項前段の規定により」とする。

15　新法附則第三十五条の二の五の規定は、平成二十二年一月一日以後に道府県民税の納税義務者が交付を受ける同条第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項、第十七項及び第十九項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。

16　新法附則第三十五条の二の五第二項の特別徴収義務者が道府県民税の配当割の納税義務者に対して平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び第十九項において「特例期間」という。）内に交付をする源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同条第二項に規定する源泉徴収選択口座をいう。次項及び第十九項において「源泉徴収選択口座」という。）につき次に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額は、同条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その年中に交付をした次項各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額として政令で定める金額を源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして新法第七十一条の二十八の規定を適用して計算した金額とする。

一　その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る新法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

二　その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された新法第二十四条第一項第七号に規定する差金決済に係る新法附則第三十五条の二の四第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

17　道府県民税の所得割の納税義務者が新法第三十二条第十三項の規定により特例期間内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、新法附則第三十五条の二の五第五項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

一　前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が一万円以下であるものとして政令で定めるもの（以下この項及び第十九項において「少額配当等」という。）　当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

二　前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び第十九項において「少額配当等以外の配当等」という。）　当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

18　新法附則第三十五条の二の六第一項から第十項までの規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の道府県民税に係る旧法附

則第三十五条の二の六第一項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

19　道府県民税の所得割の納税義務者が新法附則第三十五条の二の六第一項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに第十六項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、同条第三項の規定にかかわらず、新法第三十二条第十三項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

一　当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額　当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

二　当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額　当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

20　平成二十二年一月一日から同年三月三十一日までの間における新法附則第三十五条の二の六第七項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「並びに附則第三十五条の二の三第一項及び第二項の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第三十五条の二の三第一項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第一項前段」とあるのは「附則第三十五条の二第一項前段」とする」とする。

21　道府県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行った旧法附則第三十五条の二の三第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成二十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

22　道府県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に新法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新法附則第三十五条の二第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する道府県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

一　上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五条の二第五項の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が五百万円以下である場合　当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二に相当する金額

二　上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合　次に掲げる金額の合計額

イ　六万円

ロ　当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

23　前項の規定の適用がある場合における新法附則第三十五条の二第五項の規定の適用については、同項第一号中「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二第一項（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号。以下「平成二十年改正法」という。）附則第三条第二十二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、同項第三号中「これらの規定」とあるのは「第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）並びに第三十四条第一項及び第二項」と、「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「とする」とあるのは「と、同条第十二項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに平成二十年改正法附則第三条第二十二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする。

24　新法附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合における第二十二項の規定の適用については、同項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（新法附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第一項前段」とあるのは「新法附則第三十五条の二第一項前段」とする。

25　新法附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合における第二十二項の規定の適用については、同項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（新法附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第一項前段」とあるのは「新法附則第三十五条の二第一項前段」とする。

26　前三項に定めるもののほか、第二十二項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（法人の道府県民税に関する経過措置）

第四条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行

日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　旧法第二十四条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分までの法人の道府県民税の均等割については、なお従前の例による。

3　旧法第二十五条第一項第二号に規定する整備法第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号。以下「旧民法」という。）第三十四条の法人（収益事業を行わないものに限る。）に対して課する平成二十年度分までの法人の道府県民税の均等割については、なお従前の例による。

4　新法第五十二条の規定（同条第一項の表の第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成二十年度以後の年度分の法人の道府県民税の均等割について適用し、旧法第五十二条第二項第三号に掲げる公共法人等に対して課する平成十九年度分までの法人の道府県民税の均等割については、なお従前の例による。

5　施行日から附則第一条第六号に定める日の前日までの間における新法第五十二条第一項の規定の適用については、同項の表の第一号中

「

ハ　一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号う。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）に該当するものを除く。）	千万円以下であるもの
ニ　保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の（イからハまでに掲げる法人を除く。）	
ホ　資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表	

」

とあるのは、

「

ハ　保険業法に規定する相互会社以外の法人の（イ及びロに掲げる法人を除く。）	
ニ　資本金等の額を有する法人（法人税法別を行わないもの及びハに掲げる法人を除の額が千万円以下であるもの	

」

とする。

6　新法第五十五条の二又は第五十五条の四の規定は、施行日以後に新法第五十五条の二第一項又は第五十五条の四第一項の申請が行われる場合について適用する。

7　新法第五十五条の三又は第五十五条の五の規定は、施行日以後に新法第五十五条の二第一項又は第五十五条の四第一項の申立てが行われる場合について適用する。

（事業税に関する経過措置）

第五条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。）については、なお従前の例による。

2　附則第一条第六号に定める日前に開始した事業年度に係る旧法第七十二条の五第一項第二号に掲げる旧民法第三十四条の規定により設立した法人の事業税については、なお従前の例による。

3　附則第一条第六号に定める日の前日において現に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）第二条の規定による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二第二号に規定する法人に該当している外国法人の平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度に係る法人の事業税については、旧法第七十二条の五第一項第八号の規定は、なおその効力を有する。

4　新法第七十二条の十三第二十二項、第二十三項、第二十六項及び第二十七項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する事実が生ずる場合について適用する。

5　新法第七十二条の二十三第二項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた旧法第七十二条の二十三第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

6　新法第七十二条の三十九の二又は第七十二条の三十九の四の規定は、施行日以後に新法第七十二条の三十九の二第一項又は第七十二条の三十九の四第一項の申請が行われる場合について適用する。

7　新法第七十二条の三十九の三又は第七十二条の三十九の五の規定は、施行日以後に新法第七十二条の三十九の二第一項又は第七十二条の三十九の四第一項の申立てが行われる場合について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第六条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　施行日前にされた旧法第七十三条の二第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する政令で定める住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

3　附則第一条第八号に定める日前の旧法第七十三条の二第十一項、第七十三条の四第一項第一号及び第七十三条の六第一項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4　附則第一条第六号に定める日前の旧民法第三十四条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5　附則第一条第十一号に定める日から平成二十年十一月三十日までの間における新法附則第十一条第三十二項の規定の適用については、同項中「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは、「民法第三十四条の法人」とする。

（自動車税に関する経過措置）

第七条　新法の規定中自動車税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十九年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（個人の市町村民税に関する経過措置）

第八条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧法附則第三十五条の三第十八項の市町村民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第十九項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十八項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）の施行の日の前日」とする。

3　施行日から平成二十二年三月三十一日までの間における新法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「並びに附則第三十五条の二の三第四項及び第五項の規定の適用について」と、「同条第六項」とあるのは「附則第三十五条の二第六項」と、「とする」とあるのは「と、附則第三十五条の二の三第四項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第六項前段」とあるのは「附則第三十五条の二第六項前段」とする」とする。

4　新法第三百二十一条の七の二から第三百二十一条の七の十までの規定は、平成二十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

5　新法第三百十四条の七及び附則第五条の五第二項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成二十年一月一日以後に支出する新法第三百十四条の七第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

6　平成二十一年度から平成二十六年度までの各年度分の個人の市町村民税についての新法第三百十四条の七の規定の適用については、同条第一項第三号中「第四十一条の十八の三」とあるのは、「第四十一条の十八の三並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

7　新法附則第三条の二の四第二項及び第三項の規定は、租税特別措置法第四十条第二項又は第三項の規定による同条第一項後段の承認の取消しが平成二十年十二月一日以後にされる場合について適用する。

8　平成二十一年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新法附則第五条の五第二項の規定の適用については、同項中「附則第三十三条の二第五項、附則第三十三条の三第五項」とあるのは「附則第三十三条の三第五項」と、同項第五号中「附則第三十三条の二第五項、附則第三十四条第四項」とあるのは「附則第三十四条第四項」とする。

9　新法附則第六条第四項及び第五項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、旧法附則第六条第四項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

10　市町村民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市町村民税の所得割の額は、同条第五項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一　上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合　当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・八に相当する金額

二　上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合　次に掲げる金額の合計額

イ　一万八千円

ロ　当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の三に相当する金額

11　前項の規定の適用がある場合における新法附則第三十三条の二第七項の規定の適用については、同項第一号中「附則第三十三条の二第五項」とあるのは、「附則第三十三条の二第五項（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）附則第八条第十項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」とする。

12　新法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合における第十項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新法附則第三十五条の二の六第十四項又は第十七項の規定により読み替えられた新法附則第三十三条の二第五項前

段の規定により」とする。

13　新法附則第三十五条の二の五の規定は、平成二十二年一月一日以後に市町村民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第十六項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。

14　市町村民税の所得割の納税義務者が新法第三百十三条第十三項の規定により平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの期間（第十六項において「特例期間」という。）内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第十三項に規定する申告書を提出する場合には、新法附則第三十五条の二の五第八項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第十六項において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

一　前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が一万円以下であるものとして政令で定めるもの（以下この項及び第十六項において「少額配当等」という。）　当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

二　前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び第十六項において「少額配当等以外の配当等」という。）　当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

15　新法附則第三十五条の二の六第十一項から第二十項までの規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の市町村民税に係る旧法附則第三十五条の二の六第七項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

16　市町村民税の所得割の納税義務者が新法附則第三十五条の二の六第十一項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに附則第三条第十六項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、新法附則第三十五条の二の六第十三項の規定にかかわらず、新法第三百十三条第十三項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

一　当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額　当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

二　当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額　当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得

17　平成二十二年一月一日から同年三月三十一日までの間における新法附則第三十五条の二の六第十七項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「並びに附則第三十五条の二の三第四項及び第五項の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第三十五条の二の三第四項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第六項前段」とあるのは「附則第三十五条の二第六項前段」とする」とする。

18　市町村民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行った旧法附則第三十五条の二の三第四項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成二十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

19　市町村民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に新法附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新法附則第三十五条の二第六項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市町村民税の所得割の額は、同条第六項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

一　上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五条の二第十項の規定により読み替えて適用される新法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が五百万円以下である場合　当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・八に相当する金額

二　上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合　次に掲げる金額の合計額

イ　九万円

ロ　当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の三に相当する金額

20　前項の規定の適用がある場合における新法附則第三十五条の二第十項の規定の適用について

は、同項第一号中「附則第三十五条の二第六項」とあるのは「附則第三十五条の二第六項（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号。以下「平成二十年改正法」という。）附則第八条第十九項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、同項第三号中「これらの規定」とあるのは「第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）並びに第三百十四条の二第一項及び第二項」と、「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「とする」とあるのは「と、同条第十二項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに平成二十年改正法附則第八条第十九項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」とする。

21　新法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合における第十九項の規定の適用については、同項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（新法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第六項前段」とあるのは「新法附則第三十五条の二第六項前段」とする。

22　新法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合における第十九項の規定の適用については、同項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（新法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第六項前段」とあるのは「同条第六項前段（」とする。

23　前三項に定めるもののほか、第十九項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（法人の市町村民税に関する経過措置）

第九条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　旧法第二百九十四条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分までの法人の市町村民税の均等割については、なお従前の例による。

3　旧法第二百九十六条第一項第二号に規定する旧民法第三十四条の法人（収益事業を行わないものに限る。）に対して課する平成二十年度分までの法人の市町村民税の均等割については、なお従前の例による。

4　新法第三百十二条の規定（同条第一項の表の第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成二十年度以後の年度分の法人の市町村民税の均等割について適用し、旧法第三百十二条第三項第三号に掲げる公共法人等に対して課する平成十九年度分までの法人の市町村民税の均等割については、なお従前の例による。

5　施行日から附則第一条第六号に定める日の前日までの間における新法第三百十二条第一項の規定の適用については、同項の表の第一号中

「

ハ　一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

ニ　保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）

ホ　資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（政令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第九号まで及び第五項において「従業者数の合計数」という。）が五十人以下のもの

」

とあるのは、

「

ハ　保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イ及びロに掲げる法人を除く。）

ニ　資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びハに掲げる法人を除く。）で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（政令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第九号まで及び第五項において「従業者数の合計数」という。）が五十人以下のもの

」

とする。

6　新法第三百二十一条の十一の二又は第三百二十一条の十一の三の規定は、施行日以後に新法第三百二十一条の十一の二第一項又は第三百二十一条の十一の三第一項の申請が行われる場合について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第十条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法第三百九十四条の規定を除く。）中固定資産税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新法第三百四十八条第二項第九号、第十二号及び第二十六号並びに第七項並びに附則第十五条第十三項の規定は、平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧民法第三十四条の法人に係る固定資産に対して課する平成二十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3　新法第三百四十八条第二項第二十九号の規定は、附則第一条第九号に定める日の属する年の翌年の一月一日（当該定める日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4　施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第二十五項から第二十八項までに規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　平成十七年六月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四項の表第一号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　平成十六年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四項の表第二号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9　平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第五項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10　平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11　平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12　平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13　平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十七項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14　平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15　平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十九項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16　平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十三項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17　旧法附則第十五条第二十六項各号に掲げる家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18　平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19　新法附則第十五条第五十一項に規定する指定会社等が施行日において同項に規定する外貿埠頭公社からの出資により取得した固定資産に係る同項の規定の適用については、同項中「前日において第十三項又は」とあるのは「前日において」と、「附則第十条第十二項及び第十六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十年改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十五項若しくは」とあるのは「第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十四項若しくは第十五項又は」とする。

第十一条　市町村長は、償却資産に対して課する平成二十年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が旧法第四百十四条の規定に基づき決定したものである場合においては、直ちに当該償却資産の価格等（新法第三百八十九条第一項に規定する価格等をいう。以下この条において同じ。）を新法の規定による価格等に修正して、これを償却資産課税台帳に登録しなければならない。

2　市町村長は、前項の規定による価格等の修正が地方税法第四百十一条第二項の規定による公示の日以後に行われる場合には、遅滞なく、当該修正に係る価格等及びこれを償却資産課税台帳に登録した旨を当該償却資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない。

3　道府県知事又は総務大臣は、地方税法第三百八十九条第一項の規定に基づき市町村の長に通知した償却資産に対して課する平成二十年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に係る当該償却資産の価格が旧法第四百十四条の規定に基づき決定したものである場合においては、直ちに、当該償却資産の価格等を新法の規定による価格等に修正し、当該修正に係る価格等を当該償却資産が所在するものとされる市町村に配分し、その配分した価格等を当該市町村の長に通知しなければならない。この場合においては、道府県知事又は総務大臣は、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者に通知しなければならない。

4　新法第三百八十九条第二項、第四項、第五項及び第六項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「道府県知事」とあるのは、「道府県知事又は総務大臣」と読み替えるものとする。

5　新法第三百九十条の規定は総務大臣が第三項の規定による価格等の修正又は配分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合について、新法第三百九十九条の規定は道府県知事又は総務大臣が同項の規定による価格等の修正又は配分についての異議申立てに対する決定をした場合について準用する。

6　道府県知事は、地方税法第七百四十三条第一項の規定に基づき納税義務者及び市町村長に通知した道府県が償却資産に対して課する平成二十年度分の固定資産税の課税標準となるべき金額に係る当該償却資産の価格が旧法第四百十四条の規定に基づき決定したものである場合においては、直ちに、当該償却資産の価格等を新法の規定による価格等に修正し、当該修正に係る価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。この場合においては、新法第四百条の二の規定を準用する。

（自動車取得税に関する経過措置）

第十二条　次項に定めるものを除き、新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2　新法第六百九十九条の三十二第二項の規定は、平成二十一年度以後に同項の規定により交付すべき交付金について適用し、平成二十年度分までの旧法第六百九十九条の三十二第二項の規定により交付する交付金については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第十三条　新法第七百条の四十九第一項の規定は、平成二十一年度以後に同項の規定により交付すべき交付金について適用し、平成二十年度分までの旧法第七百条の四十九第一項の規定により交付する交付金については、なお従前の例による。

（狩猟税に関する経過措置）

第十四条　新法附則第三十二条の三の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第十五条　新法の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成二十年前の年分の個人の事業及び平成二十年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十六条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十九年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第二十五項から第二十八項までに規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3　新法附則第十五条第十三項の規定は、平成二十一年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧民法第三十四条の法人に係る固定資産に対して課する平成二十年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

4　平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十七条　次項に定めるものを除き、新法の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2　新法附則第三十五条の六の規定は、平成二十二年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十八条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　第二条の規定による改正後の地方道路譲与税法の規定は、平成二十一年度分の地方道路譲与税から適用し、平成二十年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

（石油ガス譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　第三条の規定による改正後の石油ガス譲与税法の規定は、平成二十一年度分の石油ガス譲与税から適用し、平成二十年度分までの石油ガス譲与税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（道路運送車両法の一部改正）

第二十二条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の二第一項中「継続検査の申請をする場合には、申請者は」を「自動車の使用者が第六十二条第二項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする場合（検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の使用者にあっては、第六十二条第二項の規定により自動車検査証の返付を受けようとする場合に限る。）には、当該自動車の使用者は」に改め、同条第三項中「継続検査」を「自動車検査証の返付」に改める。

（輸出入取引法の一部改正）

第二十三条　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第七項を削る。

第十七条第三項中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加える。

（輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　施行日前に前条の規定による改正前の輸出入取引法第十六条第一項の規定により移行が行われた場合の事業年度については、なお従前の例による。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第二十五条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の八第六項を削る。

第四十九条の九第三項中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加える。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　施行日前に前条の規定による改正前の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第四十九条の八第一項の規定により

移行が行われた場合の事業年度については、なお従前の例による。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第二十七条　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第四十六条第二項中「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加える。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　施行日前に前条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律第四十五条第一項の規定により移行が行われた場合の事業年度については、なお従前の例による。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第二十九条　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条の二第九項中「第二項、」を「第二項又は」に改め、「又は附則第五条の三」を削る。

第三条の二の二第一項中「第二項、」を「第二項又は」に改め、「又は附則第五条の三」を削り、同条第五項第五号中「第三十七条の三」を「第三十七条の四」に、「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項」に、「これらの規定」を「第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項」に、「これらの規定」を「第三十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第五条の四第一項及び附則第五条の五第一項」に、「これらの規定」を「第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項及び附則第五条の四第一項」に改め、「の所得割の額」との下に「、第三十七条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同条第二項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約実施特例法第三条の二の二第六項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第十二項中「平成二十一年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三」及び「（同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の一・八）」を削り、同条第十四項第五号中「、第三百十四条の七、第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項」を「から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項」に、「及び附則第五条の四第六項及び附則第五条の五第二項」に、「これらの規定」を「第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項及び附則第五条の四第六項」に改め、「の所得割の額」との下に「、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第二項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の八

間」という。）内に新租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは「百分の三」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・二」とする。

3　新租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定は、同項に規定する市町村内に住所を有する個人が平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。

4　経過期間内に新租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは「百分の三」と、「百分の三」とあるのは「百分の一・八」とする。

5　新租税条約実施特例法第三条の二の三の規定は、平成二十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第三十一条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五十五条中地方税法附則第九条に一項を加える改正規定を次のように改める。

附則第九条に次の一項を加える。

15　株式会社商工組合中央金庫に対する第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条第一項中「連結個別資本金等の額」とあるのは「連結個別資本金等の額から、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第三条第一項に規定する転換前の法人の事業年度のうち最終のものの確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている資本金の額のうち政府が出資した金額に相当する額から同法附則第五条第一項に規定する主務大臣が定める金額を控除した額に、平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては十分の九を、同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の四を、同年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の三を、同年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の二を、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の一をそれぞれ乗じて得た金額をそれぞれ控除して得た額」と、同条第二項中「連結個別資本金等の額」とあるのは「控除して得た額」とする。

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）

第三十二条　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条中地方税法附則第九条に二項を加える改正規定を次のように改める。

附則第九条に次の二項を加える。

16　株式会社日本政策投資銀行（次項において「会社」という。）に対する第七十二条の二十一及び第七十二条の二十二の規定の適用については、平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十一第一項及び第二項中「連結個別資本金等の額」とあるのは「連結個別資本金等の額（これらの額が一兆円を超える場合には、一兆円とする。）」とする。

17　前項の場合における会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、各事業年度の資本金等の額（同項の規定により適用される第七十二条の二十一第三項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらの金額を控除した後の金額とする。）から、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該資本金等の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第十七項」とする。

一　平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度　十分の九

二　平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度　五分の四

三　平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度　五分の三

四　平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度　五分の二

五　平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度　五分の一

理　由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税について、寄附金控除の拡充、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長並びに公益法人制度改革に対応した所要の改正を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税、自動車取得税、軽油引取税等につき、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　公益法人関係税制について、公益法人制度改革に対応した所要の改正を行うこと。

2　平成二十一年度以降の各年度分の個人住民税に係る寄附金税制について、控除対象寄附金の拡大等を図るとともに、地方公共団体に対する寄附金税制を見直すこと。

3　個人住民税における上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得の軽減税率を見直すこと。

4　平成二十一年度から、個人住民税の公的年

金からの特別徴収制度を創設すること。

5　自動車取得税及び軽油引取税に係る税率の特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。

6　非課税等特別措置の整理合理化を行うこと。

7　この法律は、一部の規定を除き、平成二十年四月一日から施行すること。

なお、本案の施行に伴い、平成二十年度において三十八億円の減収、平年度において六百二十五億円の増収が見込まれる。

二　議案の可決理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税、自動車取得税、軽油引取税等につき、所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十年二月二十九日

総務委員長　渡辺　博道

衆議院議長　河野　洋平殿

地方法人特別税等に関する暫定措置法案

右

国会に提出する。

平成二十年一月二十五日

内閣総理大臣　福田　康夫

地方法人特別税等に関する暫定措置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　法人の事業税の税率の特例（第二条）
第三章　地方法人特別税
第一節　総則（第三条―第七条）
第二節　課税標準（第八条）
第三節　税額の計算（第九条）
第四節　申告及び納付等（第十条―第二十条）
第五節　雑則（第二十一条―第二十三条）
第六節　罰則（第二十四条―第三十一条）
第四章　地方法人特別譲与税（第三十二条―第四十条）
第五章　雑則（第四十一条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

第二章　法人の事業税の税率の特例

第二条　平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度（地方税法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての同法第七十二条の二十四の七及び附則第九条の二の規定の適用については、同法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」とあるのは「百分の二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号の表中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・七」と、同条第三項第一号ハ中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第七項中「第一項から第三項まで」とあるのは「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第　号。以下「暫定措置法」という。）第二条の規定により読み替えて適用される第一項から第三項まで」と、「第一項各号」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第一項各号」と、「第二項」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第二項」と、「第三項各号」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第三項各号」と、同条第八項中「第一項から第三項まで及び前項」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えて適用される第一項から第三項まで及び前項」と、同法附則第九条の二中「第七十二条の二十四の七第一項第二号」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えられた第七十二条の二十四の七第一項第二号」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百分の四・三」と、「附則第九条の二」とあるのは「暫定措置法第二条の規定により読み替えられた附則第九条の二」とする。

第三章　地方法人特別税

第一節　総則

（定義）

第三条　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　人格のない社団等　地方税法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等をいう。

二　みなし課税法人　地方税法第七十二条の二第五項に規定するみなし課税法人をいう。

三　所得割　地方税法第七十二条第三号に規定する所得割をいう。

四　収入割　地方税法第七十二条第四号に規定する収入割をいう。

五　基準法人所得割額　地方税法の規定（同法第六条、第七条、第七十二条の二十四の十、第七十二条の二十四の十一及び第七十二条の四十九の四の規定を除き、税率については、同法第一条第一項第五号に規定する標準税率によるものとする。次号において同じ。）によって計算した所得割額をいう。

六　基準法人収入割額　地方税法の規定によって計算した収入割額をいう。

七　付加価値割　地方税法第七十二条第一号に規定する付加価値割をいう。

八　資本割　地方税法第七十二条第二号に規定する資本割をいう。

（人格のない社団等に対する適用）

第四条　人格のない社団等及びみなし課税法人は、法人とみなして、この章の規定を適用する。

（納税義務者）

第五条　法人は、この法律により、地方法人特別税を納める義務がある。

（課税の対象）

第六条　法人の基準法人所得割額及び基準法人収入割額には、この法律により、国が地方法人特別税を課する。

（国税通則法等の適用除外等）

第七条　地方法人特別税については、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定は、適用しない。

2　地方法人特別税は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の規定の適用については、同法第二条第二号に規定する地方税とみなす。

第二節　課税標準

第八条　地方法人特別税の課税標準は、基準法人所得割額又は基準法人収入割額とする。

第三節　税額の計算

第九条　地方法人特別税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一　付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人の事業税を課される法人　基準法人所得割額に百分の百四十八の税率を乗じて得た金額

二　所得割額によって法人の事業税を課される法人（前号に掲げる法人を除く。）　基準法人所得割額に百分の八十一の税率を乗じて得た金額

三　収入割額によって法人の事業税を課される法人　基準法人収入割額に百分の八十一の税率を乗じて得た金額

第四節　申告及び納付等

（賦課徴収）

第十条　地方法人特別税の賦課徴収は、第八条及び第十六条に定めるものを除くほか、都道府県が、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例により、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収と併せて行うものとする。この場合において、地方税法第十七条の六第一項第一号の規定に基づき更正又は決定をすることができる期間については、地方法人特別税及び法人の事業税は、同一の税目に属する地方税とみなして、同号の規定を適用するものとする。

（申告）

第十一条　地方税法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八から第七十二条の三十一まで又は第七十二条の三十三の規定により法人の事業税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書に記載すべき所得割額又は収入割額に係る基準法人所得割額又は基準法人収入割額、これらを課税標準として算定した地方法人特別税の額その他必要な事項を記載した申告書を、当該都道府県の法人の事業税の申告の例により、当該都道府県の法人の事業税の申告と併せて、当該都道府県知事に提出しなければならない。

（納付等）

第十二条　地方法人特別税の納税義務者は、地方法人特別税を当該都道府県の法人の事業税の納付の例により、当該都道府県の法人の事業税の納付と併せて当該都道府県に納付しなければならない。

2　地方法人特別税及び法人の事業税の納付があった場合においては、政令で定めるところにより、その納付額を第十条又は前条の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税の額にあん分した額に相当する地方法人特別税及び法人の事業税の納付があったものとする。

3　都道府県は、地方法人特別税の納付があった場合においては、当該納付があった月の翌々月の末日までに、政令で定めるところにより、地方法人特別税として納付された額を国に払い込むものとする。

（還付等）

第十三条　都道府県は、地方税法の規定により法人の事業税の所得割又は収入割の全部又は一部に相当する金額を還付する場合においては、当該都道府県の法人の事業税の還付の例により、前条第一項の規定により当該法人の事業税の所得割又は収入割と併せて納付された地方法人特別税の全部又は一部に相当する金額を還付しなければならない。この場合においては、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を還付するものとする。

一　第九条第一号に掲げる法人　当該還付すべき法人の事業税の所得割に係る還付金に相当する額に百分の百四十八を乗じて得た額

二　第九条第二号に掲げる法人　当該還付すべき法人の事業税の所得割に係る還付金に相当する額に百分の八十一を乗じて得た額

三　第九条第三号に掲げる法人　当該還付すべき法人の事業税の収入割に係る還付金に相当する額に百分の八十一を乗じて得た額

2　都道府県は、地方法人特別税に係る過誤納金があるときは、当該都道府県の法人の事業税に係る過誤納金の還付の例により、遅滞なく、還付しなければならない。

3　前二項の規定による地方法人特別税に係る還付金又は過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。以下この項、次条及び第十六条において「還付金等」という。）の還付は、法人の事業税に係る還付金等の還付と併せて行わなければならない。

（還付金等の国への払込額からの控除等）

第十四条　都道府県は、前条の規定により地方法人特別税に係る還付金等を還付することとした場合には、当該還付金等に相当する額を、第十二条第三項の規定により翌々月の末日までに国に払い込むものとされる地方法人特別税として納付された額（以下この条において「払込予定額」という。）であって当該還付金等を還付することとした日の属する月に納付されたものの総額から控除するものとする。ただし、当該還付金等に相当する額が当該総額を超える場合にあっては、当該超える額に相当する額に達するまでの額を払込予定額であって当該月の翌月以後の各月に納付されたものの総額から順次控除するものとする。

2　前項の規定の適用を受けた還付金等について返納があった場合その他政令で定める事由が生じた場合には、当該返納があった額その他政令で定める額に相当する額を、当該返納があった日又は政令で定める事由が生じた日の属する月における払込予定額の総額に加算するものとする。

（延滞金等の計算）

第十五条　地方法人特別税に係る延滞金及び加算金並びに法人の事業税に係る延滞金及び加算金並びにこれらの延滞金の免除に係る金額（以下この条において「延滞金等」という。）の計算については、地方法人特別税及び法人の事業税の合算額によって行い、政令で定めるところにより、算出された延滞金等をその計算の基礎となった地方法人特別税及び法人の事業税の額にあん分した額に相当する金額を地方法人特別税又は法人の事業税に係る延滞金等の額とする。

2　地方法人特別税及び法人の事業税に係る還付加算金の計算については、地方法人特別税及び法人の事業税に係る還付金又は過誤納金の合算額によって行い、政令で定めるところにより、算出された還付加算金をその計算の基礎となった地方法人特別税及び法人の事業税に係る還付金又は過誤納金の額にあん分した額に相当する

金額を地方法人特別税又は法人の事業税に係る還付加算金の額とする。

3　前二項の規定により地方法人特別税及び法人の事業税に係る延滞金等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、地方法人特別税及び法人の事業税を一の税とみなしてこれを行う。

（充当等の特例）

第十六条　地方税法第十七条の二の規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金等については、適用しない。ただし、第十条又は第十一条の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税に係る還付金をその額の計算の基礎とされた事業年度の地方法人特別税及び法人の事業税で納付すべきこととなっているものに充当する場合は、この限りでない。

一　第十条又は第十一条の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税に係る還付金等（以下この条において「地方法人特別税等還付金等」という。）の還付を受けるべき者につき納付すべきこととなっている地方税がある場合における当該地方法人特別税等還付金等

二　地方税に係る還付金等（地方法人特別税等還付金等を除く。）の還付を受けるべき者につき第十条又は第十一条の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税で納付すべきこととなっているもの（次項及び第三項において「未納地方法人特別税等」という。）がある場合における当該還付金等

2　前項第一号に規定する場合にあっては、地方法人特別税等還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき都道府県知事に対し、当該地方法人特別税等還付金等（未納地方法人特別税等又は納付すべきこととなっているその他の地方税に係る金額に相当する額を限度とする。）により未納地方法人特別税等又は納付すべきこととなっているその他の地方税を納付することを委託したものとみなす。

3　第一項第二号に規定する場合にあっては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき都道府県知事に対し、当該還付金等（未納地方法人特別税等に係る金額に相当する額を限度とする。）により未納地方法人特別税等を納付することを委託したものとみなす。

4　前二項の規定が適用される場合には、これらの規定による委託納付をするのに適することとなった時として政令で定める時に、その委託納付に相当する額の還付及び納付があったものとみなす。

5　第二項又は第三項の規定が適用される場合には、これらの規定による納付をした都道府県知事は、遅滞なく、その旨をこれらの規定により委託したものとみなされた者に通知しなければならない。

（納税管理人）

第十七条　地方税法の規定により定められた法人の事業税の納税管理人は、当該都道府県における当該納税義務者に係る地方法人特別税の納税管理人として、納税に関する一切の事項を処理しなければならない。

（処分に関する不服審査等）

第十八条　第十条の規定により都道府県知事が当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例により当該都道府県の法人の事業税と併せて賦課徴収を行う地方法人特別税に関する処分は、不服申立て及び訴訟については、地方税法に基づく処分とみなして、同法第一章第十三節の規定を適用する。この場合において、同法第十九条並びに第十九条の七第一項及び第二項中「地方団体の徴収金」とあるのは、「地方団体の徴収金及び地方法人特別税」とする。

（犯則取締り）

第十九条　地方法人特別税に関する犯則事件については、法人の事業税に関する犯則事件とみなして、地方税法第二章第二節第六款の規定を適用する。

（賦課徴収又は申告納付に関する報告等）

第二十条　都道府県知事は、政令で定めるところにより、総務大臣に対し、地方法人特別税の申告の件数、地方法人特別税に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2　総務大臣は、必要があると認める場合には、前項に規定するもののほか、都道府県知事に対し、当該都道府県に係る地方法人特別税の賦課徴収又は申告納付に関する事項の報告を求めることができる。

3　総務大臣が都道府県知事に対し、地方法人特別税及び法人の事業税の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを求めた場合には、都道府県知事は、関係書類を総務大臣又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

第五節　雑則

（代表者等の自署及び押印）

第二十一条　地方税法第七十二条の三十五の規定は、第十一条の規定による申告書について準用する。

（法人税法の適用の特例等）

第二十二条　地方法人特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法（昭和四十年法律第三十四号）	第九十四条第四号	事業税	事業税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第　号。次号において「暫定措置法」という。）の規定による地方法人特別税	地方税又は地方法人特別税に係る地方税法又は暫定措置法	収入金を含み、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第　号）に規定する地方法人特別税を除く。
	第九十四条第五号	地方税に係る地方税法	収入金を含む。		
国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）	第二条第一項				

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）	第八条第一項	収入を含む。）
	第二条第一項第三号	地方税
	第四条第四号	国税
	第五条第一項第一号イ	及び特別とん税
	第八条第一項第六号	事業税
	第三十三条第五項	第七十二条の三十五

収入を含み、地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税を除く。）		
地方税（地方法人特別税を含む。以下同じ。）		
国税（地方法人特別税を除く。以下この条、第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条において同じ。）		
、特別とん税及び地方法人特別税		
事業税（地方法人特別税を含む。）		
第七十二条の三十五（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第号）第二十一条において準用する場合を含む。）		

（事務の区分）

第二十三条　この章の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六節　罰則

（検査拒否等に関する罪）

第二十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の七の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の七第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者

三　第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の七の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次条第一項及び第二項、第二十七条第一項及び第三項、第二十八条第四項並びに第二十九条第二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（故意不申告の罪）

第二十五条　正当な事由がなくて第十一条の規定により地方税法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の三十一第一項の規定による申告書と併せて提出しなければならない第十一条の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかった場合においては、法人の代表者（法人課税信託（地方税法第七十二条の二第四項に規定する法人課税信託をいう。次条第一項及び第二十七条第一項において同じ。）の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2　法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（虚偽の中間申告納付等に関する罪）

第二十六条　第十一条の規定により地方税法第七十二条の二十六第一項ただし書、第七十二条の二十九第一項又は第七十二条の三十第一項の規定による申告書と併せて提出しなければならない第十一条の規定による申告書に虚偽の記載をして提出した場合においては、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

（脱税に関する罪）

第二十七条　偽りその他不正の行為によって地方法人特別税の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）又は代理人若しくは使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3　法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、この条の罰金刑を科する。

4　前項の規定により第一項の違反行為につき法人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5　人格のない社団等について第三項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（滞納処分に関する罪）

第二十八条　地方法人特別税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、都道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3　情を知って前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となった者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

5　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第二十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によって行う都道府県の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

二　第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によって行う都道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

2　法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（代表者等の自署及び押印の義務違反に関する罪）

第三十条　第二十一条において準用する地方税法第七十二条の三十五第一項から第三項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する申告書若しくは修正申告書の提出があった場合において、その行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

（秘密漏えいに関する罪）

第三十一条　地方法人特別税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した場合においては、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四章　地方法人特別譲与税

（地方法人特別譲与税）

第三十二条　地方法人特別譲与税は、地方法人特別税の収入額に相当する額とし、都道府県に対して譲与するものとする。

（各都道府県に対する譲与額）

第三十三条　毎年度、各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、地方法人特別譲与税基本額（次条第一項の規定により当該年度において譲与すべき地方法人特別譲与税の総額に相当する額から財源超過団体調整額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）の二分の一に相当する額を各都道府県の人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。次条第二項において同じ。）であん分した額及び地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数（統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条に規定する指定統計である事業所統計の最近に公表された結果による従業者数をいう。次条第二項において同じ。）であん分した額の合算額（財源超過額調整団体にあっては、当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る個別財源超過団体調整額を加えた額）とする。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　財源超過額調整団体　当該年度の前年度の普通交付税の算定に用いられた基準財政収入額が基準財政需要額を上回る都道府県であって、当該上回る額を基礎として総務省令で定めるところにより算定した額に二分の一を乗じて得た額（次号において「調整財源超過額」という。）が、第二条の規定を適用しないこととした場合における当該年度の当該都道府県の法人の事業税の収入額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額から当該年度の当該都道府県の法人の事業税の収入額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額及び次条第一項の規定により当該年度において譲与すべき地方法人特別譲与税の総額の見込額について財源超過団体調整額がないものとして前項の規定の例により算定した当該都道府県の譲与額として総務省令で定めるところにより算定した額の合算額を控除した額（次号において「事業税等減収見込額」という。）を下回ることとなる都道府県をいう。

二　個別財源超過団体調整額　財源超過額調整団体における事業税等減収見込額から調整財源超過額を控除した額（当該控除した額が事業税等減収見込額の二分の一に相当する額を超える場合にあっては、当該事業税等減収見込額の二分の一に相当する額）をいう。

三　財源超過団体調整額　財源超過額調整団体における個別財源超過団体調整額の合算額をいう。

（譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額）

第三十四条　地方法人特別譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
五　月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
八　月	当該年度の初日の属する年の五月から七月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の八月から十月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額
二　月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の一月までの間の収納に係る地方法人特別税の収入額に相当する額

2　各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、前項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額から前条第二項第三号に規定する財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額」という。）の二分の一に相当する額を各都道府県の人口であん分した額及び各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額の二分の一に相当する額を各都道府県の従業者数であん分した額の合算額（同条第二項第一号に規定する財源超過額調整団体にあっては、当該合算額に当該財源超過額調整団体に係る同項第二号に規定する個別財源超過団体調整額の四分の一に相当する額を加えた額）とする。

3　前二項の規定により計算した各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。この場合においては、当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方法人特別譲与税の額は、第一項の規定により各譲与時期ごとに譲与すべき額からそれらの端数金額を控除した金額とする。

4　各譲与時期ごとに譲与することができなかった金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、その次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

（譲与すべき額の算定に錯誤があった場合の措置）

第三十五条　総務大臣は、地方法人特別譲与税を都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があったため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があったことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもって当該譲与時期において都道府県に譲与すべき額とするものとする。

（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十六条　総務大臣は、第三十三条若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき地方法人特別譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方法人特別譲与税の使途）

第三十七条　国は、地方法人特別譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならない。

（地方財政法の適用関係）

第三十八条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第四条の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「特別とん譲与税」とあるのは、「地方法人特別譲与税、特別とん譲与税」とする。

（地方交付税法の適用関係）

第三十九条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「当該道府県の地方道路譲与税」とあるのは「当該道府県の地方法人特別譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方道路譲与税」と、同条第三項の表道府県の項中「

十三　地方道路譲与税	前年度の地方道路譲与税の譲与額

」とあるのは「

十三　地方法人特別譲与税	前年度の地方法人特別譲与税の譲与額
十三の二　地方道路譲与税	前年度の地方道路譲与税の譲与額

」とする。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用関係）

第四十条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「収入見込額」とあるのは、「収入見込額（都道府県にあつては、当該収入見込額に同法で定める方法により算定した当該都道府県の地方法人特別譲与税の収入見込額を加算した額）」とする。

第五章　雑則

（命令への委任）

第四十一条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（適用区分）

第二条　第三章の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）と併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について適用する。

2　第四章の規定は、平成二十一年度分の地方法人特別譲与税から適用する。

（法人の事業税における中間申告等の経過措置）

第三条　施行日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の事業税についての地方税法第七十二条の二十六第一項の規定の適用については、同項中「六倍」とあるのは、「三・三倍」とする。

2　平成二十一年度における地方法人特別譲与税についての第三十四条の規定の適用については、同条第一項の表五月の項中「二月から四月まで」とあるのは、「前年の十二月から翌年の四月まで」とする。

3　平成二十一年度分の地方交付税についての第三十九条の規定の適用については、同条中「前年度の地方法人特別譲与税の譲与額」とあるのは、「平成二十一年度分の地方法人特別譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額」とする。

（地方自治法の一部改正）

第四条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第　号）	第三章の規定により都道府県が処理することとされている事務

（地方財政法の一部改正）

第五条　地方財政法の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の五の次に次の一条を加える。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の施行に伴う地方債の特例）

第三十三条の五の六　都道府県は、当分の間、各年度において地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第　号）の施行による減収額がある場合においては、当該減収額を埋めるため、第五条の規定にかかわらず、当該減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第六条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条に次の一項を加える。

2　当分の間、第二十三条の規定によるほか、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第　号）による地方法人特別税の収入は交付税及び譲与税配付金勘定の歳入とし、同法による地方法人特別譲与税の譲与金は同勘定の歳出とする。

（統計法の一部改正）

第七条　統計法（平成十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第二十五条　地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条に規定する指定統計」を「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

第八条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　地方法人特別税及び地方法人特別譲与税に関すること。

附則第五条中「及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）」を「、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第　号）」に改める。

理　由

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方法人特別税等に関する暫定措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するため、必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　法人の事業税及び解散による清算所得に対する法人の事業税に係る標準税率を引下げ、平成二十年十月一日以後に開始する事業年度から適用すること。

2　地方法人特別税は、法人の事業税額を課税標準として国が課すること。

3　地方法人特別譲与税は、地方法人特別税の収入額を、使途を限定しない一般財源として人口及び従業者数の基準等により都道府県に対して譲与すること。

4　この法律は、平成二十年十月一日から施行すること。

なお、本案施行に伴う法人事業税の減収見込額は、平成二十年度において五億円、平年度において二兆六千百七十五億円である。

また、平年度における地方法人特別譲与税の都道府県への譲与見込額は、二兆五千九百九十三億円である。

二　議案の可決理由

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十年二月二十九日

総務委員長　渡辺　博道

衆議院議長　河野　洋平殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十年一月二十五日

内閣総理大臣　福田　康夫

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十一年度」を「昭和五十二年度」に、「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同項第九号中「昭和六十一年度から平成十八年度まで」を「昭和六十二年度から平成十九年度まで」に改め、同項第十号中「昭和六十二年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に、「平成十八年度まで」を「平成十九年度まで」に改め、同項第十一号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同条第三項の表第二十一号中「校長」の下に「、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」を加え、同表第二十五号中「道府県立の高等専門学校」の下に「（当該道府県が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体である同法第六十八条第一項の公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）」を加え、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）」を「同法」に改め、同表第四十二号中「昭和五十一年度」を「昭和五十二年度」に改め、同表第四十三号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同表第四十四号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に、「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同表第四十五号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改め、同表第四十七号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同表第五十号中「平成十三年度から平成十八年度まで」を「平成十三年度から平成十九年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(4) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度において起こすことができることとされた地方債の額	

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十一年度」を「昭和五十二年度」に、「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同項第九号中「昭和六十一年度から平成十八年度まで」を「昭和六十二年度から平成十九年度まで」に改め、同項第十号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和五十一年度」を「昭和五十二年度」に、「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同項第九号中「昭和六十一年度から平成十八年度まで」を「昭和六十二年度から平成十九年度まで」に改め、同項第十号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同条第三項の表第二十一号中「校長」の下に「、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」を加え、同表第二十五号中「道府県立の高等専門学校」の下に「（当該道府県が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体である同法第六十八条第一項の公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）」を加え、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）」を「同法」に改め、同表第四十二号中「昭和五十一年度」を「昭和五十二年度」に改め、同表第四十三号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同表第四十四号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に、「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同表第四十五号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改め、同表第四十七号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同表第五十号中「平成十三年度から平成十八年度まで」を「平成十三年度から平成十九年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(4) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度において起こすことができることとされた地方債の額	

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十一年度」を「昭和五十二年度」に、「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同項第九号中「昭和六十一年度から平成十八年度まで」を「昭和六十二年度から平成十九年度まで」に改め、同項第十号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和五十一年度」を「昭和五十二年度」に、「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同項第九号中「昭和六十一年度から平成十八年度まで」を「昭和六十二年度から平成十九年度まで」に改め、同項第十号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改める。

附則第四条の見出し中「平成十九年度分」を「平成二十年度分」に改め、同条第一項中「平成十九年度に限り」を「平成二十年度に限り」に、「第三号まで」を「第五号まで」に、「二千百五十億円」を「二千五百億円」に、「第四号から第六号まで」を「第六号及び第七号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条において「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額　五千八百六十九億円

附則第四条第一項第六号を削り、同項第五号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に、「五千六百六十一億円」を「五千七百十一億円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、「のうち旧法附則第四条の二第五項から第七項までの規定に基づき平成十九年度から平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額に加算することとされていた額の合算額に相当する額以外の額」を削り、同号を同項第六号とし、同項第三号中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額　二千億円

四　旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額　四千七百四十四億千四百八十八万九千円

附則第四条第二項中「平成十九年度分」を「平成二十年度分」に、「附則第四条の二第十項」を「附則第四条の二第五項」に改める。

附則第四条の二の見出し中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第一項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成二十年度から」を「平成二十一年度から」に、「第一項」を「前項」に改め、同項の表中

二千億円	平成二十年度

を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十年度から平成三十四年度まで」を「平成二十一年度から平成三十五年度まで」に改め、「平成二十年度にあつては第一項の額に同年度において前二項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし」を削り、「平成二十五年度から平成三十四年度まで」を「平成二十五年度から平成三十五年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十一年度	五千八百三十一億円
平成二十二年度	六千六百九十五億円
平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千五百三十九億円
平成二十八年度	三千九百二十四億円
平成二十九年度	三千四百三十一億円
平成三十年度	二千九百十二億円
平成三十一年度	二千四百五十億円
平成三十二年度	千九百六十七億円
平成三十三年度	千四百六十五億円
平成三十四年度	九百六十六億円
平成三十五年度	四百五十九億円

附則第四条の二第四項を同条第三項とし、同条第五項中「平成二十年度から平成二十二年度まで」を「平成二十一年度及び平成二十二年度」に、「二千二十億七千五百六十二万二千円及び」を「千三百四十八億七千五百六十二万二千円、」に、「五百九十五億百八十九万七千円について、平成二十年度及び平成二十一年度に当該各年度分の交付税の総額から八百七十億円」を「三百九十七億百八十九万七千円及び平成十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち三千十六億千七百万円について、平成二十一年度に当該年度分の交付税の総額から三千八百八十六億千七百万円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

附則第四条の三の見出し中「平成二十年度及び」を削り、同条第一項中「平成二十年度及び」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に、「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同条第二項中「で当該各年度」を「で平成二十一年度」に改め、同項第一号中「第十二条第三項の表第五十号の上欄に掲げる」を「第十二条第三項の表第五十号(1)から(3)までに規定する」に、「当該各年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第二号及び第三号中「当該各年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第五条の次に次の一条を加える。

（地方再生対策費の基準財政需要額への算入）

第五条の二　当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地方再生対策費	人口	一人につき　一、三〇〇円
市町村	地方再生対策費	人口	一人につき　一、六七〇円
		耕地及び林野の面積	一ヘクタールにつき　一、二一〇

2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位のうち人口については、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一　人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
二　耕地及び林野の面積	最近の世界農業センサスの結果による当該市町村の耕地及び林野（国有林野を除く。）の面積	ヘクタール

附則第六条の二の見出し中「平成十九年度から平成二十一年度まで」を「平成二十年度及び平成二十一年度」に改め、同条第一項中「平成十九年度から平成二十一年度まで」を「平成二十年度及び平成二十一年度」に、「平成十九年度にあつては」を「平成二十年度にあつては」に、「平成二十年度及び平成二十一年度」を「平成二十一年度」に改め、同項の表中「一一、一七三」を「一三、六〇八」に、「八、一一六」を「七、六二四」に改める。

附則第九条の二中「第十二条第三項」の下に「及び附則第五条の二第二項」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　八、九五二、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき　一五三、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき　二、三八八、〇〇〇

2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	一四三、〇〇〇
3 港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	三一、六〇〇
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、四一〇
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一二、八〇〇
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、一二〇
4 その他の土木費	人口	一人につき	一、六六〇
三 教育費			
1 小学校費	教職員数	一人につき	六、四九四、〇〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき	六、五五二、〇〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	七、二八九、〇〇〇
	生徒数	一人につき	六二、九〇〇
4 特別支援学校費	教職員数	一人につき	六、四九五、〇〇〇
	学級数	一学級につき	二、三五二、〇〇〇
5 その他の教育費	人口	一人につき	一、八五〇
	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	二四五、〇〇〇
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二四二、八〇〇
四 厚生労働費			
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	六、六三〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	九、三三〇
3 衛生費	人口	一人につき	一〇、八〇〇
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	四五、五〇〇
	七十五歳以上人口	一人につき	九一、〇〇〇
5 労働費	人口	一人につき	五五四
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	一〇八、〇〇〇

2 林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	四、五二〇
	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一一、三〇〇
3 水産行政費	水産業者数	一人につき	二八七、〇〇〇
4 商工行政費	人口	一人につき	二、〇七〇
六 総務費			
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	七、九八〇
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、二二七、〇〇〇
3 地域振興費	人口	一人につき	六二九
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 補正予算債償還費	昭和五十二年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源にするため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九 地方税減収補てん債償還費	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成十九年度までの各年度における国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可をした地方債の額	千円につき	五六
	地方税の減収補てんのため昭和六十二年度から平成十九年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	七四

十　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和六十二年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三六	
十一　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十二年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	八七	
十二　財源対策債償還費	平成六年度から平成十九年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	六三	
十三　減税補てん債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき	七二	
十四　臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができた地方債の額	千円につき	六一	
十五　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成十九年度までの各年度において特別に起こすことができた地方債の額	千円につき	七〇	

市町村				
一　消防費	人口	一人につき	一〇、六〇〇	円
二　土木費				
1　道路橋りょう費	道路の延長	千平方メートルにつき	八一、二〇〇	
	道路の面積	一キロメートルにつき	二六二、〇〇〇	
2　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	三〇、九〇〇	
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、四一〇	
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一二、八〇〇	
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	四、八一〇	
3　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一、一二〇	
4　公園費	人口	一人につき	六二〇	
	都市公園の面積	千平方メートルにつき	三七、三〇〇	
5　下水道費	人口	一人につき	一〇〇	
6　その他の土木費	人口	一人につき	一、九三〇	
三　教育費				
1　小学校費	児童数	一人につき	三九、六〇〇	
	学級数	一学級につき	八二四、〇〇〇	
	学校数	一校につき	八、六七二、〇〇〇	
	生徒数	一人につき	三六、五〇〇	
2　中学校費	学級数	一学級につき	一、〇四〇、〇〇〇	
	学校数	一校につき	九、三二九、〇〇〇	
	教職員数	一人につき	七、二六三、〇〇〇	
	生徒数	一人につき	七二、五〇〇	
3　高等学校費	人口	一人につき	五、三七〇	
4　その他の教育費	幼稚園の幼児数	一人につき	三三二、〇〇〇	
四　厚生費				
1　生活保護費	市部人口	一人につき	六、六一〇	
2　社会福祉費	人口	一人につき	一五、二〇〇	
3　保健衛生費	人口	一人につき	四、〇六〇	
4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	六九、四〇〇	
	七十五歳以上人口	一人につき	七九、七〇〇	
5　清掃費	人口	一人につき	五、七六〇	

五　産業経済費				
1　農業行政費	農家数	一戸につき	八二、五〇〇	
2　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	二四五、〇〇〇	
3　商工行政費	人口	一人につき	一、二一〇	
六　総務費				
1　徴税費	世帯数	一世帯につき	六、三三〇	
2　戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、六一〇	
3　地域振興費	世帯数	一世帯につき	二、四二〇	
	人口	一人につき	一、九一〇	
	面積	一平方キロメートルにつき	一、一〇五、〇〇〇	
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇	
八　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	
九　補正予算債償還費	昭和五十二年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	
十　地方税減収補てん債償還費	平成十一年度から平成十四年度及び平成十六年度から平成十九年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について許可を得た地方債の額	千円につき	五七	
十一　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和六十二年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三六	
十二　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十三年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	八七	
十三　財源対策債償還費	平成六年度から平成十九年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について許可をうけた地方債の額	千円につき	六三	
十四　減税補てん債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十八年度から平成各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすこととがされた地方債の額	千円につき	九四	
十五　臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすこととがされた地方債の額	千円につき	六七	
十　地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和六十二年度から平成十九年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	七四	

十六　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成十九年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	七〇

別表第二中「一二、三九〇」を「一一、八六〇」に、「一一、一一四、〇〇〇」を「一一、一三〇、〇〇〇」に、「一二、一二〇」を「一二、六〇〇」に、「一二、三五七、〇〇〇」を「一二、三三四、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成十九年度から」を「平成二十年度から」に、「平成十九年度にあっては」を「平成二十年度及び平成二十一年度にあっては」に、「平成十九年度分」を「平成二十年度分等」に、「平成二十年度から」を「平成二十二年度から」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	控除額
平成二十二年度	七千八百十二億円
平成二十三年度	八千五百九十三億円
平成二十四年度	九千四百五十三億円
平成二十五年度	一兆七百六十六億円
平成二十六年度	一兆二千二百四十八億円
平成二十七年度	一兆三千九百二十億円
平成二十八年度	一兆五千三百十億円
平成二十九年度	一兆六千八百四十一億円
平成三十年度	一兆八千五百二十五億円
平成三十一年度	二兆三百七十七億円
平成三十二年度	二兆二千四百十七億円
平成三十三年度	二兆四千六百五十六億円
平成三十四年度	二兆七千百二十三億円
平成三十五年度	二兆八千八百八十一億円
平成三十六年度	三兆七百十九億円
平成三十七年度	三兆二千六百三十四億円
平成三十八年度	三兆五千八百九十七億九千五百四十万八千円

附則第九条中「平成十九年度」を「平成二十年度」に、「附則第四条第一項第二号に掲げる額」を「附則第四条第一項第三号及び第四号に掲げる額の合算額」に、「平成二十年度から」を「平成二十一年度から」に、「平成三十四年度まで」を「平成三十五年度まで」に改め、同条第一号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第二項」に改め、同号の表中「平成二十年度」を削り、同条第二号の表を次のように改める。

年度	二千億円
平成二十一年度	五千八百三十一億円
平成二十二年度	六千六百九十五億円
平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千五百三十九億円
平成二十八年度	三千九百二十四億円
平成二十九年度	三千四百三十一億円
平成三十年度	二千九百十二億円
平成三十一年度	二千四百五十億円
平成三十二年度	千九百六十七億円
平成三十三年度	千四百六十五億円
平成三十四年度	九百六十六億円
平成三十五年度	四百五十九億円

附則第十条中「第三条」を「第二条第三項」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第三条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「増大すること」の下に「並びに個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四の規定による控除（以下「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること」を加える。

第二条に次の三項を加える。

2　地方特例交付金の種類は、児童手当特例交付金（平成十八年児童手当法等改正法及び平成十九

年児童手当法改正法の施行による児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担の増大に対処するために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）及び減収補てん特例交付金（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。）とする。

3　毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次条第一項に規定する児童手当特例交付金総額及び当該年度における第四条第一項に規定する減収補てん特例交付金総額の合算額とする。

4　毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において次条第三項又は第五項の規定により交付すべき児童手当特例交付金の額及び当該年度において第四条第三項又は第五項の規定により交付すべき減収補てん特例交付金の額の合算額とする。

第三条の見出しを「（児童手当特例交付金の額）」に改め、同条第一項中「地方特例交付金の」を「児童手当特例交付金の」に改め、「平成十九年度」の下に「及び平成二十年度」を加え、「地方特例交付金加算総額」を「児童手当特例交付金加算総額」に、「地方特例交付金総額」を「児童手当特例交付金総額」に、「都道府県交付金総額」を「都道府県児童手当特例交付金総額」に、「都道府県交付金総額」に改め、同条第二項中「地方特例交付金の」を「児童手当特例交付金の」に、「地方特例交付金総額」に改め、同条第三項中「地方特例交付金の」を「児童手当特例交付金の」に、「都道府県交付金総額」を「都道府県児童手当特例交付金総額」に改め、「平成十九年度」の下に「及び平成二十年度」を加え、「都道府県交付金加算総額」を「都道府県児童手当特例交付金加算総額」に、「都道府県交付金加算総額」を「都道府県児童手当特例交付金加算総額」に、「引き上げ」を「引上げ」に改め、同条第四項中「地方特例交付金の」を「児童手当特例交付金の」に、「地方特例交付金総額」を「児童手当特例交付金総額」に、「市町村交付金総額」を「市町村児童手当特例交付金総額」に改め、同条第五項中「地方特例交付金の」を「児童手当特例交付金の」に、「市町村交付金総額」を「市町村児童手当特例交付金総額」に改め、「平成十九年度」の下に「及び平成二十年度」を加え、「地方特例交付金加算総額」を「児童手当特例交付金加算総額」に、「市町村交付金加算総額」を「市町村児童手当特例交付金加算総額」に改める。

第十二条中「第六条及び第七条第二項後段」を「第七条及び第八条第二項後段」に改め、「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条中「第四条」を「第五条」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「地方財政法」の下に「（昭和二十三年法律第百九号）」を加え、同条を第十条とする。

第八条第一項中「地方交付税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百十一号）」を加え、「控除した額とする。）」を「の額」に、「第二条」を「第二条第二項」に、「地方特例交付金の額、」を「児童手当特例交付金の額、当該道府県の同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額、」に、「地方特例交付金の額」と、」を「児童手当特例交付金の額、当該市町村の同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額」と、」に、「地方特例交付金の額」とする」を「児童手当特例交付金の額、当該指定市の同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額」とする」に改め、同条第二項中

「十一　軽油引取税	前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量

」を

「十二　市町村たばこ税都道府県交付金	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の数量等

」に、

「十一の二　地方特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第三項の規定により算定した額

」を

「十二の二　地方特例交付金	
1　児童手当特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第三項の規定により算定した児童手当特例交付金
2　減収補てん特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第三項の規定により算定した減収補てん特例交付金の額

」に、

「十四の二　地方特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第五項の規定により算定した額

」を

「十四の二　地方特例交付金	
1　児童手当特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第五項の規定により算定した児童手当特例交付金の額
2　減収補てん特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第五項の規定により算定した減収補てん特例交付金の額

」に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条第一項の表中「地方特例交付金の額に当該年度の地方特例交付金の総額の前年度の地方特例交付金」を「児童手当特例交付金の額に当該年度の児童手当特例交付金の総額の前年度の児童手当特例交付金」に改め、「得た額」の下に「及び前年度の当該地方公共団体に対する減収補てん特例交付金の額に当該年度の減収補てん特例交付金の総額の前年度の減収補てん特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の合算額」を加え、同条第四項中「地方特例交付金の額」を「児童手当特例交付金及び減収補てん特例交付金の額」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「前条第三項及び第五項の規定により交付すべき」を「第二条第四項に規定する」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（減収補てん特例交付金の額）

第四条　毎年度分として交付すべき減収補てん特例交付金の総額は、各都道府県及び各市町村における当該年度の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（次項及び第四項において「減収補てん特例交付金総額」という。）とする。

2　毎年度分として各都道府県に対して交付すべき減収補てん特例交付金の総額は、減収補てん特例交付金総額の五分の二に相当する額（次項において「都道府県減収補てん特例交付金総額」という。）とする。

3　毎年度分として各都道府県に対して交付すべき減収補てん特例交付金の額は、都道府県減収補てん特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各都道府県の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の道府県民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）によりあん分した額とする。

4　毎年度分として各市町村に対して交付すべき減収補てん特例交付金の総額は、減収補てん特例交付金総額の五分の三に相当する額（次項において「市町村減収補てん特例交付金総額」という。）とする。

5　毎年度分として各市町村に対して交付すべき減収補てん特例交付金の額は、市町村減収補てん特例交付金総額を、総務省令で定めるところにより、各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額（当該年度分の個人の市町村民税の所得割の額から控除する住宅借入金等特別税額控除の額の合算額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）によりあん分した額とする。

附則第四条第十項中「第四条から第七条まで及び第十条」を「第五条から第八条まで及び第十一条」に改め、同条第十一項中「第六条及び第七条第二項後段」を「第七条及び第八条第二項後段」に改める。

附則第五条の見出し中「第八条」を「第九条」に改め、同条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「の額」と、当該道府県」を「百分の七十五の額、当該道府県」に、「の額、当該道府県の」を「百分の七十五の額、当該道府県の」に改め、同条第二項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条に規定する地方特例交付金の額」を「同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額」に、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条に規定する地方特例交付金の額」を「同項に規定する減収補てん特例交付金の額の百分の七十五の額」に改め、同条第三項中「第八条第二項」を「第九条第二項」に、

「十一の二　地方特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第三項の規定により算定した額

を

「十二の二　地方特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第三項の規定により算定した額
1　児童手当特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第五項の規定により算定した児童手当特例交付金の額
2　減収補てん特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第五項の規定により算定した減収補てん特例交付金の額

に、「十一の三　特別交付金」を「十二の三　特別交付金」に、

「十四の二　地方特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第五項の規定により算定した額
「十四の二　地方特例交付金	
1　児童手当特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第五項の規定により算定した児童手当特例交付金の額
2　減収補てん特例交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第四条第五項の規定により算定した減収補てん特例交付金の額

を

に

改める。

附則第六条（見出しを含む。）中「第九条」を「第十条」に改める。

附則第七条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十年度分の地方交付税から適用し、平成十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十年度分の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「新特例交付金法」という。）の規定は、平成二十年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成十九年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2　平成二十年度に限り、地方公共団体に対し四月に交付すべき地方特例交付金の額は、新特例交付金法第六条第一項の規定にかかわらず、前年度の当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額に当該年度の児童手当特例交付金の総額の前年度の地方特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

（地方自治法の一部改正）

第五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の項中「第六条及び第七条第二項後段（附則第四条第九項」を「第七条及び第八条第二項後段（附則第四条第十項」に改める。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第六条　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「となつた地方特例交付金」を「となつた児童手当特例交付金」に、「第二条に規定する地方特例交付金」を「第二条第二項に規定する児童手当特例交付金」に、「地方特例交付金、」を「児童手当特例交付金、」に改める。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項第一号の規定は、平成二十年度以後の年度における同号に規定する当該市町村の標準負担額の算定について適用し、平成十九年度以前の年度における同号に規定する当該市町村の標準負担額の算定については、なお従前の例による。

理　由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成二十年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、住宅借入金等特別税額控除を行うことによる地方公共団体の減収額を埋めるため、地方特例交付金として減収補てん特例交付金の創設を図る等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

㈠　地方交付税の総額の特例

(1)　平成二十年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、平成十九年度からの繰越額五千八百六十九億円、平成二十年度における法定加算額六千七百四十四億千四百八十八万九千円及び交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金二千五百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額五千七百十一億円を控除した額とすること。

(2)　平成二十年度及び平成二十一年度に予定されていた交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還を平成二十六年度以降に繰り延べることとすること。

(3)　平成二十一年度から平成三十五年度までの地方交付税の総額について、二千二百四十五億円を加算すること。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成二十

㈡　基準財政需要額の算定方法の改正

(1)　地方再生に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として「地方再生対策費」を設けること。

(2)　平成二十年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。

(3)　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

2　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

㈠　住宅借入金等特別税額控除を行うことによる地方公共団体の減収額を埋めるため、減収補てん特例交付金を創設すること。

㈡　減収補てん特例交付金は、都道府県に総額の五分の二に相当する額を、市町村に総額の五分の三に相当する額をそれぞれ交付することとし、各都道府県及び各市町村に対して住宅借入金等特別税額控除見込額を基礎として交付すること。

3　施行期日

この法律は、平成二十年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成二十年度分の地方交付税総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

平成二十年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出において、地方交付税交付金十五兆四千六十億八千二百九万七千円及び地方特例交付金四千七百三十四億八千九百万円が計上されている。

右報告する。

平成二十年二月二十九日

総務委員長　渡辺　博道

衆議院議長　河野　洋平殿

平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十年一月十八日

内閣総理大臣　福田　康夫

平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、平成二十年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

（特例公債の発行等）

第二条　政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二十年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2　前項の規定による公債の発行は、平成二十一年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成二十年度所属の歳入とする。

3　政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

附　則

この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

理　由

平成二十年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、平成二十年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　平成二十年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること。

2　この法律は、平成二十年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、平成二十年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであると認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に伴う予算措置

平成二十年度一般会計予算において、特例公債の発行により総額二十兆千三百六十億円が措置されている。

右報告する。

平成二十年二月二十九日

財務金融委員長　原田　義昭

衆議院議長　河野　洋平殿

所得税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十年一月二十三日

内閣総理大臣　福田　康夫

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「別表第一第一号」を「別表第一」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、「若しくは外国法人」を削り、同項を同条第三項とする。

第五十七条の四第三項第三号中「株式のみが交付される場合又は当該取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合」を「株式（当該株式と併せて交付される当該取得をする法人の新株予約権を含む。）以外の資産（当該取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されない場合」に改める。

第六十五条第一項中「ものとし、次条第一項に規定する長期大規模工事に該当するものを除く」を削り、「提供（」の下に「次条第一項に規定する長期大規模工事の請負を除く。」を加える。

第六十六条第一項中「製造」の下に「及びソフトウエアの開発」を加え、「二年」を「一年」に改め、同条第二項中「（損失が生ずると見込まれるものを除く。）」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、その工事の請負に係る収入金額及び費用の額につき、着工の年の翌年以後のいずれかの年において当該工事進行基準の方法により経理しなかつた場合には、その経理しなかつた年の翌年分以後の年分の事業所得の金額の計算については、この限りでない。

第六十六条第二項各号を削る。

第六十七条の二第二項中「賃借」を「貸借」に改める。

第七十八条の見出しを「（寄附金控除）」に改め、同条第一項中「特定寄付金」を「特定寄附金」に改め、同条第二項中「特定寄付金」を「特定寄附金」に、「掲げる寄付金」を「掲げる寄附金」に改め、同項第一号中「寄付金」を「寄附金」に、「その寄付」を「その寄附」に改め、同項第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人」を「公益社団法人、公益財団法人」に、「行なう」を「行う」に、「寄付金」を「寄附金」に改め、同項第三号中「別表第一第一号」を「別表第一」に、「寄付金」を「寄附金」に改め、同条第三項中「特定寄付金」を「特定寄附金」に改め、同条第四項中「寄付金控除」を「寄附金控除」に改める。

第八十七条第一項及び第百二十条第三項第一号中「寄付金控除」を「寄附金控除」に改める。

第百六十一条第一号の二中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加え、同条第四号イ中「公社債のうち」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人が国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるもの

第百八十条の二第一項及び第二項中「同号ロ」を「同号ハ」に改める。

第二百二十四条の四の次に次の一条を加える。

（先物取引の差金等決済をする者の告知）

第二百二十四条の五　先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、政令で定めるところにより、その差金等決済をする日までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項において同じ。）を、その差金等決済に係る先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項において「商品取引員等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者は、政令で定めるところにより、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品取引員等は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一　委託により商品先物取引（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項（定義）に規定する先物取引（同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）をいう。以下この条において同じ。）をした場合　当該商品先物取引の委託を受けた同法第二条第十八項に規定する商品取引員（以下この号において「商品取引員」という。）の営業所その他これに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）の長（商品先物取引の委託の取次ぎにより当該商品取引員に当該商品先物取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた商品取引員の営業所等の長）

二　商品先物取引をした場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該商品先物取引の相手方である商品取引所法第二条第九項に規定する商品市場を開設した同条第一項に規定する商品取引所の長

三　委託により市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項（定義）に規定する市場デリバティブ取引のうち、同項第一号から第三号までに掲げる取引であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）をした場合　当該市場デリバティブ取引の委託を受けた金融商品取引業者等（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）又は同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下この項において同じ。）の営業所の長（市場デリバティブ取引の委託の取次ぎにより当該金融商品取引業者等に当該市場デリバティブ取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長）

四　店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）をした場合　当該店頭デリバティブ取引の相手方である金融商品取引業者等の営業所の長（店頭デリバティブ取引の取次ぎ

により当該金融商品取引業者等が当該店頭デリバティブ取引をした場合にあつては、当該取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長）

2　前項に規定する先物取引とは、次の各号に掲げる取引をいい、同項に規定する差金等決済とは、当該各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める決済をいう。

一　商品先物取引　当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二　市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引　当該市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済（当該市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引に係る金融商品取引法第二条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

第二百二十五条第一項中「第十一号に規定する交付」の下に「及び第十三号に規定する差金等決済」を、「当該交付」の下に「及び当該差金等決済」を加え、同項第十二号中「前条」を「第二百二十四条の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）」に改め、同項に次の一号を加える。

十三　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条第二項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をする同条第一項に規定する商品取引員等

別表第一第二号を削り、同表第一号中「次の表に掲げる法人」を削り、同号の表沖縄振興開発金融公庫の項の前に次のように加える。

医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	医療法

別表第一第一号の表広域臨海環境整備センターの項の次に次のように加える。

公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
公益社団法人	

別表第一第一号の表国家公務員の団体（法人であるものに限る。）の項、財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）の項及び社団法人（民法第三十四条の規定により設立されたものに限る。）の項を削り、同表商品先物取引協会の項中「（昭和二十五年法律第二百三十九号）」を削り、同表地方公務員の団体（法人であるものに限る。）の項を削り、同表日本土地家屋調査士会連合会の項の次に次のように加える。

日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）

別表第一第一号の表農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）の項中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削り、別表第一第一号の号名を削る。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　課税所得等の範囲（第五条―第十条の二）」を「第三章　課税所得等の範囲等　第一節　課税所得等の範囲等（第五条―第十条の二）　第二節　課税所得の範囲の変更等（第十条の三）」に、「第十款　各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）」を「第十款　公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算（第六十四条の四）　第十一款　各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）」に、「第三款　申告、納付及び還付（第百二条―第百十七条）」を「第三款　申告、納付及び還付（第百二条―第百十七条）　第四款　清算中に公益法人等が内国普通法人等に移行する場合の特例（第百十一条）」に改める。

第二条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　非営利型法人　一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

イ　その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

ロ　その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

第二条第十三号中「営まれる」を「行われる」に改め、同条第三十六号中「残余財産分配予納申告書」を「残余財産分配等予納申告書」に、「一部分配」を「一部分配等」に改め、同条第四十二号中「一部分配」を「一部分配等」に改める。

第四条第一項ただし書中「内国法人である」を削り、「営む」を「行う」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「外国法人である公益法人等又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　公共法人は、前項の規定にかかわらず、法人税を納める義務がない。

第四条の五第二項中「及び第三号」を「、第三号、第六号及び第七号」に改め、同項第一号中「完全支配関係」という。）」を加え、「こと。　その」を「こと　その」に改め、同項第二号中「こと。　その」を「こと　その」に改め、同項第五号中「又は第三号」を「、第三号、次号又は第七号」に、「除く。）。　その」を「除く。）　その」に改め、同項に次の二号を加える。

六　連結親法人が公益法人等に該当することとなつたこと　その該当することとなつた日

七　連結親法人と内国法人（公益法人等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつたこと　その該当することとなつた日

第一編第三章の章名を次のように改める。

第三章　課税所得等の範囲等

第五条の前に次の節名を付する。

第一節　課税所得等の範囲

第九条に次の一項を加える。

2　外国法人（人格のない社団等に限る。）の前項に規定する国内源泉所得に係る所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、同項の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第十条の二中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第一編第三章に次の一節を加える。

第二節　課税所得の範囲の変更等

（課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用）

第十条の三　特定普通法人（一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち、普通法人であるものをいう。以下この条において同じ。）が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該特定普通法人が解散したものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一　第八十条第四項（欠損金の繰戻しによる還付）

二　第八十一条の三十一第三項（連結欠損金の繰戻しによる還付）

2　特定普通法人が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一　第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）

二　第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）

三　第五十九条（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）

四　第八十条

3　特定普通法人が当該特定普通法人を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行つた場合の処理その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三条第二項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「内国法人である」を削り、「ついては、」を「ついては」に、「開始した日」を「開始した日とし、公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた普通法人又は協同組合等については当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする。」に改め、同項第二号中「外国法人である公益法人等又は」を削り、同条第四項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第十四条中「及び第十五号」を「、第十五号及び第十七号」に、「第十三号にあつては同号」を「第十三号及び第十八号にあつてはこれらの規定」に改め、同条第四号中「第十八号」を「第二十号」に改め、同条第九号中「、第十七号及び第十八号」を「及び第十七号から第二十号まで」に改め、同条第二十三号を同条第二十七号とし、同条第十九号から第二十二号までを四号ずつ繰り下げ、同条第十八号を同条第二十号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十一　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が事業年度の中途において新たに収益事業を開始した場合（人格のない社団等にあつては、前条第四項に規定する場合に該当する場合を除く。）　その開始した日から同日の属する事業年度終了の日までの期間

二十二　公益法人等が事業年度の中途において普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた場合又は普通法人若しくは協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなつた場合　その事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなつた日の前日までの期間及びその該当することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間

第十四条第十七号を同条第十九号とし、同条第十六号の次に次の二号を加える。

十七　連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が公益法人等に該当することとなつた場合　その連結事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの期間、その該当することとなつた日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十八　連結親法人と内国法人（公益法人等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、連結法人の連結事業年度の中途において当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつたとき　その連結事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの期間、その該当することとなつた日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

第三十七条第一項中「（第四項において「損金算入限度額」という。）」を削り、同条第三項第二号中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人」を「公益社団法人、公益財団法人」に改め、同条第四項中「、公益法人等」の下に「（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「に係る損金算入限度額」を「終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」に、「当該損金算入限度額」を「当該計算し

た金額」に改め、同項ただし書中「内国法人である」を削り、同条第五項中「内国法人である」を削り、「金額」の下に「（公益社団法人又は公益財団法人にあつては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で公益に関する事業として政令で定める事業に該当するもののために支出した金額）」を加える。

第三十八条第二項第一号中「第六十六条第四項（公益を目的とする事業を行う法人」を「第六十六条（人格のない社団又は財団等」に改める。

第五十二条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用）に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合の当該特定普通法人のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第五十三条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用）に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合の当該特定普通法人のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、第一項の規定は、適用しない。

第六十一条の二第十四項第三号中「株式のみが交付される場合又は当該取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合」を「株式（当該株式と併せて交付される当該取得をする法人の新株予約権を含む。）以外の資産（当該取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されない場合」に改める。

第六十二条第一項中「内国法人は」を「内国法人（資本又は出資を有しないものを除く。）は」に改める。

第六十二条の二第二項中「同項の内国法人」を「同項の適格合併（同項の合併法人が資本又は出資を有しない法人である場合における当該適格合併を除く。）によりその有する資産及び負債の移転をした内国法人（資本又は出資を有しないものを除く。）」に改める。

第六十三条第一項中「ものとし、次条第一項に規定する長期大規模工事に該当するものを除く」を削り、「提供（」の下に「次条第一項に規定する長期大規模工事の請負を除く。」を加える。

第六十四条第一項中「製造」の下に「及びソフトウエアの開発」を加え、「二年」を「一年」に改め、同条第二項中「損失が生ずると見込まれるものを除く。」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、その工事の請負に係る収益の額及び費用の額につき、着工事業年度後のいずれかの事業年度の確定した決算において当該工事進行基準の方法により経理しなかつた場合には、その経理しなかつた決算に係る事業年度の翌事業年度以後の事業年度については、この限りでない。

第六十四条第二項各号を削る。

第二編第一章第一節中第十款を第十一款とし、第九款の次に次の一款を加える。

第十款　公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算

第六十四条の四　一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人（公益法人等に限る。次項において「特定公益法人等」という。）である内国法人が普通法人に該当することとなつた場合には、その内国法人のその該当することとなつた日（以下この項及び第三項において「移行日」という。）前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項において「累積所得金額」という。）又は当該移行日前の収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項において「累積欠損金額」という。）に相当する金額は、当該内国法人の当該移行日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2　特定公益法人等を被合併法人とし、普通法人である内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該被合併法人の当該適格合併前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「合併前累積所得金額」という。）又は当該適格合併前の収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「合併前累積欠損金額」という。）に相当する金額は、当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3　第一項の内国法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第一項又は第二項（公益認定の取消し）の規定によりこれらの規定に規定する公益認定を取り消されたことにより普通法人に該当することとなつた法人である場合、前項の内国法人が公益社団法人又は公益財団法人を被合併法人とする同項に規定する適格合併に係る合併法人である場合その他の政令で定める場合に該当する場合における前二項の規定の適用については、移行日又は当該適格合併の日以後に公益の目的のために支出される金額として政令で定める金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、累積所得金額若しくは合併前累積所得金額から控除し、又は累積欠損金額若しくは合併前累積欠損金額に加算する。

4　前項の規定は、確定申告書に同項に規定する政令で定める金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5　税務署長は、前項の記載又は書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。

6　前二項に定めるもののほか、第三項に規定する政令で定める金額を支出した事業年度に

おける処理その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条第一項中「普通法人」の下に「、一般社団法人等（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。次項及び第三項において同じ。）」を加え、同条第二項中「除く。）」の下に「、一般社団法人等」を加え、同条第三項中「内国法人である公益法人等」を「公益法人等（一般社団法人等を除く。）」に改める。

第六十八条第二項中「所得税法の規定により課される」を「課される同項の」に改める。

第七十一条第一項中「適格合併」の下に「（被合併法人のすべてが収益事業を行つていない公益法人等であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）」を、「最初の事業年度」の下に「、公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）が普通法人に該当することとなつた場合のその該当することとなつた日の属する事業年度」を加える。

第七十二条第三項中「及び第七款」を「、第七款及び第十款」に改める。

第八十一条の三第一項中「第十款」を「第十一款」に改める。

第八十一条の六第一項中「（第四項において「連結損金算入限度額」という。）」を削り、同条第四項中「当該連結事業年度に係る連結損金算入限度額」を「第一項の連結法人に係る連結親法人の当該連結事業年度終了の時の連結個別資本金等の額又は当該連結事業年度の連結所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」に、「当該連結損金算入限度額」を「当該計算した金額」に改める。

第百二条第一項中「最後の分配」の下に「又は引渡し」を加え、同項第三号中「分配を」を「分配又は引渡しを」に、「分配に」を「分配又は引渡しに」に、「残余財産分配予納申告書」を「残余財産分配等予納申告書」に改め、同条第二項中「及び第七款」を「、第七款及び第十款」に改める。

第百三条の見出しを「（残余財産の一部分配等に係る予納申告）」に改め、同条中「分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第百四条第一項中「分配」の下に「又は引渡し」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第百六条（見出しを含む。）及び第百八条中「一部分配」を「一部分配等」に改める。

第百十条第一項中「一部分配」を「一部分配等」に改め、同条第二項中「一部分配」を「一部分配等」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第三項中「附さない」を「付さない」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第四款　清算中に公益法人等が内国普通法人等に移行する場合の特例

第百十一条から第百十七条までを次のように改める。

第百十一条　公益法人等が清算中に内国普通法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に解散したものとみなして、前三款の規定を適用する。

第百十二条から第百十七条まで　削除

第百十八条中「一部を分配した」を「一部の分配又は引渡しをした」に改め、「その分配」の下に「又は引渡し」を加え、「残余財産分配予納申告書」を「残余財産分配等予納申告書」に、「一部分配」を「一部分配等」に改め、「一部の分配」及び「これらの分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第百十九条中「翌日」の下に「（清算中に公益法人等が内国普通法人等に該当することとなつた場合における当該内国普通法人等にあつては、その該当することとなつた日）」を加え、同条第二号中「残余財産分配予納申告書」を「残余財産分配等予納申告書」に、「一部分配」を「一部分配等」に改め、「の分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第百二十一条第二項第三号を次のように改める。

三　残余財産分配等予納申告書

第百二十二条第二項第八号を同項第九号とし、同項第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第八号」を「第九号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は内国法人」を「、内国法人」に、「開始した日から前二号」を「開始した日又は公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日（以下この号において「設立等の日」という。）から前三号」に、「その設立の日又は新たに収益事業を開始した日」を「当該設立等の日」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた普通法人又は協同組合等の当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日の属する事業年度　同日以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

第百二十五条中「同条第二項第四号又は第五号」を「同条第二項第五号又は第六号」に、「同項第六号又は第七号」を「同項第七号又は第八号」に改める。

第百三十六条第一項中「一部分配」を「一部分配等」に改め、同条第三項中「一部分配」を「一部分配等」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第四項中「附さない」を「付さない」に改める。

第百三十八条第四号イ中「所得税法第二条第一項第九号に規定する公社債のうち」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人が国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるもの

第百四十二条中「第十款」を「第九款」に改め、「除く。）」の下に「及び第十一款（各事業年度の所得の金額の計算の細目）」を加える。

第百四十三条第一項中「である普通法人又は人格のない社団等」を削り、同条第二項中「普通法人のうち」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第百四十五条第二項の表第七十一条第一項（中間申告）の項中「適格合併」の下に「（被合併法人のすべてが収益事業を行っていない公益法人等であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）」を加え、同表第七十二条第三項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の項中

	「損失金の繰越し（被合併法人のすべてが収益事業を行っていない公益法人等であるものを除く。）」を「損失金の繰越し（被合併法人（収益事業を行っていないものに限る。）が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその該当することとなった時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
	一　その納税地
	二　その事業の目的
	三　その該当することとなった日

第百五十条の見出しを「（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出）」に改め、同条第二項中「である公益法人等又は人格のない社団等」を「（人格のない社団等に限る。）」に、「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその該当することとなった時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　その納税地

二　その事業の目的

三　その該当することとなった日

第百五十条の二第一項中「営む」を「行う」に改める。

第百六十二条第一号中「一部分配」を「一部分配等」に改める。

別表第一第二号を削り、同表第一号中「次の表に掲げる法人」を削り、同号の表日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）

別表第一第一号の号名を削る。

別表第二中「第三条」の下に「、第三十七条、第六十六条」を加え、同表第二号を削り、同表第一号中「次の表に掲げる法人」を削り、同号の表貸金業協会の項の前に次のように加える。

一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）
一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	

しの要件）並びに第四十六条（非課金で取得した固定資産等の圧入）及び第六十条の二（協同組合配当等の損金算入）を除く」	、第七款及び第十款」を「及び第七款」に改める。
損失金の繰越しの要件）並びに第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）及び第六十条の二（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）を除く」	損失金の繰越しの要件）を除く」を「損失金の繰越し出資組合が賦課金の圧縮額の損金算入）を除く」

第百四十六条第二項の表第百二十二条第二項第三号の項を次のように改める。

第百二十二条第二項第四号	内国法人である普通法人若しくは協同組合等の設立の日、
	収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日
	設立等の日
第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する普通法人がこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日、同条第四号に掲げる外国法人に該当する普通法人が人的役務提供事業を国内において開始した日、当該普通法人が同号に掲げる国内源泉所得で第百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日又は	
第百四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有することとなつた日	申告対象外国法人となった日

医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	医療法

別表第二第一号の表学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）の項中「（私立学校法」の下に「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を加え、「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を削り、同表広域臨海環境整備センターの項の次に次のように加える。

公益財団法人 公益社団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

別表第二第一号の表国家公務員の団体（法人であるものに限る。）の項、財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）の項、社団法人（民法第三十四条の規定により設立されたものに限る。）の項及び地方公務員の団体（法人であるものに限る。）の項を削り、同表独立行政法人（別表第一第一号の表に掲げる以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）の項中「別表第一第一号の表に掲げる」を「別表第一に掲げるもの」に改め、別表第二第一号の表農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）の項中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削り、別表第二第一号の号名を削る。

別表第三商工組合（組合員に出資をさせるものに限る。）の項及び商工組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。）の項を次のように改める。

商工組合（組合員に出資をさせるものに限る。） 商工組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律

別表第三農業協同組合連合会（別表第二第一号の表の農業協同組合連合会の項に規定する財務大臣が指定をしたものを除く。）の項中「別表第二第一号の表」を「別表第二」に改め、別表第三農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の八第一項第二号（農業の経営）の事業を行なう農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）の項中「行なう」を「行う」に改める。

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三第一項第四号中「（寄付金控除）」を「（寄附金控除）」に改める。

第六十五条第一項中「法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人」を「持分の定めのない法人（持分の定めのある法人で持分を有する者がないものを含む。次条において同じ。）」に、「若しくは監事」を「、監事若しくは評議員」に、「第六十六条第四項」を「次条第四項」に、「当該財産を」を「当該財産の」に、「遺贈した」を「遺贈をした」に改め、同条第二項中「法人」を「持分の定めのない法人」に改め、同条第三項中「規定する法人」を「規定する持分の定めのない法人」に、「当該」を「同項の」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の法人から特別の利益を受ける者の範囲、法人から受ける特別の利益の内容その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条第一項中「（当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該社団又は財団の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。）」を削り、同条第二項中「（その提供に係る財産の価額が法人税法の規定によりその提供を受けた者の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。）」を削り、同条第四項中「法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人」を「持分の定めのない法人」に改め、「（当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。）」を削り、「「法人」を「「持分の定めのない法人」に改め、同条に次の二項を加える。

5　第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項の規定の適用がある場合において、これらの規定により第一項若しくは第二項の社団若しくは財団又は前項の持分の定めのない法人に課される贈与税又は相続税の額については、政令で定めるところにより、これらの社団若しくは財団又は持分の定めのない法人に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。

6　第四項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるか否かの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（地価税法の一部改正）

第四条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号イ中「民法第八十四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）その他の法令の規定により当該主務官庁の」を「その」に改める。

別表第一第二十一号ロ中「民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「「公益法人」を「公益社団法人等」に、「公益法人が」を「公益社団法人等が」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

十四　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第九条第一項（名称等）又は第二十九条第五項（公益認定の取消し）の規定による一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人の名称の変更の登記

別表第一第二十四号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定によつてする中間法人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定によつてする一般社団法人（公益社団法人を除く。以下この号において同じ。）及び一般財団法人（公益財団法人を除く。以下この号において同じ。）」に改め、同号㈠中「中間法人につきその本店」を「一般社団法人若しくは一般財団法人（以下この号において「一般社団法人等」という。）につきその本店又は主たる事務所」に改め、同号㈠ロ中「無限責任中間法人」を「一般社団法人等」に改め、同号㈠ハ中「又は有限責任中間法人」及び「又は基金（代替基金を含む。以下この号において同じ。）の総額」を削り、同号㈠ニ中「若しくは」を「又は」に改め、「又は有限責任中間法人の基金」及び「又は基金の総額」を削り、同号㈠ホ中「若しくは合同会社又は有限責任中間法人」を「又は合同会社」に改め、「又は基金の総額」及び「若しくは中間法人」を削り、同号㈠ヘ中「若しくは」を「又は」に改め、「又は有限責任中間法人の基金」、「又は基金の総額」及び「又は中間法人」を削り、同号㈠ル中「支店」の下に「又は従たる事務所」を加え、同号㈠ヲ中「又は支店」を「若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所」に改め、同号㈠ワ中「又は委員会」を「若しくは委員会又は理事会」に改め、同号㈠カ中「若しくは監事」を「、監事、代表理事若しくは評議員」に、「中間法人」を「一般社団法人等」に改め、「又は基金の総額」を削り、同号㈠タ中「若しくは監事」を「、監事、代表理事若しくは評議員」に改め、同号㈠ソ及びツ中「中間法人」を「一般社団法人等」に改め、同号㈡中「中間法人につきその支店」を「一般社団法人等につきその支店又は従たる事務所」に改め、同号㈡イ中「又は基金の総額」を削り、「中間法人」を「一般社団法人等」に改め、同号㈣中「中間法人につきその本店又は支店」を「一般社団法人等につきその本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所」に改め、同表第三十二号中「みなす」を「みなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす」に改め、同号㈤中「（昭和五十年法律第二十八号）」を削り、同表第四十号中「公益法人金融商品取引業協会」を「認定金融商品取引業協会」に改める。

別表第二に次のように加える。

日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）

別表第三の五の項の次に次のように加える。

五の二　公益社団法人及び公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	自己の設置運営する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校又は同法第百二十四条（専修学校）に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校をいう。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

別表第三の十の項の第三欄の第二号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削り、同表の二十二の項の第三欄中「資本金の額」の下に「又は出資金の額」を加え、同表の二十四の項の第三欄の第二号中「診療所若しくは」を「診療所、」に改め、「介護老人保健施設」の下に「若しくは老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五（特別養護老人ホーム）に規定する特別養護老人ホーム」を加え、同項の第四欄中「添附」を「添付」に改め、同表の二十五の項を削る。

（消費税法の一部改正）

第六条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「（損失が生ずると見込まれるものを除く。）」を削り、同項ただし書中「第六十六条第二項第一号」を「第六十六条第二項ただし書」に改め、「若しくは同項第二号に規定する事由が生じた日の属する年」を削り、「第六十四条第二項第一号」を「第六十四条第二項ただし書」に改め、「若しくは同項第二号に規定する事由が生じた日の属する事業年度」を削る。

別表第三第一号の表沖縄振興開発金融公庫の項の前に次のように加える。

一般財団法人 一般社団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）
医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	医療法

別表第三第一号の表学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）の項中「（私立学校法」の下に「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を加え、「（昭和二十四年法律第二百七十号）」を削り、同表広域臨海環境整備センターの項の次に次のように加える。

公益財団法人 公益社団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）

別表第三第一号の表国家公務員の団体（法人であるものに限る。）の項、財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）の項、社団法人（民法第三十四条の規定により設立されたものに限る。）の項及び地方公務員の団体（法人であるものに限る。）の項を削り、同表日本土地家屋調査士会連合会の項の次に次のように加える。

日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）

（印紙税法の一部改正）

第七条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）

（租税特別措置法の一部改正）

第八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十七条の七」を「第八十七条の八」に改める。

第三条の三第六項中「別表第一第一号」を「別表第一」に改める。

第四条の二第九項中「（第九条の三第二項の規定を除く。次条第十項において同じ。）」を削る。

第四条の四第一項中「第二条第一号に規定する勤労者」の下に「（第三項において「勤労者」という。）」を、「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」の下に「（第三項において「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　勤労者が、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づき購入した公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権につき、当該証券投資信託の終了（当該証券投資信託の信託の併合に係るものである場合にあつては、当該証券投資信託の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。）又は一部の解約があつた場合において、当該終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該証券投資信託について信託された金額（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託にあつては当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額とし、当該証券投資信託の受益権に係る部分の金額に限る。）に達するまでの金額は、第三十七条の十第四項の規定にかかわらず、当該金額を同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法、同項及びこの節の規定を適用する。

第五条の二第十五項第一号中「別表第一第一号」を「別表第一」に、「第十一条第三項」を「第十一条第二項」に改め、同条第十六項第一号中「別表第一第一号」を「別表第一」に改める。

第六条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「内国法人が国外において発行した債券」を「法人により国外において発行された債券（外国法人により発行された債券にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定めるものに限る。）」に改め、「金額」の下に「（外国法人により発行された一般民間国外債の利子にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額）」を加え、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「金額に」を「金額（外国法人が発行した一般民間国外債の利子にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額）に」に改め、同条第四項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、「一般民間国外債」の下に「（本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国法人により発行されたものを除く。第七項及び第八項において同じ。）」を加え、同条第七項及び第八項中「平成二

十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第九項第二号中「目論見書」の下に「（当該一般民間国外債の券面が発行されていない場合には、当該一般民間国外債の発行に係る目論見書）」を加え、同条第十項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、「指定民間国外債」の下に「（第四項に規定する政令で定める外国法人により発行されたものを除く。）」を加え、同条第十三項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第七条中「から平成二十年三月三十一日までの間」を「以後」に改める。

第八条の三第二項中「別表第一第一号」を「別表第一」に改め、同条第六項第一号中「とみなす」を「又は同条第四項に規定する支払を受けるべき配当等の額とみなす」に改める。

第八条の四を次のように改める。

（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）

第八条の四　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び前条第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。以下この項、第四項及び第五項において「配当等」という。）で次に掲げるもの（以下この項、次項及び第四項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第三項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

一　第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第三号及び第九条の三第三号において同じ。）にあつては、発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この項、次条第一項第四号、第九条の三第三号及び第九条の三の二第一項第三号において同じ。）。第九条の三第一号において同じ。）又は出資の総数又は総額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

二　公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

三　特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資法人をいう。）の投資口の配当等

2　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法第二十二条及び第八十九条又は第百六十五条の規定の適用を受けた場合には、その者がその同一の年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3　第一項の規定の適用がある場合における所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（以下「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）」とする。

二　所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額を除く。）」とする。

三　所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

四　所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「ものを除く。」とあるのは「ものを除く。）及び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び同項」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上

場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八条の四第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

五　前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して国内において上場株式等の配当等（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託の収益の分配に係る配当等及び同法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等を除く。以下この項において「上場株式配当等」という。）の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、上場株式配当等の支払に関する通知書を、その支払の確定した日（同法第二百二十五条第一項に規定する無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に係る通知書については、その支払をした日）から一月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならない。

5　前項に規定する上場株式配当等の支払をする者又は所得税法第二百二十五条第二項第一号に掲げる者（以下この条において「配当等の支払者」という。）は、財務省令で定めるところにより、これらの規定に規定する通知書を同一の者に対してその年中に支払つた配当等の額の合計額で作成する場合には、これらの規定にかかわらず、当該通知書をこれらの規定に規定する支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日までに、その支払を受ける者に交付しなければならない。

6　配当等の支払者は、前二項の規定による通知書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該支払を受ける者の承諾を得て、当該通知書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。ただし、当該支払を受ける者の請求があるときは、当該通知書を当該支払を受ける者に交付しなければならない。

7　前項本文の場合において、同項の配当等の支払者は、第四項又は第五項の通知書を交付したものとみなす。

8　第二項、第三項及び前二項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条の五第一項中「平成十五年四月一日」を「平成二十一年一月一日」に、「純損失の金額又は」を「純損失の金額若しくは」に、「の計算上」を「又は前条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上」に、「この規定」を「この規定」及び第三十七条の十二の二第十一項（第三十七条の十三の二第七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同項第一号中「次号から第五号まで」を「次号から第四号まで」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二　内国法人から支払を受ける前条第一項第一号に掲げる配当等

三　内国法人から支払を受ける公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（前条第一項第二号に規定する公募をいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

四　特定投資法人（前条第一項第三号に規定する特定投資法人をいう。）から支払を受ける投資口の配当等

第八条の五第一項第五号を削り、同条第二項中「平成十五年」を「平成二十一年」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する同項各号に掲げる配当等についての同項の規定の適用は、その一回に支払を受けるべき配当等の額ごとに行うことができる。

第九条第一項第五号イ中「同条第九項に規定する適格機関投資家私募として政令で定めるものにより行われたもの」を「機関投資家私募（同条第九項に規定する適格機関投資家私募のうち財務省令で定める者のみを相手方として行うものをいう。以下この号において同じ。）により行われたもののうち、その募集が主として国内において行われ、かつ、投資信託約款（同法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款又は同法第四十九条第一項に規定する委託者非指図型投資信託約款をいう。）にその募集が機関投資家私募である旨の記載がなされて行われたもの」に改め、同条第二項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第九条の二第一項中「別表第一第一号」を「別表第一」に改め、同条第五項第一号中「とみなす」を「又は同条第四項に規定する支払を受けるべき配当等の額とみなす」に改める。

第九条の三第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「並びに前条第一項及び第二項」を「、前条第一項及び第二項並びに次条第一項」に改め、同項第一号中「上場株式等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等をいう。）」を「第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等」に改め、「（次号及び第三号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）」を削り、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）

第九条の三の二　平成二十二年一月一日以後に個人又は内国法人（所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。）若しくは外国法人に対して支払われる次に掲げる配当等で政令で定めるもの（国内において支払われるものに限る。以下この条において「上場株式等の配当

等」という。）の国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（第四項において「支払の取扱者」という。）は、当該個人又は内国法人若しくは外国法人に当該上場株式等の配当等の交付をする際、その交付をする金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一　第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等

二　公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（前条第二号に規定する公募をいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

三　特定投資法人（前条第三号に規定する特定投資法人をいう。）の投資口の配当等

2　前項の規定の適用を受ける上場株式等の配当等の支払をする者については、所得税法第百八十一条第一項並びに第二百十二条第一項及び第三項のうち当該上場株式等の配当等に係る部分の規定は、適用しない。

3　第一項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

4　上場株式等の配当等につき第一項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該上場株式等の配当等を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者については、当該上場株式等の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の五第四項に規定する支払を受けるべき配当等の額とみなして、同条の規定を適用する。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける上場株式等の配当等に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条の四第二項中「第八条の五第一項第三号」を「第八条の四第一項第二号」に改め、同条第四項中「同号ロ」を「同号ハ」に改める。

第九条の五の二第七項各号中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

第十条第一項中「第七項第四号」を「第八項第四号」に改め、同項ただし書中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第七項第四号」を「第八項第四号」に改め、同条第四項中「第七項第五号」を「第八項第五号」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　青色申告書を提出する個人が、平成二十一年及び平成二十二年の各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）の年分において、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。ただし、当該各号に定める金額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一　当該個人のその年（平成二十一年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）を除く。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額が、当該個人の比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合　当該個人のその年分の当該試験研究費の額から当該比較試験研究費の額を控除した残額の百分の五に相当する金額

二　当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額がその年分の平均売上金額の百分の十に相当する金額を超える場合　当該超える部分の金額に超過税額控除割合（その年分の試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・二を乗じて計算した割合をいう。）を乗じて計算した金額

第十条第十二項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に、「第一項から第六項まで」を「第一項から第七項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「又は第四項」を「、第四項又は第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項第二号中「（その年分及びその年前三年以内の各年分の売上金額（棚卸資産の販売による収入金額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）」を削り、同項第六号中「適用年前三年以内の各年分」を「第六項の規定の適用を受けようとする年（平成二十一年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）を除く。以下この項及び第十二項において「適用年」という。）前三年以内の各年分」に改め、同項に次の一号を加える。

八　平均売上金額　その年分及びその年前三年以内の各年分の売上金額（棚卸資産の販売による収入金額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第十条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　前項各号に定める金額を計算する場合において、当該個人が当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、いずれか一の場合のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

第十条の二第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「（貸付け」を「（第一号から第三号までに掲げる減価償却資産を貸付け」に、「及び第二号」を「、第二号」に、「場合を」を「場合及び第四号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を」に改め、同項に次の一号を加える。

四　建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもののうち政令で定めるもの（当該設備が設置された建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。）

イ　建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資する設備
ロ　建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する設備

第十条の三第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第十条の四の見出しを「（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）」に改め、同条第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に次の一号を加える。

七　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第　号）第五条第三項に規定する認定農商工等連携事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する農商工等連携事業を行う同条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第十四条に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる個人に該当するものを除く。）　当該認定農商工等連携事業計画に定める機械及び装置

第十条の四第三項中「次項」の下に「及び第六項」を加え、同条第十項中「又は第四項」を「、第四項又は第六項」に、「及び第四項」を「、第四項及び第六項」に、「取得した場合」を「取得した場合等」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第三項」の下に「及び第六項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成二十一年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）がある場合において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される労務費の額のうちに当該教育訓練費の額の占める割合（以下この項において「教育訓練費割合」という。）が百分の〇・一五以上であるときは、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該教育訓練費の額の百分の十二（当該教育訓練費割合が百分の〇・二五未満であるときは、当該教育訓練費割合から百分の〇・一五を控除した割合に四十を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する金額を控除する。この場合において、その控除を受ける金額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又はその年分において有する第四項に規定する繰越税額控除限度超過額につき同項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

7　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　教育訓練費　個人が当該個人のその事業に係る使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。次号において同じ。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

二　労務費　所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（使用人に対して支給するものに限る。）、法定福利費（法令の規定により事業主が負担することとされている福利厚生費として政令で定めるものをいう。）及び前号に掲げる教育訓練費をいう。

第十条の六第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第十条の七を削る。

第十一条第一項の表の第一号中「当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構築物については、百分の十」を削る。

第十一条の二第一項の表の第二号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第十一条の四第一項中「（同表の第一号の上欄に掲げるものについては、平成二十年三月三十一日）」を削り、「場合を除く」を「場合を除き、同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域又は区域内において事業の用に供した場合に限る」に改める。

第十一条の五第一項中「工場用の」を「政令で定める」に、「第十九条に規定する指定集積業種」を「第十九条各号に掲げる業種」に改める。

第十一条の六の見出しを「（資源再生化設備等の特別償却）」に改め、同条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「次の各号に」を「次に」に、「再商品化設備等」を「資源再生化設備等」に、「に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」を「の百分の十四に相当する金額」に改め、同項各号を次のように改める。

一　生物資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二十条第二項第一号に規定する認定計画に記載された同法第十一条第二項第二号に規定する再生利用事業に係る機械その他の減価償却資産にあつては、製造に関連する機械その他の減価償却資産を含む。）で政令で定めるもの

二　再生資源の分別回収を行うための機械その他の減価償却資産で建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二条第六項に規定する特定建設資材廃棄物の同条第四項に規定する再資源化に資するものとして政令で定めるもの

第十一条の六第二項中「再商品化設備等」を「資源再生化設備等」に改める。

第十二条第一項の表の第一号ロ中「（平成十二年法律第十五号）」を削る。

第十三条第二項中「又は次条第一項」を「、次条第一項若しくは第二項又は第十三条の三第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　青色申告書を提出する個人で道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業（以下この項において「一般乗合旅客自動車運送事業等」という。）を営むものが、平成十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、当該一般乗合旅客自動車運送事業等の用に供する乗合自動車で身体障害者その他これに準ずる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置を有するもの又は踏段を用いずに乗降が可能な乗降口を有するものとして、財務省令で定めるところにより証明がされたもので、その製作の後事業の用に供されたことのないもの（第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において「障害者対応設備等」という。）を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該個人の営む一般乗合旅客自動車運送事業等の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該障害者対応設備等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該障害者対応設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその基準取得価額（当該障害者対応設備等の取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）の百分の二十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該障害者対応設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十三条の二第三項中「前条第二項」を「第十三条第二項」に、「第十三条の二第一項の」を「第十三条の三第一項の」に、「第十三条の二第一項本文」を「第十三条の三第一項本文」に、「又は次条第一項」を「、次条第一項」に、「又は第十三条の二第一項」を「、第十三条の二第一項」に改め、同条第四項中「前条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条を第十三条の三とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却）

第十三条の二　青色申告書を提出する個人が、平成二十一年から平成二十五年までの各年において、障害者就労支援事業所（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十四項に規定する就労移行支援を行う事業所、同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業所その他の政令で定める事業所又は施設をいう。）に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払つた金額（以下この項及び次項において「支援事業所取引金額」という。）がある場合において、その年における支援事業所取引金額の合計額がその年の前年における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、その年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。次項において同じ。）において当該個人の有する減価償却資産で当該個人の事業の用に供されているもののうちその年又はその年の前年若しくは前々年において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この条において「三年以内取得資産」という。）の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該三年以内取得資産について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の三十に相当する金額（次項において「特別償却限度額」という。）との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該三年以内取得資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定の適用がある場合において、その年の十二月三十一日において当該個人の有する同項の規定の適用を受ける三年以内取得資産に係る特別償却限度額の合計額が、その年の支援事業所取引金額の合計額からその年の前年における支援事業所取引金額の合計額を控除した金額をいう。）を超えるときは、当該特別償却限度額の合計額は、当該支援事業所取引増加額とする。

3　前条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける三年以内取得資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十三条の二第一項（同条第二項の規定の適用がある場合を含む。）の」と、「同項の」とあるのは「当該」と、「その合計償却限度額」とあるのは「第十三条の二第一項本文又は第二項の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「前項、次条第一項」とあるのは「第十三条第一項、第十三条の二第一項」と読み替えるものとする。

4　第十一条第三項の規定は、第一項若しくは第二項の規定又は前項において準用する前条第二項の規定を適用する場合について準用する。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第十四条の二第三項及び第十五条第二項中「前項又は次条第一項」を「前項、次条第一項若しくは第二項又は第十三条の三第一項」に改める。

第十九条第一号中「第十条の六」を「第十五条」に改め、「又は第十一条から第十五条まで」を削る。

第二十条第一項中「平成二十年」を「平成二十二年」に改める。

第二十条の三第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第二十四条の三第四項中「及び第十三条の二」を「、第十三条の二及び第十三条の三」に改める。

第二十五条第一項中「平成二十年」を「平成二十三年」に改め、「百万円未満」の下に「（その売却した肉用牛が財務省令で定める乳牛に該当する場合には、五十万円未満）」を、「同じ。）」の下に「であり、かつ、その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内」を加え、同条第二項中「該当しないものが」を「該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が」に改め、同項第一号中「売却価額」の下に「及び免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合における当該超える部分の免税対象飼育牛の売却価額」を加える。

第二十六条第二項第一号中「国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）」の下に「、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）」を、「健康保険法、国民健康保険法」の下に「、高齢者の医療の確保に関する法律」を、「第五十四条の三第一項」の下に「又は高齢者の医療の確保に関する法律第八十二条第一項」を加え、同項第二号中「又は出産扶助のための助産」を「若しくは出産扶助のための助産又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「（平成十七年法律第百二十三号）」を削り、同号を同項第五号とする。

第二十八条第一項第五号中「公益法人等」の下に「若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人」を加える。

第二十八条の二第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第二十八条の三第十一項中「及び第十三条の二」を「、第十三条の二及び第十三条の三」に改める。

第二十九条第一項から第三項までの規定中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十二年十二月三十一日」に改める。

第三十二条第二項第一号中「資産の流動化に関する法律第二条第五項」を「同法第二条第五項」に改め、同項第二号中「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項」を「同法第二条第十四項」に改める。

第三十三条の六第二項中「及び第十三条の二」を「、第十三条の二及び第十三条の三」に改める。

第三十四条の二第二項第六号中「又は成田国際空港株式会社」を削り、同項第七号中「沿道整備推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加え、同項第二十五号中「農地保有合理化法人」の下に「（当該農地保有合理化法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、政令で定めるものに限る。）」を加える。

第三十七条の三第二項中「及び第十三条の二」を「、第十三条の二及び第十三条の三」に改める。

第三十七条の九の二第一項第二号中「規定する民間都市開発推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。以下この号及び第四十一条の十二第一項において同じ。）」を加え、同条第五項中「及び第十三条の二」を「、第十三条の二及び第十三条の三」に改める。

第三十七条の十第一項中「次条から第三十七条の十一の二まで」を「次条、第三十七条の十一の二」に、「この条及び第三十七条の十一」を「この項」に改め、同条第三項第四号中「第三十七条の十一第一項」を「第三十七条の十一の三第二項第一号」に改め、同条第四項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「その株式等証券投資信託等」の下に「（公募株式等証券投資信託を除く。以下この号において同じ。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　その株式等証券投資信託（その設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。以下この号及び次号において「公募株式等証券投資信託」という。）の終了（当該公募株式等証券投資信託の信託の併合に係るものである場合にあつては、当該公募株式等証券投資信託の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。）又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

第三十七条の十の二第一項中「次条第一項」を「同条第二項」に、「において保管の委託」を「に係る振替口座簿（社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。次項並びに第三十七条の十一の三第一項及び第三項において同じ。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託」に改め、同条第二項中「特定管理口座）」を「特定管理口座。以下この項において同じ。）の振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に、「第三十七条の十一の五」を「第三十七条の十一の六」に、「、第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三」を「及び第三十七条の十三の二」に改める。

第三十七条の十一を次のように改める。

第三十七条の十一　削除

第三十七条の十一の二第一項中「上場株式等（」を「次条第二項に規定する上場株式等（」に、「上場株式等に」を「同項に規定する上場株式等に」に、「同じ」を「上場株式等」という」に改める。

第三十七条の十一の三第一項中「（社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。第三項において同じ。）」を削り、「上場株式

等（を「次項に規定する上場株式等（に、「第三十七条の十一の五」を「第三十七条の十一の六」に改め、同条第二項中「基づき上場株式等」の下に「（次に掲げる株式等をいう。以下この条、次条及び第三十七条の十二の二において同じ。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　株式等で金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

二　公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（第八条の四第一項第二号に規定する公募をいう。）により行われたもの（第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）の受益権

三　特定投資法人（第八条の四第一項第三号に規定する特定投資法人をいう。）の投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口

第三十七条の十一の三第三項第一号中「金融商品取引業者又は登録金融機関（金融商品取引法」を「金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、同法」に、「をいう。）」を「又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社」に、「この条及び次条」を「この条、次条及び第三十七条の十一の六」に改め、「これらの契約」の下に「及び第三十七条の十一の六第四項第一号に規定する上場株式配当等受領委任契約」を加え、同条第七項中「差益の金額」の下に「、当該特定口座に受け入れた第三十七条の十一の六第一項に規定する上場株式等の配当等（第十一項において「上場株式等の配当等」という。）の額」を加え、同条第十一項中「譲渡」の下に「又は特定口座に受け入れた上場株式等の配当等」を、「所得税法」の下に「第二百二十四条、」を加える。

第三十七条の十一の四第一項中「この条及び次条」を「この条から第三十七条の十一の六まで」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「この項から第五項まで」を「この項及び次項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第五項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を削る。

第三十七条の十一の五第一項中「（第三十七条の十一第一項の規定により適用される場合を含む。）」を削り、「第三十七条の十二の二第二項」の下に「若しくは第七項」を加え、「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第十一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例）

第三十七条の十一の六　源泉徴収選択口座を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この条において「上場株式等の配当等」という。）のうち、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等と締結した上場株式配当等受領委任契約に基づき当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れられたもの（以下この条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、政令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。第四項第一号において同じ。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2　前項の規定の適用を受けようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、特定上場株式配当等勘定が設けられた源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地、当該金融商品取引業者等が支払の取扱いをする上場株式等の配当等につき当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れを依頼する旨、当該受け入れられた上場株式等の配当等について同項の規定の適用を受けようとする旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」という。）を、その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

3　前項の源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払われる上場株式等の配当等で当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出を受けた日以後に支払の確定するもの（所得税法第二百二十五条第一項に規定する無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配にあつては、同日以後に支払われるもの）のうち当該金融商品取引業者等が支払の取扱いをするもの（政令で定める要件を満たすものに限る。）のすべてを、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座に係る特定上場株式配当等勘定に受け入れるものとする。ただし、政令で定めるところにより、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該上場株式等の配当等の特定上場株式配当等勘定への受入れをやめることを依頼する旨を記載した届出書を提出した場合は、この限りでない。

4　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　上場株式配当等受領委任契約　第一項の規定の適用を受けるために同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の配当等の受領の委任に関する契約で、その契約書において、当該金融商品取引業者等が支払の取扱いをする上場株式等の配当等を当該上場株式等の配当等の受領に係る源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れることができること、当該特定上場株式配当等勘定において

は当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払われる次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に係る金融商品取引業者等の社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等（第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。第六項において同じ。）に係るものに限る。）のみを受け入れることその他政令で定める事項が定められているものをいう。

イ　第八条の三第二項第二号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第三項の規定に基づき当該金融商品取引業者等により所得税が徴収されるべきもの

ロ　第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等で同条第二項の規定に基づき当該金融商品取引業者等により所得税が徴収されるべきもの

ハ　第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当該金融商品取引業者等により所得税が徴収されるべきもの

二　特定上場株式配当等勘定　上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、当該上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいう。

5　源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等が、源泉徴収選択口座内配当等につき、第八条の三第三項（同条第二項第二号に係る部分に限る。次項及び第七項において同じ。）、第九条の二第二項又は第九条の三の二第一項の規定に基づき徴収した所得税の額の納期限は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する徴収の日の属する年の翌年一月十日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）とする。

6　前項の金融商品取引業者等が居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額は、政令で定めるところにより、その年中に交付をした源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から当該各号に掲げる金額の合計額を控除した残額を第八条の三第三項に規定する国外投資信託等の配当等、第九条の二第二項に規定する国外株式の配当等又は第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等に係るこれらの規定に規定する交付をする金額とみなしてこれらの規定を適用して計算した金額とする。

一　その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡につき第三十七条の十一の三第一項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

二　その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された差金決済に係る第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

7　前項の場合において、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に当該金融商品取引業者等が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に第八条の三第三項、第九条の二第二項又は第九条の三の二第一項の規定により既に徴収した所得税の額が前項の規定を適用して計算した所得税の額を超えるときは、当該金融商品取引業者等は、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し、当該超える部分の金額に相当する所得税を還付しなければならない。

8　源泉徴収選択口座内配当等については、その年分の配当所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、所得税法第三十六条の規定にかかわらず、その年において当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等から交付を受けた金額とする。

9　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する源泉徴収選択口座内配当等についての第八条の五第一項の規定の適用は、同条第四項の規定にかかわらず、第一項の規定により計算されたその年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等（その者が二以上の源泉徴収選択口座において源泉徴収選択口座内配当等を有する場合には、それぞれの源泉徴収選択口座において有する源泉徴収選択口座内配当等）に係る配当所得の金額ごとに行うものとする。

10　第六項の金融商品取引業者等が同項の規定により源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額の計算上当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額につき前条第一項の規定の適用を受けない場合には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額については、第八条の五第一項及び第二項の規定は、適用しない。

11　前三項に定めるもののほか、第七項の規定により所得税を還付する場合における手続の細目その他第一項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十二の二の見出しを「（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）」に改め、同条第七項中「第一項」を「第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「第一項」を「第六項」に、「第三十七条の十二の二第二項」を「第三十七条の十二の二第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項中

「第一項の」を「第六項の」に、「第三十七条の十二の二第一項」を「第三十七条の十二の二第六項」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「を超える」を「及び同法第三十七条の十二の二第六項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の合計額を超える」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「第一項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9　第四項の規定は、第六項の規定を適用する場合における前項の確定申告書の提出がなかつたとき又は同項の書類の添付がない確定申告書の提出があつたときについて準用する。

10　第六項の規定の適用がある場合における第八条の四（第三項を除く。）及び第三十七条の十（第六項を除く。）の規定の適用については、第八条の四第一項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（第三十七条の十二の二第六項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、第三十七条の十第一項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（第三十七条の十二の二第六項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

第三十七条の十二の二第二項中「第三十七条の十一第一項各号」を「第二項各号」に、「計算した金額を」を「計算した金額（第一項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）を」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項中「（第五項（第三十七条の十三の二第七項において準用する所得税法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項及び第三項において同じ。）」を削り、「金額を」を「金額及び第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第一項の規定の適用がある場合にはその適用後の金額。以下この項において同じ。）を」に、「金額の」を「金額及び上場株式等に係る配当所得の金額の」に改め、同項を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

確定申告書（第十一項（第三十七条の十三の二第七項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この条において同じ。）を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の平成二十一年分以後の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該確定申告書に係る年分の第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該年分の当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2　前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、上場株式等の譲渡のうち次に掲げる上場株式等の譲渡（第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

一　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。次号において「金融商品取引業者」という。）又は同法第二条第十一項に規定する登録金融機関（第三号において「登録金融機関」という。）への売委託により行う上場株式等の譲渡

二　金融商品取引業者に対する上場株式等の譲渡

三　登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社に対する上場株式等の譲渡で政令で定めるもの

四　第三十七条の十第三項又は第四項各号に規定する事由による上場株式等の譲渡

五　上場株式等を発行した法人の行う株式交換又は株式移転による当該法人に係る法人税法第二条第十二号の六の四に規定する株式交換完全親法人又は同条第十二号の七に規定する株式移転完全親法人に対する当該上場株式等の譲渡

六　上場株式等を発行した法人に対して会社法第百九十二条第一項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡その他これに類する上場株式等の譲渡として政令で定めるもの

七　上場株式等を発行した法人に対して会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四条の規定による改正前の商法第二百二十条ノ六第一項の規定に基づいて行う同項に規定する端株の譲渡

八　上場株式等を発行した法人が行う会社法第二百三十四条第一項又は第二百三十五条第一項（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定による一株又は一口に満たない端数に係る上場株式等の競売（会社法第二百三十四条第二項（同法第二百三十五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定による競売以外の方法による売却を含む。）による当該上場株式等の譲渡

3　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5　第一項の規定の適用がある場合における第

八条の四の規定の適用については、同条第一項中「配当所得の金額（以下」とあるのは、「配当所得の金額（第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

第三十七条の十三第一項中「この条から第三十七条の十三の三まで」を「この条及び次条」に改め、「及び第三十七条の十三の三」を削り、同項第三号中「第三十七条の十一第一項第一号」を「前条第二項第一号」に改める。

第三十七条の十三の二第四項中「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第十一項」に改め、同条第六項中「第三十七条の十二の二第三項、第四項及び第六項」を「第三十七条の十二の二第八項、第十項及び第十二項」に、「同条第三項中「第一項」を「同条第八項中「第六項」に、「第一項の確定申告書」を「第六項の確定申告書」に、「同条第四項中「第一項」を「同条第十項中「第六項」に、「第三十七条の十二の二第一項」を「計算した金額（第三十七条の十二の二第六項」に、「第三十七条の十三の二第四項」と、同条第六項中「第一項」を「計算した金額（第三十七条の十三の二第四項」と、同条第十二項中「第六項」に改め、同条第七項中「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第十一項」に、「同条第五項中「第一項」を「同条第十一項中「第六項」に、「同条第二項」を「同条第七項」に、「第三十七条の十二の二第二項」を「第三十七条の十二の二第七項」に、「、同法」を「、その年において生じた同法」に、「第三十七条の十二の二第一項」を「第三十七条の十二の二第六項」に改める。

第三十七条の十三の三を削る。

第三十七条の十四を次のように改める。

第三十七条の十四　削除

第三十七条の十四の二第六項第一号を削り、同項第二号中「第一項若しくは」を「第一項又は」に、「その有する株式又はこれらの規定に規定する外国合併親法人株式若しくは」を「外国合併親法人株式又は」に改め、「、同項中「譲渡を」とあるのは「譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）を」と」を削り、「あるのは「取得」を「あるのは、「取得」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　第一項又は第二項に規定するその有する株式が第三十七条の十二の二第二項又は第七項に規定する上場株式等に該当する場合における同条の規定の適用については、同条第二項第四号中「第三十七条の十第三項又は第四項各号」とあるのは「第三十七条の十第三項若しくは第四項各号又は第三十七条の十四の二第一項若しくは第二項」と、同条第七項中「第二項各号」とあるのは「第三十七条の十四の二第六項第二号の規定により読み替えられた第二項第四号」とする。

第三十七条の十四の二第六項第三号及び第四号を削る。

第三十七条の十四の三第四項第一号中「第一項若しくは」を「第一項又は」に、「その有する株式又はこれらの規定に規定する外国合併親法人株式若しくは」を「外国合併親法人株式又は」に改め、「、同項中「譲渡を」とあるのは「譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）を」と」を削り、「あるのは「取得」を「あるのは、「取得」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　第一項又は第二項に規定するその有する株式が第三十七条の十二の二第二項又は第七項に規定する上場株式等に該当する場合における同条の規定の適用については、同条第二項第四号中「第三十七条の十第三項又は第四項各号」とあるのは「第三十七条の十第三項若しくは第四項各号又は第三十七条の十四の三第一項若しくは第二項」と、同条第七項中「第二項各号」とあるのは「第三十七条の十四の三第四項第二号の規定により読み替えられた第二項第四号」とする。

第三十七条の十四の三第四項第三号を削る。

第三十八条第二項中「居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に」を「者に」に改める。

第四十条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人」を「公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第二条第九号の二イに掲げるものをいう。）に、「を営む法人に対する財産」を「（以下この項から第三項まで及び第五項において「公益目的事業」という。）を行う法人（外国法人に該当するものを除く。以下この条において「公益法人等」という。）に対する財産（国外にある土地その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）に、「当該法人」を「当該公益法人等」に、「同じ。）で」を「同じ。）で、」に改め、「寄与すること」の下に「、当該贈与又は遺贈に係る財産（当該財産につき第三十三条第一項に規定する収用等があつたことその他の政令で定める理由により当該財産の譲渡をした場合において、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した当該財産に代わるべき資産として政令で定めるものを取得したときは、当該資産（次項及び第三項において「代替資産」という。）が、当該贈与又は遺贈があつた日から二年を経過する日までの期間（当該期間内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として政令で定める事情があるときは、政令で定める期間。次項において同じ。）内に、当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること」を加え、同条第二項前段を次のように改める。

国税庁長官は、前項後段の規定の適用を受けて贈与又は遺贈があつた場合において、当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（以下この項において「財産等」という。）が当該贈与又は遺贈があつた日から二年を経過する日までの期間内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されなかつたときその他の当該財産等が当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供される前に政令で定める事実が生じたとき（当該公益法人等が当該財産等（当該財産等の譲渡をした場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額の金銭）を国又は地方公共団体に贈与した場合その他政令で定める場合を除く。）は、前項後

段の承認を取り消すことができる。

第四十条第六項を同条第十四項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「又は第二項」を「若しくは第二項」に、「場合には、その者」を「場合（当該取消しがあつた場合には、政令で定める場合に限る。）における当該承認を申請した者若しくは当該承認を受けていた者」に、「又は遺贈」を「若しくは遺贈」に改め、「計算した金額」の下に「又は第三項の取消しがあつた場合（政令で定める場合に限る。）における当該承認に係る公益法人等の納付すべき所得税の額」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第三項中「、若しくは」を「は、その旨を当該承認を申請した者及び当該申請に係る公益法人等に対し、」に、「、又は当該承認を」を「又は当該承認を第二項の規定により」に改め、「者に」の下に「対し、当該承認を第三項の規定により取り消したときは、その旨を当該承認に係る公益法人等に対し、それぞれ」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第二項の次に次の九項を加える。

3　国税庁長官は、第一項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が、当該贈与又は遺贈のあつた後、当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（以下この項において「財産等」という。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなつた場合その他当該贈与又は遺贈につき政令で定める事実（前項に規定する事実を除く。）が生じた場合（当該公益法人等が当該財産等（当該財産等の譲渡をした場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額の金銭）を国又は地方公共団体に贈与した場合その他政令で定める場合を除く。）には、第一項後段の承認を取り消すことができる。この場合には、当該公益法人等を当該贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令で定めるところにより、これに当該財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る所得税を課する。

4　前項後段の規定の適用を受けた公益法人等に対する法人税法の規定の適用については、同法第三十八条第二項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び租税特別措置法第四十条第三項後段（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）の規定による所得税（当該所得税に係る同項の財産の価額が当該財産の同条第一項に規定する贈与又は遺贈を受けた同項に規定する公益法人等の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された場合における当該所得税を除く。）」とする。

5　第三項の代替資産には、同項の公益法人等が、同項の贈与又は遺贈を受けた財産（当該公益法人等の公益目的事業の用に二年以上直接供しているものに限る。）の譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて資産（当該財産に係る公益目的事業の用に直接供することができる当該財産と同種の資産（財務省令で定めるものを含む。）、土地及び土地の上に存する権利に限る。以下この項において「買換資産」という。）を取得した場合において、その譲渡の日の前日までに、当該譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときにおける当該買換資産を含むものとする。この場合において、当該公益法人等は、当該買換資産を、当該譲渡の日の翌日から一年を経過する日までの期間（当該期間内に当該公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として政令で定める事情があるときは、政令で定める期間）内に、当該公益目的事業の用に直接供しなければならない。

6　第一項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下この項から第九項までにおいて「特定贈与等」という。）を受けた公益法人等が、合併により当該公益法人等に係る第三項に規定する財産等を合併後存続する法人又は合併により設立する法人（公益法人等に該当するものに限る。以下この項において「公益合併法人」という。）に移転しようとする場合において、当該合併の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該合併の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該公益合併法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該公益合併法人がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

7　特定贈与等を受けた公益法人等が、解散（合併による解散を除く。）による残余財産の分配又は引渡しにより当該公益法人等に係る第三項に規定する財産等を他の公益法人等（以下この項において「解散引継法人」という。）に移転しようとする場合において、当該解散の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該解散の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該解散引継法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該解散引継法人がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

8　特定贈与等を受けた公益法人等で公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下この項及び第十一項において「公益認定法」という。）第二十九条第一項又は第二項の規定による公益認定法第五条に規定する公益認定の取消しの処分（当該取消しの処分に係る事由により第一項後段の承認を取り消すことができる場合の当該処分を除く。以下この項において「特定処分」という。）を受けたもの（当該特定処分後において、第一項に規定する特定一般法人に該当するものに限る。以下この項において「当初法人」という。）が、同条第十七号に規定する定款の定めに従い、その有する公益認定法第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産（以下この項において「引継財産」という。）を他の公益法人等（以下この項において「引継法人」という。）に贈与しようとする場合において、当該贈与の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該贈与の日その他の財務省令で定める

事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該贈与の日以後は、当該引継法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該引継法人が当該贈与を受けた公益引継資産（当該引継財産のうち、当該特定処分を受けた公益法人等に係る第三項に規定する財産等に相当するものとして政令で定める部分をいう。）は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。この場合において、当該贈与の日以後は、当該当初法人については、第三項の規定は、適用しない。

9　特定贈与等を受けた第一項に規定する特定一般法人が、第三項に規定する財産等を他の公益法人等（以下この項において「受贈公益法人等」という。）に贈与しようとする場合（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第百十九条第二項第一号ロに掲げる寄附に該当する場合に限る。）において、当該贈与の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該贈与の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該贈与の日以後は、当該受贈公益法人等は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該受贈公益法人等が当該贈与を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

10　第五項後段の規定は第六項から前項までの規定を適用する場合について、第八項後段の規定は前項の特定一般法人について、それぞれ準用する。

11　第九項に規定する特定一般法人が、公益認定法第四条の認定を受けた場合には、当該認定を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、当該特定一般法人の名称及び所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

第四十条に次の一項を加える。

15　第十三項に定めるもののほか、第一項後段の承認の手続、第二項後段の規定によりあつたものとみなされる贈与又は遺贈に係る所得税法第七十八条の規定の特例、第三項後段の規定により贈与又は遺贈を行つた個人とみなされる公益法人等に対する所得税に関する法令の規定の適用に関する特例その他第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十条の四第四項第一号及び第四十条の十第四項第一号中「証券業」を「金融商品取引業」に改める。

第四十一条の三の二第一項中「第五項に」を「第八項に」に、「限る。）の」を「限る。第四項において同じ。）の」に、「この条」を「この項、第三項及び第九項」に改め、「、第七項及び第八項」を削り、「第四十一条第一項に定める」を「同条第一項に定める」に、「第五項及び第六項」を「第八項及び第九項」に、「この項及び第六項」を「この項、第四項、第九項及び第十項」に、「、第六項及び第七項」を「及び第九項」に、「同条第二項及び」を「第四項、同条第二項及び」に改め、同条第二項中「増築、改築その他の政令で定める」を「次に掲げる」に、「特定増改築等」と」を「高齢者等居住改修工事等」と」に改め、「とする」の下に「。以下この項において「特定工事」という。」を加え、「特定増改築等に係る改修工事」を「高齢者等居住改修工事等」に、「住宅の増改築等に係る工事」を「特定工事」に、「当該改修工事に」を「当該高齢者等居住改修工事等に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（次号に掲げるものを除く。）

二　当該家屋につき行うエネルギーの使用の合理化に著しく資する改修工事で政令で定めるもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この号、次項、第五項及び第六項において「特定断熱改修工事等」という。）で当該特定断熱改修工事等に要した費用の額が三十万円を超えるもの

第四十一条の三の二第三項中「特定増改築等に係る改修工事」を「高齢者等居住改修工事等」に改め、「費用の額」の下に「及び特定断熱改修工事等に要した費用の額の合計額」を加え、同条第十項中「第二項」の下に「、第三項及び第五項」を、「第一項」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「第一項の規定」を「第一項又は第四項の規定」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「第一項」の下に「又は第四項」を、「二以上の」の下に「第一項又は第四項に規定する」を、「家屋」の下に「（これらの住宅の増改築等に係る部分に限る。）」を加え、「同項」を「第一項又は第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第一項に規定する居住者が、」を「第一項又は第四項に規定する居住者が、第一項又は第四項に規定する」に、「、同項に」を「、第一項又は第四項に」に、「（同項」を「（第一項又は第四項」に、「当該増改築等住宅借入金等の金額に係る」を「これらの増改築等住宅借入金等の金額に係る第一項又は第四項に規定する」に、「家屋に」を「家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）に」に、「当該増改築等特例適用年」を「第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年」に、「第一項の」を「第一項又は第四項の」に、「同項各号及び前項」を「第一項各号、第四項各号及び前二項」に、「当該増改築等住宅借入金等の金額及び」を「これらの増改築等住宅借入金等の金額及び」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第四項に規定する居住者が、増改築等特例適用年において、第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該増改築等特例適

用年における第四項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項各号及び前項の規定にかかわらず、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日におけるこれらの増改築等住宅借入金等の金額の合計額につき第一項各号の規定を適用して計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第四十一条の三の二第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前項」を「第三項又は前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　居住者が、当該居住者の所有する第四十一条第一項に規定する居住用家屋又は既存住宅の増改築等（以下この項及び第六項において「住宅の増改築等」という。）をして、これらの家屋（当該住宅の増改築等に係る部分に限る。）を平成二十年四月一日から同年十二月三十一日までの間に同条第一項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年以後五年間の各年（同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び第十項において「増改築等特例適用年」という。）において当該住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額を有するときは、その者の選択により、当該増改築等特例適用年における同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第一項、同条第二項及び第三項並びに第四十一条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、第四十一条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

一　増改築等特例適用年の十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合　特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二百万円を超える場合には、二百万円）の二パーセントに相当する金額と当該増改築等住宅借入金等の金額の合計額から当該特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額

二　増改築等特例適用年の十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超える場合　特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二百万円を超える場合には、二百万円）の二パーセントに相当する金額と千万円から当該特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額

5　前項に規定する増改築等とは、当該居住者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて当該家屋につき特定断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等以外のエネルギーの使用の合理化に資する改修工事で政令で定めるもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この項において「断熱改修工事等」という。）を行うものに限るものとし、当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含むものとする。）で当該特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額が三十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。

6　第四項に規定する増改築等住宅借入金等とは、当該居住者の当該住宅の増改築等に係る第三項第一号から第三号までに掲げる借入金又は債務（利息に対応するものを除く。）をいい、第四項各号に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額とは、当該増改築等住宅借入金等の金額のうち当該住宅の特定断熱改修工事等に要した費用の額に相当する部分の金額をいう。

第四十一条の四の二第二項第一号中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第四十一条の七の見出しを「（全国健康保険協会が管掌する健康保険等の被保険者が受ける付加的給付等に係る課税の特例）」に改め、同条第一項中「附則第三十一項」を「附則第三十項」に改め、同条第二項中「附則第四条第二項」を「附則第四条第三項」に、「附則第三十二項」を「附則第三十一項」に改め、同条第三項中「附則第三十一項」を「附則第三十項」に改める。

第四十一条の九第二項中「掲げる法人」を「掲げる内国法人」に改める。

第四十一条の十二第一項中「金額」の下に「（外国法人により国外において発行された割引債の償還差益にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額。次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「控除した金額」の下に「（外国法人が国外において発行した割引債にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額）」を加え、同条第六項中「若しくは第二項に規定する法人又は同条第三項」を「に規定する内国法人又は同条第二項」に改め、同条第八項中「ほか、」の下に「外国法人により発行される前項に規定する割引債の譲渡をしたことによる所得その他」を加え、同条第九項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十一条の十三中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「民間国外債に」を「民間国外債（本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして同条第四項に規定する政令で定める外国法人により発行されたものを除く。）に」に改める。

第四十一条の十四第一項中「この条」を「この項」に改め、同項各号中「、第三項及び第四項」を削り、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第二項及び」を削り、「第三項の規定による告知の特例その他第一項、第三項及び第四項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項から第九項までを削る。

第四十一条の十五の二を第四十一条の十五の三とし、第四十一条の十五の次に次の一条を加える。

（先物取引の差金等決済に係る支払調書の特例）

第四十一条の十五の二　所得税法第二百二十五条第一項第十三号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、同号に規定する先物取引の差金等決済（以下この条において「先物取引の差金等決済」という。）に関する調書を同一の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対する一回の先物取引の差金等決済ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその先物取引の差金等決済があつた日の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなければならない。

第四十一条の十八の二を次のように改める。

第四十一条の十八の二　削除

第四十一条の十九を第四十一条の十八の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）

第四十一条の十九　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十年四月一日以後に、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第七条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が一年未満のものその他の財務省令で定めるものに限る。以下この項において「特定新規中小会社」という。）により発行される株式（以下この項において「特定新規株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により取得（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をした場合において、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定新規中小会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。）がその年中に当該払込みにより取得をした特定新規株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定新規株式」という。）の取得に要した金額として政令で定める金額（当該金額の合計額が千万円を超える場合には、千万円）については、所得税法第七十八条（同法第百六十五条の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定を適用することができる。この場合において、同法第七十八条第一項中「支出した場合」とあるのは「支出した場合又は租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）に規定する特定新規株式を同項に規定する払込みにより取得（同項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした場合」と、同項第一号中「の額」とあるのは「の額及びその年中に取得をした租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額」と、同条第四項中「控除は」とあるのは「控除（租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による控除を含む。）は」とする。

2　前項の規定の適用を受けた控除対象特定新規株式及び当該控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、第三十七条の十三第一項の規定は、適用しない。

3　第一項の規定の適用を受けた場合における控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の二第一項中「から平成二十年三月三十一日までの間において」を「以後に」に改め、同条第四項第一号イ中「証券業」を「金融商品取引業」に改める。

第四十二条の三第一項第二号中「報告書、」を「報告書又は」に改め、「又は第四十一条の十四第四項に規定する先物取引に関する調書」を削り、同項第三号中「第三十七条の十一の三第七項」を「第八条の四第四項若しくは第五項に規定する通知書若しくは第三十七条の十一の三第七項」に、「その交付」を「これらの通知書若しくは報告書の交付」に、「同項」を「これらの規定」に改め、「非居住者」の下に「若しくは支払を受ける者」を加え、「当該報告書」を「これらの通知書若しくは報告書」に、「同条第八項」を「第八条の四第六項若しくは第三十七条の十一の三第八項」に改め、同項第四号中「第三十七条の十一の三第八項ただし書」を「第八条の四第六項ただし書若しくは第三十七条の十一の三第八項ただし書」に、「同項ただし書に規定する」を「第八条の四第六項ただし書に規定する通知書若しくは第三十七条の十一の三第八項ただし書に規定する」に、「同項に」を「これらの規定に」に改め、「非居住者」の下に「若しくは支払を受ける者」を加え、同項第五号及び第六号中「、第四十一条の十二第二十五項又は第四十一条の十四第七項」を「又は第四十一条の十二第二十五項」に改め、同条第三項中「報告書、」を「報告書又は」に改め、「又は第四十一条の十四第四項に規定する先物取引に関する調書」を削る。

第四十二条の四第一項中「及び第五項、第四十二条の九」を「、第五項及び第七項、第四十二条の九」に、「、第四十二条の十一第二項」を「並びに第四十二条の十一第二項」に改め、「並びに第四十二条の十二」を削り、「及び第七項」を「、第七項及び第九項」に、「第十一項第四号」を「第十二項第四号」に改め、同条第二項中「第十一項第四号」を「第十二項第四号」に改め、同条第四項中「第六十八条の九第十一項第五号」を「第六十八条の九第十二項第五号」に改め、同条第六項中「第十一項第七号」を「第十二項第七号」に改め、同条第八項中「第六十八条の九第十一項第五号」を「第六十八条の九第十二項第五号」に、「第六十八条の九第十一項第九号」を「第六十八条の九第十二項第九号」に改め、同条第九項を次のように改める。

9　青色申告書を提出する法人が、平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。ただし、当該

各号に定める金額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一　当該法人の当該事業年度（設立事業年度を除く。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が、当該法人の比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合　当該法人の当該事業年度の当該試験研究費の額から当該比較試験研究費の額を控除した残額の百分の五に相当する金額

二　当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が当該事業年度の平均売上金額の百分の十に相当する金額を超える場合　当該超える部分の金額に超過税額控除割合（当該事業年度の試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・二を乗じて計算した割合をいう。）を乗じて計算した金額

第四十二条の四第十七項中「第十項の」を「第十一項の」に、「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「又は第七項」を「、第七項又は第九項」に、「若しくは第七項」を「、第七項若しくは第九項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十一項」を「第十二項」に、「第一項に規定する法人又は第六項に規定する中小企業者等」を「法人」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「又は第六項」を「、第六項又は第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第二号中「（当該事業年度及び当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）」を削り、同項第八号中「設立事業年度等」を「設立事業年度」に改め、「公益法人等」の下に「（以下この号において「公益法人等」という。）」を、「収益事業」の下に「（以下この号において「収益事業」という。）」を加え、「とする」を「とし、公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた同条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする」に改め、「、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度」を削り、同項に次の一号を加える。

十一　平均売上金額　第一項又は第九項に規定する事業年度及び当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第四十二条の四第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改め、同項第三号中「第六十八条の九第十一項第五号」を「第六十八条の九第十二項第五号」に改め、同項第四号中「第六十八条の九第十一項第九号」を「第六十八条の九第十二項第九号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　前項各号に定める金額を計算する場合において、当該法人が当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、いずれか一の場合のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

第四十二条の五第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「（貸付け）」を「（第一号から第三号までに掲げる減価償却資産を貸付け）」に、「及び第二号」を「、第二号」に、「場合を」を「場合及び第四号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を」に改め、同項に次の一号を加える。

四　建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもののうち政令で定めるもの（当該設備が設置された建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。）

イ　建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資する設備

ロ　建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する設備

第四十二条の五第二項中「及び第五項、第四十二条の九」を「、第五項及び第七項、第四十二条の九」に、「、第四十二条の十一第二項」を「並びに第四十二条の十一第二項」に改め、「並びに第四十二条の十二」を削り、同条第五項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改める。

第四十二条の六第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「及び第五項、第四十二条の九」を「、第五項及び第七項、第四十二条の九」に、「、第四十二条の十一第二項」を「並びに第四十二条の十一第二項」に改め、「並びに第四十二条の十二」を削り、同条第五項中「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に、「次条第五項」を「次条第七項」に改める。

第四十二条の七の見出しを「（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項第一号中「いう。」の下に「第五項において同じ。」を加え、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に次の一号を加える。

七　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第五条第三項に規定する認定農商工等連携事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する農商工等連携事業を行う同条第一項に規定する中小企業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する法人（大規模法人子会社を除く。）で同法第十四条に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる法人に該当するものを除く。）　当該認定農商工等連携事業計画に定める機械及び装置

第四十二条の七第二項中「及び第五項、第四十二条の四」を「、第五項及び第七項、第四十二条の四」に、「、第四十二条の十一第二項」を「並びに第四十二条の十一第二項」に改め、「並びに第四十二条の十二」を削り、「及び次項」を「、次項及び第五項」に改め、同条第十二項中「第五項」を「第七項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第五項の」を「第七項の」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「又は第三項」を「、第三項又は第五項」に、「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項」に、「取得した場合」を「取得した場合等」に、「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二項」の下に「及び第五項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　中小企業者等で青色申告書を提出するものの平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（当該中小企業者等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）がある場合において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される労務費の額のうちに当該教育訓練費の額の占める割合（以下この項において「教育訓練費割合」という。）が百分の〇・一五以上であるときは、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該教育訓練費の額の百分の十二（当該教育訓練費割合が百分の〇・二五未満であるときは、当該教育訓練費割合から百分の〇・一五を控除した割合に四十を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する金額を控除する。この場合において、その控除を受ける金額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額又は当該事業年度において有する第三項に規定する繰越税額控除限度超過額につき同項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　教育訓練費　法人がその使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。次号において同じ。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

二　労務費　所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（使用人に対して支給するものに限る。）、法定福利費（法令の規定により事業主が負担することとされている福利厚生費として政令で定めるものをいう。）及び前号に掲げる教育訓練費をいう。

第四十二条の九第一項中「及び第五項、次条第二項」を「、第五項及び第七項、次条第二項」に、「、第四十二条の十一第二項」を「並びに第四十二条の十一第二項」に改め、「並びに第四十二条の十二」を削り、同条第四項中「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改める。

第四十二条の十第二項中「及び第五項、前条、次条第二項」を「、第五項及び第七項、前条並びに次条第二項」に改め、「並びに第四十二条の十二」を削り、同条第五項中「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改める。

第四十二条の十一第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「当該情報基盤強化設備等の取得価額の合計額」を「情報基盤強化設備等の取得価額の合計額（以下この条において「適用対象投資額」という。）」に、「基準取得価額（取得価額」を「取得価額（大規模法人として政令で定める法人の当該供用年度の指定期間内における適用対象投資額が二百億円を超える場合には、二百億円に当該情報基盤強化設備等の取得価額が当該適用対象投資額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）」に、「金額をいう。次項において同じ。）」を「金額（次項において「基準取得価額」という。）」に改め、同条第二項中「に事業の用に供した当該情報基盤強化設備等の取得価額の合計額」を「における適用対象投資額」に、「及び第五項、第四十二条の九、前条第二項」を「、第五項及び第七項、第四十二条の九並びに前条第二項」に改め、「並びに次条」を削り、同条第五項中「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改め、同条第六項後段を次のように改める。

この場合において、他の情報基盤強化設備等につき同項の規定の適用を受けようとするときは、当該所有権移転外リース取引により取得した情報基盤強化設備等の取得価額は、適用対象投資額に含まれないものとする。

第四十二条の十二を削る。

第四十三条第一項の表の第一号中「（当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構築物については、百分の十）」を削る。

第四十四条第一項の表の第二号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第四十四条の二第一項中「工場用の」を「政令で定める」に、「第十九条に規定する指定集積業種」を「第十九条各号に掲げる業種」に改める。

第四十四条の四第一項中「平成二十年三月三十一日（同表の第三号の上欄に掲げるものについては、平成二十二年三月三十一日）」を「平成二十二年三月三十一日」に、「場合を除く」を「場合を除き、同表の第一号又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産にあつては、過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域又は区域内において事業の用に供した場合に限る」に改める。

第四十四条の六の見出しを「（資源再生化設備等の特別償却）」に改め、同条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「次の各号に」を「次に」に、「再商品化設備等」を「資源再生化設備等」に、「に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」を「の百分の十四に相当する金額」に改め、同項各号を次のように改める。

一　生物資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十条第二項第一号に規定する認定計画に記載された同法第十一条第二項第二号に規定する再生利用事業に係る機械その他の減価償却資産にあつては、製造に関連する機械その他の減価償却資産を含む。）で政令で定めるもの

二　再生資源の分別回収を行うための機械その他の減価償却資産で建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二条第六項に規定する特定建設資材廃棄物の同条第四項に規定する再資源化に資するものとして政令で定めるもの

第四十六条の二第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第二号から第五号まで」を「第二号、第三号及び第五号」に改め、同項の表の第一号中「及びエスカレーター」を削り、同表の第三号中「（次号において「乗降補助装置」という。）」を削り、同表の第四号を次のように改める。

四　削除		

第四十六条の三を第四十六条の四とし、第四十六条の二の次に次の一条を加える。

（支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却）

第四十六条の三　青色申告書を提出する法人が、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において、障害者就労支援事業所（障害者自立支援法第五条第十四項に規定する就労移行支援を行う事業所、同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業所その他の政令で定める事業所又は施設をいう。）に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払つた金額（以下この項において「支援事業所取引金額」という。）がある場合において、当該事業年度における支援事業所取引金額の合計額が前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、当該事業年度終了の日において当該法人の有する減価償却資産で事業の用に供されているもののうち当該事業年度又は当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「三年以内取得資産」という。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該三年以内取得資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。この場合において、当該事業年度終了の日において当該法人の有する当該三年以内取得資産に係る当該特別償却限度額の合計額が、当該事業年度の支援事業所取引増加額（当該事業年度における支援事業所取引金額の合計額から前事業年度等における支援事業所取引金額の合計額を控除した金額をいう。）を超えるときは、当該特別償却限度額の合計額は、当該支援事業所取引増加額を限度とする。

2　第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十七条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第五十三条第一項第二号中「、第四十二条の十、第四十二条の十一又は第四十三条から第四十八条まで」を「又は第四十二条の十から第四十八条まで」に改める。

第五十五条第一項、第五十五条の五第一項及び第五十五条の七第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第五十七条の五第一項第五号中「第五十条の五」を「第五十条の七」に改める。

第六十一条の三第四項中「及び第四十六条の二第一項」を「、第四十六条の二第一項及び第四十六条の三」に改める。

第六十一条の四第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十二条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「及び第百四十三条第一項から第三項まで」を「並びに第

百四十三条第一項及び第二項に、「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改め、同条第四項第一号中「内国法人である」を削り、「以下この項において同じ。）又は」を「）又は」に改め、「人格のない社団等」の下に「（国内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）」を加え、同項第二号中「で次号に掲げる法人以外のもの」を「（人格のない社団等を除く。）」に改め、同項第三号中「である公益法人等又は人格のない社団等」を「（前号に掲げるものを除く。）」に改め、同条第六項第二号を次のように改める。

二　第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十一までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項及び第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第二項中「並びに次条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「、前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」とする。

第六十二条の三第一項中「及び第百四十三条第一項から第三項まで」を「並びに第百四十三条第一項及び第二項」に、「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改め、同条第二項第一号ロ(1)中「資産の流動化に関する法律第二条第五項」を「同法第二条第五項」に改め、同号ロ(2)中「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項」を「同法第二条第十四項」に改め、同条第八項中「及び第百四十三条第一項から第三項まで」を「並びに第百四十三条第一項及び第二項」に、「第四十二条の四第十項」を「第四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改め、同条第十一項第二号を次のように改める。

二　第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十一までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項及び第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第二項中「並びに次条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「、前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条の三」とする。

第六十三条第一項中「及び第百四十三条第一項から第三項まで」を「並びに第百四十三条第一項及び第二項」に、「第四十二条の四第十一項」に、「第四十二条の七第五項」を「第四十二条の七第七項」に改める。

第六十四条第六項中「及び第四十六条の二第一項」を「、第四十六条の二第一項及び第四十六条の三」に改める。

第六十五条の四第一項第六号中「又は成田国際空港株式会社」を削り、同項第七号中「沿道整備推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加え、同項第二十五号中「農地保有合理化法人」の下に「（当該農地保有合理化法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、政令で定めるものに限る。）」を加える。

第六十五条の七第七項中「及び第四十六条の二第一項」を「、第四十六条の二第一項及び第四十六条の三」に改める。

第六十五条の十三第一項第二号中「規定する民間都市開発推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加える。

第六十六条の六第四項第一号及び第六十六条の九の六第四項第一号中「証券業」を「金融商品取引業」に改める。

第六十六条の十の見出しを「（鉱工業技術研究組合の所得計算の特例）」に改め、同条第一項中「法人（清算中のものを除く。）で次の各号に掲げるもの」を「鉱工業技術研究組合（清算中のものを除く。）」に、「（第二号に掲げる法人については、平成二十年六月三十日）までに当該各号に定める資産」を「までに鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十三条第一項の規定により同法第三条第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産」に改め、同項各号を削る。

第六十六条の十一第一項第六号中「公益法人等」の下に「若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人」を加える。

第六十六条の十一の二第四項中「二年」を「五年」に改める。

第六十六条の十二の見出しを「（特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例）」に改め、同条第一項中「特定地域雇用会社等」を「特定地域雇用会社」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「、特定地域雇用会社」を「（前項第二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）及び特定地域雇用会社」に、「特定地域雇用会社等」を「特定地域雇用会社」に改め、「及び特定地域雇用等促進法人（同条第二項に規定する特定地域雇用等促進法人をいう。）に対する同条第二項に規定する寄附金（前項第二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「地域再生法第五条第三項第三号に規定する事業を行う法人税法第二条第六号に規定する公益法人等が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する業務を行うものである場合における同法第三十七条第四項に規定する寄附金の取扱いその他前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十六条の十三第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十七条の二第一項中「受けたもの」の下に「（医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人を除く。）」を加える。

第六十七条の三第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「百万円未満」の下に「（その売却した肉用牛が財務省令で定める乳牛に該当する場合には、五十万円未満）」を、「利益の額」の下に「（当該売却をした日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合には、二千頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）」を加え、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　事業年度が一年に満たない第一項の農業生産法人に対する同項の規定の適用については、同項中「が二千頭」とあるのは「が二千頭に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数」と、「二千頭」とあるのは「当該計算した頭数」とする。

6　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十七条の四第十二項中「及び第四十六条の二第一項」を「、第四十六条の二第一項及び第四十六条の三」に改める。

第六十七条の五第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十七条の六第二項中「及び」を「並びに」に改める。

第六十七条の十一第一項中「から平成二十年三月三十一日までの間」を「以後」に改める。

第六十七条の十四第一項中「この項及び第四項」を「この条」に改め、同項第一号ロ(2)を次のように改める。

(2)　その発行をした特定社債が機関投資家（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）その他の財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）のみによつて引き受けられたもの

第六十七条の十四第一項第一号ロ(4)中「適格機関投資家」を「機関投資家」に改め、同条第二項の表第六十九条第一項の項を次のように改める。

第六十九条第一項	内国法人が各事業年度	内国法人（特定目的会社を除く。以下この条において同じ。）が各事業年度

4　特定目的会社が納付した法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額は、政令で定めるところにより、当該特定目的会社の利益の配当の額に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

5　前項の規定の適用を受ける特定目的会社が第二条第一項第一号の二に規定する居住者若しくは非居住者、内国法人又は外国法人に対し利益の配当の額の支払をする場合における所得税法第百八十二条第二号に規定する配当等の金額、同法第二百十三条第一項第一号に規定する国内源泉所得の金額又は同条第二項第二号に規定する配当等の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの金額に前項の規定により控除する金額を加算した金額とする。

第六十七条の十五第一項第一号ロ(2)を次のように改める。

(2)　当該事業年度終了の時において、その発行済投資口が五十人以上の者によつて所有されているもの又は機関投資家（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）その他の財務省令で定めるものをいう。）のみによつて所有されているもの

第六十七条の十五第一項第二号ニ中「同族会社」の下に「のうち政令で定めるもの」を加え、同条第三項の表第六十九条第一項の項を次のように改める。

第六十九条第一項	内国法人が各事業年度	内国法人（投資法人を除く。以下この条において同じ。）が各事業年度

第六十七条の十五第三項の表第六十九条第八項の項を削り、同条第八項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　投資法人が納付した法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額は、政令で定めるところにより、当該投資法人の配当等の額に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

6　前項の規定の適用を受ける投資法人が第二条第一項第一号の二に規定する居住者若しくは非居住者、内国法人又は外国法人に対し配当等の額の支払をする場合における所得税法第百八十二条第二号に規定する配当等の金額、同法第二百十三条第一項第一号に規定する国内源泉所得の金額又は同条第二項第二号に規定する配当等の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの金額に前項の規定によ

り控除する金額を加算した金額とする。

第六十七条の十六第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「民間国外債に」を「民間国外債（本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして同条第四項に規定する政令で定める外国法人により発行されたものを除く。）に」に改め、同条第五項中「から平成二十年三月三十一日までの間において」を「以後に」に改める。

第六十八条の二及び第六十八条の二の二を次のように改める。

（農林中央金庫の合併等に係る課税の特例）

第六十八条の二　次に掲げる合併で平成十三年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われるものが共同事業合併（当該合併に係る被合併法人の当該合併前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業と合併法人（法人を設立する合併にあつては、他の被合併法人）の当該合併前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二条第十二号の八ハ中「共同で事業を営むための合併として政令で定めるもの」とあるのは、「行う租税特別措置法第六十八条の二第一項（農林中央金庫の合併等に係る課税の特例）に規定する共同事業合併に該当する合併」とする。

一　農林中央金庫と信用農業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。次号において同じ。）との合併

二　全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会（信用農業協同組合連合会を除く。）との合併

三　農業協同組合と農業協同組合との合併

四　森林組合と森林組合との合併

五　漁業協同組合と漁業協同組合との合併

2　消費生活協同組合法第十条第二項に規定する共済事業を行う消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会が行う現物出資（政令で定める要件を満たすものに限る。）で平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に行われるものが共同事業現物出資（当該現物出資に係る現物出資法人の当該現物出資前に行う事業のうち当該現物出資により被現物出資法人において行われることとなる事業と被現物出資法人（法人を設立する現物出資にあつては、他の現物出資法人）の当該現物出資前に行う事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二条第十二号の十四ハ中「が共同で事業を営むための現物出資として政令で定めるもの」とあるのは、「により行われる租税特別措置法第六十八条の二第二項（農林中央金庫の合併等に係る課税の特例）に規定する共同事業現物出資に該当する現物出資」とする。

第六十八条の二の二　削除

第六十八条の三の二第一項中「第四項」を「第六項」に改め、同項第一号ロ(3)を次のように改める。

(3)　その発行者が行つた受益権の募集により受益権が機関投資家（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）その他の財務省令で定めるものをいう。）のみによつて引き受けられたもの

第六十八条の三の二第三項を次のように改める。

3　特定目的信託に係る受託法人に対する法人税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「内国法人が各事業年度」とあるのは、「内国法人（第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。以下この条において同じ。）が各事業年度」とする。

第六十八条の三の二第十一項中「第六項及び第七項」を「第八項及び第九項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　特定目的信託に係る受託法人が納付した法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額は、政令で定めるところにより、当該特定目的信託の利益の分配の額に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

5　前項の規定の適用を受ける特定目的信託に係る受託法人が第二条第一項第一号の二に規定する居住者若しくは非居住者、内国法人又は外国法人に対し利益の分配の額の支払をする場合における所得税法第百八十二条第二号に規定する配当等の金額、同法第二百十三条第一項第一号に規定する国内源泉所得の金額又は同条第二項第二号に規定する配当等の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの金額に前項の規定により控除する金額を加算した金額とする。

第六十八条の三の三第一項中「第四項」を「第六項」に改め、同項第一号ロ中「同条第九項に規定する適格機関投資家私募により行われるものとして政令で定めるものに該当するもので」を「機関投資家私募（同条第九項に規定する適格機関投資家私募のうち財務省令で定める者のみを相手方として行うものをいう。）により行われるものであつて、投資信託約款（投資信託法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款又は投資信託法第四十九条第一項に規定する委託者非指図型投資信託約款をいう。）にその旨の

記載が」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　特定投資信託に係る受託法人に対する法人税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「内国法人が各事業年度」とあるのは、「内国法人（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。以下この条において同じ。）が各事業年度」とする。

第六十八条の三の三第十一項中「第六項及び第七項」を「第八項及び第九項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第六十八条の三の三第五項」を「第六十八条の三の三第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　特定投資信託に係る受託法人が納付した法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額は、政令で定めるところにより、当該特定投資信託の収益の分配の額に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

5　前項の規定の適用を受ける特定投資信託に係る受託法人が第二条第一項第一号の二に規定する居住者若しくは非居住者、内国法人又は外国法人に対し収益の分配の額の支払をする場合における所得税法第百八十二条第二号に規定する配当等の金額、同法第二百十三条第一項第一号に規定する国内源泉所得の金額又は同条第二項第二号に規定する配当等の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの金額に前項の規定により控除する金額を加算した金額とする。

第六十八条の三の四の次に次の一条を加える。

（課税所得の範囲の変更等の場合の特例）

第六十八条の三の五　特定普通法人（一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち、法人税法第二条第九号に規定する普通法人であるものをいう。以下この条において同じ。）が公益法人等（同法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同じ。）に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該特定普通法人が解散したものとみなして、第五十五条、第五十五条の五から第五十七条まで及び第五十七条の三から第五十七条の九までの規定その他政令で定める規定を適用する。

2　特定普通法人が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、第四十二条の四第三項、第六項及び第九項、第四十二条の五第三項、第四十二条の六第三項、第四十二条の七第三項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十第三項並びに第四十二条の十一第三項の規定その他政令で定める規定を適用する。

3　特定普通法人が当該特定普通法人を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行つた場合の処理その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の四中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六の見出しを「（公益法人等の損益計算書等の提出）」に改め、同条中「収支計算書」を「損益計算書又は収支計算書」に改め、「（外国法人にあつては、同法第十七条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定める場所）」を削る。

第六十八条の九第一項中「及び第五項、第六十八条の十三」を「、第五項及び第七項、第六十八条の十三」に、「、第六十八条の十五第二項」を「並びに第六十八条の十五第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五の二」を削り、「第十一項第四号」を「第十二項第四号」に改め、同条第二項中「第十一項第四号」を「第十二項第四号」に改め、同条第六項中「第十一項第八号」を「第十二項第八号」に改め、同条第九項を次のように改める。

9　連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が、各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始するものに限り、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。ただし、当該各号に定める金額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一　当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の試験研究費の額の合計額が、比較試験研究費の合計額（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。）を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合　当該連結事業年度の当該試験研究費の額の合計額から当該比較試験研究費の合計額を控除した残額の百分の五に相当する金額

二　当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の試験研究費の額の合計額が当該連結事業年度の平均売上金額の合計額の百分の十に相当する金額を超える場合　当該超える部分の金額に超過税額控除割合（当該連結事業年度の試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・二を乗じて計算した割合をいう。）を乗じて計算した金額

第六十八条の九第十七項中「第十項の」を「第十一項の」に、「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「又は第七項」を

「、第七項又は第九項」に、「若しくは第七項」を「、第七項若しくは第九項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十一項」を「第十二項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「又は第六項」を「、第六項又は第九項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項第二号中「（連結親法人又は当該連結事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該連結事業年度及びその連結親法人事業年度開始の日の三年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度（当該期間内に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）」を削り、同項第七号中「第四十二条の四第十一項第六号」を「第四十二条の四第十二項第六号」に改め、同項に次の一号を加える。

十二　平均売上金額　連結親法人又は第一項若しくは第九項に規定する連結事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該連結事業年度及びその連結親法人事業年度開始の日の三年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した当該連結事業年度（当該事業年度）の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第六十八条の九第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　前項各号に定める金額を計算する場合において、当該連結親法人及びその各連結子法人が当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、いずれか一の場合のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

第六十八条の十第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「貸付け」を「（第一号から第三号までに掲げる減価償却資産を貸付け」に、「及び第二号」を「、第二号」に、「場合を」を「場合及び第四号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を」に改め、同項に次の一号を加える。

四　建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもののうち政令で定めるもの（当該設備が設置された建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。）

イ　建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資する設備

ロ　建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する設備

第六十八条の十第二項中「及び第五項、第六十八条の十三」を「、第五項及び第七項、第六十八条の十三」に、「、第六十八条の十五第二項」を「並びに第六十八条の十五第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五の二」を削り、同条第五項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改める。

第六十八条の十一第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「及び第五項、第六十八条の十三」を「、第五項及び第七項、第六十八条の十三」に、「、第六十八条の十五第二項」を「並びに第六十八条の十五第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五の二」を削り、同条第五項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「次条第五項」を「次条第七項」に改める。

第六十八条の十二の見出しを「（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に次の一号を加える。

七　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第五条第三項に規定する認定農商工等連携事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する農商工等連携事業を行う同条第一項に規定する中小企業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する連結法人（大規模法人子会社を除く。）で同法第十四条に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる連結法人に該当するものを除く。）　当該認定農商工等連携事業計画に定める機械及び装置

第六十八条の十二第二項中「及び第五項、第六十八条の九」を「、第五項及び第七項、第六十八条の九」に、「、第六十八条の十五第二項」を「並びに第六十八条の十五第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五の二」を削り、「以下第四項まで」を「以下この条」に改め、同条第十三項中「第六項から第十項まで」を「第八項から第十二項まで」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第五項の」を「第七項の」に、「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「又は第三項」を「、第三項又は第五項」に、「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項」に、「取得した場合」を「取得した場合等」に、「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第二項」の下に「及び第五項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　連結法人（その連結親法人が中小連結親法人（第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において同じ。）に該当するものに限る。）の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始するものに限り、当該中小連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（当該中小連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）がある場合において、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される労務費の額の合計額のうちに当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の合計額の占める割合（以下この項において「教育訓練費割合」という。）が百分の〇・一五以上であるときは、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該教育訓練費の額の合計額の百分の十二（当該教育訓練費割合が百分の〇・二五未満であるときは、当該教育訓練費割合から百分の〇・一五を控除した割合に四十を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。）に相当する金額を控除する。この場合において、その控除を受ける金額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額又は当該連結事業年度において有する第三項に規定する繰越税額控除限度超過額につき同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　教育訓練費　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がその使用人（当該連結親法人又はその連結子法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該連結親法人又はその連結子法人の使用人としての職務を有する役員を除く。次号において同じ。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

二　労務費　所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（使用人に対して支給するものに限る。）、法定福利費（法令の規定により事業主が負担することとされている福利厚生費として政令で定めるものをいう。）及び前号に掲げる教育訓練費をいう。

第六十八条の十三第一項中「及び第五項、次条第二項」を「、第五項及び第七項、次条第二項」に、「、第六十八条の十五第二項」を「並びに第六十八条の十五第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五の二」を削り、同条第四項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第六十八条の十四第二項中「及び第五項、前条、次条第二項」を「、第五項及び第七項、前条並びに次条第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五の二」を削り、同条第五項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改める。

第六十八条の十五第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、「取得価額の合計額」の下に「（以下この条において「適用対象投資額」という。）」を加え、「基準取得価額（取得価額」を「取得価額（大規模連結法人として政令で定める連結法人の当該供用年度の指定期間内における適用対象投資額が二百億円を超える場合には、二百億円に当該情報基盤強化設備等の取得価額が当該適用対象投資額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）」に、「金額をいう。次項において同じ。）」を「金額（次項において「基準取得価額」という。）」に改め、同条第二項中「及び第五項、第六十八条の十三、前条第二項」を「、第五項及び第七項、第六十八条の十三並びに前条第二項」に改め、「並びに次条」を削り、同条第五項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改め、同条第六項後段中「同項に規定する情報基盤強化設備等の取得価額の合計額」を「適用対象投資額」に改める。

第六十八条の十五の二を削る。

第六十八条の十六第一項の表の第一号中「当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構築物については、百分の十）」を削る。

第六十八条の十九第一項の表の第二号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十第一項中「工場用の」を「政令で定める」に、「第十九条に規定する指定集積業種」を「第十九条各号に掲げる業種」に改める。

第六十八条の二十三第一項中「平成二十年三月三十一日（同表の第三号の上欄に掲げるものについては、平成二十二年三月三十一日）」を「平成二十二年三月三十一日」に、「場合を除く」を「場合を除き、同表の第一号又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産にあつては、過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域又は区域内において事業の用に供した場合に限る」に改める。

第六十八条の二十六の見出しを「（資源再生化設備等の特別償却）」に改め、同条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「再商品化設備等」を「資源再生化設備等」に、「に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」を「の百分の十四に相当する金額」に改める。

四　削除		

第六十八条の三十一第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第二号から第五号まで」を「第二号、第三号及び第五号」に改め、同項の表の第一号中「及びエスカレーター」を削り、同表の第三号中「（次号において「乗降補助装置」という。）」を削り、同表の第四号を次のように改める。

第六十八条の三十三を削り、第六十八条の三十二を第六十八条の三十三とし、第六十八条の三十一の次に次の一条を加える。 （支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却） 第六十八条の三十二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、障害者就労支援事業所（障害者自立支援法第五条第十四項に規定する就労移行支援を行う事業所、同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業所その他の政令で定める事業所又は施設をいう。）に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払つた金額（以下この項において「支援事業所取引金額」という。）がある場合において、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度における支援事業所取引金額の合計額が当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度（当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、当該連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する減価償却資産で事業の用に供されているもののうち当該連結事業年度又は当該連結事業年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同日前二年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「三年以内取得資産」という。）に係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該三年以内取得資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。この場合において、当該連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する当該三年以内取得資産に係る当該特別償却限度額の合計額が、当該連結事業年度の支援事業所取引増加額（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度における支援事業所取引金額の合計額から当該連結親法人又はその連結子法人の当該前連結事業年度等における支援事業所取引金額の合計額を控除した金額をいう。）を超えるときは、当該特別償却限度額の合計額は、当該支援事業所取引増加額を限度とする。 2　第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。 3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 第六十八条の三十四第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。 第六十八条の四十第一項中「、第六十八条の二十九から第六十八条の三十二まで若しくは第六十八条の三十四から第六十八条の三十六まで」を「若しくは第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」に改める。 第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十四、第六十八条の十五、第六十八条の十六から第六十八条の二十一まで」を「第六十八条の十四から第六十八条の二十一まで」に、「、第六十八条の二十九から第六十八条の三十二まで又は第六十八条の三十四から第六十八条の三十六まで」を「又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」に改める。 第六十八条の四十三第一項、第六十八条の四十四第一項及び第六十八条の四十六第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。 第六十八条の五十五第一項第四号中「第五十条の五」を「第五十条の七」に改める。 第六十八条の六十五第四項中「及び第六十八条の三十一第一項」を「、第六十八条の三十一第一項及び第六十八条の三十二」に改める。 第六十八条の六十六第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。 第六十八条の六十七第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「第六十八条の十二第七項」を「第六十八条の十二第五項」に改め、同条第五項第二号を次のように改める。 二　第六十八条の九から第六十八条の十五までの規定の適用については、第六十八条の	

九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項中「並びに第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」とあるのは「、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十四第二項中「並びに次条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「、前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の六十七第一項」とする。

第六十八条の六十八第一項及び第八項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改め、同条第十一項第二号を次のように改める。

二　第六十八条の九から第六十八条の十五までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項中「並びに第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」とあるのは「、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「、前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の六十八」とする。

第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改める。

第六十八条の七十第五項及び第六十八条の七十八第七項中「及び第六十八条の三十一第一項」を「、第六十八条の三十一第一項及び第六十八条の三十二」に改める。

第六十八条の八十四第一項第二号中「規定する民間都市開発推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加える。

第六十八条の九十第四項第一号及び第六十八条の九十三の六第四項第一号中「証券業」を「金融商品取引業」に改める。

第六十八条の九十四の見出しを「（鉱工業技術研究組合の所得計算の特例）」に改め、同条第一項中「で第六十六条の十第一項各号に掲げるもの」を「である鉱工業技術研究組合」に、「（同項第二号に掲げるものについては、平成二十年六月三十日）までに当該各号に定める資産で同項」を「までに鉱工業技術研究組合法第十三条第一項の規定により同法第三条第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産で第六十六条の十第一項」に改める。

第六十八条の九十六の二の見出しを「（特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例）」に改め、同条第一項中「特定地域雇用会社等」を「特定地域雇用会社」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「、特定地域雇用会社」を「（前項に規定する寄附金に該当するものを除く。）及び特定地域雇用会社」に改め、「及び特定地域雇用等促進法人（同条第二項に規定する特定地域雇用等促進法人をいう。）に対する同条第二項に規定する寄附金（前項に規定する寄附金に該当するものを除く。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十八条の九十七を次のように改める。

第六十八条の九十七　削除

第六十八条の九十八第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百一第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「百万円未満」の下に「（その売却した肉用牛が財務省令で定める乳牛に該当する場合には、五十万円未満）」を、「利益の額」の下に「（当該売却をした日を含む連結事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合には、二千頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）」を加え、同条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　連結事業年度が一年に満たない第一項の連結親法人又はその連結子法人に対する同項の規定の適用については、同項中「が二千頭」とあるのは「が二千頭に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数」と、「、二千頭」とあるのは「、当該計算した頭数」とする。

5　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十八条の百二第十三項中「及び第六十八条の三十一第一項」を「、第六十八条の三十一第一項及び第六十八条の百二の二第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百九を次のように改める。

第六十八条の百九　削除

第六十八条の百十第二項中「第六十八条の三の二第九項」を「第六十八条の三の二第十一項」に改める。

第六十八条の百十一第一項中「第六十八条の三の三第五項」を「第六十八条の三の三第七項」に改め、同条第二項中「第六十八条の三の三第九項」を「第六十八条の三の三第十一項」に改める。

第七十条第一項中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人に、「営む」を「行う」に、「これらの者と相続税法」を「これらの者と同法」に改め、同条第十一項及び第十二項を削る。

第七十条の三第一項及び第七十条の三の二第一項中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改める。

第七十条の三の三第五項及び第七十条の三の四第三項中「の前日」を削る。

第七十一条の六第一項中「規定する民間都市開発推進機構」の下に「（公益社団法人又は公益財団法人であるものに限る。）」を加える。

第七十一条の十七第一項中「漁業協同組合合併促進法」の下に「（昭和四十二年法律第七十八号）」を加える。

第七十二条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一　売買による所有権の移転の登記　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合　千分の十

ロ　当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合　千分の十三

ハ　当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合　千分の十五

二　所有権の信託の登記　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合　千分の二

ロ　当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合　千分の二・五

ハ　当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合　千分の三

第七十二条第二項各号を次のように改める。

一　売買による所有権の移転の登記　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合　千分の五

ロ　当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合　千分の六・五

ハ　当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合　千分の七・五

二　所有権の信託の登記　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合　千分の一

ロ　当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合　千分の一・二五

ハ　当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合　千分の一・五

第七十二条第三項中「千分の二」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合　千分の二

二　当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合　千分の二・六

三　当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合　千分の三

第七十五条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第七十六条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「千分の八」を「千分の十（平成二十一年三月三十一日までに買入れをした当該農用地の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」に改める。

第七十八条の二の見出し中「場合等」を「場合」に改め、同条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の二第一項」に改め、同項第一号中「千分の四」を「千分の五」に改め、同項第二号中「千分の二」を「千分の三」に改め、同項第四号中「千分の四」を「千分の五」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、平成二十一年三月三十一日までにされた権利義務の承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記については、同項第一号中「千分の五」とあるのは「千分の四」と、同項第二号中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、同項第四号中「千分の五」とあるのは「千分の四」とする。

第七十八条の三第二項第三号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第八十条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「千分の二・五」を「千分の三・五」に改め、同項第四号イ中「千分の十四」を「千分の十六」に改め、同項第五号イ中「千分の一・五」を「千分の二」に改め、同条第三項を削る。

第八十条の二を削る。

第八十条の三第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第八十六条第一項中「平成二十年三月三十一日」に、「千分の八」を「千分の十（平成二十一年三月三十一日までに買入れをした当該農用地の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」に改める。

第七十八条の二の見出し中「場合等」を「場合」に改め、同条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の二第一項」に改め、同項第一号中「千分の四」を「千分の五」に改め、同項第二号中「千分の二」を「千分の三」に改め、同項第四号中「千分の四」を「千分の五」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、平成二十一年三月三十一日までにされた権利義務の承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記については、同項第一号中「千分の五」とあるのは「千分の四」と、同項第二号中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、同項第四号中「千分の五」とあるのは「千分の四」とする。

第七十八条の三第二項第三号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第八十条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「千分の二・五」を「千分の三・五」に改め、同項第四号イ中「千分の十四」を「千分の十六」に改め、同項第五号イ中「千分の一・五」を「千分の二」に改め、同条第三項を削る。

第八十条の二を削る。

第八十条の三第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第八十六条第一項中「平成二十年三月三十一日」に、「千分の八」を「千分の十（平成二十一年三月三十一日までに買入れをした当該農用地の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」に改める。

第七十八条の二の見出し中「場合等」を「場合」に改め、同条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の二第一項」に改め、同項第一号中「千分の四」を「千分の五」に改め、同項第二号中「千分の二」を「千分の三」に改め、同項第四号中「千分の四」を「千分の五」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、平成二十一年三月三十一日までにされた権利義務の承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記については、同項第一号中「千分の五」とあるのは「千分の四」と、同項第二号中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、同項第四号中「千分の五」とあるのは「千分の四」とする。

第七十八条の三第二項第三号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第八十条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「千分の二・五」を「千分の三・五」に改め、同項第四号イ中「千分の十四」を「千分の十六」に改め、同項第五号イ中「千分の一・五」を「千分の二」に改め、同条第三項を削る。

第八十条の二を削る。

第八十条の三第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第八十三条の三第一項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」の下に「（平成十二年法律第九十七号）」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、「規定する資産流動化計画」の下に「（以下この項において「資産流動化計画」という。）」を加え、「千分の八」を「千分の九（平成二十一年三月三十一日までに資産流動化計画に基づき取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「千分の二・五」を「千分の三（平成二十一年三月三十一日までに当該合併により取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の二・五）」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第八十条の二とする。

第八十条の四を削る。

第八十一条第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「除く。）」の下に「又は第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）」を加え、「同項第五号」を「第七十九条第一項第五号」に改め、「千分の二十三」の下に「と、第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の十二」を加え、同項を同条第九項とする。

第八十二条及び第八十二条の二第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「千分の八」を「千分の九（平成二十一年三月三十一日までに投資信託約款に従い取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」に改め、同条第三項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「千分の八」を「千分の九（平成二十一年三月三十一日までに規約に従い取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」に改める。

第八十四条の見出しを「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から交換により建物を取得した場合の登記の免税」に改める。

第八十四条の三第一項の表独立行政法人日本原子力研究開発機構の項を削る。

第八十七条の表以外の部分中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条の表を次のように改める。

酒類	期間	割合
清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう又は果実酒	平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	百分の七十五
	平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	百分の八十
	平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	百分の八十五
	平成二十八年四月一日から	百分の九十
合成清酒又は発泡酒	平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	百分の七十五
	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	百分の八十
	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	百分の八十五
	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	百分の九十

第八十七条の五第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第八十七条の六第一項中「平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「平成十五年三月三十一日」に、「平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日」を「平成十七年四月一日から平成二十五年三月三十一日」に改める。

第六章第二節中第八十七条の七の次に次の一条を加える。

（みなし製造の規定の適用除外の特例）

第八十七条の八　酒税法第四十三条第一項から第九項までの規定は、政令で定めるところにより、酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者がその営業場において飲用に供するため当該営業場において蒸留酒類（同法第三条第五号に規定する蒸留酒類をいう。次項において同じ。）と他の物品（酒類を除く。）との混和をする場合（同法第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が当該製造免許を受けた製造場において当該混和をする場合又は同法第四十三条第十項の規定に該当する場合を除く。）については、適用しない。

2　前項の規定の適用を受ける混和は、一年間（四月一日から翌年三月三十一日までの間をいう。）において当該混和をする蒸留酒類の数量が営業場ごとに一キロリットルを超えない範囲内で行うものに限るものとする。

3　第一項の規定の適用を受けた混和後の酒類は、当該混和をした営業場において飲用に供する場合を除き、譲り渡してはならない。

4　酒税法第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条（第一号を除く。）、第五十三条第一項（第五号及び第六号に係る部分に限る。）、第七項及び第八項、第五十九条第一項（第三号及び第五号中同法第五十三条第一項に係る部分に限る。）、第六十条（第二号中同法第四十七条第一項に係る部分に限る。）並びに第六十二条第一項の規定は、第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、同法第四十六条中「酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、「製造、貯蔵、販売（販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。）又は保税地域からの引取り」とあるのは「同項の規定の適用を受ける混和」と、同法第四十七条第一項中「酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、「製造場の位置、製造及び貯蔵の設備、製造の開始、休止及び終了並びに製造方法」とあるのは「同項の規定の適用を受ける混和の開始、休止及び終了並びに当該混和の方法」と、「その製造場」とあるのは「当該混和をする営業場」と、同法第五十三条第一項中「酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、同項第五号中「酒類、酒母若しくはもろみの製造、貯蔵若しくは販売又は酒類の保税地域からの引取り」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける混和」と、同項第六号中「酒類、酒母又はもろみの製造、貯蔵又は販売上」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける混和に」と読み替えるものとする。

5　第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

6　前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

7　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五項の違反行為

をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第八十八条の二第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第八十八条の六の次に次の一条を加える。

（バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例）

第八十八条の七　揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十二条の五第一項第三号に規定する揮発油特定加工業者又は同法第十七条の三第一項に規定する揮発油生産業者が、次のいずれかに掲げる物品（当該物品であることにつき、第五項又は第六項の規定により経済産業大臣が証明したものに限る。以下この項及び第九項において「証明済バイオエタノール等」という。）と揮発油（次に掲げる物品のうち証明済バイオエタノール等以外のもの又は次に掲げる物品以外のアルコール含有物若しくはエチル―ターシャリーブチルエーテルを混和して製造した揮発油を除く。）とを混和して製造した揮発油であつて同法第十三条に規定する揮発油規格に適合するもの（以下この条において「バイオエタノール等揮発油」という。）を、平成二十五年三月三十一日までに、その製造場（揮発油税法第十四条第六項の規定により揮発油の製造場とみなされる場所その他政令で定める場所を除く。）から移出する場合における当該バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税法第八条第一項の規定の適用については、当該バイオエタノール等揮発油の数量から当該バイオエタノール等揮発油に混和された第一号に掲げる物品に含まれるエタノール及び当該バイオエタノール等揮発油に混和された第二号に掲げる物品の原料となつたエタノールの数量に相当する数量を控除した数量を当該製造場から移出した揮発油の数量とみなして、同項の規定を適用する。

一　バイオエタノール（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第二条第一項に規定するアルコールをいう。）のうち、動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造されるものを除く。）から製造されたものをいう。次号、第五項、第六項及び第九項において同じ。）

二　エチル―ターシャリーブチルエーテル（バイオエタノール以外のアルコール含有物を原料の一部としたものを除く。第五項及び第六項において同じ。）

2　前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者（次項前段の届出をした者に限る。）が、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書（地方道路税法第七条第一項の規定によるものを含み、揮発油税法第十条第一項に規定する期限内に提出するものに限る。第八十九条の二第二項、第八十九条の三第二項及び第九十条第二項において同じ。）に当該揮発油の移出に関する明細書を添付する場合に限り、適用する。

3　第一項の規定の適用を受けようとする者は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする製造場ごとに、製造場の所在地その他の政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合も、また同様とする。

4　前項後段の規定による届出があつた場合において、同項前段の規定による届出は、同項後段の届出があつた日の属する月の翌月末日までは、なおその効力を有する。

5　第一項の規定の適用を受けようとする者は、政令で定めるところにより、バイオエタノール等揮発油の製造に係るバイオエタノール又はエチル―ターシャリーブチルエーテルの混和を行おうとするときまでに、当該バイオエタノール又は当該エチル―ターシャリーブチルエーテルが同項第一号又は第二号に掲げる物品に該当するものであることにつき、経済産業大臣の証明を受けなければならない。ただし、当該混和に用いるバイオエタノール又はエチル―ターシャリーブチルエーテルが次項の規定により経済産業大臣が証明したものである場合は、この限りでない。

6　バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又はエチル―ターシャリーブチルエーテルの製造者若しくは輸入者は、政令で定めるところにより、当該バイオエタノール又は当該エチル―ターシャリーブチルエーテルが第一項第一号又は第二号に掲げる物品に該当するものであることにつき、経済産業大臣の証明を受けることができる。

7　税務署長は、揮発油税又は地方道路税の取締り上必要があると認めるときは、バイオエタノール等揮発油の製造者に対し、その製造し、若しくは移出したバイオエタノール等揮発油の数量又は所持するバイオエタノール等揮発油の数量その他政令で定める事項について、報告を求めることができる。

8　第一項の規定の適用がある場合における揮発油税法の規定の適用については、同法第八条第二項中「揮発油の数量」とあるのは「揮発油の数量（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の七第一項の製造場において同項に規定するバイオエタノール等揮発油が消費される場合（第五条第一項本文の規定の適用がある場合に限る。）には、同法第八十八条の七第一項の製造場から移出した揮発油の数量とみなされる数量）」と、同法第十条第一項第四号中「第八条第一項」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項のエタノールの数量に相当する数量及び第八条第一項」とする。

9　揮発油税法第二十四条、第二十五条第二号、第二十六条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）、第二十九条第三号及び第四号（同法第二十六条第一項第二号に係る部分を除く。）並びに第三十一条第一項並びに地方道路税法第十四条の二（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）、第十五条の二（同法第十四条の二第一項第二号に係る部分を除く。）及び第十七条第一項の規定はバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタ

ノール等（第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者について、揮発油税法第二十六条第一項第三号、第二十九条第四号（同法第二十六条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三十一条第一項並びに地方道路税法第十四条の二第一項第三号、第十五条の二（同法第十四条の二第一項第三号に係る部分に限る。）及び第十七条第一項の規定はバイオエタノール等揮発油の製造者について、それぞれ準用する。この場合において、揮発油税法第二十四条中「揮発油の製造者若しくは販売業者、特例輸入者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油の製造、」とあるのは「同項各号に掲げる物品の製造、」と、同法第二十六条第一項第一号中「揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、同項第三号中「第一号に規定する者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又は第一号に規定する者」と、「揮発油又は前号に規定する揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、同条第二項中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又は第一号に規定する者」と、「揮発油又は前号に規定する揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、同条第二項中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又は第一号に規定する者」と、「揮発油又は前号に規定する揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、「揮発油の製造、」とあるのは「同項各号に掲げる物品の製造、」と、同法第二十六条第一項第一号中「揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、同項第三号中「第一号に規定する

じた日の属する年」を削る部分に限る。）

八　第八条中租税特別措置法第四条の二第九項の改正規定、同法第四条の四の改正規定、同法第八条の四の改正規定、同法第八条の五第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第九条第二項の改正規定、同法第九条の三第一項の改正規定（同項第一号に係る部分に限る。）、同条第二項を削る改正規定、同法第九条の四第二項の改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十条の四（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に一号を加える部分を除く。）、同法第十条の七を削る改正規定、同法第十三条第二項の改正規定、同法第十三条の二の改正規定、同条を第十三条の三とし、第十三条の次に一条を加える改正規定、同法第十四条の二第三項及び第十五条第二項の改正規定、同法第十九条第一号の改正規定、同法第二十四条の三第四項の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第二項第六号の改正規定（「（平成十七年法律第百二十三号）」を削る部分に限る。）、同法第二十八条の三第十一項の改正規定、同法第三十三条の六第二項の改正規定、同法第三十七条の三第二項の改正規定、同法第三十七条の九の二第五項の改正規定、同法第三十七条の十の改正規定、同法第三十七条の十の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「特定管理口座」を「特定管理口座（以下この項において同じ。）の振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座」に改める部分に限る。）、同法第三十七条の十一の改正規定、同法第三十七条の十一の二第一項の改正規定、同法第三十七条の十一の三第一項の改正規定（「第三十七条の十一の五」を「第三十七条の十一の六」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同条第三項第一号の改正規定（「この条及び次条」を「この条、次条及び第三十七条の十一の六」に改め、「これらの契約」の下に「及び第三十七条の十一の六第四項第一号に規定する上場株式配当等受領委任契約」を加える部分を除く。）、同法第三十七条の十一の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十一の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十二の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七条の十三第一項第三号の改正規定、同法第三十七条の十三の二の改正規定、同法第三十七条の十四の二第六項の改正規定（同項第四号を削る部分を除く。）、同法第三十七条の十四の三第四項の改正規定（同項第三号を削る部分を除く。）、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十五の二を第四十一条の十五の三とし、第四十一条の十五の次に一条を加える改正規定並びに同法第四十二条の三の改正規定並びに附則第三十条、第三十二条、第三十三条（第四項第二号及び第三号に係る部分を除く。）、第三十六条、第三十八条、第四十二条、第四十三条、第四十四条第一項、第四十五条、第四十七条及び第五十四条の規定、附則第九十三条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の改正規定（同条第十四項及び第二十項に係る部分に限る。）並びに附則第九十四条の規定

四　第八条中租税特別措置法第九条の三第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十の二第二項の改正規定（「第三十七条の十一の五」を「第三十七条の十一の六」に改める部分に限る。）、同条第三項第一号の改正規定（「この条及び次条」を「この条、次条及び第三十七条の十一の六」に改め、「これらの契約」の下に「及び第三十七条の十一の六第四項第一号に規定する上場株式配当等受領委任契約」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第三十七条の十一の四第一項の改正規定及び同法第三十七条の十一の五の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十三条（第四項第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四十四条第二項及び第三項並びに第四十六条の規定並びに附則第九十三条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の改正規定（同条第十四項及び第二十項に係る部分を除く。）　平成二十二年一月一日

五　次に掲げる規定　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）

イ　第一条中所得税法第十一条の改正規定、同法第七十八条（見出しを含む。）の改正規定、同法第八十七条第一項及び第百二十条第三項第一号の改正規定、同法第百六十一条第一号の二の改正規定並びに同法別表第一の改正規定（同表第一号の表沖縄振興開発金融公庫の項の前に次のように加える部分、同表商品先物取引協会の項に係る部分、同表日本土地家屋調査士会連合会の項の次に次のように加える部分及び同表農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）の項に係る部分を除く。）並びに次条並びに附則第八条、第百六条、第百十条及び第百十二条から第百十六条までの規定

ロ　第二条中法人税法第二条第九号の次に一号を加える改正規定、同法第四条の改正規定、同法第九条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定（「内国法人である」を削る部分に限る。）、同項第二号の改正規定、同法第三十七条第三項第二号の改正規定、同条第四項の改正規定（同項中「、公益法人等」の下に「（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加える部分及び同項ただし

書中「内国法人である」を削る部分に限る。）、同条第五項の改正規定、同法第三十八条第二項第一号の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第百四十三条の改正規定、同法第百五十条第二項の改正規定（「である公益法人等又は人格のない社団等」を「（人格のない社団等に限る。）」に改める部分に限る。）、同法別表第一の改正規定（同表第一号の表日本中央競馬会の項の次に次のように加える部分を除く。）、同法別表第二の改正規定（同表第一号の表貸金業協会の項の前に次のように加える部分（医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）の項に係る部分に限る。）及び同表農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）の項中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削る部分を除く。）及び法人税法別表第三の改正規定並びに附則第十条、第十一条、第十五条及び第二十一条の規定、附則第九十三条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに附則第九十七条、第百四条、第百五条、第百七条、第百八条及び第百十一条の規定

八　第三条の規定及び附則第二十五条の規定

二　第四条の規定及び附則第二十六条の規定

ホ　第五条中登録免許税法第五条に一号を加える改正規定、同法別表第一第二十四号の改正規定、同表第四十号の改正規定、同法別表第三の五の項の次に次のように加える改正規定、同表の十の項の改正規定及び同表の二十五の項を削る改正規定並びに附則第二十七条の規定

へ　第六条中消費税法別表第三の改正規定（同表第一号の表沖縄振興開発金融公庫の項の前に次のように加える部分（医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）の項に係る部分に限る。）及び同表日本土地家屋調査士会連合会の項の次に次のように加える部分を除く。）及び附則第二十八条第二項の規定

ト　第八条中租税特別措置法第三条の三第六項の改正規定、同法第五条の二の改正規定、同法第八条の三第二項の改正規定、同法第九条の二第一項の改正規定、同法第二十八条第一項第五号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第七号の改正規定、同項第二十五号の改正規定、同法第三十七条の九の二第一項第二号の改正規定、同法第四十条の改正規定、同法第四十一条の四の二第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の九第二項の改正規定、同法第四十一条の十二第六項の改正規定、同法第四十一条の十八の二の改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定（「及び第百四十三条第一項から第三項まで」を「並びに第百四十三条第一項及び第二項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同法第六十二条の三第一項の改正規定（「及び第百四十三条第一項から第三項まで」を「並びに第百四十三条第一項及び第二項」に改める部分に限る。）、同法第六十三条第一項の改正規定（「及び第百四十三条第一項から第三項まで」を「並びに第百四十三条第一項及び第二項」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の四第一項第七号の改正規定、同項第二十五号の改正規定、同法第六十五条の十三第一項第二号の改正規定、同法第六十六条の十一第一項第六号の改正規定、同法第六十六条の十二（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八条の六（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八条の八十四第一項第二号の改正規定、同法第六十八条の九十六の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十条の改正規定、同法第七十一条の六第一項の改正規定及び同法第九十一条の二の改正規定並びに附則第四十条、第四十一条、第五十条、第五十二条第二項、第五十五条、第六十一条、第六十三条、第六十五条、第八十一条、第八十三条、第八十四条、第八十八条及び第九十二条の規定

六　次に掲げる規定　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日

イ　第一条中所得税法別表第一第一号の表の改正規定（日本土地家屋調査士会連合会の項の次に次のように加える部分に限る。）

ロ　第二条中法人税法別表第一第一号の表日本中央競馬会の項の次に次のように加える改正規定

ハ　第五条中登録免許税法別表第二の改正規定

ニ　第六条中消費税法別表第三第一号の表の改正規定（日本土地家屋調査士会連合会の項の次に次のように加える部分に限る。）

ホ　第七条中印紙税法別表第二の改正規定

七　第八条中租税特別措置法第十条の四第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に一号を加える改正規定及び同法第六十八条の十二第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に一号を加える改正規定並びに附則第三十五条、第五十八条、第七十七条第一項及び第二項並びに第百九条の規定　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第　　号）の施行の日

八　第八条中租税特別措置法第十一条の五第一項の改正規定、同法第四十四条の二第一項の改正規定及び同法第六十八条の二十第一項の改正規定並びに附則第三十七条第三項、第六十条第二項及び第八十条第二項の規定　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）の施行の日

九　第八条中租税特別措置法第八十八条の六の次に一条を加える改正規定及び同法第八十九条の二第二項の改正規定並びに附則第九十一条の規定　揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）の施行の日

（非課税外国法人に関する経過措置）

第二条　前条第五号イに掲げる改正規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第八条まで、第百十四条及び第百十六条において「旧所得税法」という。）別表第一第二号の指定を受けている外国法人が平成二十五年十一月三十日までに支払を受けるべき第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第八条まで、第百十四条及び第百十六条において「新所得税法」という。）第百六十一条第一号の二から第七号まで又は第九号から第十二号までに掲げる国内源泉所得については、旧所得税法第十一条の規定は、なおその効力を有する。

（株式交換等に係る譲渡所得等の特例に関する経過措置）

第三条　新所得税法第五十七条の四第三項第三号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる同号に定める取得決議について適用し、施行日前に行われた旧所得税法第五十七条の四第三項第三号に定める取得決議については、なお従前の例による。

（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期に関する経過措置）

第四条　新所得税法第六十六条の規定は、個人が平成二十一年一月一日以後に着手する同条第一項に規定する工事（経過措置工事を除く。）について適用し、個人が同日前に着手した旧所得税法第六十六条第一項に規定する工事（経過措置工事を含む。）については、なお従前の例による。

2　前項に規定する経過措置工事とは、平成二十一年において、個人が請負をする工事（新所得税法第六十六条第一項に規定する工事をいう。）で同年中に着手するもの（同年中にその目的物の引渡しが行われるものを除く。以下この項において「着手工事」という。）のうち同年十二月三十一日（年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において同条第一項に規定する長期大規模工事に該当するもの（同日（年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）において旧所得税法第六十六条第一項に規定する長期大規模工事に該当するもの及びその進行の割合が低いものとして政令で定めるものを除く。）のいずれかについて同年において新所得税法第六十六条第二項に規定する政令で定める工事進行基準の方法により経理しない場合における当該着手工事をいう。

（国内源泉所得に関する経過措置）

第五条　新所得税法第百六十一条第四号ロの規定は、外国法人が施行日以後に発行する債券の利子について適用する。

（先物取引の差金等決済をする者の告知に関する経過措置）

第六条　新所得税法第二百二十四条の五の規定は、同条第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済（次条において「先物取引に係る差金等決済」という。）で平成二十一年一月一日以後に行われるものについて適用する。

2　平成二十一年一月一日前において租税特別措置法第四十一条の十四第三項の規定により行われた同項の告知、提示又は確認については、新所得税法第二百二十四条の五第一項の規定により行われた同項の告知、提示又は確認とみなす。

（支払調書の提出に関する経過措置）

第七条　新所得税法第二百二十五条第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、先物取引に係る差金等決済で平成二十一年一月一日以後に行われるものについて適用する。

（公共法人等の範囲に関する経過措置）

第八条　旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、同法第百六条第一項（同法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（同法第百三十一条第一項の規定により同法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。）は、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、新所得税法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第九条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法（以下附則第二十四条までにおいて「新法人税法」という。）の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第二十一条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の施行日以後の解散（合併による解散及び新法人税法第九十二条第二項に規定する信託特定解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税を含む。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の施行日前の解散による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。）については、なお従前の例による。

（公益法人等の範囲に関する経過措置）

第十条　第二条の規定による改正前の法人税法（以下附則第二十二条までにおいて「旧法人税法」という。）別表第二第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「整備法」という。）第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、整備法第百六条第一項（整備法第百二十一条第一項において読み替え

て準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）にあっては、新法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人に該当するものに限る。）は、新法人税法第二条第六号に規定する公益法人等（以下附則第二十四条までにおいて「公益法人等」という。）とみなして、新法人税法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2　前項の規定により公益法人等とみなされる認可取消社団法人及び整備法第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用を受けるもの（新法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人に該当するものに限る。）は新法人税法別表第二に掲げる一般社団法人に、前項の規定により公益法人等とみなされる認可取消財団法人は同表に掲げる一般財団法人に、それぞれ該当するものとする。

3　整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人及び整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人（第一項の規定により公益法人等とみなされる認可取消社団法人及び認可取消財団法人を除く。）は、新法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人に該当しないものとする。

（外国公益法人等に関する経過措置）

第十一条　附則第一条第五号ロに掲げる改正規定の施行の際現に旧法人税法別表第二第二号の指定を受けている外国法人の平成二十五年十一月三十日までに開始する各事業年度の所得に対する法人税については、旧法人税法第四条第二項、第十条及び第百四十三条の規定は、なおその効力を有する。

（連結納税の承認の取消し等に関する経過措置）

第十二条　新法人税法第四条の五第二項第六号及び第七号の規定は、施行日以後に生ずるこれらの規定に掲げる事実について適用する。

（課税所得の範囲の変更等の場合の法人税法の適用に関する経過措置）

第十三条　新法人税法第十条の三の規定は、施行日後に同条第一項に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合について適用する。

2　施行日から附則第一条第五号に定める日の前日までの間における新法人税法第十条の三の規定の適用については、同条第一項中「一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち、」とあるのは、「医療法人のうち」とする。

（事業年度に関する経過措置）

第十四条　新法人税法第十三条第二項第一号の規定は、同号に定める日が施行日以後である場合について適用し、旧法人税法第十三条第二項第一号に定める日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

2　新法人税法第十四条第十七号、第十八号、第二十一号及び第二十二号の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する事実が生ずる場合について適用する。

（寄附金の損金不算入に関する経過措置）

第十五条　新法人税法第三十七条第五項の規定は、法人が附則第一条第五号に定める日以後に支出する金額について適用し、法人が同日前に支出した金額については、なお従前の例による。

（貸倒引当金に関する経過措置）

第十六条　新法人税法第五十二条第十一項の規定は、施行日後に同項に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合について適用する。

（返品調整引当金に関する経過措置）

第十七条　新法人税法第五十三条第九項の規定は、施行日後に同項に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合について適用する。

（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する経過措置）

第十八条　新法人税法第六十一条の二第十四項第三号の規定は、施行日以後に行われる同号に定める取得決議について適用し、施行日前に行われた旧法人税法第六十一条の二第十四項第三号に定める取得決議については、なお従前の例による。

（工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）

第十九条　新法人税法第六十四条の規定は、法人が施行日以後に開始する事業年度において着手する同条第一項に規定する工事（経過措置工事を除く。）について適用し、法人が施行日前に開始した事業年度において着手した旧法人税法第六十四条第一項に規定する工事（経過措置工事を含む。）については、なお従前の例による。

2　前項に規定する経過措置工事とは、施行日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において、法人が請負をする工事（新法人税法第六十四条第一項に規定する工事をいう。）で当該事業年度に着手するもの（当該事業年度中にその目的物の引渡しが行われるものを除く。以下この項において「着手工事」という。）のうち当該事業年度終了の時において同条第一項に規定する長期大規模工事に該当するもの（当該終了の時において旧法人税法第六十四条第一項に規定する長期大規模工事に該当するもの及びその進行の割合が低いものとして政令で定めるものを除く。）のいずれかについて当該事業年度の確定した決算（新法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る決算）において新法人税法第六十四条第二項に規定する政令で定める工事進行基準の方法により経理しない場合における当該着手工事をいう。

（公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算に関する経過措置）

第二十条　新法人税法第六十四条の四の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する特定公益法人等である法人が普通法人に該当することとなる場合及び施行日以後に同条第二項に規定する適格合併が行われる場合について適用する。

2　施行日から附則第一条第五号に定める日の前日までの間における新法人税法第六十四条の四の規定の適用については、同条第一項中「一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人」とあるのは、「医療法人」とする。

（各事業年度の所得に対する法人税の税率に関する経過措置）

第二十一条　新法人税法第六十六条の規定は、法

人の附則第一条第五号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（連結事業年度における寄附金の損金不算入に関する経過措置）

第二十二条　新法人税法第八十一条の六第四項の規定は、同条第一項の連結法人の新法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、旧法人税法第八十一条の六第一項の連結法人の旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（国内源泉所得に関する経過措置）

第二十三条　新法人税法第百三十八条第四号ロの規定は、外国法人が施行日以後に発行する債券の利子について適用する。

（公益法人等の届出に関する経過措置）

第二十四条　新法人税法第百五十条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなる場合について適用する。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　第三条の規定による改正後の相続税法の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（地価税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　第四条の規定による改正前の地価税法第二条第六号に規定する公益法人等であって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条及び次条において「整備法」という。）第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、整備法第百六条第一項（整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。）は、第四条の規定による改正後の地価税法第二条第六号に規定する公益法人等とみなして、同法その他地価税に関する法令の規定を適用する。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　第五条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の二十五の項に掲げる法人であって整備法第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、整備法第百六条第一項（整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないものは、第五条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」という。）別表第三の二の項に掲げる法人とみなして、新登録免許税法その他登録免許税に関する法令の規定を適用する。

2　次に掲げる登記等（新登録免許税法第二条に規定する登記等をいう。第五号において同じ。）については、登録免許税を課さない。

一　整備法第三十三条第一項に規定する登記

二　整備法第百六条第一項（整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する登記

三　整備法第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人が同項に規定する施行日の属する事業年度の終了後最初に招集される定時社員総会の終結後最初に一般社団法人への名称の変更（整備法第三条第一項ただし書に規定する定款の変更に基づく名称の変更を含む。）を行う場合の登記で次に掲げるもの

イ　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百一条第二項第二号に掲げる事項の変更の登記並びに同項第四号、第七号及び第九号から第十七号までに掲げる事項（同項第四号に掲げる事項にあっては、一般社団法人の存続期間に限る。）の変更の登記（同項第二号に掲げる事項の変更の登記と併せてするものに限る。）

ロ　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百十二条第二項第一号に掲げる事項の変更の登記

ハ　整備法第二十二条第四項に規定する登記

四　整備法第百三十一条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人が整備法第四十五条の認可を取り消されて整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人（次号において「特例民法法人」という。）となる場合における当該一般社団法人又は一般財団法人の解散の登記

五　次に掲げる場合における登記等に係る名義人の名称の変更の登記等

イ　整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人が整備法第三十二条の規定による手続を終了して一般社団法人となる場合

ロ　特例民法法人が整備法第四十四条の認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人となる場合

ハ　特例民法法人が整備法第四十五条の認可を受けて通常の一般社団法人又は一般財団法人となる場合

ニ　前二号に規定する場合のいずれかに該当するとき。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　第六条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新消費税法」という。）第十七条第二項の規定は、事業者が施行日以後に開始する課税期間（消費税法第十九条に規定する課税期間（同条第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書の提出をしている事業者にあっては、当該届出書の提出がないものとした場合の同項に規定する課税期間）をいう。以下この項において同じ。）において着手する新消費税法第十七条第二項に規定する工事（経過措置工事（附則第四条第二項に規定する経過措置工事及び附則第十九条第二項に規定する経過措置工事をいう。以下この項において同

じ。）を除く。）について適用し、事業者が施行日前に開始した課税期間において着手した第六条の規定による改正前の消費税法第十七条第二項に規定する工事（経過措置工事を含む。）については、なお従前の例による。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この項において「整備法」という。）第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人は新消費税法別表第三第一号の表に掲げる一般社団法人に、整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人は新消費税法別表第三第一号の表に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に、それぞれ該当するものとする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二十九条　第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下附則第九十四条までにおいて「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成二十年分以後の所得税について適用し、平成十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例に関する経過措置）

第三十条　新租税特別措置法第四条の四第三項の規定は、平成二十一年一月一日以後の同項に規定する証券投資信託の終了又は一部の解約について適用する。

（民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置）

第三十一条　新租税特別措置法第六条第一項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する一般民間国外債につき支払を受けるべき利子について適用し、施行日前に発行された第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下附則第九十二条までにおいて「旧租税特別措置法」という。）第六条第一項に規定する一般民間国外債につき支払を受けるべき利子については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六条第二項の規定は、施行日以後に発行する同項に規定する一般民間国外債につき支払をする利子について適用し、施行日前に発行した旧租税特別措置法第六条第二項に規定する一般民間国外債につき支払をした利子については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六条第四項及び第十項の規定は、施行日以後に発行される同条第四項に規定する一般民間国外債又は同条第十項に規定する指定民間国外債につき支払を受ける利子について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第六条第四項に規定する一般民間国外債又は同条第十項に規定する指定民間国外債につき支払を受けた利子については、なお従前の例による。

（上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する経過措置）

第三十二条　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一　上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合　当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の七に相当する金額

二　上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合　次に掲げる金額の合計額

イ　七万円

ロ　当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額

2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　新租税特別措置法第八条の四第三項の規定の適用については、同項第一号中「特例」とあるのは、「特例」（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第百二十条から」とあるのは「所得税法第百二十条から」とする。

3　新租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項又は第六項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用については、同項中「同項前段に」とあるのは、「新租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項又は第十項の規定により読み替えられた新租税特別措置法第八条の四第一項前段に」とする。

4　新租税特別措置法第八条の四第四項の規定は、平成二十一年一月一日以後に支払うべき同項に規定する上場株式配当等について適用する。

5　新租税特別措置法第八条の四第五項から第七項までの規定は、平成二十一年一月一日以後に支払うべき同条第四項に規定する上場株式配当等又は所得税法第二百二十五条第二項第一号に規定するオープン型の証券投資信託の収益の分配に係る同法第二十四条第一項に規定する配当等について適用する。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置）

第三十三条　平成二十一年一月一日前に個人又は内国法人若しくは外国法人が支払を受けるべき旧租税特別措置法第九条の三第二項に規定する配当等については、なお従前の例による。

2　平成二十一年一月一日から同年三月三十一日までの間に所得税法第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者又は内国法人若しくは外国法

人が支払を受けるべき旧租税特別措置法第九条の三第二項に規定する配当等については、同項の規定は、なおその効力を有する。

3　平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間（以下この条において「経過期間」という。）内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等（以下この条において「上場株式等の配当等」という。）に係る新租税特別措置法第九条の三の規定の適用については、同条中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

4　経過期間内の各年に前項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべき次に掲げる上場株式等の配当等の額の合計額が百万円を超える場合には、その年における第一号及び第二号に掲げる上場株式等の配当等の額に係る配当所得の金額については、新租税特別措置法第八条の五第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一　前項の規定の適用を受けた上場株式等の配当等（その年中に同一の支払者から支払を受けるべき上場株式等の配当等の額の総額が一万円以下であるものとして政令で定めるものを除く。）の額（次号及び第三号に掲げる金額に該当するものを除く。）

二　附則第四十六条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（その者が二以上の源泉徴収選択口座（新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この号において同じ。）において源泉徴収選択口座内配当等（附則第四十六条第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等をいう。以下この号において同じ。）を有する場合には、それぞれの源泉徴収選択口座において有する源泉徴収選択口座内配当等）の額のうち、当該源泉徴収選択口座における同条第三項第二号に定める少額配当等以外の配当等の額の総額から同条第二項各号に掲げる金額を控除した残額（次号に掲げる金額に該当するものを除く。）

三　附則第四十六条第四項の規定により新租税特別措置法第八条の五第一項及び第二項の規定を適用しないものとされた附則第四十六条第四項各号に定める金額

四　国外で支払われる上場株式等の配当等その他の政令で定める上場株式等の配当等の額

5　経過期間内に第三項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるべき上場株式等の配当等が次の各号に掲げる配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。次項において同じ。）である場合における前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　新租税特別措置法第八条の三第二項第二号に掲げる国外投資信託等の配当等につき同条第三項の規定により所得税が徴収されるべき場合における当該国外投資信託等の配当等　当該国外投資信託等の配当等の国内における同項の支払の取扱者から交付を受けるべき金額を前項の支払を受けるべき配当等の額とみなす。

二　新租税特別措置法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等につき同条第二項の規定により所得税が徴収されるべき場合における当該国外株式の配当等　当該国外株式の配当等の国内における同項の支払の取扱者から交付を受けるべき同項の金額を前項の支払を受けるべき配当等の額とみなす。

三　新租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等につき同項の規定により所得税が徴収されるべき場合における当該上場株式等の配当等　当該上場株式等の配当等の国内における同項の支払の取扱者から交付を受けるべき金額を前項の支払を受けるべき配当等の額とみなす。

6　第三項の規定は、新租税特別措置法第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定により支払があったものとみなされる収益の分配に係る配当等については、適用しない。

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十四条　新租税特別措置法第十条の二（第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用する。

（事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十五条　個人が附則第一条第七号に定める日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の四第一項第六号に定める機械及び装置については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第十条の四（第一項第七号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第七号に定める日以後に取得又は製作をする同項第七号に定める機械及び装置について適用する。

（教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十六条　旧租税特別措置法第十条の七第一項又は第二項に規定する個人の平成二十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第三十七条　新租税特別措置法第十一条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第十一条の四第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の四第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第十一条の五第一項の規定は、個人が附則第一条第八号に定める日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、個人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の五第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第十一条の六第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する資源再生化設備等について適用し、個人

が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の六第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第十三条第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十三条第三項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に関する経過措置）

第三十八条　新租税特別措置法第二十五条第一項及び第二項の規定は、平成二十一年分以後の所得税について適用し、平成二十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置）

第三十九条　新租税特別措置法第二十六条の規定は、施行日以後に行われる同条第二項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

（特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例に関する経過措置）

第四十条　新租税特別措置法第二十八条第一項第五号の規定は、個人が附則第一条第五号に定める日以後に支出する同項第五号に掲げる負担金について適用する。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第四十一条　新租税特別措置法第三十四条の二第二項第七号及び第二十五号の規定は、個人が附則第一条第五号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十七条の九の二第一項第二号の規定は、個人が附則第一条第五号に定める日以後に行う同項に規定する所有隣接土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の九の二第一項に規定する所有隣接土地等の譲渡については、なお従前の例による。

（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第四十二条　新租税特別措置法第三十七条の十第四項の規定は、平成二十一年一月一日以後の同項第一号に規定する株式等証券投資信託又は同項第二号に規定する株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用し、同日前の旧租税特別措置法第三十七条の十第四項第一号に規定する株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第四十三条　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十一年一月一日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

2　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等（以下この条及び附則第四十五条において「上場株式等」という。）の譲渡（新租税特別措置法第三十七条の十の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち新租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（新租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新租税特別措置法第三十七条の十第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一　上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第一号の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が五百万円以下である場合　当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の七に相当する金額

二　上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合　次に掲げる金額の合計額

イ　三十五万円

ロ　当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額

3　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　新租税特別措置法第三十七条の十第六項の規定の適用については、同項第一号中「特例」とあるのは「特例」（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号。以下「平成二十年改正法」という。）附則第四十三条第二項（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）と、同項第五号中「これらの規定」とあるのは「同法第七十一条から第八十六条までの規定」と、「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「とする」とあるのは「と、同法第八十七条第二項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに平成二十年改正法附則第四十三条第二項（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額があある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする」とする。

二　新租税特別措置法第三十七条の十一の五第一項の規定の適用については、同項中「第三十七条の十第一項」とあるのは、「第三十七条の十第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）附則第四十三条第二項の規定により適用される場合を含む。）」とする。

4　新租税特別措置法第三十七条の十二の二第六項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（新租税特別措置法第三十七条の十二の二第六項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第一項前段」とあるのは「新租税特別措置法第三十七条の十第一項前段」とする。

5　新租税特別措置法第三十七条の十四の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合において、これらの規定に規定するその有する株式が上場株式等に該当するときにおける第二項の規定の適用については、同項中「第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる」とあるのは、「第三十七条の十四の二第一項又は第二項に規定する事由による」とする。

6　新租税特別措置法第三十七条の十四の三第三項の規定の適用がある場合において、同項に規定する旧株が上場株式等に該当するときにおける第二項の規定の適用については、同項中「上場株式等の譲渡を」とあるのは、「上場株式等の譲渡（新租税特別措置法第三十七条の十四の三第三項に規定する特定非適格株式交換による法人税法第二条第十二号の六の四に規定する株式交換完全親法人に対する同項に規定する旧株の譲渡を除く。）を」とする。

7　第三項に定めるもののほか、第二項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置）

第四十四条　新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号の規定（同号に規定する投資信託委託会社に係る部分に限る。）は、平成二十一年一月一日以後に設定される同号に規定する特定口座について適用し、同日前に設定された旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号の規定（同号に規定する投資信託委託会社に係る部分を除く。）は、平成二十二年一月一日以後に締結される同号に規定する上場株式配当等受領委任契約に係る同号に規定する特定口座について適用する。

3　新租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項の規定は、平成二十二年一月一日以後に同項の特定口座において処理される同項に規定する上場株式等の譲渡又は当該特定口座に受け入れる同項に規定する上場株式等の配当等に係る同項の報告書について適用し、同日前に旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項の特定口座において処理された同項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第四十五条　新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間（以下この条において「経過期間」という。）内に新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等（同条第二項に規定する信用取引等をいう。）に係る新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済をしたときは、当該譲渡又は差金決済により生じた同項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

2　新租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が経過期間内に同条第二項に規定する対象譲渡等を行ったときは、当該対象譲渡等により生じた同条第三項に規定する満たない部分の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3　経過期間内の各年において、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する新租税特別措置法第三十七条の十一の五第一項の規定を適用しないで計算したその年中の附則第四十三条第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（その者が二以上の同項に規定する源泉徴収選択口座を有する場合には、それぞれの同項に規定する源泉徴収選択口座）において有する新租税特別措置法第三十七条の十一の五第一項各号に掲げる金額（当該金額の合計額が零を超える場合における当該各号に掲げる金額に限る。）については、同条の規定は、適用しない。

4　平成二十一年一月一日前に旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第八項の源泉徴収選択口座において処理された旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第四十六条　新租税特別措置法第三十七条の十一の六の規定は、同条第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十二年一月一日以後に同項の金融商品取引業者等から交付を受ける同項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。

2　平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの期間（以下この条において「特例期間」という。）内に、新租税特別措置法第三十七条の十一の六第五項の金融商品取引業者等が居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額を計算する場

合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この条において同じ。）につき次に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額は、新租税特別措置法第三十七条の十一の六第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その年中に交付をした次項各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額として政令で定める金額を新租税特別措置法第八条の三第三項に規定する国外投資信託等の配当等（同条第二項第二号に掲げるものに限る。）、新租税特別措置法第九条の二第二項に規定する国外株式の配当等又は新租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等に係るこれらの規定に規定する交付をする金額とみなしてこれらの規定を適用して計算した金額とする。

一　その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

二　その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済に係る新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

3　特例期間内における居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する源泉徴収選択口座内配当等についての新租税特別措置法第八条の五第一項の規定の適用は、同条第四項及び新租税特別措置法第三十七条の十一の六第九項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により計算されたその年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等（その者が二以上の源泉徴収選択口座において源泉徴収選択口座内配当等を有する場合には、それぞれの源泉徴収選択口座において有する源泉徴収選択口座内配当等。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める金額に係る配当所得の金額ごとに行うものとする。

一　その年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が一万円以下であるものとして政令で定めるもの（以下この条において「少額配当等」という。）　当該少額配当等の額の総額

二　その年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この条において「少額配当等以外の配当等」という。）　当該少額配当等以外の配当等の額の総額

4　特例期間内に第二項の金融商品取引業者等が同項の規定により源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額の計算上当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額につき新租税特別措置法第三十七条の十一の五第一項の規定の適用を受けない場合には、新租税特別措置法第三十七条の十一の六第十項の規定にかかわらず、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める配当等の額に係る配当所得の金額については、新租税特別措置法第八条の五第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一　当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において有する少額配当等以外の配当等の額の総額

二　当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において有する少額配当等以外の配当等の額の総額

5　前各項に定めるもののほか、特例期間内における新租税特別措置法第三十七条の十一の六第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出に関する特例その他同条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置）

第四十七条　新租税特別措置法第三十七条の十二の二の規定は、平成二十一年分以後の所得税について適用し、平成二十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第四十八条　施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定中小会社の特定株式（同項に規定する特定株式をいう。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）の施行の日の前日」と、「第三十七条の十一第一項第一号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」とする。

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置）

第四十九条　施行日から平成二十年十二月三十一日までの間は、旧租税特別措置法第三十七条の十四の三第四項第三号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「上場株式等又は第三十七条の十四第一項に規定する特定上場株式等」とあるのは「上場株式等」と、「第三十七条の十一又は第三十七条の十四」とある

のは「同条」と、「第三十七条の十一第一項第五号及び第三十七条の十四第一項第四号中」とあるのは「同項第五号中」とする。

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第五十条　新租税特別措置法第四十条（第一項に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第五号に定める日以後にされる同項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用し、同日前にされた旧租税特別措置法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十条（第一項に係る部分を除く。）の規定は、附則第一条第五号に定める日以後にされる新租税特別措置法第四十条第二項又は第三項の規定による同条第一項後段の承認の取消しについて適用し、同日前にされた旧租税特別措置法第四十条第二項の規定による同条第一項後段の承認の取消しについては、なお従前の例による。

3　特例民法法人である新租税特別措置法第四十条第三項に規定する公益法人等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「整備法」という。）第四十四条の認定を受けた場合又は整備法第四十五条の認可を受けた場合には、当該認定又は認可を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、当該公益法人等の名称及び所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

4　前項に規定する特例民法法人とは、旧租税特別措置法第四十条第一項に規定する民法第三十四条の規定により設立された法人であって整備法第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、整備法第百六条第一項（整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたものにあっては、法人税法第二条第九号の二イに掲げるものに該当するものに限る。）をいう。

（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置）

第五十一条　新租税特別措置法第四十一条の三の二の規定は、居住者が同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等をした家屋（当該住宅の増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）を施行日以後に新租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、居住者が旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する住宅の増改築等をした家屋を施行日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置）

第五十二条　新租税特別措置法第四十一条の十二第一項及び第三項の規定は、施行日以後に発行される同条第七項に規定する割引債につき支払を受けるべき同項に規定する償還差益について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債につき支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

2　附則第二条に規定する外国法人が平成二十五年十一月三十日までに支払を受ける旧租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債の同項に規定する償還差益又は新租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債の同項に規定する償還差益については、旧租税特別措置法第四十一条の十二第六項の規定は、なおその効力を有する。

3　平成二十年十月一日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項第十号に掲げる短期商工債については、なお従前の例による。

（民間国外債の発行差金の非課税に関する経過措置）

第五十三条　新租税特別措置法第四十一条の十三の規定は、施行日以後に発行される同条に規定する民間国外債につき支払を受ける同条に規定する発行差金について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十三に規定する民間国外債につき支払を受けた同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

（先物取引の差金等決済に係る支払調書等に関する経過措置）

第五十四条　新租税特別措置法第四十一条の十四の規定は、同条第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で平成二十一年一月一日以後に行われるものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同日前に行われたものについては、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十一条の十五の二の規定は、同条に規定する先物取引の差金等決済で平成二十一年一月一日以後に行われるものについて適用する。

（特定地域雇用等促進法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例に関する経過措置）

第五十五条　個人が平成二十五年十一月三十日までに支出する地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人に対する寄附金については、旧租税特別措置法第四十一条の十八の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「同法第十九条第一項に」とあるのは「地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第　号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法（以下この条において「効力地域再生法」という。）第十九条第一項に」と、「同法第五条第三項第三号」とあるのは「効力地域再生法第五条第三項第三号」と、「同法第十九条第一項の」とあるのは「効力地域再生法第十九条第一項の」と、同

条第二項中「地域再生法第五条第三項第二号」とあるのは「効力地域再生法第五条第三項第三号」とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第五十六条　新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十七条　新租税特別措置法第四十二条の五（第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用する。

（事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十八条　法人が附則第一条第七号に定める日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項第六号に定める機械及び装置については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十二条の七（第一項第七号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第七号に定める日以後に取得又は製作をする同項第七号に定める機械及び装置について適用する。

（情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十九条　新租税特別措置法第四十二条の十一の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する大規模法人として政令で定める法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「大規模法人として政令で定める法人の当該供用年度の指定期間内における適用対象投資額」とあるのは「（平成二十年四月一日から当該供用年度終了の日までの期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額」と、「には、二百億円に当該情報基盤強化設備等の取得価額が当該適用対象投資額」とあるのは「における当該期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額については、二百億円に当該取得価額が当該合計額」とする。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第六十条　新租税特別措置法第四十三条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十四条の二第一項の規定は、法人が附則第一条第八号に定める日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十四条の四第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の四第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する資源再生化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第四十六条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十六条の二第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十一条　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第七号及び第二十五号の規定は、法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十五条の十三第一項第二号の規定は、法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う同項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の十三第一項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第六十二条　旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に掲げる法人が平成二十年七月一日前に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置）

第六十三条　新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第六号の規定は、法人が附則第一条第五号に定める日以後に支出する同項第六号に掲げる負担金について適用する。

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例に関する経過措置）

第六十四条　新租税特別措置法第六十六条の十一の二第四項の規定は、法人が施行日以後に行う同条第三項の認定の申請について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の認定の申請については、なお従前の例による。

（特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置）

第六十五条　法人が平成二十五年十一月三十日までに支出する地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人に対する寄附金については、旧租税特別措置法第六十六条の十二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	同法第十九条第一項に	地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法（以下この項及び第四項において「効力地域再生法」という。）第十九条第一項に
	同法第五条第三項第三号	効力地域再生法第五条第三項第三号
	同法第十九条第一項の	効力地域再生法第十九条第一項の
	同法第十九条第二項	効力地域再生法第十九条第二項
	租税特別措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）附則第六十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法
第三項	同条第二項に	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）附則第六十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十二第二項に
第四項	地域再生法第五条第三項第三号	効力地域再生法第五条第三項第三号

（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第六十六条　新租税特別措置法第六十七条の三の規定は、法人の平成二十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	（その売却した	（平成二十一年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内にその売却した
	（当該売却をした日を含む事業年度	（平成二十一年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間（以下この項において「経過期間」という。）
	が二千頭	が二千頭に当該経過期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数
	、二千頭	、当該経過期間内の当該免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計のうち当該計算した頭数
第五項	事業年度が	事業年度（平成二十一年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を除く。）が
第六項	前項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）附則第六十六条の規定により読み替えられた第一項

（特定目的会社に係る課税の特例に関する経過措置）

第六十七条　新租税特別措置法第六十七条の十四第一項の規定は、同項に規定する特定目的会社の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十四第一項に規定する特定目的会社の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十七条の十四第四項の

規定は、同条第一項に規定する特定目的会社が施行日以後に開始する事業年度において納付する同条第四項に規定する外国法人税の額（旧租税特別措置法第六十七条の十四第二項の規定により読み替えられた法人税法第六十九条の規定の適用を受けたものを除く。）について適用する。

（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）

第六十八条　新租税特別措置法第六十七条の十五第一項の規定は、同項に規定する投資法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十七条の十五第五項の規定は、同条第一項に規定する投資法人が施行日以後に開始する事業年度において納付する同条第五項に規定する外国法人税の額（旧租税特別措置法第六十七条の十五第三項の規定により読み替えられた法人税法第六十九条の規定の適用を受けたものを除く。）について適用する。

（民間国外債の利子等の非課税に関する経過措置）

第六十九条　新租税特別措置法第六十七条の十六第二項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子又は同項に規定する発行差金について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第六十七条の十六第二項に規定する民間国外債につき支払を受けた利子又は同項に規定する発行差金については、なお従前の例による。

（経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用に関する経過措置）

第七十条　旧租税特別措置法第六十八条の二第一項に規定する承認を施行日前に受けた同項に規定する中小企業者が各事業年度終了の時において同項に規定する承認経営革新計画に従って同項の経営革新のための事業を実施している場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度」とあるのは、「各事業年度」とする。

（農林中央金庫の合併等に係る課税の特例に関する経過措置）

第七十一条　新租税特別措置法第六十八条の二第一項の規定は、施行日以後に行われる同項第五号に掲げる合併について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の二の二第五号に掲げる合併については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の二第二項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する共同事業現物出資について適用する。

（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例に関する経過措置）

第七十二条　新租税特別措置法第六十八条の三の二第一項の規定は、同項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の三の三第四項の規定は、同条第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人が施行日以後に開始する事業年度において納付する同条第四項に規定する外国法人税の額（旧租税特別措置法第六十八条の三の三第三項の規定により読み替えられた法人税法第六十九条の規定の適用を受けたものを除く。）について適用する。

（課税所得の範囲の変更等の場合の特例に関する経過措置）

第七十四条　新租税特別措置法第六十八条の三の五の規定は、施行日後に同条第一項に規定する特定普通法人が同項に規定する公益法人等に該当することとなる場合について適用する。

2　施行日から附則第一条第五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の三の五の規定の適用については、同条第一項中「一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち、」とあるのは、「医療法人のうち」とする。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十五条　新租税特別措置法第六十八条の九の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下附則第七十九条までにおいて同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十六条　新租税特別措置法第六十八条の十（第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用する。

（連結法人が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十七条　連結親法人又は当該連結親法人によ

る連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第七号に定める日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項第六号に定める機械及び装置については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の十二（第一項第七号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第七号に定める日以後に取得又は製作をする同項第七号に定める機械及び装置について適用する。

3　新租税特別措置法第六十八条の十二（第五項に係る部分に限る。）の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十八条　新租税特別措置法第六十八条の十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する大規模連結法人として政令で定める連結法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度における同条の規定の適用については、同項中「（大規模連結法人として政令で定める連結法人の当該供用年度の指定期間内における適用対象投資額」とあるのは「（平成二十年四月一日から当該供用年度終了の日までの期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額」と、「には、二百億円に当該情報基盤強化設備等の取得価額が当該適用対象投資額」とあるのは「における当該期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額については、二百億円に当該取得価額が当該合計額」とする。

（連結法人の教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十九条　旧租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項又は第二項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第八十条　新租税特別措置法第六十八条の十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の二十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十三第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の二十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十八条の二十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する資源再生化設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十八条の三十一第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の三十一第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第八十一条　新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第七号及び第二十五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の八十四第一項第二号の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う同項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の八十四第一項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（連結親法人である鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第八十二条　旧租税特別措置法第六十八条の九十四第一項に規定する連結親法人が平成二十年七月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に定める固定資産については、なお従前の例による。

（連結法人の特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置）

第八十三条　新租税特別措置法第六十八条の九十五第一項（新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第六号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第五号に定める日以後に支出する新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金について適用する。

（連結法人の特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置）

第八十四条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十五年十一月三十日までに支出する地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人に対する寄附金については、旧租税特別措置法第六十八条の九十六の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	同法第十九条第一項に	地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法（以下この項において「効力地域再生法」という。）第十九条第一項に
同法第五条第三項第三号		効力地域再生法第五条第三項第三号
同法第十九条第一項の		効力地域再生法第十九条第一項の
同法第十九条第二項		効力地域再生法第十九条第二項
租税特別措置法		所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）附則第八十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法

第三項	同条第二項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）附則第八十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九十六の二第二項

（連結欠損金額の範囲の特例に関する経過措置）

第八十五条　旧租税特別措置法第六十八条の九十七第一項に規定する最初に開始する連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（連結法人である農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例に関する経過措置）

第八十六条　新租税特別措置法第六十八条の百一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成二十一年四月一日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度における同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	（その売却した	（平成二十一年四月一日から当該連結事業年度終了の日までの期間内にその売却した
	（当該売却をした日を含む連結事業年度	（平成二十一年四月一日から当該連結事業年度終了の日までの期間（以下この項において「経過期間」という。）
	が二千頭	が二千頭に当該経過期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数
	、二千頭	、当該経過期間内の当該免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計のうち当該計算した頭数

第四項	連結事業年度が	連結事業年度（平成二十一年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度を除く。）が
第五項	前項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）附則第八十六条の規定により読み替えられた第一項

（経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用に関する経過措置）

第八十七条　旧租税特別措置法第六十八条の百九第一項に規定する承認を施行日前に受けた同項に規定する連結親法人が各連結事業年度終了の時において同項に規定する承認経営革新計画に従って同項の経営革新のための事業を実施している場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度」とあるのは、「各連結事業年度」とする。

（相続税の特例に関する経過措置）

第八十八条　相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により財産を取得した者が、当該取得した財産に属する金銭を平成二十五年十一月三十日までに地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人に対し贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）をした場合については、旧租税特別措置法第七十条第十一項及び第十二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一項	同法第十九条第一項に	地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法（以下この項及び次項において「効力地域再生法」という。）第十九条第一項に
	同法第五条第三項第三号	効力地域再生法第五条第三項第三号
	同法第十九条第一項の	効力地域再生法第十九条第一項の
	第十一項において準用する前項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第　　号）附則第八十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（第五項において「平成二十年旧法」という。）第七十条第十一項において準用する前項
	第十一項において準用する第一項	平成二十年旧法第七十条第十一項において準用する第一項
	第十一項の	同条第十一項の
第十二項	地域再生法第五条第三項第三号	効力地域再生法第五条第三項第三号

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第八十九条　新租税特別措置法第七十六条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する農地保有合理化事業を行う法人が買入れをする同項に規定する農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十六条第一項に規定する農地保有合理化事業を行う法人が買入れをした同項に規定する農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第七十八条の二の規定は、施行日以後に漁業協同組合が同条第一項に規定する権利義務の承継をする場合における当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に漁業協同組合が旧租税特別措置法第七十八条の二第一項に規定する権利義務の承継をした場合における当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3　漁業協同組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第二項に規定する合併をした場合において当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定がされる場合における同項各号に掲げる事項についての登記

に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定がされた場合における同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第八十条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する決定がされる場合における同条第一項第一号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条第二項に規定する決定がされた場合における同条第一項第一号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6　旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定経営基盤強化計画又は同条第三項第一号に規定する経営強化計画若しくは同項第二号に規定する変更後の経営強化計画が施行日前に提出された場合における同条第一項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第八十条の二第一項の規定は、施行日以後に農林中央金庫が同項に規定する事業譲渡により不動産に関する権利を取得する場合（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を除く。）における当該不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に農林中央金庫が旧租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する事業譲渡により取得した不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8　旧租税特別措置法第八十条の三第二項に規定する信用農業協同組合連合会が、施行日前に同項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けにより取得した不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9　旧租税特別措置法第八十条の三第三項に規定する特定農業協同組合が、施行日前に同項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けにより取得した不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第八十条の二第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定農業協同組合が同項に規定する合併により取得する不動産に係る権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条の三第四項に規定する特定農業協同組合が同項に規定する合併により取得した不動産に係る権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11　農業信用基金協会が、施行日前に旧租税特別措置法第八十条の四第一項に規定する保証事業の譲渡を行った場合において当該譲渡により個人又は法人が取得をした不動産の抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12　株式会社が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行った場合において、旧租税特別措置法第八十一条第九項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定であって当該期間内にされたものに係る旧租税特別措置法第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）、旧租税特別措置法第八十一条第十項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

13　株式会社が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行った場合において、旧租税特別措置法第八十一条第十項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

14　新租税特別措置法第八十三条の三第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定目的会社が取得する同項に規定する特定不動産で同項第二号の要件を満たすもの又は指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

15　新租税特別措置法第八十三条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第二項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

16　新租税特別措置法第八十三条の三第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第三項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（酒税の特例に関する経過措置）

第九十条　この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

2　施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（揮発油税及び地方道路税の特例に関する経過措置）

第九十一条　第八条の規定（租税特別措置法第八十八条の六の次に一条を加える改正規定に限る。）の施行の際、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十二条の五第一項第三号に規定する揮発油特定加工業者又は同法第十七条の三第一項に規定する揮発油生産業者の揮発油の製造場に現存する揮発油（当該製造場において製造されたものに限る。）のうち、新租税特別措置法第八十八条の七第一項各号のいずれかに掲げる物品と揮発油（同項各号に掲げる物品以外のアルコール含有物又はエチルターシャリーブチルエーテルを混和して製造したものを除く。）とを混和して製造した揮発油であって揮発油等の品質の確保等に関する法律第十三条に規定する揮発油規格に適合するもの（当該揮発油が同項各号のいずれかに掲げる物品を混和して製造したものであることにつき、政令で定めるところにより、経済産業大臣が証明したものに限る。）については、当該揮発油を同項に規定するバイオエタノール等揮発油と、当該揮発油の製造者を新租税特別措置法第八十八条の七第三項前段の届出をした者と、それぞれみなして、同条（第三項から第六項まで及び第九項を除く。）の規定を適用する。

（印紙税の特例に関する経過措置）

第九十二条　旧租税特別措置法第九十一条の二に規定する民法第三十四条の規定に基づき設立された法人であって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、同法第百六条第一項（同法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないものは、新租税特別措置法第九十一条の二に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみなして、同条の規定を適用する。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第九十三条　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第九条の三」の下に「、第九条の三の二第一項」を加え、同条第二項中「第八条の二第一項」の下に「、第九条の三の二第一項」を加え、同条第三項中「第九条の三」の下に「、第九条の三の二第一項」を加え、同条第四項中「租税特別措置法」の下に「第九条の三の二第一項」を加え、同条第五項中「第九条の三」の下に「、第九条の三の二第一項」を加え、同条第六項中「第八条の二第一項」の下に「、第九条の三の二第一項」を加え、同条第七項中「限る。）」の下に「、第九条の三の二第一項」を加え、同条第八項中「租税特別措置法」の下に「第九条の三の二第一項、」を加え、同条第九項中「第九条の三の二」の下に「、第九条の三の二第一項」を加え、同条第十一項中「租税特別措置法」の下に「第九条の三の二第一項並びに」を加え、同条第十四項及び第二十項中「第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、平成二十一年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。」を「第九条の三各号に掲げる配当等にあつては、百分の十五」に、「第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、同日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。」を「第九条の三各号に掲げる配当等にあつては、百分の十五」に改める。

第四条第二項、第四項及び第六項中「、第十条」を削る。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十四条　前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約実施特例法」という。）第三条の二第十四項の規定は、同項に規定する非居住者が平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する申告不要第三国団体配当等について適用し、同日前に前条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（第三項において「旧租税条約実施特例法」という。）第三条の二第十四項に規定する非居住者が支払を受けるべき同項に規定する申告不要第三国団体配当等については、なお従前の例による。

2　平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間（第四項において「経過期間」という。）内に新租税条約実施特例法第三条の二第十四項に規定する非居住者が支払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等（第四項において「上場株式等の配当等」という。）に係る新租税条約実施特例法第三条の二第十四項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3　新租税条約実施特例法第三条の二第二十項の規定は、居住者が平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する申告不要特定配当等について適用し、同日前に居住者が支払を受けるべき旧租税条約実施特例法第三条の二第二十項に規定する申告不要特定配当等については、なお従前の例による。

4　経過期間内に居住者が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る新租税条約実施特例法第三条の二第二十項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第九十五条　阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「第四十一条の三の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、「同項に規定する増改築等住宅借入金等」を「同条第一項又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等」に、「同項に規定する増改築等特例適用年」を「同条第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十六条　所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

（平成十七年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五十五条第三項及び第五項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第九十七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十条の二第十六項後段を次のように改める。

この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び」とする。

（輸出入取引法の一部改正）

第九十八条　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第七項中「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び」を削る。

第十七条第三項中「法人税法」の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加える。

（輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置）

第九十九条　施行日前に前条の規定による改正前の輸出入取引法第十六条第一項の規定により移行が行われた場合の事業年度については、なお従前の例による。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第百条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の八第六項中「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び」を削る。

第四十九条の九第三項中「法人税法」の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加える。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百一条　施行日前に前条の規定による改正前の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第四十九条の八第一項の規定により移行が行われた場合の事業年度については、なお従前の例による。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第百二条　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第五項中「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び」を削る。

第四十六条第二項中「法人税法」の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加える。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三条　施行日前に前条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律第四十五条第一項の規定により移行が行われた場合の事業年度については、なお従前の例による。

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

第百四条　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第十三項中「同条第四項及び第五項中「公益法人等」」を「同条第四項中「公益法人等（」に、「を除く。）」と、同法」を「並びに」と、同法」に、「同条第三項中「公益法人等」」を「同条第三項中「公益法人等（」に、「を除く。）」とする」に改める。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第百五条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「同条第四項中「公益法人等」」を「同条第四項中「公益法人等（」に、「を除く。）」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（法人である政党等を除く。）」を「並びに」に、「同条第三項中「公益法人等」」を「同条第三項中「公益法人等（」に、「を除く。）」とする」を「及び」とする」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百六条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九十四条中「別表第一第一号」を「別表第一」に改める。

附則第九十六条第一項中「別表第二第一号」を「別表第二」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第百七条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第百六十四条の二第一項中「同条第四項及び第五項中「公益法人等」」を「同条第四項中「公益法人等（」に、「を除く。）」と、同法」を「並びに」と、同法」に、「同条第三項中「公益法人等」」を「同条第三項中「公益法人等（」に、「を除く。）」とする」を「及び」とする」に改める。

（特定非営利活動促進法の一部改正）

第百八条　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「同条第四項中「公益法人等」」を「同条第四項中「公益法人等（」に、「を除く。）」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人を除く。）」を「並びに」に、「同条第三項中「公益法人等」」を「同条第三項中「公益法人等（」に、「を除く。）」と、租税特別措置法」を「及び」と、租税特別措置法」に、「もの」を「もの」とあるのは」に、「もの（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）」を「もの（特定非営利活動促進法」に改める。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第百九条　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項を削る。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第百十条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団

体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第百五条中「別表第一第一号」を「別表第一」に改める。

附則第百七条第一項中「別表第二第一号」を「別表第二」に改める。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正）

第百十一条　マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「同条第四項及び第五項中「公益法人等」」を「同条第四項中「公益法人等」（」に、「を除く。）」と、「同法」を「並びに」と、「同法」に、「同条第三項中「公益法人等」」を「同条第三項中「公益法人等（」に、「を除く。）」とする」を「及び」とする」に改める。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部改正）

第百十二条　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第八十八条のうち所得税法第十条第一項第二号及び第三号、第十一条第三項及び第四項並びに第二十三条第一項の改正規定中「第十一条第三項及び第四項」を「第十一条第二項及び第三項」に改める。

（郵政民営化法の一部改正）

第百十三条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百八条第一号イ中「別表第一第一号の表に掲げる法人」を「別表第一に掲げる内国法人」に改める。

（郵政民営化法の一部改正に伴う経過措置）

第百十四条　旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、同法第百六条第一項（同法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（同法第百三十一条第一項の規定により同法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。）は、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、前条の規定による改正後の郵政民営化法第百八条第一号イの規定を適用する。

2　旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人のうち、新所得税法別表第一に掲げる内国法人に該当しなくなったもの（前項の規定により当該内国法人とみなされているもの並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第一項及び第二項の規定により同法第五条に規定する公益認定が取り消されたものを除く。）であって、当該内国法人に該当しないことになった際（前項の規定により当該内国法人とみなされていたものにおいては、当該内国法人とみなされなくなった際）現にその郵政民営化法第百七条第一号に掲げる預金等（当該預金等に係る契約において預入期間の定めのあるものに限る。以下この項において「既契約の預金等」という。）の額の合計額が同号に規定する控除した額を超えているものについての同条の規定の適用については、既契約の預金等に係る契約において定める預入期間が経過するまでの間は、当該既契約の預金等に係る超過額は、同号に規定する合計額に算入しない。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の一部改正）

第百十五条　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「別表第一第一号の表に掲げる法人」を「別表第一に掲げる内国法人」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項の規定により同法第五条に規定する公益認定が取り消されたものを除く。）であって、当該内国法人に該当しないことになった際（前項の規定により当該内国法人とみなされていたものにおいては、当該内国法人とみなされなくなった際）現にその郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項第一号に掲げる通常郵便貯金を除く。以下この項において同じ。）の総額が前条の規定による改正後の旧郵便貯金法第十条第一項に規定する貯金総額の制限額を超えているものについての同項の規定の適用については、郵便貯金が同法第七条第一項第二号に規定する積立郵便貯金にあってはその据置期間が経過するまでの間、同項第三号に規定する定額郵便貯金にあっては同法第五十七条第一項に規定する期間が経過するまでの間又は同法第七条第一項第四号に規定する定期郵便貯金にあってはその預入期間が経過するまでの間は、当該郵便貯金に係る超過額は、同法第十条第一項に規定する貯金総額に算入しない。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第百十六条第一項（同法第百二十一条第一項の規定により同法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。）は、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、前条の規定による改正後の旧郵便貯金法第十条第一項第一号の規定を適用する。

2　旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人のうち、新所得税法別表第一に掲げる内国法人に該当しなくなったもの（前項の規定により当該内国法人とみなされているもの並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条第一項及び第二項の規定により同法第五条に規定する公益認定が取り消されたものを除く。）であって、当該内国法人に該当しないことになった際（前項の規定により当該内国法人とみなされていたものにおいては、当該内国法人とみなされなくなった際）現にその郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項第一号に掲げる通常郵便貯金を除く。以下この項において同じ。）の総額が前条の規定による改正後の旧郵便貯金法第十条第一項に規定する貯金総額の制限額を超えているものについての同項の規定の適用については、郵便貯金が同法第七条第一項第二号に規定する積立郵便貯金にあってはその据置期間が経過するまでの間、同項第三号に規定する定額郵便貯金にあっては同法第五十七条第一項に規定する期間が経過するまでの間又は同法第七条第一項第四号に規定する定期郵便貯金にあってはその預入期間が経過するまでの間は、当該郵便貯金に係る超過額は、同法第十条第一項に規定する貯金総額に算入しない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（建築士法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百十七条　建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条中登録免許税法別表第一の改正規定の前に次のように加える。

第五条第十三号中「第百五十八号」を「第百五十九号」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第百十八条　株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十九年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条のうち登録免許税法別表第三の一の項の次に次のように加える改正規定中「資本金の額」の下に「又は出資金の額」を加える。

（罰則に関する経過措置）

第百十九条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百二十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、公益法人制度改革に対応した所得税、法人税及び相続税等の関係税目についての改正を行うとともに、試験研究費の総額に係る税額控除制度と控除可能限度額を別枠とする試験研究費の増加額に係る税額控除制度等の創設、情報基盤強化税制の延長等の法人関係税制の改正、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合に寄附金控除の適用を認める制度の創設等の中小企業関係税制の改正、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の廃止、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との間の損益通算の特例の創設等の金融・証券税制の改正、土地の売買等に係る登録免許税の特例の改正、特定の断熱改修工事に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の創設等の土地・住宅税制の改正並びに非居住者等に対する利子所得の課税の見直し等の国際課税の改正を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて揮発油税及び地方道路税の税率の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに寄附税制の見直しを行うほか、法人関係税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、土地・住宅税制、国際課税、道路特定財源諸税等について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　公益社団法人、公益財団法人等について収益事業課税を適用するほか、公益社団法人及び公益財団法人が収益事業から公益目的事業の実施のために支出した金額を寄附金の額とみなすなど新たな法人類型に係る税制上の措置を講ずること。

2　法人関係税制について、試験研究費の総額に係る税額控除制度と控除可能限度額を別枠とする追加的な税額控除制度の創設等を行うこと。

3　中小企業関係税制について、一定の特定中小会社に出資した場合に寄附金控除を適用する制度を創設するほか、教育訓練費に係る特別税額控除を教育訓練費が増加しない場合でも総額の一定割合を税額控除できる制度への改組等を行うこと。

4　金融・証券税制について、上場株式等の譲渡益及び配当に係る軽減税率を廃止し、譲渡損失と配当との間の損益通算を導入するとともに、これらを円滑に実施するための平成二十一年及び二十二年の二年間の特例措置等を講ずること。

5　土地・住宅税制について、土地の売買等に係る登録免許税の特例の適用期限を延長する等の措置を講ずるほか、住宅の省エネ改修促進税制の創設等を行うこと。

6　国際課税について、いわゆるオフショア勘定で経理された預金等の利子の非課税措置の適用期限を撤廃する等の措置を講ずること。

7　道路特定財源諸税について、揮発油税、地方道路税及び自動車重量税の税率の特例措置の適用期限を十年延長する措置を講ずること。

8　その他、入国者が輸入するウイスキー等や紙巻たばこに係る酒税及びたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長するなど、適用期限の到来する特別措置の延長、既存の特別措置の整理合理化等の措置を講ずること。

9　施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成二十年四月一日から施行すること。

なお、以上の改正により、初年度において約四十億円の減収、平年度において約三千六百七十億円の増収が見込まれる。

二　議案の可決理由

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに寄附税制の見直しを行うほか、法人関係税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、土地・住宅税制、国際課税、道路特定財源諸税等について所要の措置を講じようとするもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十年二月二十九日

財務金融委員長　原田　義昭

衆議院議長　河野　洋平殿

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　一、二六五円（本体一、二一〇円）